
江藤新平関係文書の総合調査

課題番号 16320094

平成16年度～平成18年度科学研究費補助金
【基盤研究(B)(1)】研究成果報告書

平成19年3月

研究代表者

島 善高

(早稲田大学社会科学総合学術院教授)

はじめに

本報告書は、科学研究費基盤研究（B）（1）「江藤新平関係文書の総合調査」（平成 16 年度～平成 18 年度、課題番号：16320094 研究代表者：島 善高 研究分担者：小林 宏、生馬寛信、羽場俊秀、原田一明 研究協力者：小宮睦之、岩松要輔、大園隆二郎、志波深雪、大坪芳男、山口久範、松田和子、古川英文、吉田洋一、辻 富介、大間敏行 研究補助員：星原大輔、齋藤洋子、重松 優）の研究成果報告書である。

我々は、既に平成 12 年度から「江藤新平関係文書研究会」を結成し、主として佐賀県立図書館所蔵の江藤文書を解読してきているが、その研究の一環として、平成 16 年度から平成 18 年度までの 3 年間、科学研究費の補助金を得て、佐賀県立図書館以外の機関・個人が所蔵する江藤新平関係文書の総合的な調査を行なった。

今回の共同研究の最大の成果は、江藤新平の御子孫方の全面的な協力を得たことであって、お蔭で従来殆ど知られることのなかった江藤新平関係文書の存在が明らかとなった。その一端は既に『早稲田社会科学総合研究』誌上に発表した。この報告集にも「川浪家所蔵 江藤新平関係文書」を翻刻掲載した。

更に、江藤新平の郷里佐賀県の各機関・個人の快いご協力を得て、これまた従来紹介されたことのない関係史料の存在を幾つも明らかにすることができた。本報告集掲載の「江藤新平関係文書総合目録」は、一にこれらの方々のご協力の賜物であって、この場を借りて厚く御礼を申し上げる。

また本報告書の作成に当たっては、早稲田大学大学院社会科学研究科博士課程・星原大輔君の献身的な協力を得た。面倒で根気の要るデータ入力作業に従事した星原君の労を多とする。

平成 19 年 2 月 20 日

早稲田大学社会科学総合学術院教授
江藤新平関係文書研究会代表

島 善高

目 次

はじめに	島 善高 … 1
第一章 総 論	島 善高 … 3
第二章 江藤新平関係文書所在目録	星原大輔 … 8
第三章 「史料翻刻」川浪家所蔵 江藤新平関係文書	島 善高・星原大輔 … 247 (1) 齋藤洋子・重松 優
第四章 各論	
1、明治期『佐賀新聞』掲載の江藤新平関係記事	生馬寛信 … 215 (33)
2、幕末佐賀藩における江藤新平関係新史料	岩松要輔 … 207 (41)
3、明治二年五月『義祭同盟連名帳』の「薩客六人」について	大園隆二郎 … 203 (45)
4、洋銀引替一件について	大坪芳男 … 199 (49)
5、小林虎三郎撰の長岡藩「民間禁令」について—解題と翻刻—	小林 宏 … 197 (51)
6、江藤新平に対する佐賀藩の処遇	小宮睦之 … 183 (65)
7、「史料紹介」「日記其の他覚書」	志波美雪 … 181 (67)
8、江藤新平の「国法」論序説	島 善高 … 178 (70)
9、江藤新平の華族教育構想	大間敏行 … 172 (75)
10、江藤新平の宗教観に関する考察	辻 富介 … 168 (80)
11、江藤新平と高島吞象について	羽場俊秀 … 163 (85)
12、江藤家所蔵の憲法草案について	原田一明 … 160 (88)
13、「史料紹介」幕末維新期の江藤新平	星原大輔 … 144 (104)
14、「資料紹介」佐賀城本丸歴史館所蔵の「江藤家資料」「江藤家文書」について	松田和子 … 138 (110)
15、「江藤茂国氏所蔵資料」中の写真について	山口久範 … 137 (111)
16、江藤新平と久留米	吉田洋一 … 133 (115)

第一章 総論

研究代表 島 善高

1 研究の概要

研究課題名 江藤新平関係文書の総合調査

研究期間 平成 16 年度～平成 18 年度

研究組織

研究代表者 島 善高（早稲田大学・社会科学総合学術院・教授）
研究分担者 小林 宏（國學院大學・法学部・名誉教授）
研究分担者 生馬寛信（佐賀大学・文化教育学部・教授）
研究分担者 羽場俊秀（愛知赤十字短期大学・看護学科・元教授）
研究分担者 原田一明（横浜国立大学大学院・国際社会科学研究科・教授）

研究協力者 小宮睦之（佐賀県近世資料編纂委員）
研究協力者 岩松要輔（財団法人鍋島報效会徴古館館長）
研究協力者 大園隆二郎（佐賀県立図書館）
研究協力者 志波深雪（佐賀県立図書館）
研究協力者 大坪芳男（元佐賀県立佐賀北高等学校）
研究協力者 山口久範（佐賀県立佐賀城本丸歴史館）
研究協力者 松田和子（佐賀県立佐賀城本丸歴史館）
研究協力者 古川英文（福博印刷株式会社）
研究協力者 吉田洋一（久留米大学文学部専任講師）
研究協力者 辻 富介（大阪明星学園）
研究協力者 大間敏行（筑波大学大学院人間総合科学研究科博士課程）

研究補助員 星原大輔（早稲田大学大学院社会科学研究科博士課程）
研究補助員 齋藤洋子（早稲田大学大学院社会科学研究科博士課程）
研究補助員 重松 優（早稲田大学大学院社会科学研究科博士課程）

研究経費

平成 16 年度 3,900 千円
平成 17 年度 1,800 千円
平成 18 年度 2,000 千円

2 研究の経過概要

研究の前段階

明治政府初代の司法卿江藤新平が所蔵していた数多くの貴重史料は、現在、その大部分が佐賀県立図書館および佐賀県立佐賀城本丸歴史館に所蔵されており、両者合計すると1500点以上ある。これらの史料はそのほとんどがマイクロフィルムに撮影され、一般の利用にも供せられている（杉谷昭・毛利敏彦監修、広瀬順皓編修『江藤新平関係文書』北泉社、1989年）。

このマイクロ版『江藤新平関係文書』のお蔭で、江藤新平研究は非常に便利になったけれども、あえて難点を言えば、モノクロ撮影であるために、ところどころ判読困難な箇所があり、また文書の前後関係が逆であったり、あるいは欠落している箇所があったりする。そのために、本当に研究をしようとするれば、どうしても佐賀まで出かけて現物を閲覧する必要がある。

そこで筆者は、平成12年8月、佐賀県立図書館および佐賀県庁文化課の協力を得、さらに同好の研究者数名のご協力を仰いで「江藤新平関係文書研究会」なるものを組織し、これら貴重文書の翻刻作業を開始した。

この研究会は年4回、原則として季節末の最終日曜日に佐賀県立図書館の会議室に集まって、朝から夕方まで、ひたすら解読作業に取り組んでいるが、江藤宛の書翰には難解なものも多く、また虫食いもところどころあって、作業は遅々として進まない。それでも次第に解読原稿も溜まってきたので、取りあえずできあがった分から活字化することにし、江藤新平関係文書研究会編「江藤新平関係文書―書翰の部―」と題して、筆者の所属する学部の機関誌『早稲田社会科学総合研究』に順次掲載してきた（平成15年7月以降）。

平成16年度

- (1) 我々の研究を機に、各方面から江藤関係史料の情報が寄せられ、従来ほとんど紹介されたことのない関係文書が多数存在することが判明した。その中には江藤の日記をはじめとして、江藤の愛用品、江藤宛書翰、藩政改革期の書類、そして新平の遺族関係史料なども多数含まれており、従来不明であった江藤新平の思想と行動をより一層明らかにすることが可能となった。
- (2) このため、平成16年4月以降、従来からの江藤新平関係文書研究会を研究協力研究会と位置づけた上で、それとは別に、小林宏、生馬寛信、羽場俊秀、原田一明の諸氏とともに、文部科学省科学研究費の補助金を得、これらの新出史料の収集・解読を行なうことにした。
- (3) 平成15年まで研究会はそのまま継続し、佐賀県立図書館において年4回の研究会を開催し（5月29日、8月27・28日、11月27日、2月26日）、同図書館所蔵の江藤新平関係文書の解読・翻刻作業を行なった。その成果の一端が「江藤新平関係文書―書翰の部―」（6）（7）（『早稲田社会科学総合研究』第6巻2号、3号）である。

- (4) その一方で、川浪清身氏（佐賀市在住）所蔵文書の写真撮影を開始し、同時にその整理および解読作業にも着手した。その作業は、毎週土曜日、大学院生の協力を得て、早稲田大学の島研究室で行ない、そのうち、江藤新平の長男熊太郎の日記を活字化した（「川浪家所蔵江藤熊太郎日記」『早稲田社会科学総合研究』第6巻第1号）。
- (5) 新たに見出された真木なお子氏（佐賀市在住）所蔵の江藤新平関係文書の写真撮影を行なった。
- (6) なお、匿名希望某氏所蔵の江藤新平関係文書については、その一部の114点は写真撮影を行なったが、某氏が入院をされたために、残念ながら、目下、作業は中断している。

平成17年度

- (1) 平成17年5月30日、8月28、29日、11月28日、平成18年2月27日の4回、佐賀県立図書館で江藤新平関係文書研究会を開催し、佐賀県立図書館所蔵の江藤新平宛書翰を解読し、翻刻作業を行なった。この研究会には佐賀県庁文化課、佐賀県立図書館郷土資料室の全面的協力を得た。
- (2) 江藤新平の曾孫である江藤兵部氏（埼玉県在住）が所蔵される江藤新平関係文書の写真撮影を行なった。
- (3) 上記(2)の解読作業は、早稲田大学社会科学総合学院の島善高研究室で、原則として毎週土曜日に行なった。江藤兵部氏所蔵文書の解読・翻刻作業はほぼ終了したが、川浪清身氏所蔵文書の解読作業は次年度に継続することになった。
- (4) 真木なお子氏所蔵文書の解読作業を開始し、その作業は、毎週木曜日午前中、研究代表の島と、星原大輔（早稲田大学大学院生）、大間敏行（筑波大学大学院生）の3人が従事した。

平成18年度

- (1) 平成18年5月28日、8月26、27日、11月26日、平成19年3月4日の4回、佐賀県立図書館で江藤新平関係文書研究会を開催し、佐賀県立図書館所蔵の江藤新平宛書翰を解読し、翻刻作業を行なった。
- (2) 佐賀県立佐賀城本丸歴史館に所蔵されている江藤茂國氏寄贈の江藤新平関係文書のうち、従来、紹介されたことのない新たな文書90点余を写真撮影した。
- (3) 毎週土曜日、大学院生たちと行なってきた川浪清身氏所蔵文書の解読作業をほぼ終えることができた。そして匿名希望某氏所蔵文書の解読に取り掛かった。ただし、これは年度内に完了することは出来なかった。
- (4) 毎週木曜日午前中に行なってきた真木なお子氏所蔵文書の解読作業も完了し、『社会科学総合研究』第7巻第2号に掲載した。
- (5) 江藤新平関係文書の総合目録作成に取り掛かり、これを本報告集に掲載することにした。この作業には研究補助の星原大輔が従事した。

3 研究発表

【 図書 】

- 1 島善高 『副島種臣全集』第1巻 慧文社 平成16年12月 525頁
- 2 島善高 『副島種臣全集』第2巻 慧文社 平成16年12月 495頁
- 3 梧陰文庫研究会 『井上毅と梧陰文庫』（小林宏・島善高・原田一明他執筆）汲古書院
平成18年2月 389頁

【 雑誌論文 】

- 1 江藤新平関係文書研究会（代表 島善高）「江藤新平関係文書－書翰の部（4）－」『早稲田社会科学総合研究』第5巻第2号 平成16年12月 35頁～67頁
- 2 江藤新平関係文書研究会（代表 島善高）「江藤新平関係文書－書翰の部（5）－」『早稲田社会科学総合研究』第5巻第3号 平成17年3月 51頁～76頁
- 3 江藤新平関係文書研究会（代表 島善高）「江藤新平関係文書－書翰の部（6）－」『早稲田社会科学総合研究』第6巻第2号 平成17年12月 35頁～67頁
- 4 江藤新平関係文書研究会（代表 島善高）「江藤新平関係文書－書翰の部（7）－」『早稲田社会科学総合研究』第7巻第3号 平成19年3月

- 5 島善高、星原大輔 「江藤兵部氏所蔵－江藤新平関係文書」『早稲田社会科学総合研究』第5巻第3号 平成17年3月 1頁～49頁
- 6 島善高 「近代皇室制度の形成－副島種臣を手がかりとして－」『明治聖徳記念学会紀要』第41号 平成17年6月 1～21頁
- 7 島善高 「川浪家所蔵 江藤熊太郎日記」『早稲田社会科学総合研究』第6巻第1号 平成17年7月 39頁～61頁
- 8 島善高 「律令法から西欧法へ－副島種臣を手がかりとして－」早稲田大学アジア歴史文化研究所・シンポジウム報告集『近代移行期の東アジア－政治文化の変容と形成－』平成17年12月 49頁～64頁
- 9 島善高 「副島種臣と枝吉神陽」『没後一〇〇年記念・蒼海副島種臣－全心の書展－』平成18年1月 138頁～143頁
- 10 島善高 「江藤新平関係文書の総合調査」『日本歴史』第692号 平成18年1月 110頁～111頁
- 11 島善高・重松優 「峯源次郎旧蔵・大隈重信関係欧文文書」『早稲田社会科学総合研究』第7巻第1号 平成18年7月 41頁～54頁
- 12 島善高 「副島種臣－その人と思想－」『法史学研究会会報』第10号 平成18年12月 17頁～27頁
- 13 島善高 「真木なお子氏所蔵 江藤新平関係文書」『早稲田社会科学総合研究』第7巻第2号 1頁～24頁

- 14 小林宏「渡辺豹吉とその書簡について」『長岡郷土史』第42号 平成17年5月 63頁～67頁
- 15 小林宏「法制史と歴史意識」早稲田大学日本地域文化研究所編『日向の歴史と文化』行人社 平成18年1月 35頁～36頁
- 16 生馬寛信「幕末佐賀藩の学校改革と文武課業法制定」全国地方教育史学会紀要『地方教育史研究』第26号 平成17年5年 1頁～20頁
- 17 原田一明「県営渡船情報非公開処分取消請求事件」『法令解説資料総覧』第285号 平成17年10月 116頁～125頁

4、今後の課題

今回の共同研究「江藤新平関係文書の総合調査」は、一先ずこれで終ることになるが、まだまだ残された課題は多い。

その第一は、従来から行なっている佐賀県立図書館所蔵江藤新平関係文書の翻刻作業が、まだ完了していないことである。書翰の部の解読は既に三分の二程度を終了したが、書類の部はまだ全く手を付けていない。今後ともこの研究会を継続する予定である。

第二は、佐賀城本丸歴史館に所蔵される江藤家文書の中には、新たに江藤茂國氏から寄贈された史料があつて、これらはマイクロフィルムにも撮られていないので、その解読作業にも取り組まなければならない。

第三は、匿名希望某氏所蔵の江藤新平関係文書の大部分が未調査であつて、その閲覧と写真撮影の作業を行なわなければならない。

そして第四には、全国各地に散在している江藤新平関係文書の調査・収集という仕事が残されているが、この作業にはなお数多くの方々のご協力を仰がねばならない。

第二章 江藤新平関係文書所在目録

書翰

差出書翰

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
文久02.07.24	江藤新平	大木喬任/坂井辰之丞	老親の事依頼の件など	国立国会図書館憲政資料室「大木喬任関係文書」	38-06	
文久02.閏08.26	江藤新平	大木喬任/坂井辰之丞	京都の情勢報告	『江藤南白』上巻	177-178頁	
慶応04.閏04.14	江藤新平	小笠原唯八	旧藩より出兵兵糧米運送の件	個人蔵		
慶応04.閏04.22	江藤新平/小笠原唯八	尾江四郎右衛門/梯津守	両卿の守衛について	江藤兵部氏所蔵「江藤新平関係文書」	書翰01-01	1枚 15.7cm
慶応04.05.16	江藤新平	原田小四郎	上野戦争の戦況報告	『江藤南白』上巻	335-338頁	
慶応04.05.16	江藤新平	中野数馬	上野戦争の戦況報告	『江藤南白』上巻	338-339頁	
慶応04.05.00	江藤新平	不明	閏4月～5月の江戸周辺の形勢、少将直大の状況	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	31-03	
慶応04.06.26	江藤新平	清岡公張	人選の嫌不快につき未だ整わず、今日旧藩役人召し呼び人選致さすつもり	宮津市立前尾記念文庫	31	
慶応04.07.08	江藤新平	大久保利通	徳川家来扶助に関する建議を呈上	国立歴史民俗博物館「大久保利通関係資料」	43-07	
慶応04.07.14	江藤新平	大久保利通	国産の陶器を呈上	国立歴史民俗博物館「大久保利通関係資料」	43-08	
慶応04.07.28	江藤新平	山口範蔵	銀座調べ、横浜へ送銀できず	東京大学史料編纂所「特殊蒐書(維新史料引継本)」	Ⅱへ-19-8	
慶応04.08.02	江藤新平	不明	横浜送銀一条	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-403	1枚 18cm
慶応04.08.06	江藤新平	三宅慎蔵	明日屋4ツ時出頭依頼	個人蔵		
慶応04.08.08	江藤新平/長谷川二右衛門	大村益次郎	10日までに回送する4万金之内1万両の件	国会図書館憲政資料室「大村益次郎関係文書」	15-(16)	
慶応04.08.10	江藤新平	三宅慎蔵	昨日の手紙について返信延引お詫び、金座の場所、急成御用のため先乗不可	神奈川県立文化資料館「山口コレクション」	114	
慶応04.08.11	江藤新平	大村益次郎	都下鎮定の件	大村益次郎先生伝記刊行会編「大村益次郎」		

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
慶応04.08.16	江藤新平	大村益次郎	明後18日に2万両、残り3万両、20日21日の間に相廻す件承知	国会図書館憲政資料室「大村益次郎関係文書」	8-(2)	
慶応04.08.16	江藤新平	大田源次/三宅慎蔵	参殿のものへ、帰りがけに拙寓へ立ち寄り伝言依頼	神奈川県立文化資料館「山口コレクション」	115	
慶応04.08.16	江藤新平	北畠秀朝	江戸の近況報告	国会図書館憲政資料室「大木喬任関係文書」	38-20	
慶応04.08.17	江藤新平	三宅慎蔵	古金の儀承知、延引なれども今日中には夫々相運ぶ見込み	東京都立中央図書館「渡辺刀水旧蔵諸家書簡」	渡2636	
慶応04.08.18	江藤新平	大村益次郎	阿部式部嘆願の一件	『江藤南白』下巻	649頁	
慶応04.08.29	江藤新平	大村益次郎	来9月3日までに金3万両繰込の件承知	国会図書館憲政資料室「大村益次郎関係文書」	14-(5)	
慶応04.09.01	江藤新平	大久保利通	今晚四時頃来訪の旨承知	国立歴史民俗博物館「大久保利道関係資料」	43-02	
慶応04.09.06	江藤新平	大久保利通	明朝早々登城の上夫々相運び申すべき心得、お知らせ遅れ謝罪	国立歴史民俗博物館「大久保利道関係資料」	23-3-5	
慶応04.09.00	江藤新平	不明	[草案、後缺]「正論者宜敷可有御座候」云々、八兵衛	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-480	1枚16cm
慶応04.09.00	江藤新平	北島千太郎/島團右衛門/横川源蔵	掛り役のことについて	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-080	1枚18cm
明治01.09.09	江藤新平	大木喬任	東京の近況報告、東幸の件、会計人事の件、貨幣の件	国会図書館憲政資料室「大木喬任関係文書」	38-09	
明治01.09.15	江藤新平/北島千太郎/島團右衛門/村莊助/長谷川二右衛門	林次郎/伏谷又左衛門	佐藤潤三郎へ御用を申し渡す様致すべく	『甲斐鎮撫日誌四』		
明治01.10.07	江藤新平	大久保利通	飯田善助よりの別紙2封の回送、大村も一見の必要ありと思われれば、お序の際先生より回送されたし	国立歴史民俗博物館「大久保利道関係資料」	43-03	
明治01.10.08	江藤新平	大久保利通	大木昨日着、同人共々御用談あり	国立歴史民俗博物館「大久保利道関係資料」	43-04	
明治01.10.15	江藤新平	大木喬任	鮫島に関する件	国会図書館憲政資料室「大木喬任関係文書」	38-11	
明治01.10.17	江藤新平	大木喬任	今朝より横浜に出張、今晚参上のつもりだが深更に及ぶかもしれず	東京大学史料編纂所「特殊蒐書(維新史料引継本)」	Ⅱへ-225-A-1	
明治01.10.20	江藤新平/大木喬任	中野数馬	直正の至急上京を求める	『江藤南白』上巻	550頁	
明治01.10.20	江藤新平/大木喬任	中野数馬	[草案]直正の至急上京を求める	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-481	1枚18cm

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治01.10.29	江藤新平	不明	[前缺] 病氣見舞、好医選ぶよう意見	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-421	1枚 22cm
明治01.11.24	江藤新平	大木喬任	即参朝の積りだったが不快のため欠席、この手紙差上べきを失念	国会図書館憲政資料室「大木喬任関係文書」	38-03	
明治01.11.28	江藤新平	大木喬任	奥羽越三国絵図その他に関する件	国会図書館憲政資料室「大木喬任関係文書」	38-15	
明治01.11.24	江藤新平	不明	[後缺] 明25日の議事了承、欠席の可能性、愚存は別紙を以て申上	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-436	1枚 18cm
明治01.01.00.00	江藤新平	不明	明治維新に対する所感	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-462	1枚 18cm
明治01.01.00.00	江藤新平	不明	(7月～10月) 印税融通の件	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-447	1枚 18cm
明治01.01.00.00	江藤新平	不明	[断簡]	個人蔵		
明治01.01.00.00	江藤新平	大木喬任	付、相模屋政五郎より江戸市中の問書	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-063	1枚 18cm
明治01.01.00.00	江藤新平	不明	[後缺] 東京判府事仰付、知懸事の件は議論通りには行届かねると云々	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-473	1枚 18cm
明治02.01.20	江藤新平	大木喬任	貧民の御本丸跡草取りに関する件	国会図書館憲政資料室「大木喬任関係文書」	38-16	
明治02.01.21	江藤新平	不明	[後缺] 22日に横浜より出船予定、岩木屋嘉七太刀のつば頼置候こと	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-450	1枚 17cm
明治02.01.28	江藤新平	三宅慎蔵	贈品お礼	神奈川県立文化資料館「山口コレクション」	113	
明治02.01.31	江藤新平	大木喬任	発途後の行程、京都の近況報告	宮津市立前尾記念文庫	30	
明治02.01.01.00	江藤新平	不明	小幡内膳、菅銃太郎の件了解	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-446	1枚 17cm
明治02.02.06	江藤新平	大木喬任	岩倉辞職、木戸上京その他に関する件	国会図書館憲政資料室「大木喬任関係文書」	14154	
明治02.02.21	江藤新平	辨官	母親大病につき御暇願	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-74	1枚 18cm
明治02.02.22	江藤新平	大木喬任	大坂の状況報告	国会図書館憲政資料室「大木喬任関係文書」	38-10	
明治02.02.22	江藤新平	大木喬任	佐賀の状況報告	国会図書館憲政資料室「大木喬任関係文書」	38-18	
明治02.03.00	江藤新平	不明	准国老(着座改め)となり、参政仰付、石高合計150石拝領	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-82	1枚 17cm

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治02.03.28	江藤新平	大木喬任	佐賀藩藩政改革について近況報告	国会図書館憲政資料室「大木喬任関係文書」	38-19	
明治02.03カ.00	江藤新平	不明	[草案、後缺] 准国老、参政仰付、五人扶持切米、121 石加米拝領	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-435	1枚 17cm
明治02.04.02	江藤新平	小代清八/相良宗左衛門/高柳忠吉郎	明三日、福岡屋における小集につき案内状	佐賀県立博物館	文書 60	
明治02.06.00	江藤新平	中野教馬/池田文八郎/深江助右衛門	30日の御暇を願う	明治二年「御意請」上(「鍋島文庫」309-102)		
明治02.09.12	江藤新平	高柳忠吉郎	金礼券を役所へ差し上げる旨	早稲田大学図書館「大隈文書」	B366-3	
明治02.09.12	江藤新平	高柳忠吉郎	東京其外よりの相場状写受取、調達金段々御配慮被下お礼	早稲田大学図書館「大隈文書」	B366-12	
明治02.10.20	江藤新平	宿元	昨日長崎到着の報知	個人蔵		
明治02.10.20	江藤新平	相良宗左衛門	息子を祖母も愚妻も手にあまるので連れて行く	佐賀県立博物館	文書 61	
明治02.11.26	江藤新平	大久保利通	東京府における昨年の状況報告、池田庄三郎、伊東八兵衛、佐久間弥太吉、大黒屋六兵衛へ褒賞ありたし	国会図書館憲政資料室「三条家文書」	152-1	
明治02.12.17	江藤新平	大久保利通	明日発足につき、亀品些少を餞別の印に進上	国立歴史民俗博物館「大久保利通関係資料」	43-05	
明治02.12.22	江藤新平	不明	[写] 養生料下賜の御礼、名代による執奏願い	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	31-08-05	
明治02.12.23	江藤新平	不明	御菓子頂戴御礼御執奏願	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-078	1枚 19cm
明治03.00.00	江藤新平カ	不明	嫡子尚丸云々	江藤兵部氏所蔵「江藤新平関係文書」	書翰 11-1	1枚 15.3cm
明治03.02.02	江藤新平	大隈重信	今夜参邸の都合を問う	早稲田大学図書館「大隈文書」	B109	
明治03.03.22	江藤新平	辨官	御門鑑紛失につき進退伺	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-069	1枚 18cm
明治03.04.00	江藤新平	東京府	旧阿部村馬守屋敷払下願およびその許可	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-076	1枚 18cm
明治03.05.07	江藤新平	伊藤博文/大隈重信	度量衡掛員の出仕を求む	早稲田大学図書館「大隈文書」	B109	
明治03.06.16	江藤新平	木戸孝允	一両日中にお礼のため訪問希望	宮内庁書陵部「公苑諸士尺牘謄本」		
明治03.06.28	江藤新平	岩倉具視	官制絵図、和蘭州制書、官制職掌略書進呈	『江藤南白』上巻	476頁	

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治03.07.00	江藤新平	不明	昨夜子供病死	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-460	1枚18cm
明治03.閏10.25	江藤新平	大久保利通	明朝八時頃までに参殿する旨	国立歴史民俗博物館「大久保利通関係資料」	43-06	
明治03.閏10.26	江藤新平	小代清八	[前缺]	真木なお子氏所蔵「江藤新平関係文書」	書翰01	
明治03.閏10.27	江藤新平	大木喬任	贈品添え状	国会図書館憲政資料室「大木喬任関係文書」	38-12	
明治03カ.00.00	江藤新平	不明	[前缺、後缺] (明治3年以降)「太公病累依然」云々	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-456	1枚18cm
明治03カ.04.29	江藤新平	副島種臣	先日差上げの官制草案の儀に付御内決の処伺いたし	国会図書館憲政資料室「岩倉具視関係文書」	17-5-17	
明治03カ.06.06	江藤新平	岩倉具視	仰せの旨承知、尽力いたすべし	大阪大学大学院文学研究科機徳堂センター「吉永文庫」	書翰99-09	
明治03カ.11.21	江藤新平	大久保利通	勅書案等借用の件	鹿児島県歴史資料センター黎明館「玉里島津家文書」	2859	
明治04.02.11	江藤新平	品川泉庁	人物調査依頼につき返答	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-070	1枚18cm
明治04.02.25	江藤新平	岩倉具視	明26日午後第4字までに三条邸へ後藤共々参上の旨	国立歴史民俗博物館「大久保利通関係資料」	19-01	
明治04.03.29	江藤新平	大久保利通	[草案] 官制潤色案、下問案進呈	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-444	1枚18cm
明治04.03.29	江藤新平	大久保利通	官制潤色案、下問案進呈	東京大学史料編纂所「原本・古写本類」	0071-56	
明治04.04.19	江藤新平	岩村定高	今日の約束、なるだけ早目に参上の心得	個人蔵		
明治04.04.23	江藤新平	岩倉具視	明24日朝8時より参殿の仰付、拝承	佐賀県立美術館「明治維新諸公書翰」		
明治04.11.03	江藤新平	大久保利通	奉悦御発途の印まで、鳥五ツ進上	国立歴史民俗博物館「大久保利通関係資料」	23-3-6	
明治04.11.10	江藤新平	史官	休眼願	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-005	1枚28cm
明治04.12.07	江藤新平	陸奥宗光	神田川開鑿につき砂川源右衛門紹介状、落車怪我見舞い	国会図書館憲政資料室「陸奥宗光関係文書」	52-21	
明治04.12.14	江藤新平	宋戸磯	明日午後12時まで参朝依頼	国会図書館憲政資料室「山根正次文書」	7巻	
明治04.12.22	江藤新平	大隈重信	転邸を祝し、酒肴を贈る云々の書	早稲田大学図書館「大隈文書」	B109	

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治 04. 12. 27	江藤新平	横山権少外史	山縣兵部大輔より招魂社祭式の改革につき問い合わせについて	早稲田大学図書館「南大曹 旧蔵名家書翰集」	153	
明治 04. 00. 00	江藤新平	不明	[後缺] 清との和約について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-458	1枚 18 cm
明治 04. 00. 00	江藤新平	不明	従二位の死を人々が悼んでいる、天下国家のため、尽力下されるよう帰京を願う、広沢を殺害した賊が未だ分らず	佐賀城本丸歴史館「江藤家 文書」	31-01	
明治 04. 00. 00	江藤新平	不明	従二位の死を人々が悼んでいる、天下国家のため、尽力下されるよう帰京を願う、広沢を殺害した賊が未だ分らず	佐賀城本丸歴史館「江藤家 文書」	31-02	
明治 05. 01. 15	江藤新平	大木喬任	文部省の長太郎の左院少議官への転任依頼	国会図書館憲政資料室「大 木喬任関係文書」	38-04	
明治 05. 04. 17	江藤新平	宮島誠一郎	今夕の来訪待つ	「宮島誠一郎日記」		
明治 05. 05. 04	江藤新平	大橋	叙任宣旨、御請書差上げるべきであるが、書法も心得ないので、一筆書記へ命じて欲しい	東京大学史料編纂所「貴重 書」	528-7541	
明治 05. 05. 11	江藤新平	門脇重峻	別紙の旨了解	大阪大学大学院文学研究科機 徳堂センター「吉永文庫」	書翰 42-02	
明治 05. 05. 14	江藤新平	福羽美静	政府の評決にまかせて然るべき、出頭の御沙汰は承知するが、今のところ致方も無く、その上司法省の事多端	『先哲遺墨集』		
明治 05. 05. 15	江藤新平	宮島誠一郎	17日來訪依頼、後藤へも伝言依頼	「宮島誠一郎日記」		
明治 05. 06. 03	江藤新平	宮島誠一郎	明日の來訪依頼	「宮島誠一郎日記」		
明治 05. 06. 14	江藤新平	大隈重信	渋谷良次任官に関する書	早稲田大学図書館「大隈文 書」	B109	
明治 05. 08. 08	江藤新平	坂田検査助	愚息洋行の入費に関する大蔵省の動静伺い	『幕末明治英傑遺墨集』	295	
明治 05. 08. 12	江藤新平	大隈重信	福岡孝弟司法大輔転任に関する書	早稲田大学図書館「大隈文 書」	B19	
明治 06. 01. 22	江藤新平	大隈重信	横浜同行を断る	早稲田大学図書館「大隈文 書」	B109	
明治 06. 05. 12	江藤新平	コント・ド・チュレンヌ	参議就任祝賀御札	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-071	1枚 28cm
明治 06. 05. 23	江藤新平	宅	「宮内省職制、事務章程」の取扱い	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-544	1枚 19 cm
明治 06. 06. 16	江藤新平	大久保利通	お目に懸かりたい件があるので明朝明夕のうち1時間ばかりお会いしたい、都合伺い	鹿野島県歴史資料センター黎 明館「玉里島津家文書」	2047	
明治 06. 07. 29	江藤新平	上野景範	英国商人より本政府への訴訟に付、権大判事玉乃世履の取調権限	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-072	1枚 28cm

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治 06. 08. 20	江藤新平	木戸孝允	来訪になれど不在にて失礼、土産物贈呈お礼	宮内庁書陵部「公苑諸士尺牘本」		
明治 06. 09. 16	江藤新平	木戸孝允	山本格馬と面晤予定、京都府と裁判所との訴訟について詳述の心得	宮内庁書陵部「公苑諸士尺牘本」		
明治 06. 09. 21	江藤新平	木戸孝允	病状伺い、臨時裁判所の状況	宮内庁書陵部「公苑諸士尺牘本」		
明治 06. 09. 23	江藤新平	木戸孝允	京都知事参事臨時裁判所の召喚は陪審規則制定まで延期の命あり	宮内庁書陵部「公苑諸士尺牘本」		
明治 06. 09. 30	江藤新平	木戸孝允	病状伺い、贈品進呈	宮内庁書陵部「公苑諸士尺牘本」		
明治 06. 09. 30	江藤新平	大隈重信	陪審規則設定に関する意見を告ぐ	早稲田大学図書館「大隈文書」	B18	
明治 06. 09. 30	江藤新平	参議	陪審規則之廻議案の件	個人蔵		
明治 06. 10. 15	江藤新平	岩倉具視/三条実美	朝鮮使節派遣の件	『江藤南白』下巻	244-246 頁	
明治 06. 10. 15	江藤新平	岩倉具視	朝鮮使節派遣の件	国会図書館憲政資料室「三条家文書」	152-02	
明治 06. 10. 15	江藤新平	岩倉具視	朝鮮使節派遣の件	岩倉公旧蹟保存会对岳文庫「岩倉具視関係文書」	17-28-2-10	
明治 06. 10. 17	江藤新平	大木喬任	辞表提出に関する件	国会図書館憲政資料室「大木喬任関係文書」	38-14	
明治 06. 12. 01	江藤新平	丹羽正庸	明日9時までに副島宅へまず集まる約束につき、差支えあらばそれまでにお知らせするよう依頼	『江藤南白』下巻	278 頁	
明治 06. 12. 01	江藤新平	丹羽正庸	[草案] 明日10時までに副島宅へ先ず集まる約束につき、差支えあらばそれまでにお知らせするよう依頼	川浪家所蔵「江藤新平関係文書」	書翰 06-01	
明治 06. 12. 11	江藤新平	板垣退助/後藤象二郎/副島種臣	14日三条邸へ伺いたく、都合伺い	『江藤南白』下巻	280-281 頁	
明治 06. 12. 11	江藤新平	森寺常德	14日一同揃いの上三条邸へ12時頃までに伺う旨報知	『江藤南白』下巻	282-283 頁	
明治 06. 00. 00	江藤新平		小野組転籍事件に対する臨時裁判所の方針案	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	913-004	1枚 18cm
明治 06. 00. 00	江藤新平	不明	司法大輔よりの問合せに対する返答	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-433	1枚 18cm
明治 07. 01. 00	江藤新平	不明	[草案] 御用滞御免ならびに帰県許可願い	真木なお子氏所蔵「江藤新平関係文書」	書翰 02	
明治 07. 02. 19	江藤新平	坊城式部頭	別紙決載の激の奏上依頼	『江藤南白』下巻	463 頁	

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治07.02.19	江藤新平	後藤象二郎/板垣退助/副島種臣	佐賀戦争の状況報告	国立公文書館内閣文庫「岩倉具視関係文書」	53-2(木)	
明治07.03.27	江藤新平	岩倉具朝/大木喬任/大久保利通/大隈重信/木戸孝九/三条実美	罪の次第および寸辞拝謁申し述べたい、東上の路行できるよう御沙汰くださいましたし、それまで土州滞在のつもり	国立歴史民俗博物館「大久保利通関係資料」	37-09	
明治07.03.27	江藤新平	岩倉具朝/大木喬任/大久保利通/大隈重信/木戸孝九/三条実美	罪の次第および寸辞拝謁申し述べたい、東上の路行できるよう御沙汰くださいましたし、それまで土州滞在のつもり	国会図書館憲政資料室「川村正平関係文書」	23	
明治00.01.03	江藤新平	大隈重信	遅参の報知	早稲田大学史資料センター「早稲田大学中学校高等学校寄贈 大隈重信関係文書」		
明治00.01.14	江藤新平	御宅	紙面の趣承知云々	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-108	1枚 19cm
明治00.01.21	江藤新平	不明	風邪のため病臥、今夕来訪依頼	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-359	1枚 21cm
明治00.01.27	江藤新平	不明	明晩来訪依頼	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-360	1枚 16cm
明治00.01.晦	江藤新平	副島種臣	贈物進呈	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-073	1枚 17cm
明治00.03.05	江藤新平	不明	所勞に付参殿不能	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-366	1枚 21cm
明治00.03.15	江藤新平	大隈重信	母堂様お見舞いとして、かすてら五包進上	東京都立中央図書館「渡辺刀水旧蔵諸家書簡」	渡 1564	
明治00.03.27	江藤新平	大隈重信	今夕3時過ぎ参上希望、都合伺い	古湯温泉旅館「清川」蔵		
明治00.03.27	江藤新平	宿元	西洋紙入りなど神祇省に持参のこと	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-31	1枚 18cm
明治00.04.05	江藤新平	宿元	長権太史宅、久米文一郎返事など	個人蔵		
明治00.04.10	江藤新平	不明	過刻参殿失念、明朝参殿の心得	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-370	1枚 16cm
明治00.04.12	江藤新平	楠田英世	昨日来訪の件	江藤兵部氏所蔵「江藤新平関係文書」	書翰 01-02	1枚 15.5cm
明治00.04.30	江藤新平	不明	瀧下につき加養願	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-075	1枚 18cm
明治00.05.00	江藤新平	不明	愚一刀呈上のところ、懇書ならびに国産の反物贈り頂きお礼	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-441	1枚 18cm
明治00.05.03	江藤新平	不明	今夕来訪依頼	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-077	1枚 18cm

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治00.05.04	江藤新平	木戸孝允	[前缺] 海外での戦は朝上の不体裁、速に究明すべし	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	29	
明治00.06.10	江藤新平	岩倉具視	(明治3年または4年) 建白書誦読の処具眼の人と存ず、一度新平に面会仰付られたし	国会図書館憲政資料室「岩倉具視関係文書」	42876	
明治00.06.14	江藤新平	不明	陶器注文見合せ	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-387	1枚 18cm
明治00.06.17	江藤新平	大隈重信	横浜行汽車賃を返却す	早稲田大学図書館「大隈文書」	B109	
明治00.06.22	江藤新平	大木喬任	借覽中の書類返却その他の件	国会図書館憲政資料室「大木喬任関係文書」	38-05	
明治00.06.晦	江藤新平	大木喬任	中納言の御用不相済、滞宿中なるも一同帰国の旨その他の件	国会図書館憲政資料室「大木喬任関係文書」	38-17	
明治00.07.01	江藤新平	権大丞	御伴断りについて	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-390	1枚 22cm
明治00.07.09	江藤新平	不明	代金は1500円ではすまじ、至急登城を求む	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	31-06	
明治00.07.11	江藤新平	小代清八	在宿の日時の伺い	佐賀県立博物館「鍋島家資料目録」	117-1	
明治00.07.11	江藤新平	小代清八/野副弥三郎	集会の案内状	鍋島報効会所蔵「鍋島家資料」	A-46	
明治00.07.24	江藤新平	副島種臣	今晚暮より入来依頼	『江藤南白』下巻	634頁	
明治00.07.29	江藤新平	山口市郎	品物進呈口上	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-081	1枚 18cm
明治00.08.07	江藤新平	豊圭	今夜狂駕の可否伺い	江藤兵部氏所蔵「江藤新平関係文書」	書翰01-03	1枚 13.5cm
明治00.08.09	江藤新平	不明	(明治3年または4年) 先日奉呈の草案仰付られの章程取立ての御用済ならば御下げ願いたし	国会図書館憲政資料室「岩倉具視関係文書」	17-5-27	
明治00.08.09	江藤新平	不明	(明治3年または4年) 先日奉呈の草案仰付られの章程取立ての御用済ならば御下げ願いたし	東京大学史料編纂所「貴重書」	634-11053	
明治00.09.14	江藤新平	岩倉具視	(明治3年または4年) 別紙順席書呈上	国立歴史民俗博物館「大久保利道関係資料」	15-6-4	
明治00.09.16	江藤新平	相良宗藏	博物新編落手の件	富岡家所蔵史料	42-51	
明治00.10.21	江藤新平	大木喬任	色々閑話があるので、来訪依頼	国会図書館憲政資料室「大木喬任関係文書」	38-07	
明治00.10.27	江藤新平	中島安永	短刀借用の件	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-035	1枚 16cm

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治00.11.16	江藤新平	大木喬任	木戸宅へ同伴に関する件	国会図書館憲政資料室「大木喬任関係文書」	38-20	
明治00.11.18	江藤新平	大木喬任	急々溜池岩村へ参上は不可、午後3時過頃参上のつもり	国会図書館憲政資料室「大木喬任関係文書」	38-02	
明治00.11.25	江藤新平	大木喬任	頭痛のため不参通知の件	国会図書館憲政資料室「大木喬任関係文書」	38-01	
明治00.11.晦	江藤新平		訪問希望	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-99	1枚 20cm
明治00.12.02	江藤新平	宿元	迎いを2時頃差し遣わすよう指示	個人蔵		
明治00.12.08	江藤新平	松浦武四郎	贈品お礼、心境報知	松浦武四郎記念館「松浦一雄氏寄贈松浦武四郎関係資料」	110-05	
明治00.12.26	江藤新平	大木喬任	三条公御召しに付その後参堂の件	国会図書館憲政資料室「大木喬任関係文書」	38-13	
明治00.00.01	江藤新平	不明	息子熊太郎洋学・学問のことについて	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-079	1枚 18cm
明治00.00.20	江藤新平	馬渡八郎	返信の滞りを謝辞	佐賀県立博物館蔵「鍋島家資料目録」	106	
明治00.00.23	江藤新平	不明	明24日暮頃訪問希望、都合伺い	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-445	1枚18 cm
明治00.閏00.12	江藤新平		陶器の件につき、草案の通り別紙を認め進呈	千住家文書	54-2-177	17 cm
明治00.00.00	江藤新平	不明	(明治5年または6年) 天照皇神宮御宮選擇所の件	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-439	1枚18 cm
明治00.00.00	江藤新平	不明	[後缺] 一昨日来訪感謝、二時過頃参館の心得	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-442	1枚16 cm
明治00.00.00	江藤新平	不明	漢詩草稿カ	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-448	1枚16 cm
明治00.00.00	江藤新平	不明	姦婦云々	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-449	1枚18 cm
明治00.00.00	江藤新平	不明	津田某の死を悼む	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-451	1枚16 cm
明治00.00.00	江藤新平	不明	[草案] 一条の儀	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-454	1枚18 cm
明治00.00.00	江藤新平	不明	贈答品御礼	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-455	1枚18 cm
明治00.00.00	江藤新平	不明	[後缺] 面会を乞う	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-457	1枚18 cm

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治00.00.00	江藤新平	不明	[後缺] 一昨日手療治云々	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-459	1枚18cm
明治00.00.00	江藤新平	不明	[後缺] (慶応4年6月以降) 敵地形勢探索	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-464	1枚18cm
明治00.00.00	江藤新平	不明	[断簡] 来訪依頼	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-033	1枚18cm
明治00.00.00	江藤新平	不明	[後缺] 明2日谷小議官への通達は見合わせ、明日参朝して伺うつもり	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	31-04	
明治00.00.00	江藤新平	不明	業平・人丸(麻呂)の歌評、明日の予定	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	31-05	
明治00.00.00	江藤新平	不明	[草案] 開陽丸、逃走中大風雨に遭い行方不明、徳川家臣の処置は三区分に行われたし	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	31-7	
明治00.00.00	江藤新平	不明	[断簡] 参殿のつもり、よんどころない公事にて不判然	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	31-08-01	
明治00.00.00	江藤新平	不明	夜前より養生のため不快は直しくなり、参殿のつもり	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	31-08-02	
明治00.00.00	江藤新平	不明	今朝の失敬を謝す、明日よりご発途、国家のため御苦勞千万、御帰朝を待つ	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	31-08-03	
明治00.00.00	江藤新平	不明	手紙拝見、自らの病気を氣遣ってくれたことに対しお礼	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	31-08-04	
明治00.00.00	江藤新平	不明		国会図書館憲政資料室「河野広中関係文書」	308	
明治00.00.00	江藤新平	宿元	「とも人被差遣候節」云々	個人蔵		
明治00.00.00	江藤新平	宿元	[封筒のみ]	個人蔵		
明治00.00.00	江藤新平	木戸孝允	[封筒のみ]	個人蔵		
明治00.00.00	江藤新平	不明	[断簡] お尋ねの用件、托していた品物の受取可否	個人蔵		
明治00.00.00	江藤新平	不明	[断簡] 「過刻御断致置候」云々	個人蔵		
明治00.00.00	江藤新平	不明	[後缺]	川浪家所蔵「江藤新平関係文書」	書翰06-02	
明治00.00.00	江藤新平	加賀権作	[断簡]	佐賀城本丸歴史館「江藤家史料」	目録未掲載	
明治00.00.00	江藤新平	不明		佐賀城本丸歴史館「江藤家史料」	目録未掲載	

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治00.00.00	江藤新平	不明	建白書急務七条について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-443	1枚16 cm
明治00.00.00	江藤新平	不明	〔後缺〕昨日は膝頭腫物にて座着難渋のため不参、今日も脳気 等不浄のため不参、明日は参上の心得	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-472	1枚 17cm
明治00.00.00	江藤新平	不明	婚式の義につき横山氏へ一筆依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-475	1枚16 cm
明治00.00.00	江藤新平	不明	〔草案〕陶器について別紙草案のとおり差し進めること	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-477	1枚17 cm
明治00.00.00	江藤新平	不明	〔草案〕補助の人選について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-478	1枚 20cm
明治00.00.00	江藤新平	不明	〔草案、前缺〕「事も有之歟と難計訳者」云々	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-479	1枚 14cm

来翰

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治06.01.24	秋月種樹	江藤新平	帰国挨拶と舊縣士族坂田深の司法省採用につき推薦	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-001	1枚 16cm
明治00.08.12	朝倉欽吾/加藤久世	江藤新平	(明治4年以降)書付明朝お達しの旨	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-002	1枚 20cm
慶応04.07.25	足立忠次郎	江藤新平/島義勇	金座方探案について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-003	1枚 19cm
慶応04.07.25	足立忠次郎	江藤新平/島義勇	貨幣吹立、金座方探案について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-004	1枚 19cm
慶応04.07.29	足立忠次郎	江藤新平	佳節を休とするかについての伺	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-005	1枚 19cm
慶応04.07.29	足立忠次郎	不明	公務のための入用金の用立て	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-007	1枚 19cm
慶応04.08.07	足立忠次郎	江藤新平	貨幣吹立	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-008	1枚 19cm
慶応04.08.18	足立忠次郎	江藤新平	大楯建についての紹介状	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-009	1枚 19cm
慶応04.08.24	足立忠次郎	江藤新平	過日奉願置候一条云々	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-010	1枚 19cm
慶応04.00.00	足立忠次郎	不明	内用金の件	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-011	1枚 19cm

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治 01. 11. 21	足立忠次郎	江藤新平	金座における鑄銭について	川浪家所蔵「江藤新平関係文書」	書翰 01-01	
明治 06. 03. 29	有馬頼威	江藤新平	内話の件、家從機部始へ返答願	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-368	1枚 19cm
明治 06. 04. 12	有馬頼威	江藤新平	山田武雄身分に付依頼	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-012	1枚 29cm
明治 00. 09. 25	飯田圭介	江藤新平	忠五郎志願の儀について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-013	1枚 16cm
慶応 04. 00. 00	家永恭種	江藤新平	参上の用件について	個人蔵		
明治 06. 03. 10	家永恭種	江藤新平	今泉利春、崎玉出張奉命のところ、当地にて諸先生方の御訓を蒙り勉勵したとの志願につき取り計らいを願う	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	01	
慶応 04. 08. 01	池田庄三郎/中村庄助	江藤新平	座方出張三万円相渡候、吹方の儀	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-594	1枚 18cm
慶応 04. 08. 06	池田庄三郎	江藤新平	訪問延引のことわり状	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-017	1枚 19cm
慶応 04. 08. 00	池田庄三郎	江藤新平	神奈川裁判所より洋銀、壹分銀に吹立の約定について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-016	1枚 20cm
明治 01. 09. 16	池田庄三郎	江藤新平	塩鯉の贈答	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-018	1枚 19cm
明治 01. 11. 05	池田劬	江藤新平	訪問の際他出に付あいさつ状	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-014	1枚 19cm
明治 00. 11. 14	池田劬	江藤新平	(明治2年以降) 戸籍送籍について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-015	1枚 20cm
明治 02. 03. 02	池田文八郎/岩村右近/中野数馬/張玄一/深江助右衛門/前山清一郎	江藤新平	即刻御用につき登城通知	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-132	1枚 15cm
明治 01. 11. 07	池田藤左衛門	江藤新平	商法司の取扱いについて	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-019	1枚 18cm
明治 00. 05. 晦	石井竹之助	江藤新平	魯西亜太子軍艦被にて米国新約克に罷越旨親睦の為か、天主邪蘇の争いについて、「Grand Hotel」の絵入り	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	02	
明治 00. 07. 25	石川倫弘	江藤家侍使	(明治5年または6年) 出頭不能の断り状	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-28	1枚 19cm
明治 06. 01. 01	石川又太郎	江藤新平	新年のあいさつ	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-21	1枚 16cm
明治 06. 01. 07	石川又太郎	江藤新平	御機嫌伺い	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-22	1枚 16cm

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治 06. 01. 07	石川又太郎	江藤新平	乍恐口上覚、近況報告	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-23	1枚 16 cm
明治 06. 01. 07	石川又太郎	江藤新平	人物紹介	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-27	2枚 16 cm
明治 06. 04. 17	石川又太郎	江藤新平	御機嫌伺い	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-24	1枚 16 cm
明治 06. 04. 18	石川義形(又太郎)	江藤家執事	乍恐口上覚、政府探索方とりたて依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-25	1枚 16 cm
明治 00. 07. 25	石川又太郎	江藤新平	御機嫌伺い	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-26	1枚 16 cm
明治 00. 05. 12	石橋	江藤新平	御沙汰の一件、大蔵省より出張所へ請取との通達	佐賀城本丸歴史館「江藤家 文書」	03	
慶応 04. 06. 13	井関齊右衛門	江藤新平	印税融通の儀につき	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-030	1枚 18 cm
慶応 04. 08. 16	井関齊右衛門/寺島 陶蔵	江藤新平	町人岡田屋政三郎并手代星二召捕方の儀	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-567	1枚 20 cm
明治 06. 04. 20	磯部始	江藤新平	有馬頼成より山田武雄事件につき申し入れ	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-031	1枚 21 cm
明治 06. 10. 18	板垣退助/大木喬任 /副島種臣	江藤新平	大事件出来につき即刻出仕致すべく心得	『江藤南白』下巻	253頁	
明治 06. 12. 11	板垣退助	江藤新平	副島お答えの通り、14日 10時お供	『江藤南白』下巻	281頁	
明治 02 九. 03. 18	犬塚/丹羽/牟田/山 中一郎	江藤新平	船乗込み補欠人員について指図を願う	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-753	1枚 14 cm
明治 03. 01. 05	犬塚謙太郎	江藤新平	年頭の祝詞	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-033	1枚 16 cm
明治 03. 02. 25	犬塚謙太郎	江藤新平	明治 2 年 12 月の襲撃事件による負傷に対する見舞状	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-032	1枚 17 cm
明治 04. 07. 29	犬塚謙太郎	江藤新平	袴地進呈のこと	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-401	1 枚 19cm
明治 03. 12. 02	三条家入谷次郎	江藤新平	明朝参殿依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-034	1枚 20 cm
明治 00. 00. 25	岩倉家使	江藤新平	訪問延期、明 26 日來訪依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-036	1枚 18 cm
明治 02. 02. 14	岩倉家執事	江藤新平	面会申入れ	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-038	1枚 19 cm
明治 03. 08. 16	岩倉家執事	江藤新平	新銭座紀州邸に取極め	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-039	1枚 16 cm

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治04.11.02	岩倉家令	江藤家侍史	鳥進呈	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-037	1枚18cm
明治06.02.00	岩倉家使	江藤新平	お悔みのお礼	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-035	1枚16cm
明治01.12.10	岩倉具視/三条実美	江藤新平	東京府設立につき協力要請(付)同日付東京府宛弁事書翰、11日付江藤新平宛東京府書翰	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-282	1枚22cm
明治03.04.23	岩倉具視	江藤新平	病の為面会不能のおわびと御出を乞う	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-042	1枚19cm
明治03.06.06	岩倉具視	江藤新平	四藩版籍奉還の事	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-043	1枚20cm
明治03.06.09	岩倉具視	江藤新平/山口尚芳	依頼の件尽力を乞う	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-044	1枚19cm
明治03.06.10	岩倉具視	江藤新平	出会の約束、大綱の清書依頼	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-045	1枚20cm
明治03.08.09	岩倉具視	江藤新平	一省中改革一切落着後、頼みたき事件あり	『江藤南白』上巻	571頁	
明治03.08.12	岩倉具視	江藤新平	大蔵金米出入の件、公卿家禄旧百官禄制につき手順など取調依頼	『江藤南白』上巻	572頁	
明治04.02.25	岩倉具視	江藤新平	江藤・岩倉・後藤3人出会の約束を変更の申入れ	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-041	1枚16cm
明治04.04.20	岩倉具視	江藤新平	取調物明日二時頃御持参なる様尽力下されたし、触頭云々の義も引続き御勤考規則御立て下さるべし	国会図書館憲政資料室「岩倉具視関係文書」	20-07	
明治04.04.20	岩倉具視	江藤新平	依頼の取調書明日2時までに持参	岩倉公旧蹟保存会对岳文库「岩倉具視関係文書」	8-1-59	
明治04.05.05	岩倉具視	江藤新平	制度の義決定の処御談申したし、触頭の処も東西京府より頻りに催促何卒勤考明日持参下されたし他	国会図書館憲政資料室「岩倉具視関係文書」	20-21	
明治04.05.10	岩倉具視	江藤新平	官位相当表他草案7通の返却依頼	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-040	1枚19cm
明治04.08.09	岩倉具視	江藤新平	省改革の事	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-046	1枚17cm
明治06.10.24	岩倉具視	江藤新平	今日勅答の御沙汰を別紙写にて達	『江藤南白』下巻	271-272頁	
明治02.03.00	岩村右近	池田文八郎/江藤新平/副島種臣/張玄一/中野数馬/深江助右衛門/前山清一郎	口上覚、倅理一郎拜副願い	明治二年「御意請」上(「鍋島文庫」309-102)		
明治02.07.01	岩村右近	江藤新平	佐賀来訪依頼	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-054	1枚16cm

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治02.08.28	岩村右近	江藤新平	今日不参、贈品進呈	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-050	1枚17 cm
明治02.09.29	岩村右近	江藤新平	正四位着藩についての連絡	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-051	1枚 16cm
明治02.12.29	岩村右近	江藤新平	期延引につき連絡	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-053	1枚18 cm
明治03.06.19	岩村右近	江藤新平	明20日5時溜池屋敷へ呼出	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-048	1枚 16cm
明治03.06.21	岩村右近	江藤新平	明22日5時溜池屋敷へ呼出	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-049	1枚17 cm
明治03.10.15	岩村定高	江藤新平	ポドインへ眼病治療のため不参のこと、明面会のこと	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-057	1枚 16cm
明治05.03.07	岩村右近	江藤新平	山形県の近況報告、島の秋田県着県の様子	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-047	1枚 16cm
明治05.08.12	岩村定高	江藤新平	餞別として贈物進呈	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-056	1枚17 cm
明治00.02.07	岩村右近	江藤新平	今日尾張屋参集の時刻伺い	川浪家所蔵「江藤新平関係 文書」	書翰 03-01	
明治00.10.26	岩村右近	江藤新平	今日1時来訪依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-052	1枚17 cm
明治00.00.01	岩村右近	江藤新平	向島先行依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-055	1枚17 cm
明治00.00.00	岩村	江藤新平	〔封筒のみ〕	川浪家所蔵「江藤新平関係 文書」	書翰 02-01	
明治06.07.28	上野景範	江藤新平	英国訴訟取調委員草案通り申し渡すよう依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-058	1枚18 cm
明治00.03.08	右大臣	江藤新平	[明治3年または4年] 明日参朝通知	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	939-078	1枚 18cm
明治03.01.14	浦久平	江藤新平	朝廷より椽百石拝領被仰付旨の目録ならびに書付の受領の件	個人蔵		
明治03.02.07	浦久平	江藤新平	切米請私残銀落手伺い、近況報告	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-059	1枚17 cm
明治00.07.26	江口央助	江藤新平	何分のお手当にこれ有之べき哉	川浪家所蔵「江藤新平関係 文書」	書翰 05-01	
明治00.10.08	江口央助	江藤新平	樋口貞一、古賀松一郎、志波原八太夫、山口義三郎の件	個人蔵		
明治00.09.10	江口村吉	江藤	昨9日福岡氏始め一同帰途々々	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-064	1枚16 cm

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治00.05.02	江藤源作	江藤新平	煙草進呈、小三郎怪我の知らせ	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-068	1枚16cm
明治00.05.08	江藤源作	江藤新平	松村操紹介状	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-066	1枚18cm
明治06.12.28	榎本六兵衛	江藤新平	金払渡覚	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-083	1枚17cm
明治00.11.26	榎本八兵衛	江藤新平	贈物添え状	個人蔵		
明治00.12.28	榎本六兵衛	江藤新平	利東取調金504円差上げ	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-084	1枚17cm
明治00.00.00	榎本六兵衛	江藤新平	[封筒のみ]	川浪家所蔵「江藤新平関係文書」	書翰07-01	
明治06.07.15	円城寺奎内	江藤新平	税金についての意見書	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-085	1枚25cm
元治01.11.18	大木喬任	江藤新平	福岡木屋瀬宿にて諸品高値にて困っている旨、在陣中の軍隊の現状を嘆く、福岡藩の内情	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	05-い	
慶応04.06.25	大木喬任	江藤新平	火急御用にて長州藩木戸準一郎同道にて当地着、示談したい件につき、上御屋敷原田小四郎殿小屋へ来訪依頼	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	05-て	
慶応04.00.00	大木喬任	江藤新平	片桐省介と御談台下さるよう依頼。御面話致したいので上京するか、私が東下すべきか、お知らせ下さるよう依頼	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	05-な	
明治01.10.21	大木喬任	江藤新平	鮫島来訪中につき、来訪依頼	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-440	1枚22cm
明治01.11.11	大木喬任	江藤新平	東京府へ朝五ツ時より出仕依頼	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-087	1枚20cm
明治01.11.11	大木喬任	江藤新平	今日東京府の事につき打合いたし、是非出仕を願う	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	05-か	
明治01.11.20	大木喬任	江藤新平	昨夜三岡到着、明日東京府の儀につき参内を願う	佐賀県立博物館	文書65	
明治01カ.00.00	大木喬任	江藤新平	御不参内ならば、その旨三岡氏へ連絡されたし	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-453	1枚20cm
明治02.01.03	大木喬任	江藤新平	今日より東京府に出勤依頼、今日中に大表丈取極たし	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	05-う	
明治02.01.27	大木喬任	江藤新平	東京は潜伏伏く守衛手薄、新潟は知府事がないため方向立たず	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	05-さ	
明治02.03.28	大木喬任	江藤新平/副島種臣	明治天皇着京の知らせ	個人蔵		
明治02カ.03.23	大木喬任カ	不明	高柳忠吉・片川源内両人御差出間敷や云々	川浪家所蔵「江藤新平関係文書」	書翰08-03	

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治03.11.16	大木喬任	江藤新平	明後18日退朝後、同伴の上、木戸宅へ罷り出る約束につき、都合伺い	川浪家所蔵「江藤新平関係文書」	書翰08-04	
明治05.07.17	大木喬任	江藤新平	19日20日21日のいずれか都合のよい日に来訪依頼	江藤兵部氏所蔵「江藤新平関係文書」	書翰02-01	1枚 17.5cm
明治05.10.25	大木喬任	江藤新平	池田弥一の文部省再用困難、司法省にて採用を求む	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	05-の	
明治06.01.14	大木喬任	江藤新平	明15日午後3時に茅屋へ来駕願う	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	05-ぬ	
明治00.01.05	大木喬任	江藤新平	年賀、面談したいため在宿の日付を問い合わせ	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	05-す	
明治00.02.22	大木喬任	江藤新平	申上げたさ件多々あるため、今日は4時半前に余事差し繰りの上來駕依頼	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	05-に	
明治00.02.24	大木喬任	江藤新平	談判申出、皇居への出向を願う。	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	05-え	
明治00.03.24	大木喬任	江藤新平	明25日夕刻より小集につき、茅屋へ来訪依頼	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	05-け	
明治00.03.26	大木喬任	不明	(幕末) 来訪日時伺い	川浪家所蔵「江藤新平関係文書」	書翰08-01	
明治00.03.30	大木喬任	江藤新平	面談の義、都合のつく日時の報知を願う	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	05-せ	
明治00.04.01	大木喬任	江藤新平	今日参上のつもり	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-094	1枚20cm
明治00.05.20	大木喬任	江藤新平	木戸来訪中につき、来訪依頼	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-086	1枚20cm
明治00.06.13	大木喬任	江藤新平	大坂・東京・長崎・箱館・新潟などに平準士を設置し、国内の物価を平均安定すべし、小金原開墾印幡通利堀割の件	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	05-は	
明治00.07.01	大木喬任	江藤新平	訪問断りについて	佐賀県立博物館	文書64	
明治00.07.04	大木喬任	江藤新平	14日15日の間杉野宅で集會開催の予定につき都合伺い、両日とも都合の場合は日取を連絡されたし	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	05-し	
明治00.07.10	大木喬任	江藤新平	不快にて引き入りにつき、今夕来訪依頼	真木なお子氏所蔵「江藤新平関係文書」	書翰03	
明治00.08.15	大木喬任	江藤新平	明日二宮より深川扇橋へ罷り出る旨	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	05-あ	
明治00.08.23	大木喬任	江藤新平	都合伺い	佐賀県立博物館蔵「鍋島家資料目録」	117-3	
明治00.08.31	大木喬任	江藤新平	今日尋ねたき件あり、都合の問合せ	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	05-つ	

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治00.10.04	大木喬任	江藤新平	今日四谷へ参る件、差し支えあり	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	05-お	
明治00.10.19	大木喬任	江藤新平	魯西亜事情に関する願い	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	05-ひ	
明治00.10.26	大木喬任	江藤新平	伺いたき儀あり、来訪か訪問か、都合のよき方の連絡を求む	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	05-ね	
明治00.10.28	大木喬任	江藤新平	今夕来訪依頼	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-419	1枚22cm
明治00.11.23	大木喬任	江藤新平	今晩三条邸へ参殿につき、彼の議事事前に打ち合わせのための参上の都合伺い	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-088	1枚20cm
明治00.11.25	大木喬任	江藤新平	昨夜のお礼	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-089	1枚16cm
明治00.11.25	大木喬任	江藤新平	岩村参上と約束	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-092	1枚18cm
明治00.11.27	大木喬任	江藤新平	紙面の趣承知	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-090	1枚20cm
明治00.11.29	大木喬任	江藤新平		佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	目録未掲載	
明治00.12.03	大木喬任	江藤新平	岩村と彼是談判仕りたし	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	05-そ	
明治00.12.17	大木喬任	江藤新平	慰労状	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-091	1枚20cm
明治00.12.22	大木喬任	江藤新平	銀箔一件	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-096	1枚21cm
明治00.12.24	大木喬任	江藤新平	副島宅への来訪依頼	川浪家所蔵「江藤新平関係文書」	書翰08-05	
明治00.00.13	大木喬任	江藤新平	今日皇居・東京府出仕の儀、晩7ツ時集会の筈。彼の弁事、議定の件取斗う旨	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	05-ち	
明治00.00.27	大木喬任	江藤新平	頭痛・発熱により今晚7ツ時半よりの約束を断り、明日・明後日の都合の伺い	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	05-こ	
明治00.00.00	大木喬任	江藤新平	これより訪問の心得、都合伺い	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-093	1枚22cm
明治00.00.00	大木喬任	江藤新平	別紙につき北島その他とお懸け合い願い	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-095	1枚20cm
明治00.00.00	大木喬任	江藤新平	[草案] 江藤辞表について	国会図書館憲政資料室「大木喬任関係文書」	544-1	
明治00.00.00	大木喬任	江藤新平	民部省屯所へ御出陣か、または局へ罷出るか	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	05-く	

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治00.00.00	大木喬任	江藤新平	東京府の事、役人改革の件など、旧幕脱浪士ら救助のため、関八州にて開塾を行う件	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	05-さ	
明治00.00.00	大木喬任	江藤新平	大久保との自宅面談につき段取り済み、今夜は延引のためこの機に是非相談したい	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	05-た	
明治00.00.00	大木喬任	江藤新平	相公より尋ねの件、本来自分一人の了見を述べるべきだが、貴殿宅にてご相談に及びたい	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	05-と	
明治00.00.00	大木喬任	江藤新平	〔封筒のみ〕	個人蔵		
明治00.00.00	大木喬任	江藤新平	〔封筒のみ〕「京都一条通り大宮西入ル中村吉之助口」	川浪家所蔵「江藤新平関係文書」	書翰 08-06	
明治00.00.00	大木喬任カ	不明	月給受取について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-062	1枚 21cm
明治01カ.10.18	大久保一蔵	江藤新平	今夕日暮れより三条邸へ参殿依頼	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-097	1枚 20cm
明治06.06.16	大久保利通	江藤新平	明朝御都合のよき時に来訪依頼	個人蔵		
明治00.10.02	大久保利通	江藤新平	来訪依頼	佐賀県立博物館	文書 56	
明治05.06.14	大隈執事	江藤新平	書状の受書	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-049	1枚 16cm
明治05.08.14	大蔵省	江藤新平	井上大輔、渋沢栄一書面受領書	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-006	1枚 17cm
明治05.06.05	大洲鉄然	江藤新平	明蓮寺石舟木下清明治政府へ推挙の事	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-100	2枚 29cm
明治05.06.17	大洲鉄然	江藤新平	鉄然推挙者被官につき礼状	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-101	1枚 17cm
明治05.07.23	大洲鉄然	江藤新平	両三日前帰京、途上中入手の新聞紙進呈	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-102	1枚 18cm
明治05.11.25	大洲鉄然	江藤新平	讀井逸三の紹介と取りたてを依頼	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-103	1綴 26cm
明治00.02.21	大洲鉄然/木下清	江藤新平	お見舞いの贈品進呈	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-104	1枚 17cm
明治00.02.28	大洲鉄然	江藤新平	讀井逸三紹介状	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-099	1枚 17cm
明治00.04.08	大洲鉄然/木下清	江藤新平	容体伺い	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-105	1枚 17cm
明治01.00.00	太田源二/三宅眞蔵	江藤新平	〔封筒のみ〕	佐賀城本丸歴史館「江藤家史料」	目録未掲載	

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治00.00.00	太田源二	不明	肥前生の義について	川浪家所蔵「江藤新平関係文書」	書翰 09-01	
明治04.10.10	大伴兼武	江藤新平	地理誌編纂と開墾方とりたての依頼	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-106	1枚 17cm
明治00.07.09	鴻雪爪	江藤新平	先日の謝礼、因明論即差上の心得	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-500	1枚 18cm
明治00.07.20	鴻雪爪	江藤新平	鳳潭著「端源」八冊進呈	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-501	1枚 17cm
明治00.08.01	鴻雪爪	江藤新平	因明疏端源記八冊差上げの件	個人蔵		
明治00.05.19	大橋慎	江藤新平	佛国農学校取調書類の件、議長より伺い	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	06	
明治00.00.00	大橋慎	江藤新平	(中弁期) 鹿門跡の儀発表見合わせ	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	943-005	1枚 19cm
明治05.10.18	大原重実	江藤新平	魯国親王対食の件について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-108	1枚 18cm
明治01.00.08	大村益次郎	江藤新平/長谷川二左衛門	民政局関係財政	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-109	1枚 19cm
明治00.06.02	小笠原源八郎	江藤新平	高見保益帰県の件、贈品進呈	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-110	1枚 18cm
明治04.07.03	岡本忠利	江藤新平	浜田県近況報告、足立某免官撤回および復職の周旋依頼	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-111 013-112	1枚 41 × 29cm 20cm
明治05.10.24	岡本忠利	江藤新平	大蔵省9等出仕拝命、北郭品川屋の件	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-113	1枚 17cm
明治05.04.11	小栗憲一	江藤新平	豊後妙正寺の別冊1冊進呈	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-115	1枚 16cm
明治05.10.12	小栗憲一	江藤新平	九州巡廻につき横浜港にて投函、白華出発前日の願い、多罪高典下されたし	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	04	
明治05.10.13	小栗憲一	江藤新平	横浜小栗憲一より仏国パリ在住松本白華あて急用	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-114	1枚 28cm
明治02.07.28	御小姓頭	江藤新平	呼び出し状	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-116	1枚 16cm
慶応04.07.24	御使番	江藤新平	上原十助宅番人の交代下参謀より要請	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-397	1枚 20cm
慶応04.07.25	御使番	江藤新平	上原十助宅交代人不参の通知	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-398	1枚 21cm

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治00.04.01	小野述信	江藤新平	取調書差出	個人蔵		
明治00.05.25	小野述臣	江藤新平	別紙回送	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	909-090	1枚 17cm
明治00.08.24	小原源治	江藤新平	伝達依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-178	1枚 16cm
明治00.08.24	海軍省掌掛	江藤新平	(明治5年または6年)勝大輔への一報受取	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	909-051	1枚 18cm
明治01.12.17	会計官	江藤新平	神奈川県よりの御用状送付	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-117	1枚 17cm
明治02.01.12	会計官書記	江藤新平	別紙回送	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-118	1枚 19cm
明治01.12.27	会計官当番	江藤新平	神奈川県よりの御用状送付	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	909-088	1枚 17cm
明治04.11.02	外務省	江藤新平	東京西京新旧図入用に付、入手場所を問う	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-119	1枚 28cm
明治05.05.19	外務省	江藤新平	魯国代理大使訪問時変更について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-353	1枚 18cm
明治05.08.14	外務省		副島外務卿書面の受領書	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	909-007	1枚 18cm
明治02.12.09	香川敬三/船越洋之 助	江藤新平	松平容保男慶三郎の処遇について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-121	1枚 20cm
慶応04.06.21	片桐省介	江藤新平	会計幣一洗の事	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-611	1枚 18cm
慶応04.08.18	片桐省介	江藤新平	先日お話の名前書送付依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-122	1枚 18cm
慶応04.00.24	片桐省介	江藤新平/島園右衛 門	上水方一条探案につき明御談示申上べきこと	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-123	1枚 18cm
慶応04.00.00	片桐省介	江藤新平	人選、貨幣司など	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-612	1枚 18cm
明治04.06.22	片山傳七	江藤新平/秀島源吾	贈正二位様遺物、お掛物一、仙台平袴地一、差し廻しの件 (明治4年以降)大御前様より砂糖3本献上	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-124	1枚 17cm
明治00.06.22	片山傳七	江藤新平		佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-125	1枚 17cm
明治00.07.02	片山傳七	江藤新平	村越才助紹介状	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-126	1枚 18cm
明治00.08.21	片山傳七	江藤新平	正四位(鍋島直大)20日着京の知らせ	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-127	1枚 17cm

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治00.03.15	勝屋右門	江藤新平	新政府奉職挨拶	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-128	1枚 16cm
明治05.05.11	門脇重綾	江藤新平	教部省の取り構えについて別紙呈上	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-129	1枚18 cm
明治05.05.20	門脇重綾	江藤新平	近日省中異論之義について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-130	1枚18 cm
明治05.06.02	門脇重綾	江藤新平	訪問希望につき都合伺い	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-131	1枚18 cm
明治05.07.24	門脇重綾	江藤新平	大隈との面会について内容伺い	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-132	1枚18 cm
明治00.02.13	門脇重綾	江藤新平	出頭の都合について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-362	1枚18 cm
明治00.00.24	金井之恭	江藤新平	(明治4年または5年)中島よりも申し上げた人物を同伴の上参 殿のこと	佐賀城本丸歴史館「江藤家 史料」	目録未掲載	
明治04.11.10	金井之恭	江藤新平	横浜発行願書差し直し	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-133	1枚20 cm
明治00.03.10	金井之恭	江藤新平	観劇への招待、茶亭案内	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-283	1枚 19cm
明治00.02.24	金井執事	江藤新平	書状の受け取り	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	909-056	1枚 18cm
明治01.11.00	神奈川県判事	江藤新平	仏人ウエルニ-より木材買上について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-134	1枚18 cm
明治01.12.00	神奈川県判事	江藤新平	木材買上について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-135	1枚18 cm
明治05.09.10	樺山資綱	江藤新平	明日8時訪問通知	個人蔵		
明治06.02.27	樺山資綱	江藤新平	チフスケへ掛合のこと	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-138	1枚18 cm
明治06.03.31	樺山資綱	江藤新平	息子今日国許より到着	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-139	1枚 17cm
明治06.05.05	樺山資綱/島本仲道	江藤新平	皇居、太政官火災の原因取調べについて	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-144	1枚 19cm
明治06.06.07	樺山資綱	江藤新平	参楼承諾	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-142	1枚 20cm
明治06.09.28	樺山資綱/島本仲道	江藤新平	京都知事裁判に関する件	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-137	1枚28 cm
明治06.11.20	樺山資綱	江藤新平	布達の日誌送達について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-143	1枚18 cm

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治00.06.04	榊山資綱	江藤新平	薩摩かすり一件について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-140	1枚18 cm
明治00.06.06	榊山資綱	江藤新平	薩摩かすり請取	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-141	1枚18 cm
明治05.05.29	鎌田宗五良	江藤新平	就職依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-145	1枚18 cm
明治01.10.09	烏丸光徳	江藤新平	呼出状	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-146	1枚19 cm
明治00.00.19	烏丸光世	江藤新平	(明治5年または6年) 明後私よりお講申上云々	佐賀城本丸歴史館「江藤家 史料」	目録未掲載	
明治05.11.28	新治裁判所出張河 口定義	江藤新平	[新治裁判所罫紙] 花香恭法出仕差免届	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	939-24	1枚 28cm
明治05.09.21	川路利良/岸良兼養 /河野敏謙/鶴田皓/ 名村泰蔵/沼間守一	司法卿輔大丞	香港到着	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-633	1枚31 cm
明治05.04.29	岸良兼養	江藤新平	航海随行依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-148	1枚 16cm
明治05.05.09	岸良兼養	江藤新平	依頼状	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-149	1枚 16cm
明治05.09.09	岸良兼養	江藤新平	参朝承諾	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-150	1枚 17cm
明治05.09.11	岸良兼養	江藤新平	保養願	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-151	1枚25 cm
明治06.04.08	岸良兼養	江藤新平	ポアンナード雇入について他	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-147	1枚21 cm
明治04.04.29	北川泰明	江藤新平	北海道行についての願	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-154	1枚 16cm
明治04.05.11	北川泰明	江藤新平	北海道行について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-155	1枚 16cm
慶応04.05.22	北島千太郎	江藤新平/土方大 郎	[前缺] 欠勤願	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-156	1枚20 cm
慶応04.06.05	北島千太郎	江藤新平/横川源蔵	替地糸印紙税法について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-157	1枚20 cm
慶応04.08.07	北島千太郎	江藤新平/島園右衛 門	徳川より願出候旗本御救助の儀について他	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-158	1枚 18cm
明治01.09.12	北島千太郎/島園右 衛門/中村莊助/長 谷川二右衛門	江藤新平	通知	佐賀城本丸歴史館「江藤家 文書」	36-(2)	

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治05.02.19	北島秀明	江藤新平	和歌山縣権令へ転任について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-160	1枚 17cm
明治02.01.10	北島時之助	江藤新平	欠席承諾	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-159	1枚 17cm
明治05.10.05	北島治房	江藤新平	水野中検事一時帰省について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-161	1枚 19cm
明治06.04.25	北島治房	江藤新平	昇進祝	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-162	1枚 38cm
明治03.06.28	木戸孝允	江藤新平	訪問希望につき都合伺い	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-163	1枚 16cm
明治03.07.06	木戸孝允	江藤新平	明日訪問希望	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-164	1枚 16cm
明治05.05.28	(教部)大少丞	江藤新平	出版条例詳講社免許の書類廻送について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-515	1枚 18cm
慶応04.08.00	鯨井八郎	江藤新平	川船取り締りについての願書	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-20	1枚 18cm
明治03.00.21	楠田英世	江藤新平	「国法按議院体裁」について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-172	1枚 18cm
明治04.01.22	楠田英世	江藤新平	古川松根の鍋島閑叟殉死一件について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-167	1枚 21cm
明治04.02.21	楠田英世	江藤新平	上野へ花見のさそい	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-168	1枚 18cm
明治04.06.29	楠田英世	江藤新平	男子(新平・男用四郎)出生の祝詞	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-165	1枚 17cm
明治05.03.29	楠田英世	江藤新平	古賀大参事参上につき来訪依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-169	1枚 18cm
明治06.00.22	楠田英世	江藤新平	児玉某の紹介状	個人蔵		
明治06.00.25	楠田英世	江藤新平	田中不二麿・丹羽小丞等遊参に付両国「川長」へさそ	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-173	1枚 17cm
明治06.00.25	楠田英世	江藤新平	局内の取調を催促、明後差出の事。牟田幸太郎判事に採用の事	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-174	1枚 19cm
明治06.12.04	楠田英世	江藤新平	[司法省郵紙]「佛国政典」(第1~5巻)製本出来に付回送	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-166	1枚 28cm
明治00.00.05	楠田英世	江藤新平	(明治5年または6年) 出会の段取り	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-170	1枚 17cm
明治00.00.06	楠田英世	江藤新平	肴一折贈答のお礼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-171	1枚 18cm

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治00.00.20	楠田英世	江藤新平	(明治5年または6年) 本日の会議後、武久判事其外参加ならば相談いたしたし	個人蔵		
明治00.00.22	楠田英世	江藤新平	(明治5年または6年) 板垣、後藤と横浜へ出遊可否伺い	個人蔵		
明治00.00.00	楠田英世	江藤新平	所労につき、参上断り	個人蔵		
明治00.00.00	楠田英世	江藤新平	[前缺] 金銭送付について	個人蔵		
明治05.10.19	宮内省	江藤新平	[宮内省罫紙] 写真撮影の為参集の通知	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-018	1枚 29cm
明治06.05.20	熊谷武五郎/杉浦謙	江藤新平	宮内省議制事務之章程進呈	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-488	1枚 20cm
明治06.02.00	熊谷離蓋	江藤新平	去る11月19日帰省、莫大の金子を賜り謝礼	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-177	1綴 25cm
明治06.05.13	熊谷武五郎	江藤新平	大蔵省歳入出概算取調書について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-176	1枚 18cm
明治00.00.00	久米邦武力	不明		佐賀城本丸歴史館「江藤家史料」	目録未掲載	
明治00.06.17	小出清臣	江藤新平	贈物進呈	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-180	1枚 16cm
明治00.00.00	小出清臣	江藤新平	病氣につき連絡	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-181	1枚 17cm
明治05.03.20	郷純造	江藤新平	藤田の登用について	真木なお子氏所蔵「江藤新平関係文書」	書翰06	
明治05.03.20	郷純造	江藤新平	社寺課取扱藤田戸籍権大属差出について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-182	1枚 17cm
明治06.02.15	河野敏鎌	江藤新平	教師一条、欧州の近況報告、仏民法法について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-183	2枚 21cm
明治06.03.16	河野敏鎌	江藤新平	お雇い外国人の人选について	川浪家所蔵「江藤新平関係文書」	書翰10-01	
明治00.07.晦	河野敏鎌	江藤新平	贈物進呈	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-184	1枚 17cm
明治00.00.00	河野敏鎌	江藤新平	参堂の旨了解	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-185	1枚 17cm
慶応04.08.13	古賀一平	江藤新平	附属並びに下吏への御達の上、即日発途の心得	佐賀県立博物館蔵「鍋島家資料目録」	117-4	
明治05.10.00	古賀定雄	江藤新平	贈物添え状	個人蔵		

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治06.12.26	古賀定雄	江藤新平	集りに付招待状	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-235	1枚18cm
明治00.02.15	古賀定雄	江藤新平	上目黒菜園地の私下について	富岡家所蔵史料	42-59	
明治00.12.30	古賀一平	江藤新平	佐久間所労につき、預け金の談合は来1月早々尋ねて談合する旨	川浪家所蔵「江藤新平関係文書」	書翰11-01	
明治00.00.00	古賀定雄	江藤新平	(明治3年～4年)佐賀の近況報告	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-186	1枚17cm
明治06.05.00	兒玉淳一郎	江藤新平	近況報告	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-187	1枚17cm
明治00.01.03	後藤象二郎	江藤新平	今日薩道来訪につき訪問断り、明日の都合伺い	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-188	1枚18cm
明治04.02.25	後藤象二郎	江藤新平	明日三条邸へ参上の件了解	川浪家所蔵「江藤新平関係文書」	書翰12-01	
明治04.09.29	後藤象二郎	江藤新平	今日明日不参の知らせ	個人蔵		
明治04.10.25	後藤象二郎	江藤新平	各氏進学の件	江藤兵部氏所蔵「江藤新平関係文書」	書翰04-01	1枚18.2cm
明治04.11.01	後藤象二郎	江藤新平	明日8時頃参朝の旨	川浪家所蔵「江藤新平関係文書」	書翰12-02	
明治04カ.06.03	後藤象二郎	江藤新平	岩倉より託された御用向きについて来訪の旨了解	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-191	1枚18cm
明治04カ.09.29	後藤象二郎	江藤新平	国議院裁判一条について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-192	1枚18cm
明治05.01.22	後藤象二郎	江藤新平	後刻にも少々快方すれば、出院されたし	真木なお子氏所蔵「江藤新平関係文書」	書翰07	
明治05.02.28	後藤象二郎	江藤新平	不勤通知	真木なお子氏所蔵「江藤新平関係文書」	書翰08	
明治05.04.20	後藤象二郎	江藤新平	別紙人員、書記より選挙	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-372	1枚19cm
明治05.09.04	後藤象二郎	江藤新平	明夕4時に深川万年橋三井組屋敷三野村別荘へ来訪依頼	川浪家所蔵「江藤新平関係文書」	書翰12-04	
明治05カ.01.17	後藤象二郎	江藤新平	昨朝来風邪にて夕方より平臥につき一両日不参のつもり、先日の建言の筋ご決定ありたし	川浪家所蔵「江藤新平関係文書」	書翰12-03	
明治07.01.06	後藤象二郎	江藤新平	愛国公党盟約草案もほぼ出来、来8日夕方5時濱濱町蜂須賀邸への来訪依頼	真木なお子氏所蔵「江藤新平関係文書」	書翰10	
明治00.01.11	後藤象二郎	江藤新平	本日横浜行きのため不在	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-196	1枚19cm

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治00.01.20	後藤象二郎	江藤新平	先日来風邪快気したが、明日先約があるので、明後日参上すべし	富岡家所蔵史料	42-56	
明治00.02.12	後藤象二郎	江藤新平	今日胸痛のため不参、明日は必ず参朝の心得	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-189	1枚19cm
明治00.02.14	後藤象二郎	江藤新平	病氣のため、今夕の御陪従は断り	個人蔵		
明治00.03.16	後藤象二郎	江藤新平	明日の会議を明後日に延期しては如何	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-198	1枚20cm
明治00.05.12	後藤象二郎	江藤新平	彼の一条今夕まで成就せず、両三日は懸かる見込み	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-190	1枚18cm
明治00.06.03	後藤象二郎	江藤新平	〔封筒のみ〕	江藤兵部氏所蔵「江藤新平関係文書」	書翰04-03	封筒のみ
明治00.11.04	後藤象二郎	江藤新平	お談の一条は両三日待たれたし、運び次第参上	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-193	1枚17cm
明治00.11.22	後藤象二郎	江藤新平	訪問希望、明日明後日以降の都合伺い	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-194	1枚18cm
明治00.12.01	後藤象二郎	江藤新平	参上遅延	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-195	1枚18cm
明治00.12.08	後藤象二郎	江藤新平	参朝遅延	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-197	1枚19cm
明治00.12.26	後藤象二郎	江藤新平	明27日朝11時頃までの間在宅や否や、訪問伺い	真木なお子氏所蔵「江藤新平関係文書」	書翰09	
明治00.00.00	後藤象二郎	江藤新平	〔封筒のみ〕	江藤兵部氏所蔵「江藤新平関係文書」	書翰04-04	封筒のみ
明治06.09.29	小松彰	江藤新平	昨日仰含の旨趣に基づき起稿につき照覧依、陪審規則譯文	個人蔵		
明治05.05.16	小松弘隆	江藤新平	就職依頼	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-199	2枚18cm
明治05.05.16	小松弘隆	江藤新平	別紙之件につき参上伺い	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-201	1枚18cm
明治05.08.01	小松弘隆	江藤新平	閣下へ依頼の件渡辺も承知のこと	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-200	1枚21cm
明治05.05.25	小室信夫	江藤新平	依頼の時計の受け渡しについて	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-202	1枚27cm
明治06.05.03	コント・ド・チュレンヌ	江藤新平	参議昇任について祝辞	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-204	1綴25cm
明治06.05.03	コント・ド・チュレンヌ	江藤新平	〔仏文〕参議昇任について祝辞	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-555	1枚35cm

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治06.05.26	コント・ド・チュレンヌ	江藤新平	「警保の制法に関する規則」進呈について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-205	1枚 25cm
明治06.06.19	コント・ド・チュレンヌ	江藤新平	鹿野進上のため、23日午後7時半横浜の仏国公士館への来駕ありたし	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	27	
明治05.03.10	西郷隆盛	江藤新平	阿部真造について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-206	1綴25cm
明治05.00.20	西郷隆盛	江藤新平	会談の時について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-206	1綴25cm
明治05.00.25	西郷隆盛	江藤新平	取調の件について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-206	1綴25cm
明治01.09.18	斎藤為司	江藤新平	主人永田勝左衛門、面会の依頼	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-208	1枚18cm
明治00.04.20	斎藤	茅場町	屋敷建築の見積もりなど	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-207	1枚 17cm
明治04.09.20	左院	江藤新平	不参通知の了承	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-006	1枚 18cm
明治05.02.20	左院	江藤新平	別紙式部寮より書付差し回し	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-363	1枚18cm
明治05.04.20	左院	江藤新平	月給届	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	36-(5)	1枚
明治05.05.07	左院書記掛	江藤新平	万国公法について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-352	1枚 17cm
明治05.05.10	嵯峨実愛	江藤新平	説教一条の件	個人蔵		
明治05.05.12	嵯峨実愛	江藤新平	別紙送付添え状	個人蔵		
明治00.00.00	嵯峨実愛	江藤新平	「名〇〇失念〇〇候二付態々」云々	佐賀城本丸歴史館「江藤家史料」	目録未掲載	
明治06.02.17	坂田	江藤新平	今夕参堂の件	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	08	
慶応04.05.25	坂田源之助	江藤新平	お祝い始め延期の相談	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-210	1枚 14cm
明治02.01.22	坂田源之助	江藤新平	不参伺い	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-215	1枚 17cm
明治03.10.15	坂田源之助	江藤新平	神奈川産物の進呈	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-213	1枚18cm
明治05.09.11	坂田源之助	江藤新平	生野孝俊推薦状	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-211	2枚18cm

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治05.10.08	坂田伯孝	江藤新平	明晩参殿のつもり	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-212	1枚 16cm
明治06.03.12	坂田伯孝	江藤新平	遅参通知	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-209	1枚18 cm
明治06.10.00	坂田伯孝	江藤新平	大沼涉推薦状	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-214	1枚18 cm
明治02.03.12	佐賀藩政府	江藤新平	即刻中納言様御用につき登城通知	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	939-133	1枚 14cm
明治00.11.21	坂部長照	江藤新平	小嶋7羽贈呈	川浪家所蔵「江藤新平関係 文書」	書翰13-01	
慶応04.07.25	坂本三郎	江藤新平	書類回送について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-400	1枚20 cm
慶応04.08.05	坂本三郎	江藤新平	元関東元締役、駿府へ出立に付御召を願う	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-216	1枚20 cm
慶応04.08.09	坂本三郎	江藤新平	官金の横領について吟味	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-217	1枚18 cm
慶応04.08.13	坂本三郎	江藤新平	貨幣取調一件	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-218	1枚 16cm
慶応04.08.14	坂本三郎	江藤新平	貨幣一件に付入牢者病の為出牢の取りほからい	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-219	1枚 19cm
慶応04.08.18	坂本三郎	江藤新平	貨幣司役人公金貸取の吟味について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-220	1枚 20cm
慶応04.08.18	坂本三郎	江藤新平	真藤衛門出牢に付再度伺書	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-221	1枚20 cm
慶応04.08.24	坂本三郎	江藤新平	高瀬清三郎風聞書に付大村益次郎へ掛合の答到来の報	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-222	1枚 19cm
慶応04.08.25	坂本三郎	江藤新平	大村益次郎へ差出の高瀬清三郎風聞書差しもどしの依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-223	1枚19 cm
明治01.10.03	坂本三郎	江藤新平	本局階級の儀について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-224	1枚18 cm
明治01.10.06	坂本三郎	江藤新平	監察よりの聞取書付を明日回覧	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-414	1枚 18cm
明治01.11.24	坂本三郎	江藤新平	別紙通知	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-225	1枚18 cm
明治01.12.27	坂本三郎	江藤新平	楮幣のことについて	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-226	1枚 17cm
明治01カ.00.09	坂本三郎	江藤新平	拝謁願	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-463	1枚18 cm

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治06.03.31	坂本政均/松本暢	江藤新平	柴山文平一件について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-228	1枚19cm
明治06.09.28	坂本政均	江藤新平	大坂港築造、大坂裁判所、大坂府懲役場	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-227	1枚18cm
明治00.00.00	相良弘庵	江藤新平	退校後の参上伺い	個人蔵		
明治00.00.00	相良弘庵	江藤新平	贈物添え状	個人蔵		
明治00.00.00	弘庵	不明	野副義云々	佐賀県立佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		
明治05.08.10	相良宗蔵	江藤新平	帰着連絡	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-230	1枚17cm
明治05.09.06	相良宗蔵	江藤新平	藩札引換について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-231	1枚18cm
明治05.09.07	相良宗蔵	江藤新平	金銭受渡につき連絡	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-232	1枚18cm
明治05.09.13	相良宗蔵	江藤新平	藩札引換について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-233	1枚16cm
明治06.06.26	相良宗蔵	江藤新平	蓮城寺歳越料、孫三郎一件、家禄の義、干越、福島県百姓一揆など	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-229	1枚18cm
明治06.11.29	相良宗蔵	江藤新平	佐賀の近況報告	個人蔵		
明治00.04.10	相良(宗蔵カ)/中尾(江藤	荷物預講及び送付について、(附)預證[中尾・相良宛江副宗兵衛]	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-581	2枚27cm
明治05.11.11	佐久間長敬	江藤新平	[封筒のみ]	川浪家所蔵「江藤新平関係文書」	書翰14-01	
明治05.09.17	佐竹万三	江藤新平	主記課への奉職願	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-236	1枚17cm
明治00.01.04	佐野常民	江藤新平	[前缺] 明後6日延遠館よりの帰途来訪依頼	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-237	1枚17cm
明治00.02.晦	佐野栄左衛門	江藤新平	今朝九時前に来訪依頼	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-60	1枚17cm
明治00.06.20	佐野常民	江藤新平	明日寛々高話など拝聴したいので、4時比より来訪依頼	真木なお子氏所蔵「江藤新平関係文書」	書翰11	
明治03.07.14	鮫島尚信	江藤新平	用談済み次第、夕方に参堂希望	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-238	1枚18cm
明治04.02.13	参議/納言	江藤新平/大木喬任/西郷従道/山県有朋	市中警固に関する依頼	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-240	1枚18cm

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治06.09.30	参議	江藤新平	陪審規則の儀相談したきに付参会を乞う	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-239	1枚28 cm
明治06.10.18	参議	江藤新平	明19日9時頃出仕依頼	『江藤南白』下巻	254頁	
明治05.08.19	三条家	江藤家執事	今日2時までに参朝依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-246	1枚 16cm
明治00.03.04	三条家	江藤新平	(明治3年または4年) 来6日8時会議につき、来訪依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-243	1枚 16cm
明治00.03.05	三条家	江藤新平	(明治3年または4年) 会議時間変更につき、明日10時来訪依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-244	1枚 16cm
明治00.05.11	三条家執事	江藤新平	(明治3年または4年) 明夕来訪依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-242	1枚 17cm
明治00.07.10	三条家執事	江藤新平	(明治3年または4年) 明11日12時来訪依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-241	1枚16 cm
明治00.07.22	三条家	江藤新平	一紙受取	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-245	1枚 16cm
明治03.07.05	三条実美	江藤新平	明日9時一同集会につき、7時までに参上依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-274	1枚 17cm
明治03.07.29	三条実美	江藤新平	制度取調べについて	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-260	1枚18 cm
明治04.01.21	三条実美	江藤新平	肥後米田大彦出仕について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-280	1枚18 cm
明治04.01.30	三条実美	江藤新平	華族議事院取調べについて	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-249	1枚18 cm
明治04.08.08	三条実美	江藤新平	後藤象二郎議長兼勤の件、不都合との評議あり	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-261	1枚 19cm
明治04.11.01	三条実美	江藤新平/後藤象二 郎	明日来訪依頼	個人蔵		18.7cm
明治05.01.12	三条実美	江藤新平	明13日10時来訪依頼	個人蔵		18.2cm
明治05.04.12	三条実美	江藤新平	唯今参朝依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-250	1枚18 cm
明治05.05.11	三条実美	江藤新平	大久保同行見合せについて	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-251	1枚15 cm
明治05.05.18	三条実美	江藤新平	評議延期について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-254	1枚 20cm
明治05.05.21	三条実美	江藤新平	書取落手、教部の事国家の盛衰に關係あり	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-247	1枚19 cm

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治05.06.24	三条実美	江藤新平	廣澤一件につき呼出状	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-279	1枚18 cm
明治05.06.25	三条実美	江藤新平	今日退朝後、来訪依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-257	1枚18 cm
明治05.07.03	三条実美	江藤新平	明朝10時頃参朝依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-258	1枚18 cm
明治05.09.02	三条実美	江藤新平	一両日中に参朝依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-268	1枚18 cm
明治05.09.03	三条実美	大隈重信	江藤新平の洋行延期について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-269	1枚18 cm
明治05.09.09	三条実美	江藤新平	河野以下近日中に発途や否や	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-271	1枚18 cm
明治05.10.03	三条実美	江藤新平	今日12時まで参朝依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-273	1枚18 cm
明治05.11.22	三条実美	江藤新平	明朝10時参朝依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-277	1枚 16cm
明治05.12.00	三条実美	江藤新平	支那條約一件について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-278	1枚18 cm
明治06.00.00	三条実美	江藤新平	〔封筒のみ〕	真木なお子氏所蔵「江藤新 平関係文書」	書翰12	
明治06.01.25	三条実美	江藤新平	至急の用事につき明朝9時来訪依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-248	1冊16 cm
明治06.05.12	三条実美	江藤新平	大蔵省面輔免官につき、前島駅通頭を三等出仕に仰付の可否	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-252	
明治06.02.02	三条実美	江藤新平	即刻参朝依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-276	1枚 18cm
明治06.05.17	三条実美	江藤新平	島津卿へ国事御諮詢の御下問書付依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-253	1枚18 cm
明治06.06.11	三条実美	江藤新平	今夕6時か明朝8時来訪依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-256	1枚18 cm
明治06.06.19	三条実美	江藤新平	面會願	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-255	1枚18 cm
明治06.06.29	三条実美	江藤新平	井上新聞掲載罰案差出、猶評議あるべし	国会図書館憲政資料室「憲 政資料室収集文書94」	01-01	
明治06.07.04	三条実美	江藤新平	島津久光との面談について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-259	1枚 17cm
明治06.08.17	三条実美	江藤新平	明日8時参朝依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-262	1枚 19cm

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治 06. 08. 29	三条実美	江藤新平	今日8時参朝依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-263	1枚 18 cm
明治 06. 08. 30	三条実美	江藤新平	明朝7時来訪依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-264	1枚 19cm
明治 06. 08. 31	三条実美	江藤新平	京都府事件について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-265	1枚 17cm
明治 06. 09. 02	三条実美	江藤新平	京都府知事札弾の義につき臨時裁判を開くことについて	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-266	1枚 18 cm
明治 06. 09. 02	三条実美	江藤新平	臨時裁判所開設の義について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-267	1枚 17cm
明治 06. 09. 03	三条実美	江藤新平	内談の儀、詰合参議に異議なく候はば司法大輔へ御含めありた し	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-270	1枚 18 cm
明治 06. 09. 22	三条実美	江藤新平	入来依頼	佐賀県立博物館	文書 55	
明治 06. 09. 27	三条実美	江藤新平	明日出勤依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-272	1枚 17cm
明治 06. 10. 11	三条実美	江藤新平	副島の参議登用の可否について	『江藤南白』下巻	223頁	
明治 06. 10. 17	三条実美	江藤新平	緊要の御用につき出頭依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-275	1枚 19 cm
明治 07. 02. 14	三条実美		履歴提出の件	佐賀城本丸歴史館「江藤家 文書」	36-(10)	1枚
明治 00. 01. 20	三条実美	江藤新平	用事があるので明日参朝されまし	富岡家所蔵史料	42-42	
明治 00. 00. 07	三条実美	江藤新平	明8日3時来訪依頼	個人蔵		18.0 cm
明治 00. 00. 00	三条実美	江藤新平	府藩県布告書付草案一紙差し回し依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-281	1枚 20cm
明治 00. 00. 00	三条実美(太政大臣)	江藤新平	[断簡]	佐賀城本丸歴史館「江藤家 史料」	目録未掲載	
明治 06. 01. 24	史官	江藤新平	大隈参議書状、願書の受取通知	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	939-057	1枚 19cm
明治 06. 07. 29	太政官史官	江藤新平	外務省よりの回送通知	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	909-021	1枚 28cm
明治 06. 08. 09	史官	江藤新平	書類回送	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	909-020	1枚 28cm
明治 06. 10. 28	史官	江藤新平	印影差出依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	939-036	1枚 20cm

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治04.08.10	史官伝達所	江藤新平	散髪制服略服脱刀の許可の伝達	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	35-(15)	
明治04.08.11	史官伝達所	江藤新平	大蔵省寮司構成について	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	35-(15)	1枚 28cm
明治06.07.15	史官傳達所	江藤新平	司法省よりの別紙回送	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-092	1枚 27cm
明治06.07.28	史官傳達所	江藤新平	外務省よりの別封回送	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-093	1枚 28cm
明治07.02.17	史官伝達所	江藤新平	[司法省罫紙] 明18日御用につき出院通知	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-048	1枚 28cm
明治04.11.02	式部寮	西郷他16名	4日神祇省にて遣外国使祭につき、直垂の上参勤通知	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-097	1枚 18cm
明治04.11.16	式部寮	江藤新平	[太政官罫紙] 大嘗祭供奉の通知	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-007	1枚 27cm
明治04.12.10	式部寮	江藤新平	明後12日御用につき、礼服用の上参朝通知	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-090	1枚 19cm
明治05.03.12	式部寮	江藤新平	明後14日御用につき参朝通知	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-080	1枚 18cm
明治05.04.24	式部寮	江藤新平	明25日御用につき、礼服用の上参朝通知	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-086	1枚 19cm
明治05.05.02	式部寮	江藤新平	明3日御用につき参朝通知	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-083	1枚 19cm
明治05.05.03	式部寮	江藤新平	不参の旨承知、直旨御渡につき名代にても快気次第参朝すべし	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-379	1枚 19cm
明治05.05.12	式部寮	江藤新平	不参届受取	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	36-(13)	1通
明治05.07.11	式部寮	江藤新平	浜殿へ不参の旨了承通知	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-354	1枚 18cm
明治05.09.10	式部寮	諸省	[司法省罫紙] 鉄道開行式への参集通知	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-015	1枚 28cm
明治05.09.11	式部寮	江藤新平/福岡孝弟/松本暢/玉乃世履	鉄道開行式臨幸供奉の御達書并改正次第書列立次第送付	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-091	1枚 28cm
明治05.10.15	式部寮		来る17日、魯皇子参朝に付き、直垂帯剣にて参朝の旨	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	36-(7)	1枚
明治05.10.20	式部寮	左院以下諸省	[司法省罫紙] 魯国親王同伴にて桜田練練所での陸軍行軍式天覧に付き、直垂帯剣の上参集の旨、(附)明治5年10月20日付江藤新平宛司法省直書翰	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-017	1綴 28cm
明治05.11.21	式部寮	江藤新平	不参届の受書	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-143	1枚 18cm

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治06.01.03	式部寮	江藤新平	不参届の受書	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	939-144	1枚 18cm
明治06.04.05	式部寮		[司法省罫紙] 布哇国全権公使来朝につき、大礼服の上参朝通知	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	939-044	1枚 28cm
明治06.10.25	式部寮	江藤新平	今日御用につき、礼服着用の上参朝通知、所労の場合は、名代を差し出すべし	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	939-037	1枚 19cm
明治05.07.04	侍史	江藤新平	取調べに対する感謝	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-391	1枚16 cm
明治05.02.27	宍戸機	江藤新平	ブスケ居住地の取り極め	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-285	1枚 19cm
明治05.04.30	宍戸機	江藤新平	教部御用にて出省のこと承知	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-378	1枚19 cm
明治05.05.02	宍戸機	江藤新平	不日訪問希望	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-286	1枚 19cm
明治05.05.04	宍戸機	江藤新平	まず津田鶴田と先日内話の件について書面にてお調べありまし	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-287	1枚 19cm
明治02.00.00	司籍所	江藤新平/熊太郎	官名廃止につき改称、従二位様参朝直衣拝領	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-434	1枚14 cm
明治04.02.10	品川県	江藤新平	[品川県罫紙] 問い合わせ	佐賀城本丸歴史館「江藤家 文書」	34-(4)	1枚
明治05.08.22	志波原準吉	江藤新平	採用願	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-484	1枚16 cm
明治05.11.20	洪沢栄一	江藤新平	川西徳化の就職依頼、奥村柔の転省依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-288	1枚 20cm
明治05.06.17	ジブスケ	江藤新平	贈答のお礼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-292	1枚18 cm
明治05.07.00	ジブスケ	江藤新平	[仏文] 江藤紹介状	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-289	1枚 21cm
明治05.07.00	ジブスケ	江藤新平	[仏文] 江藤紹介状	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-290	1枚 21cm
明治05.07.00	ジブスケ	江藤新平	[仏文] 江藤紹介状	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-291	2枚 21cm
明治05.08.08	ジブスケ	江藤新平	平山成一郎の件、飛脚船の件	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-293	1枚18 cm
明治05.08.25	ジブスケ	江藤新平	仏国公使出京延引の報	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-294	1枚 19cm
明治05.08.28	ジブスケ	江藤新平	仏国公使より横浜へ招待	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-295	1枚18 cm

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治05.09.04	ジブスケ	江藤新平	仏国公使より午飯の招待	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-296	1枚18cm
明治06.03.31	司法省会計局	江藤新平	[司法省郵紙] 洋行旅費に関する件	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-369	1枚18cm
明治05.05.17	司法省	江藤新平	外務省よりの回送、魯国代理公使罷出につき参代伺い	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-013	1枚28cm
明治05.10.10	司法省	江藤新平	山尾工部少輔の達書回覧	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	36-(6)	1枚
明治05.10.15	司法省	江藤新平	別紙回送	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	36-(7)	1枚
明治05.10.19	司法省	江藤新平	宮内省よりの別紙回送	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	36-(7)	1枚
明治06.06.23	司法省	江藤新平	外務省より依頼につき、(海外行印章)返納を乞う	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-297	1枚29cm
明治06.04.23	司法省課局	江藤新平	石川又太郎よりの封書送付	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-089	1枚17cm
明治05.08.04	宿直課	江藤新平	正院よりの通知を回送	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-093	1枚28cm
明治05.05.23	宿直録	江藤新平	御指示の趣承知	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-384	1枚28cm
明治05.09.04	司法省宿直	江藤新平	宮内省より江藤新平へ回送	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-010	1枚28cm
明治05.10.18	司法省宿直	江藤新平	別封回送	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-086	1枚16cm
明治06.01.21	本省宿直	江藤新平	正院よりの通知を回送	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-084	1枚19cm
明治06.02.20	司法省宿直	江藤新平	正院よりの封書を回送	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-083	1枚20cm
明治06.03.02	司法省宿直	江藤新平	布告2通、坂田伯孝返書1通の回送	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-062	1枚28cm
明治06.05.14	司法少丞	江藤新平	北畠少判事書状回覧	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	36-(12)	1通
明治00.00.00	(本省)大少丞	江藤新平	(明治5年または6年) 不参承諾及所労見舞	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-529	1枚20cm
明治00.00.00	大少丞	江藤新平	(明治5年または6年) 所労見舞及ジブスケへの伝言承知	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-525	1枚19cm
明治00.00.00	大少丞	江藤新平	(明治5年または6年) 申し越しの次第一々了解	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-527	1枚17cm

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治00.00.00	大少丞	江藤新平	(明治5年または6年)河野其外への書状落手のこと	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-530	1枚19 cm
明治00.00.00	大少丞	江藤新平	(明治5年または6年)紙面の趣承知	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-526	1枚20 cm
明治00.00.00	大少丞	江藤新平	(明治5年または6年)病氣見舞他	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-528	1枚 19cm
明治00.00.05	(司法)大少丞	江藤新平	(明治5年または6年)三縣裁判所引揚げの同済書類について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-520	1枚19 cm
明治00.00.22	(司法)大少丞	江藤新平	(明治5年または6年)西権判事参省、經由一件につき米国公 使承知の旨	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-522	1枚20 cm
明治00.00.22	(司法)大少丞	江藤新平	(明治5年または6年)明日民法会議中止の旨了解	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-523	1枚 19cm
明治00.00.31	(本省)大少丞	江藤新平	(明治5年または6年)所労のため不参承諾及保養見舞	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-524	1枚 16cm
明治05.05.24	司法大丞	江藤新平	退朝後参省の旨承知	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	939-070	1枚 19cm
明治05.06.14	大少丞	江藤新平	清岡岱作、北畠四郎出仕につき配属伺	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-521	1枚19 cm
明治05.07.30	大少丞	江藤新平	官員録其他書類差上	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-516	1枚16 cm
明治05.08.09	大少丞	江藤新平	西判事其外法官拜命の人員出務について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-517	1枚17 cm
明治05.08.13	大少丞	江藤新平	ホリス一件について洋行見合せの相談	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-518	1枚19 cm
明治06.01.04	(司法)大少丞	江藤新平	政始めにつき御用ないため退出	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-519	1枚 19cm
明治06.01.17	司法大少丞	江藤新平	今日不参、今夕御邸へ参集の旨了承	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-510	1枚17 cm
明治06.01.27	司法大少丞	江藤新平	山田信道配属伺	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-511	1枚19 cm
明治06.02.01	司法大少丞	江藤新平	仰越の趣承知	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-531	1枚 16cm
明治06.02.10	司法大少丞	江藤新平	ジブスケも所労断りのため、会合中止	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-512	1枚 20cm
明治06.02.20	司法大少丞	江藤新平	後事出張減員につき登用伺	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-513	1枚20 cm
明治06.03.03	司法大少丞	江藤新平	民法仮法則回覧	佐賀城本丸歴史館「江藤家 文書」	36-(9)	1通

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治 06. 03. 15	(本省)大少丞	江藤新平	御申越の次第承諾、会議は例のとおり始める旨	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-514	1枚 19 cm
明治 06. 04. 05	司法大少丞	江藤新平	式部寮よりの達回送	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	909-019	1枚 28cm
明治 06. 07. 15	司法大小丞	江藤新平	[司法省罫紙] 英国訴訟一件につき、明後 17 日の会議出席依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-509	1枚 28cm
明治 05. 09. 26	司法省当直	江藤新平	正院よりの回送	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	909-011	1枚 28cm
明治 05. 11. 23	司法省当直	江藤新平	別紙回送	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	909-012	1枚 28cm
明治 05. 11. 29	司法省当直	江藤新平	別紙回送	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	909-014	1枚 28cm
明治 05. 12. 02	司法省当直	江藤新平/福岡孝弟	年始拝賀について当宿より報告	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	909-015	1枚 18cm
明治 05. 05. 17	司法省履歴録	江藤新平	正院御印草返済依頼の件	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-382	1枚 16 cm
慶応 04. 05. 16	島義勇	江藤新平	依頼の軍艦附属渡方の類別定価の件、下役の者見合類例調査 依頼、出張・探索の際の入用金取計の件、食用の儀御渡方の件	佐賀城本丸歴史館「江藤家 文書」	09-03	
慶応 04. 06. 10	島義勇	江藤新平/横川源蔵/ 山田市郎右衛門	病氣欠勤の届け	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-318	1枚 16cm
慶応 04 年 06. 28	島義勇	江藤新平	来訪を謝し、三十六鱗二尾、洋酒三瓶の送り状	佐賀県立博物館	文書 59	
慶応 04 年 07. 11	島義勇	江藤新平	先日懇願の金調の義について	佐賀県立博物館「鍋島家資 料目録」	117-2	
慶応 04. 07. 17	島義勇	江藤新平	瘡の見舞として「軍中必携」「万葉集」進呈	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-319	1枚 18cm
慶応 04. 07. 29	島義勇	江藤新平	今晚七ツ時訪問	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-320	1枚 18 cm
慶応 04. 08. 06	島義勇	江藤新平	金銀鑑家呼置につき、今晚来訪依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-321	1枚 18 cm
慶応 04. 08. 21	島義勇	江藤新平	今昼九ツ時頃来訪依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-323	1枚 18 cm
慶応 04. 09. 07	島義勇	江藤新平	明参朝の予定	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-324	1枚 17 cm
明治 01. 09. 09	島義勇	江藤新平	昨日お話の件について確認	個人蔵		
明治 01. 09. 12	島義勇	江藤新平	本陣見立兩天延引	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-325	1枚 17cm

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治01.09.20	島義勇	江藤新平	東京絵図差上、東京府役人金調の件	個人蔵		
明治01.10.00	島義勇	江藤新平	三条実美の命による山本一郎との懇談は来客のため不出来、帰 り次第参上のつもり	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-334	1枚18 cm
明治01.10.08	島義勇	江藤新平	参上の予告、中村庄助へ伝言依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-326	1枚20 cm
明治01.10.11	島義勇	江藤新平	今夕来訪依頼、大木喬任も来訪予定	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-327	1枚18 cm
明治01.11.05	島義勇	江藤新平	水利堤防の役局について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-328	1枚16 cm
明治01.11.12	島義勇	江藤新平	先刻お話の箱証表文面の件	真木なお子氏所蔵「江藤新 平関係文書」	書翰13	
明治01.11.20	島義勇	江藤新平	〔後缺〕三岡到着につき明朝参朝のうえ相談のこと	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-333	1枚 21cm
明治01.11.25	島義勇	江藤新平	衆議の様様を伝える	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-329	1枚20 cm
明治01.12.11	島義勇	江藤新平	贈物御礼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-330	1枚 16cm
明治01.12.13	島義勇	江藤新平	見舞として鶏卵120個進呈	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-331	1枚 16cm
明治01.12.26	島義勇	江藤新平	忘年会のさそい	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-332	1枚 20cm
明治01カ.00.00	島義勇	江藤新平	参上のため浴湯結髪、すぐ参堂の心得	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-336	1枚18 cm
明治01カ.00.00	島義勇	江藤新平	代舌、捕手差配	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-335	1枚18 cm
明治01カ.09.24	島義勇	江藤新平	参上の都合を伺う	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-413	1枚 20cm
明治01カ.12.19	島義勇	江藤新平	今夜の参上は風邪のため断り、明朝参上	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-428	1枚 20cm
明治02.01.05	島義勇	江藤新平	明日来訪依頼	個人蔵		
明治02.01.08	島義勇	江藤新平	明日同伴希望	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-313	1枚 18cm
明治02.01.11	島義勇	江藤新平	来來のため約束の参上断り	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-314	1枚 18cm
明治02.01.15	島義勇	江藤新平	明16日来訪依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-315	1枚 18cm

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治02.01.19	島義勇	江藤新平	明眼乞いに参上、贈答品進呈	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-316	1枚18 cm
明治02.01.19	島義勇	江藤新平	〔前缺〕中館廣之助という山師、水戸家の返答によって対応すべ し	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-317	1枚 18cm
明治00.07.18	島義勇	江藤新平	名酒大斗樽頂戴のお礼	佐賀城本丸歴史館「江藤家 文書」	09-01-あ	
明治00.08.21	島義勇	江藤新平	唐詩35巻・かるた2箱・青柿数顆を呈進、拙宅へ来訪依頼	佐賀城本丸歴史館「江藤家 文書」	09-02	
明治00.00.00	島義勇	江藤新平	〔後缺〕先般御沙汰の末、水戸留守居呼出し嚴重に申聞、何の 申出もないため催促	佐賀城本丸歴史館「江藤家 文書」	09-01-い	
明治00.00.00	島義勇	江藤新平	今日策出の件	江藤兵部氏所蔵「江藤新平 関係文書」	書翰05-01	1枚 17.3cm
明治00.00.00	島義勇	江藤新平	今日は山王社御小祭と十五夜につき九ツ時頃よりご来光を乞う	富岡家所蔵史料	42-49	
明治04.12.03	島地黙雷	江藤新平	贈答品進呈	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-302	1枚17 cm
明治00.03.09	島田芳橘	江藤新平	銘酒一樽のお礼と御出を乞う	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-299	1枚 16cm
明治00.03.10	島田芳橘	江藤新平	明後12日夕方来訪依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-300	1枚 16cm
明治00.03.26	島田芳橘	江藤新平	7時半頃来訪依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-301	1枚18 cm
明治05.03カ.15	島本仲道	江藤新平	軍刑律について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-311	1枚 16cm
明治06.01.06	島本仲道	江藤新平	病氣快癒につき、明朝参堂希望	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-303	1枚18 cm
明治06.03.01	島本仲道	江藤新平	軸を贈られたお礼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-304	1枚19 cm
明治06.06.26	島本仲道	江藤新平	今朝参殿の知らせ	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-307	1枚 16cm
明治06カ.04.13	島本仲道	江藤新平	書翰の趣旨にて取り計らいの旨	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-312	1枚 16cm
明治06カ.06.14	島本仲道	江藤新平	病氣快癒につき、今日参堂希望	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-306	1枚 16cm
明治00.05.25	島本仲道	江藤新平	杉野某への依頼の手紙届けの通知	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-305	1枚17 cm
明治00.00.26	島本仲道	江藤新平	(明治5年または6年)病氣の為欠勤、夕目参上の報	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-310	1枚17 cm

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治00.00.06	島本仲道	江藤新平	(明治5年または6年)客が帰り次第参殿の報	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-308	1枚 16cm
明治00.00.08	島本仲道	江藤新平	(明治5年または6年)参堂の命、謹承の事	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-309	1枚17 cm
明治00.08.12	島本家執事	江藤新平	書翰受取	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	909-052	1枚 18cm
慶応04.08.09	庄島五左衛門	江藤新平	明10日朝飯後参上希望、(別紙)大黒屋六兵衛盗まれた金680 両、八丁堀同心古谷鏝助より60両書上するよう大黒屋へ申付	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-343	1枚 18cm
慶応04.08.13	庄島五左衛門	江藤新平	今市出兵の佐賀藩兵の近況報告	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-341	1枚 17cm
明治01カ.00.00	庄島五左衛門	江藤新平	元仙台屋敷のこと、本庄殿屋敷のこと、中納言様東京屋敷のこと	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-342	1枚 17cm
明治04.09.02	小代永重	江藤新平	出立の期、饅別として見事な漆器恵賜くだされお礼	川浪家所蔵「江藤新平関係 文書」	書翰16-01	
明治05.04.07	小代永重	江藤新平	相良氏失明に付洋医周旋願	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-345	1枚 16cm
明治05.04.28	小代永重	江藤新平	相良の眼病について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-376	1枚17 cm
明治05.05.07	小代永重	江藤新平	入院治療につき主治医の相談について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-381	1枚 17cm
明治05カ.04.13	小代永重	江藤新平	両三日中、相良の容体報告のため昇堂、品物進呈	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-346	1枚17 cm
明治00.03.21	小代永重	江藤新平	岩村帰着、彼の書状取戻、取替金子の返却	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-344	1枚 17cm
明治00.06.26	小代永重	江藤新平	歎願之筋について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-347	1枚 16cm
明治00.09.04	小代永重	江藤新平	身上のことについての願	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-348	1枚17 cm
明治00.10.03	小代永重	江藤新平	身上の事につき参堂伺	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-349	1枚 28cm
明治00.10.23	小代永重	江藤新平	金五十両差上候事	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-350	1枚17 cm
明治00.00.10	小代清八	江藤新平	洋人への仕成振、路費滞留費等々	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-499	1枚16 cm
明治05.07.12	章程局	江藤新平	章程差上の件	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-393	1枚17 cm
明治06.05.12	杉浦謙	江藤新平	仏国公使へ差立の文案について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-489	1枚 18cm

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治05.06.22	杉浦謙	江藤新平	設楽謙堂紹介状	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-490	1枚 21 cm
明治06.06.13	杉浦謙	江藤新平	判事局、寮局章程差廻しの依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-699	1枚 18 cm
明治00.02.11	杉本執事	江藤新平	封書の受取書	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	909-050	1枚 16cm
明治05.05.22	相山孝安	江藤新平	発達の期を尋ねる	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-492	1枚 20 cm
明治00.05.02	相山孝安	江藤新平	ホフマン拝診の段取	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-491	1枚 17cm
明治00.10.07	杉山孝安	江藤新平	鴨二尾贈呈	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-493	1枚 23 cm
明治00.00.07	相山孝安	江藤新平	司馬一同登参につき回答するよう依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-494	1枚 17 cm
明治00.00.00	相山孝安	江藤新平	ホフマン参館について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-495	1枚 25 cm
明治05.07.03	三条家杉山義章	江藤新平	松浦格弥推薦依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-496	1枚 18 cm
慶応04.07.29	弼	江藤新平	野州の出兵急に引き払いの運び、錢別品お礼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-497	1枚 17 cm
明治04.12.18	正院	江藤新平	明 19 日御用につき参朝通知	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	939-072	1枚 18cm
明治05.05.22	正院	江藤新平	即刻御用につき参朝通知	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	939-079	1枚 18cm
明治05.05.28	正院	江藤新平	12時から4時まで御用に付き、太政大臣邸へ参入通知	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	939-099	1枚 18cm
明治05.06.25	正院	江藤新平	明後 27 日御用につき参朝通知	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	939-019	1枚 19cm
明治05.07.10	正院	江藤新平	明後 12 日御用につき参朝通知	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	939-021	1枚 18cm
明治05.09.15	正院	江藤新平	神嘗祭へ参集の通知、司法省宿直より 16 日に回送	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	939-016	1枚 17cm
明治05.10.07	正院	江藤新平	明 8 日御用につき参朝通知	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	939-087	1枚 18cm
明治05.10.15	正院	大蔵省、文部省、司 法省長官/次官	魯国親王到着に付き、礼服帯剣にて延選館へ参集の旨	佐賀城本丸歴史館「江藤家 文書」	36-(7)	1枚
明治05.11.02	正院	大蔵省、司法省長官 次官	[司法省野紙] 明 2 日右院開院につき参集通知	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	939-023	1枚 28cm

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治05.11.23	正院	江藤新平/福岡孝弟	[司法省罫紙] 明24日右院開院につき参朝通知	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	939-022	1枚 28cm
明治06.01.07	正院	江藤新平	明13日御用につき参朝通知	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	939-032	1枚 18cm
明治06.02.04	正院	江藤新平	太政大臣邸へ出頭通知	佐賀城本丸歴史館「江藤家 文書」	36-(8)	1通
明治06.02.05	正院	江藤新平	即刻御用につき参朝通知	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	939-035	1枚 19cm
明治06.02.20	正院	江藤新平	[太政官罫紙] 明後22日密議につき参朝通知	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	939-075	1枚 28cm
明治06.02.28	正院	江藤新平	来月2日御用につき参朝通知	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	939-034	1枚 18cm
明治06.03.05	正院	江藤新平	外務卿清国へ発艦につき用談があるため、明6日太政大臣邸へ 参入通知	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	939-100	1枚 18cm
明治06.03.18	正院	江藤新平	今日1時御用につき参朝通知	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	939-071	1枚 18cm
明治06.04.04	正院	江藤新平	明5日御用につき参朝通知	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	939-036	1枚 18cm
明治06.04.12	正院	江藤新平	明13日御用につき参朝通知	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	939-032	1枚 18cm
明治06.04.13	正院	江藤新平	明14日御用につき参朝通知	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	939-077	1枚 18cm
明治00.03.02	制度局	江藤新平	遅参届の受取通知	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	939-124	1枚 20cm
明治04.05.22	制度局	江藤新平	御官録切手廻状	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-351	1枚18 cm
明治04.06.23	制度局	江藤新平	会議不参加承知、お見舞	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-388	1枚 18cm
明治04.06.29	制度局	江藤新平	新貨条例一冊差上	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-389	1枚 18cm
明治05.07.25	制度局	江藤新平	司法事務職制法、持参依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-399	1枚19 cm
明治00.06.22	制度局	江藤新平	(明治3年または4年) 不参の趣承知	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	939-139	1枚 18cm
明治00.06.24	制度局	江藤新平	不参の趣承知	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	939-138	1枚 16cm
明治00.00.00	関口筑五郎	江藤新平	[後缺]	江藤兵部氏所蔵「江藤新平 関係文書」	書翰06-01	1枚 17.9cm

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治06.11.27	副島種臣	江藤新平	今日三条邸参上の件、不都合につき明日に延期依頼	『江藤南白』下巻	274頁	
明治06.11.29	副島種臣	江藤新平	所労の旨拝承、また近日中お供仕べく	『江藤南白』下巻	277頁	
明治06.12.11	副島種臣	江藤新平	14日に延期の件了解、十時に後藤宅に集会のほうが便宜か	『江藤南白』下巻	281頁	
明治00.07.24	副島種臣	江藤新平	訪問の約束を明日にのばす	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-505	1枚17cm
明治00.11.23	副島家執事		封書一通受取	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-057	1枚16cm
明治00.01.23	副田(虎六)	江藤新平	蒸気船代価払入のため出浜につき、今日訪問断り	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-506	1枚16cm
明治00.12.08	副田虎六	江藤新平	出浜の時を問う	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-507	1枚25cm
明治00.05.11	園田	江藤新平	就職依頼	個人蔵		
明治00.07.01	園田弘	江藤新平	換舌、ピル献呈	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-508	1枚13cm
明治06カ.04.01	醍醐忠順	不明	奥田栄偽造印作成の事件について	川浪家所蔵「江藤新平関係文書」	書翰17-01	
明治00.04.28	大臣	江藤新平	内々に頂戴の品を遣わす	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-374	1枚14cm
慶応04.07.19	大総督府応接方		常州平湯よりの別紙送付	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-085	1枚19cm
明治01.09.12	大総督府下参謀	江藤新平/長谷川仁右衛門	式万金操入の申入れ	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-339	1枚21cm
明治00.05.14	高木秀臣	江藤新平	鶏卵一箱進呈	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-532	1枚16cm
明治00.07.01	高木秀臣	江藤新平	洋布献覧	川浪家所蔵「江藤新平関係文書」	書翰18-01	
明治00.09.03	高木秀臣	江藤新平	夫人も一緒に招待	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-533	1枚18cm
明治00.12.19	高木秀臣	江藤新平	杉山某よりことづけ、明21日来駕を乞う	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-534	1枚17cm
明治05.04.07	高崎五六	江藤新平	明日出勤の上決定	「宮島誠一郎日記」		
明治05.04.20	高崎五六	江藤新平	神道東西武部に分割についての嘆願	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-203	1枚18cm

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治05.05.02	高崎五六	江藤新平	今日大隈と引合云々、岸良七之丞よりの随行願いをお願い	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-536	1枚20cm
明治00.00.24	高崎五六	江藤新平	(明治5年または6年) 脚輔からは生より某へ説得するようとのこと	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-535	1枚19cm
明治00.00.29	高崎五六	江藤新平	(明治5年10月から6年3月) 早川景矩より詳細聞き取り願いたい	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-537	1枚18cm
明治05カ.05.13	高崎正風	江藤新平	(西暦6月18日) 横浜港出港後に香港などに寄港し、フランスへ洋行した際の見聞	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	10	
明治00.07.23	高取芳烈	江藤新平	(明治5年または6年)「大日本史」借用願	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-538	1枚28cm
明治04.08.00	高橋右門	江藤新平	開墾道視察をあおぐ	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-539	1枚16cm
明治00.12.18	高柳忠吉郎	江藤新平	10両1分銀向より入手につき差上、お菓子のお礼	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-542	1枚16cm
明治02.10.29	高柳忠吉郎	江藤新平	金札を金預に引替の分を送る	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-541	1枚14cm
明治05.02.18	高柳熊六	江藤新平	西岡逾明の香港からの書状落手	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-540	1枚17cm
明治05.06.17	高柳長貞	江藤新平	伊東弥兵太司法省登用取り止め依頼、洋行に伴熊六同行を願う	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-543	1枚17cm
明治01.09.09	多久茂族	江藤新平/島義勇	依頼の件あるため、家来岡橋團助より聞き取り依頼	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-545	1枚16cm
明治05.05.28	多久茂族	江藤新平	別杯難望の日取り変更依頼	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-284	1枚17cm
明治06.02.18	多久茂族	江藤新平	就職依頼	個人蔵		
明治00.12.28	武井守正	江藤新平	辞表について、別紙朱筆拝呈	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-503	1枚17cm
明治05.04.09	竹内正信	江藤新平	明朝9時まで東校内医局まで行かれ、細川養策を呼出すよう	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-546	1枚20cm
明治00.05.01	竹内正信	江藤新平	容談の趣承知、程なく見舞参上	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-547	1枚18cm
明治00.00.05	竹内正信	江藤新平	ピ-ル、葡萄酒差出につき口上	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-548	1枚16cm
明治02.03.00	竹田文右衛門	岩村右近/江藤新平/副島種臣/張玄一/中野数馬/深江助右衛門/前山清一郎	孫四郎組相良柳庵願出の件	明治二年「御意請」上(「鍋島文庫」309-102)		

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治 06. 03. 07	竹雪	江藤新平	内外日誌の発行について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-556	1枚 16 cm
明治 04. 07. 15	太政官出仕	江藤新平	兵部省事務取調書差出依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-394	1枚 18 cm
明治 06. 03. 02	太政官	江藤新平	露国公使参朝の通知	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	909-023	1枚 28cm
明治 06. 07. 28	太政官宿直史官	江藤新平	宮内省よりの書類回送通知	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	909-022	1枚 28cm
明治 04. 08. 03	太政官伝達所	江藤新平	明 4 日御用につき、礼服用の上参朝通知	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	939-085	1枚 19cm
明治 06. 09. 27	太政官内史	江藤新平	庶務 1 通、法制 1 通、財務 1 通の書類回送	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	909-095	1枚 28cm
明治 05. 06. 23	内史	江藤新平	遅参届の受取通知	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	939-125	1枚 18cm
明治 06. 06. 09	内史	江藤新平	不参の趣承知、ペル-事件書類受取	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	939-136	1枚 18cm
明治 06. 06. 12	内史本課	江藤新平	封書 1 通の落掌通知	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	909-048	1枚 17cm
明治 06. 06. 14	太政官内史	江藤新平	法制 6 通、財務 6 通の書類回送	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	909-094	1枚 29cm
明治 06. 09. 05	内史	江藤新平	遅参届の受取通知	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	939-058	1枚 19cm
明治 05. 08. 14	田中知邦	江藤新平	拝顔お礼、意見書 1 冊拝呈	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-550	1枚 16cm
明治 04. 9. 10. 15	谷鐵臣カ	江藤新平	小室同伴の上、その内参堂	川浪家所蔵「江藤新平関係 文書」	書翰 19-01	
明治 05. 05. 13	谷鐵臣	江藤新平	洋行出発までに参別もうしなく、発途の日程伺	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-564	1枚 18 cm
明治 05. 08. 23	谷鐵臣	江藤新平	病欠お詫び、煙草贈呈	江藤兵部氏所蔵「江藤新平 関係文書」	書翰 07-01	1枚 17.9 cm
明治 00. 04. 17	谷鐵臣	江藤新平	横川源蔵の推挙	江藤兵部氏所蔵「江藤新平 関係文書」	書翰 07-02	1枚 16.7 cm
明治 00. 07. 02	谷鐵臣	江藤新平	人物(大東寛蔵・外村省吾)推薦について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-565	1枚 17 cm
明治 00. 11. 21	谷鐵臣	江藤新平	参堂希望、都合伺い	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-566	1枚 18cm
明治 06. 02. 18	谷口起孝/馬場氏就 /長谷信篤/植村正 直	江藤新平	処刑の徒禁獄満期の為保釈の伺書	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-588	1枚 27 cm

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治06.02.02	玉乃世履	江藤新平	醍醐侍従一件	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-552	1枚17cm
明治01.11.08	田村乾左衛門	江藤新平/大木民平/古賀一平	旧幕軍函館松前乗っ取りのため頗る奥羽動揺、急速応援の大学が必要、当春以来出兵の分は一先御国へ凱旋しかるべき	国会図書館憲政資料室「大木喬任関係文書」	425-01	
明治04.01.20	田村乾太左衛門	江藤新平	17日中野県到着の知らせ	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-553	1枚18cm
明治00.10.05	田村昌宗	江藤新平	生野少十郎役職拝命願いについて周旋、評決を依頼	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	11	
明治05.03.11	長熒	江藤新平	隍生推薦状	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-561	1枚18cm
明治05.03.13	長三州	江藤新平	隍生一条に関する処分の問い合わせ	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	12	
明治05.03.19	長熒	江藤新平	隍生之職採用につきお礼	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-560	1枚15cm
慶応04.06.14	張玄一	江藤新平	大惣督府よりの要請について伺い	真木なお子氏所蔵「江藤新平関係文書」	書翰14	
明治01.10.20	張玄一	江藤新平	中野氏の書落手、明朝暫時訪問いたしましたし	個人蔵		
明治02.08.04	張玄一	江藤新平/中野内匠/池田文八郎/深江助右衛門	口達、亡中野方蔵名跡の拝領につき書き間違いの件	明治二年「御意請」上(「鍋島文庫」309-102)		
明治03.08.12	張玄一	江藤新平	海外新聞7号、仏蘭西法律書6冊差し廻しのお礼	個人蔵		
明治04.01.26	張玄一	江藤新平	魏松院(9代藩主鍋島齊直)33回忌の知らせ	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-557	1枚16cm
明治04.01.26	張玄一	江藤新平	直正贈位について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-558	1枚17cm
明治00.10.18	張玄一	江藤新平	夕方頃来訪依頼	個人蔵		
慶応04.08.18	鎮将府	江藤新平	明日御用につき登城通知	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-131	1枚19cm
慶応04.08.29	鎮将府官掌	江藤新平	通知	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	36-(2)	
明治00.03.10	築地輪番所取次	江藤新平	大洲鉄然、赤松連城への書状受取	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-42	1枚15cm

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治04.09.10	辻新次	江藤新平	熊太郎南校入学の件	個人蔵		
明治00.11.03	辻新次	江藤新平	依頼の英学者に武藤三郎を推薦	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-486	1枚 16cm
明治06.04.06	鶴田皓	江藤新平	外交関係、仏蘭西新聞抄訳	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-563	3枚24 cm
明治05.11.07	徳大寺実則(宮内 卿)	江藤新平	明8日参朝する様沙汰の旨	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	939-020	1枚 18cm
明治06.10.19	徳大寺実則(宮内 卿)	江藤新平/大木喬任 /後藤象二郎/副島 種臣	太政大臣所勞のため、右大臣代理の件	江藤兵部氏所蔵「江藤新平 関係文書」	書翰03-01	1枚 17.3cm
明治00.11.10	徳久弥太郎	江藤新平	贈品お礼	個人蔵		
明治05.07.08	戸田忠至	江藤新平	小出健蔵紹介	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-570	1枚18 cm
元治01カ.00.04	富岡敬明	江藤新平	近況報告、近々再鞫問口書取の様子	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-576	1枚16 cm
明治06.01.26	富岡敬明	江藤新平	〔封筒のみ〕	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-571	
明治06.01.26	富岡敬明	江藤新平	旧冬11月10日正七位叙爵のお礼	個人蔵		
明治06.03.31	富岡敬明	江藤新平	探索書の下度依頼、今朝願の件、安藤へも内話に及んだので差 含下さるようお願い	佐賀城本丸歴史館「江藤家 文書」	13	
明治06.04.10	富岡敬明	江藤新平	別紙草案進呈、加除の上山梨裁判所へ指令願い	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-572	1枚20 cm
明治06.07.04	富岡敬明	江藤新平	松本大解部の再登用願い	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-571	1枚16 cm
明治00.03.13	富岡敬明	江藤新平	しろむく借用のお願い	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-575	1枚 16cm
明治00.04.12	富岡敬明	江藤新平	息子学費のため借金の願い	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-573	1枚17 cm
明治05.07.19	永井尚志	江藤新平	宮重某推薦	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-580	1枚 16cm
明治01.09.07	中井弘蔵/山口範蔵	江藤新平	大久保も来訪につき、入来依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-579	1枚 20cm
明治01.09.16	中井弘蔵	江藤新平	寓居来訪か明日東京府へ出頭か伺い、貸上奇金の件	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-577	1枚18 cm
明治01.10.02	中井弘蔵	江藤新平	沽券箱見合わせ	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-578	1枚 21cm

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治05.05.04	中井弘蔵	江藤新平	随行員の推薦	佐賀城本丸歴史館「江藤家史料」	目録未掲載	
明治00.00.20	中島鼎蔵/徳久幸次郎	江藤	面談依頼	佐賀城本丸歴史館「江藤家史料」	目録未掲載	
明治06.00.13	中島錫胤	江藤新平	(6月以降) 感冒につき不勤、職務遂行し難く辞職願ひ	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-584	1枚 18cm
明治07.01.08	中島錫胤	江藤新平	熊本鎮台消失の噂	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-583	1枚 18cm
明治07.01.09	中島錫胤	江藤新平	熊本鎮台云々続報	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-582	1枚 18cm
明治00.03.21	中島錫胤	江藤新平	県政改革の現状報告	個人蔵		
明治00.00.13	中島錫胤	江藤新平	熱海より取り寄せの泉水進呈	個人蔵		
明治00.00.24	中島錫胤	江藤新平	伊豆温泉での近況報告、早々参館の心得	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-585	1枚17cm
明治00.00.26	中島錫胤	江藤新平	今日三時頃来訪依頼承知	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-586	1枚17cm
明治00.00.31	中島錫胤	江藤新平	(明治5年または6年) 濱田秋登推薦状	個人蔵		
明治00.00.00	中島錫胤	江藤新平	(明治4年または5年) 瀧弥太郎推薦状	川浪家所蔵「江藤新平関係文書」	書翰 20-01	
明治00.00.00	中島錫胤	江藤新平	(明治5年以降) 瀧弥太郎登用依頼等	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-587	1枚17cm
明治03.11.25	中田松齋	江藤新平	内願書2通の添書	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-061	1枚 19cm
明治00.07.06	永野寿郎兵衛	江藤新平	出京に付、備中守様よりお見舞として交魚進上	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-589	1枚18cm
明治00.09.03	中野数馬	江藤新平	借用の金子の内、45円返上分受取	個人蔵		
文久02.00.00	中野方蔵	江藤新平/大木喬任	中野家跡目について	『江藤南白』上巻	145頁	
明治05.05.04	長松幹	江藤新平	井上生随行採用について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-590	1枚19cm
明治00.12.27	中村大蔵権大丞/坂本大蔵少丞/郷大蔵少丞	江藤新平	(明治2年または3年) 元会計官へ印章返還に付催促	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-135	

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
慶応 04. 06. 27	中村庄助	江藤新平	金銀座御見分について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-591	1枚 20 cm
慶応 04. 08. 16	中村庄助	江藤新平	渡方之儀に付相談	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-592	1枚 20 cm
慶応 04. 08. 26	中村庄助	江藤新平/島團右衛 門	坂本三郎よりの書簡回覧について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-593	1枚 17cm
明治 06カ. 01. 03	長森敬斐	江藤新平	御祝儀物献上	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-595	1枚 16 cm
明治 06. 12. 28	長森敬斐	江藤新平	横濱行御供について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-600	1枚 17cm
明治 06. 00. 18	長森敬斐	江藤新平	陪審の議に付同たく参上願	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-603	1枚 16 cm
明治 00. 01. 21	長森敬斐	江藤新平	直筆の品柄拝借願	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-596	1枚 16 cm
明治 00. 07. 27	長森敬斐	江藤新平	蚊帳地人用か否かについての伺い	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-597	1枚 16 cm
明治 00. 11. 30	長森敬斐	江藤新平	開拓使への納金断りについて	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-598	1枚 17cm
明治 00. 12. 01	長森敬斐	江藤新平	直垂井島帽子恩借願	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-599	1枚 16 cm
明治 00. 00. 05	長森敬斐	江藤新平	生田同伴の上、参堂伺い	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-601	1枚 16 cm
明治 00. 00. 11	長森敬斐	江藤新平	5時前頃来訪依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-602	1枚 21 cm
明治 00. 00. 00	長森敬斐	江藤新平	明朝訪問のこと	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-604	1枚 16 cm
明治 02. 04. 17	中山平四郎	江藤新平	小城名書人々のうち一部省略について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-605	1枚 13 cm
明治 00. 03. 12	鍋島口五郎	江藤新平	遊学周旋依頼	個人蔵		
明治 06. 01. 05	鍋島直大	江藤新平	年始の挨拶、太陽暦に改革について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-608	1枚 18 cm
明治 05. 02. 18	鍋島直彬	江藤新平	病氣見舞い、原庸一登用に付依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-606	1枚 18cm
明治 06. 06. 20	鍋島直彬	江藤新平	鶏助五冊のうち一冊摺りたてにつき進呈	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-607	1枚 18cm
明治 00. 02. 13	名和纒	江藤新平	出頭時刻の変更について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-609	1枚 18 cm

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治00.07.15	名和纒	江藤新平	国産の品進呈について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-610	1枚19 cm
明治04.12.11	南校	江藤新平	江藤熊太郎一身持請状返戻につき落手あるべきこと	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	909-003	
明治06.09.07	西成度	江藤新平	岸良氏・名村氏帰京のこと	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-623	1枚 16cm
明治04.12.03	西岡愈明	江藤新平	本院章程につき二内々申上たき義あり、明朝参上希望	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-502	1枚18 cm
明治04.12.29	西岡愈明	江藤新平	伊万里県下動揺について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-614	1枚18 cm
明治04カ.11.05	西岡愈明	江藤新平	外国派遣について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-621	1枚18 cm
明治05.02.04	西岡愈明	後藤象二郎/江藤新 平	香港舟中に於て相認め一書通呈仕候(旅行のあいさつ状)	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-616	1枚25 cm
明治05.05.20	西岡愈明	江藤新平	[太政官野紙]〔西暦6月23日〕外国法制の視察報告	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-617	1綴 28cm
明治00.01.18	西岡愈明	江藤新平	贈答品、生田議生、面談申し込み	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-615	1枚18 cm
明治00.09.08	西岡愈明	江藤新平	訪問したく都合をたずねる	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-618	1枚18 cm
明治00.09.18	西岡愈明	江藤新平	訪問したく都合を尋ねる	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-619	1枚18 cm
明治00.10.01	西岡愈明	江藤新平	御懇書の返事について親類と相談	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-620	1枚18 cm
明治00.12.20	西岡愈明	江藤新平	山形鉦産を贈る	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-622	1枚18 cm
明治00.11.29	西村貞陽	江藤新平	開拓使渋谷一番御用地へ受取の者差出のこと	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-624	1枚 17cm
明治06.00.28	蛸川式胤	江藤新平	油画出来上りのこと	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-626	1枚17 cm
明治05.11.14	丹羽賢	江藤新平	東京府より申し来たる娼妓明黙一件について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-629	1枚20 cm
明治06.02.03	(丹羽)	江藤新平	省定額金3万円返上に付辞表差出一件	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-630	1枚18 cm
明治06.02.12	丹羽賢	江藤新平	洋酒進呈	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-627	1枚16 cm
明治00.09.10	丹羽賢	江藤新平	外国人給料について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-628	1枚16 cm

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
西暦. 05. 15	丹羽龍之助	江藤新平	(旧暦明治5年4月9日) 英国ロンドンより、留学の近況と国情の報告など	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-631	1枚18cm
西暦. 11. 22	丹羽龍之助	江藤新平	(旧暦明治5年10月22日) 英国龍動府より、留学の近況と国情の報告など	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-632	1枚21cm
明治00. 01. 14	根本慎蔵	江藤新平	濱新聞即報-長州・薩州対肥後・肥前の戦争、土州藩参謀暗殺、肥後人数外国船にて箱館へ航行中勝浦で坐礁	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-634	1枚16cm
慶応04. 08. 07	野田浅一郎	江藤新平	岡本清一郎出仕に付願	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-635	1枚18cm
明治04. 01. 16	野田祭四郎	江藤新平	正四位(鍋島直大)今日着京の知らせ	個人蔵		
明治05. 02. 10	野田祭四郎	江藤新平	山県の近況報告	個人蔵		
明治00. 03. 21	野田祭四郎	江藤新平	東京出張所話のため昨日着京	個人蔵		
明治02カ. 06. 晦	野田二蔵/古川與一	江藤新平	常照院出頭依頼	個人蔵		
明治00. 10. 07	野田稔	江藤新平	御霊前への供物お礼および初十日の霊祭に付お茶、お菓子進呈	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-636	1枚16cm
明治00. 07. 29	橋本金五郎	江藤新平	引移り祝につき交着進呈	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-637	1枚16cm
慶応04カ. 08. 10	長谷川二右衛門	江藤新平	仁三郎の手紙について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-613	1枚18cm
明治01. 10. 12	長谷川二右衛門	江藤新平	明参内相談、他に税金に関する覚、評定所役人に関する覚など	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-639	1枚20cm
明治02カ. 01. 11	長谷川二右衛門	江藤新平	小幡内膳、菅鉞太郎紹介状	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-638	1枚18cm
明治06. 05. 28	花房義質	江藤新平	下案の趣司法省において異議なく承知速に処分のこと他	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-640	1枚27cm
明治02. 03. 00	羽室雷助	池田文八郎/岩村右近/江藤新平/副島種臣/張玄一/中野数馬/深江助右衛門/前山清一郎	沢野恭■願出の件	明治二年「御意請」上(「鍋島文庫」J309-102)		
明治00. 12. 07	林又七郎/吉川栄左衛門	江藤新平	申し来しの人撰の件に付承知	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-760	1枚20cm
明治02. 03. 17	原口重蔵/高木権大史	池田文八郎/岩村右近/江藤新平/副島二郎/張玄一/中野数馬/深江助右衛門/前山清一郎	廻姫(直正女)縁談について	「鍋島夏雲殿宛原田小四郎其外之書翰抜書」(「鍋島文庫」J016-5)	016-5	

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治 02 年 02 月 17 日	春田基太郎	江藤新平	屋根船一艘幹旋のこと	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-641	1 枚 19cm
慶応 04 年 06 月 15 日	東久世通禧	江藤新平	貨幣一件について	個人蔵		
明治 06 年 03 月 27 日	東久世通禧	江藤新平	人物採用願	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-642	1 枚 22 cm
明治 00 年 00 月 00 日	東久世通禧	江藤新平	今日不快、必ず参上のうえ高話を拝聴したいため、屋食後同う	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	14	
慶応 04 年 07 月 29 日	土方大一郎	江藤新平	御旧藩(佐賀藩)よりの贈品お礼ならびにお断り	個人蔵		
慶応 04 年 08 月 16 日	土方久元	江藤新平	支配向よりの書類受書2冊差し返し、御覽後返却依頼	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-643	1 枚 16 cm
慶応 04 年 08 月 17 日	土方久元	江藤新平	直談の用件につき、在宿依頼	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-644	1 枚 16 cm
慶応 04 年 08 月 18 日	土方久元	江藤新平	病氣見舞い	江藤兵部氏所蔵「江藤新平関係文書」	書翰 08-01	1 枚 16 cm
明治 03 年 11 月 30 日	土方久元	江藤新平	昨夕帰京、鯨肉進呈	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-651	1 枚 16 cm
明治 03 年 閏 10 月 24 日	土方久元	江藤新平	監部一条	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-653	1 枚 18 cm
明治 04 年 09 月 19 日	土方久元	江藤新平	後藤工部大輔へ議長仰付について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-649	1 枚 18 cm
明治 04 年 12 月 11 日	土方久元	江藤新平	宴会の誘い	江藤兵部氏所蔵「江藤新平関係文書」	書翰 08-03	1 枚 16 cm
明治 05 年 01 月 16 日	土方久元	江藤新平	野花移栽について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-647	1 枚 16 cm
明治 05 年 09 月 08 日	土方久元	江藤新平	明後 10 日訪問の旨	個人蔵		
明治 05 年 01 月 13 日	土方久元	江藤新平	茶店にて待合せのこと	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-646	1 枚 17 cm
明治 06 年 02 月 15 日	土方久元	江藤新平	明日の待ち合わせ	江藤兵部氏所蔵「江藤新平関係文書」	書翰 8-04	1 枚 18.2 cm
明治 06 年 05 月 21 日	土方久元	江藤新平	昨日お願した書類のお渡しを依頼	佐賀城本丸歴史館「江藤家史料」	目録未掲載	
明治 06 年 11 月 29 日	土方久元	江藤新平	三条邸への参殿の日取り伺い	『江藤南白』下巻	276 頁	
明治 00 年 02 月 12 日	土方久元	江藤新平	帰府に付挨拶	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-648	1 枚 18 cm

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治00.06.21	土方久元	江藤新平	(明治3年または4年)右府公邸参上の件、余儀なき事情のため不可	江藤兵部氏所蔵「江藤新平 関係文書」	書翰 08-02	1枚 21.1cm
明治00.11.03	土方久元	江藤新平	伺い不在の詫状	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-645	1枚16 cm
明治00.11.06	土方久元カ	江藤新平	風邪にて外出不能につき約束お断り	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-424	1枚16 cm
明治00.11.25	土方久元	江藤新平	小笠原唯八との約束の件	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-650	1枚18 cm
明治00.11.28	土方久元	江藤新平	先刻のお詫び	江藤兵部氏所蔵「江藤新平 関係文書」	書翰 08-05	1枚 17.9cm
明治00.12.05	土方久元	江藤新平	邸宅の売買について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-652	1枚16 cm
明治00.10.20	百武作右衛門	江藤新平	贈物添え状	個人蔵		
明治05.12.21	G・W・ヒル	江藤新平	印紙税法に関する報告	佐賀城本丸歴史館「江藤家 文書」	28	
慶03.12.29	広木作太夫	江藤新平	御用につき目付方へ出頭通知	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	939-101	1枚 14cm
慶応04.07.28	深川亮蔵	江藤新平	清岡五位、土方大一郎の居住所尋ね	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-656	1枚16 cm
明治01.10.27	深川亮蔵	江藤新平	丹丘参謀来着、相談被申上度義があるので、今夕の都合伺い	明治大学博物館「大木文 書」	ヨ18	
明治05.08.10	深川亮蔵	江藤新平	洋行発途の餞別として御前様からの贈品の目録送付	個人蔵		
明治06.01.15	深川亮蔵	江藤新平	贈正二位様3年の御祭式についての知らせ	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-654	1枚17 cm
明治00.02.09	深川亮蔵	江藤新平	別紙来状差上候事	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-655	1枚17 cm
明治00.03.29	深川亮蔵	江藤新平	茶種代金10円受取	個人蔵		
明治00.04.18	深川亮蔵	江藤新平	福島礼助、成富忠蔵より贈られた新聞6冊の回送	個人蔵		
明治00.09.06	深川亮蔵	江藤新平	お願の件周旋のお礼	個人蔵		
明治00.11.04	深川亮蔵	江藤新平	鴨進呈お礼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-657	1枚16 cm
明治00.12.02	深川亮蔵	江藤新平	鯛進呈お礼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-658	1枚17 cm

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治00.12.06	深川亮蔵	江藤新平	今朝9時上堂の件お断り、煙草進呈	個人蔵		
慶応04.07.11	福岡喜四郎	江藤新平	28日に仙台御征討の器械方に任命、奥州戦の様子	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	15	
明治05.08.01	福岡喜四郎	江藤新平	安藤十郎拝謁願	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-153	1枚18cm
明治00.06.02	福岡喜四郎	御隠居様	昇進祝案内状	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-152	1枚17cm
明治05.05.24	福岡孝弟	江藤新平	佛国教師近來着のため居室等取調	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-661	1枚20cm
明治05.08.15	福岡孝弟	江藤新平	病中ながら伺いたきことがあるため参殿伺い	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-662	1枚19cm
明治05.08.18	福岡孝弟	江藤新平	参省願也	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-663	1枚17cm
明治05.09.21	福岡孝弟	江藤新平	会議につき諸省長官召集の口述	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-664	1枚16cm
明治05.10.25	福岡孝弟	江藤新平	会議報告	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-665	1枚16cm
明治05.11.04	福岡孝弟	江藤新平	下痢にて御不参の趣、承知	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	16	
明治05.11.14	福岡孝弟	江藤新平	伺案など拝諾	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-666	1枚19cm
明治06.04.20	福岡孝弟	江藤新平	民法会議の件、今日三大丞共三等出仕に登り候件など	個人蔵		
明治06.07.29	福岡孝弟	江藤新平	[司法省罫紙] 権大判事玉乃世履、英国訴訟取調一件について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-659	1枚29cm
明治00.04.21	福岡孝弟	江藤新平	ロ-ザより薬水贈進	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-660	1枚18cm
明治00.12.26	福田	不明	鯉節1包み落手通知	真木なお子氏所蔵「江藤新平関係文書」	書翰16	
明治05.03.17	福羽美静	江藤新平	章程のことなど	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-667	1枚19cm
明治05.03.17	福羽美静	江藤新平	不参届承諾	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-668	1枚17cm
明治05.03.19	福羽美静	江藤新平	約束の書付差上について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-669	1枚17cm
明治05.03.24	福羽美静	江藤新平	人物紹介	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-670	1枚18cm

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治05.04.08	福羽美静	江藤新平	達書の草稿回送のこと	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-671	1枚18cm
明治05.04.17	福羽美静	江藤新平	内々の取調べについて	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-672	1枚17cm
明治05.04.22	福羽美静	江藤新平	評議のこと	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-673	1枚19cm
明治05.04.23	福羽美静	江藤新平	伊地智正治と熟議のこと	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-674	1枚19cm
明治05.04.23	福羽美静	江藤新平	書面の旨拝承、八時前参上	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-675	1枚18cm
明治05.05.04	福羽美静	江藤新平	洋行拝命、講義始まり、講社取調、高崎洋行	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-676	1枚18cm
明治05.05.07	福羽美静	江藤新平	神教について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-677	1枚18cm
明治05.05.08	福羽美静	江藤新平	面会願	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-678	1枚16cm
明治05.05.08	福羽美静	江藤新平	書類の回覧について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-679	1枚18cm
明治05.05.09	福羽美静	江藤新平	教導職書類返却について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-680	1枚18cm
明治05.05.10	福羽美静	江藤新平	教導職書類返却願	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-681	1枚21cm
明治05.05.14	福羽美静	江藤新平	編輯の事、大教正のことなど	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-682	2枚19cm
明治05.05.30	福羽美静	江藤新平	説教所設置、神道、講社、出版のことなどに関する議論	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-684	1枚19cm
明治05.05.00	福羽美静	江藤新平	教導職に関すること他	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-685	1枚18cm
明治05.10.11	福羽美静	江藤新平	教部省設置について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-686	1枚18cm
明治00.05.22	福羽美静	江藤新平	出省伺い	佐賀城本丸歴史館「江藤家史料」	目録未掲載	
明治06.01.15	藤原光栄	江藤新平	東久世帰朝についての風聞	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-688	1枚19cm
明治06.01.15	藤原光栄	江藤新平	[封筒のみ]	川浪家所蔵「江藤新平関係文書」	書翰21-02	
明治06.00.00	藤原光栄	江藤新平	欧州における近況報告	川浪家所蔵「江藤新平関係文書」	書翰21-01	

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治 03. 07. 06	古川与一	江藤新平	中嶋中辨殿居宅お尋ね	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-690	1 枚 17cm
明治 00. 02. 22	古川与一	江藤新平	(明治2年から3年) 内密の件ため来訪依頼	個人蔵		15 cm
明治 00. 00. 00	古川松根	江藤新平	三条実美からの陶器の注文見合せのこと	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-689	1 枚 18cm
明治 00. 01. 10	古澤迂郎	江藤新平	李国の説を使用者に渡すよう依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-691	1 枚 17cm
明治 00. 02. 14	弁官	江藤新平	(明治3年または4年) 明15日御用につき参朝通知	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	939-082	1 枚 18cm
明治 00. 02. 20	弁官	江藤新平	鉄道創造に付見込提出の事	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	960-006	1 枚 19cm
明治 00. 02. 23	弁官	江藤新平	(明治3年または4年) 明24日御用につき参朝通知	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	939-076	1 枚 18cm
明治 00. 03. 27	弁官	江藤新平	(明治3年または4年) 明28日御用につき、礼服着用の上参朝 通知	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	939-088	1 枚 18cm
明治 00. 04. 10	弁官	江藤新平	(明治3年または4年) 明後12日御用につき参朝通知	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	939-092	1 枚 18cm
明治 00. 04. 10	弁官	江藤新平	(明治3年または4年) 明後12日参朝通知の取り止め	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	939-084	1 枚 18cm
明治 00. 06. 29	弁官	江藤新平	(明治3年または4年) 29日4時に三条邸へ出頭依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	909-077	1 枚 18cm
明治 00. 06. 29	弁官	江藤新平	(明治3年または4年) 明1日御用につき参朝通知	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	939-074	1 枚 18cm
明治 03. 07. 27	弁官	江藤新平	明28日御用につき参朝通知	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	939-089	1 枚 18cm
明治 04. 07. 14	弁官	江藤新平	即刻御用につき参朝通知	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	939-081	1 枚 19cm
明治 00. 02. 03	弁事	江藤新平(五位)	明4日御用につき参朝通知	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	939-073	1 枚 18cm
明治 00. 11. 07	弁事	江藤新平	明8日御用につき参朝通知	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	939-091	1 枚 20cm
明治 06. 09. 09	坊城俊政	江藤新平など	イタリア国プリンス本日午前7時出発について	川浪家所蔵「江藤新平関係 文書」	書翰 22-01	
明治 00. 12. 03	坊城俊政	江藤新平	服忌の数について問い合わせの答	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-693	1 枚 18cm
明治 00. 07. 00	前田俊輔	江藤新平	月岡勝治郎以下4名の医学所付属を仰付、江戸における給金は 等しく渡す旨達す	佐賀城本丸歴史館「江藤家 文書」	19	

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治05カ.06.03	真木佐忠	江藤新平	品川與一郎東京に付拜謁願	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-695	1枚18cm
明治02.02.07	真崎長兵衛	江藤新平	御用米買付につき積船の件	明治大学博物館「大木文書」	㊦18	
明治00.07.15	増田口口	江藤新平	明夕より交代罷越につき、彼表へ御用向あらば来られたし	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	26-02	
明治04.03.28	益田源兵衛	江藤新平	毛利従二位薨去の報	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-698	1枚18cm
明治00.00.21	松浦武四郎	江藤新平	三田保光の御引見依頼	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-700	2枚17cm
明治01.09.20	松尾辰五郎	江藤新平	〔後缺〕伺候を怠り失敬、庵野の至りを謝し、菓子を購入、奥書に隊長尾江四郎左衛門、銃頭梶原平十郎ほか14名の覚	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	20	
明治00.09.17	松村親	江藤新平	金五円惠投のお礼	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	21	
明治00.11.19	松村篤之介	江藤新平	人物紹介	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-703	1枚20cm
明治06.09.22	松村辰昌	江藤新平	長崎県における地租改正について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-702	1綴19cm
明治05.06.14	松本白華	江藤新平	宗教の布教について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-704	1枚17cm
明治05.08.18	松本白華	江藤新平	各国宗事情視察の渡航前の様子	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-706	1枚16cm
明治06.01.15	松本白華	江藤新平	各国宗事情視察の為渡仏、巴里よりの報告	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-705	1枚19cm
明治06.01.16	松本白華	江藤新平	〔封筒のみ〕	川浪家所蔵「江藤新平関係文書」	書翰23-01	
明治00.00.00	松本白華	江藤新平	願の筋ありに付面会の申し込み。白華一本誓寺僧。御明寺対岳と連名	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-707	1枚17cm
明治00.05.26	丸岡莞爾	江藤新平	緊要の件につき伺いたし	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	22	
明治00.08.17	丸岡莞爾	江藤新平	登用に関する依頼	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-708	1枚18cm
明治00.01.00	万岩たけ	江藤新平	お見舞い状	川浪家所蔵「江藤新平関係文書」	書翰24-01	
明治00.04.06	三島千木	江藤新平	断り状	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-709	1枚16cm
明治06.11.08	水野元靖	江藤新平	時下御安否窺い	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-710	1枚18cm

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治01.12.15	三岡八郎	江藤新平	自分の横浜出張に合わせて出張を乞う	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-742	1枚20 cm
明治06.05.11	養翰封岳	江藤新平	皇城炎上のごと、宮城縣管内教法取締出張二付報告	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-713	1枚21 cm
明治06.10.21	養翰封岳	江藤新平	奥羽にて教導取締出張報告、神佛両道教職不和之條について 意見書	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-712	1綴22 cm
慶応04.07.21	三宅慎蔵	江藤新平	今日登城するよう依頼	江藤兵部氏所蔵「江藤新平 関係文書」	書翰09-03	1枚17 cm
慶応04.08.17	三宅慎蔵	江藤新平	今日午刻古金受取たく、取り計らい依頼	江藤兵部氏所蔵「江藤新平 関係文書」	書翰09-01	1枚17 cm
明治02.01.28	三宅慎蔵	江藤新平	贈答品の返礼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-714	1枚 16cm
明治00.08.09	三宅慎蔵	江藤新平	出馬の案内人について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-715	1枚 19cm
明治04カ.09.26	宮島誠一郎	江藤新平	新潟県典方青柳尚賢採用願	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-716	1枚 18cm
明治05.06.03	宮島誠一郎	江藤新平	訪問のため時間合せ	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-719	1枚 19cm
明治05.07.14	宮島誠一郎	江藤新平	鳥進呈に付調味願	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-720	1枚 18cm
明治05.08.16	宮島誠一郎	江藤新平	出帆前御混雑之義拝察、十八九之内御先約無御座候節者御來 賀之事	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-721	1枚 18cm
明治06.05.12	宮島誠一郎	江藤新平	院中改正の義に付意見有之ため参堂願	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-718	1枚 16cm
明治06.09.13	宮島誠一郎	江藤新平	明、明後同伴の件についての伺	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-722	1枚 18cm
明治06.09.18	宮島誠一郎	江藤新平	拝諾の地評詮議について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-723	1枚 18cm
明治00.04.19	宮島誠一郎	江藤新平	饗應御礼、内務之義創立について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-717	1枚 19cm
明治05.04.07	宮島吉久	江藤新平	大蔵省故障について、正院より手強き議論あるため教部省へ委 任のごと	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-724	1枚 18cm
明治05.05.15	宮島吉久	江藤新平	使節送別のため汽車にて横浜へ行くこと	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-725	1枚17 cm
明治05.05.15	宮島吉久	江藤新平	洋行一便船運ル事、工部省九等小田切氏一等進級にて採用願	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-726	1枚 18cm
明治05.06.13	宮本小一	江藤新平	クナシリ、エトロフ、ウルツプ島北方三島に関するロシアとの約定 について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-120	1枚18 cm

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
慶応 04. 06. 26	民政裁判所判事		東久世よりの書類を回送	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	909-82	1 枚 19cm
明治 00. 04. 15	牟田口通照	江藤新平	新平亡父へ霊前へ供物	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-729	1 枚 20cm
明治 00. 10. 17	牟田口拙堂	江藤新平	衣服借用願	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-727	1 枚 28cm
明治 00. 10. 25	牟田口通照	江藤新平	仰越の一件取計のこと、御達書二通進呈のこと	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-730	1 枚 28cm
明治 00. 10. 28	牟田口通照	江藤新平	式部寮よりの達書の請書を代筆の由報告	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-731	1 枚 19cm
明治 00. 11. 06	牟田口拙堂	江藤新平	江藤家所蔵の博物新篇補遺の借用について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-728	1 枚 20cm
明治 05. 06. 01	陸奥宗光	江藤新平	英人領事ラウダ氏よりの面談希望の仲介書(ラウダの名刺添え)	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-732	1 枚 20cm
明治 00. 08. 15	村瀬平兵衛	江藤新平	人事登用の依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-733	1 枚 16cm
明治 00. 10. 11	村瀬平兵衛	江藤新平	登用の札状	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-734	1 枚 18cm
明治 00. 06. 12	村田	江藤新平	榊山・有馬両人の面謁を願いたし	富岡家所蔵史料	42-58	
明治 00. 11. 29	持田()	江藤(新平)	参上遅延	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-735	1枚17 cm
明治 06. 12. 11	森寺常德	江藤新平	12日に三条邸へ出頭依頼、四人一同ではなく両人にて出頭あり たし	『江藤南白』下巻	279 頁	
明治 06. 12. 21	森寺常德	江藤新平	三条再出仕のお知らせ	江藤兵部氏所蔵「江藤新平 関係文書」	書翰 10-01	1 枚 26.3 cm
明治 00. 00. 00	諸隈	江藤	〔後缺〕	佐賀県立佐賀城本丸歴史 館「江藤茂国氏所蔵資料」		
明治 00. 02. 14	安田鐵藏	江藤新平	献上品笑納願	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-736	1枚17 cm
明治 00. 10. 12	安田鐵藏	江藤新平	拝謁願い	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-737	1枚17 cm
明治 00. 07. 28	安尚	江藤新平	土地買入の件に付	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-738	1枚16 cm
明治 00. 03. 10	安永()	江藤新平	呼び出し状	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-739	1 枚 18cm
明治 00. 04. 11	安永()	江藤新平	楠田・吉村来会について「大津や」への誘い状	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-740	1枚17 cm

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治00.00.03	安永()	江藤新平	今の約束の為不能のことわり状	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-741	1枚 17cm
明治05.10.17	山岡鉄太郎	江藤新平	村上俊五郎拝謁依頼	個人蔵		
明治05.07.00	山口直	江藤新平	登用の辞退	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-743	1枚 18cm
慶応04カ.08.02	山口範蔵	江藤新平	英公使云々	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-745	1枚 20cm
明治00.10.09	山口義徳	江藤新平	山形県等外官拝命を宮内省雑務か式部寮大舎人へ採用変更を願う	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-746	1枚 16cm
慶応04.07.24	山田市郎右衛門	江藤新平/島田右衛門/横川源蔵	病気の為保養の届出	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-747	1枚 20cm
明治02カ.03.18	山中一郎	朝倉/中島/徳久/杉本	今月27~28頃出船、兵制変革について江藤新平へ熟談を依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-750	1枚 14cm
明治03.閏10.15	山中一郎	江藤新平	洋行の件は先生方と同様同腹、兵制の江藤案を委細申し入れたが、「虚飾文」として真意が十分行き届かず、他三件別紙愚存の儀添削依頼	佐賀城本丸歴史館「江藤家 文書」	23-03	
明治03.閏10.29	山中一郎	江藤新平		佐賀城本丸歴史館「江藤家 史料」	目録未掲載	
明治03.12.02	山中一郎	江藤新平	西洋遊学利害について藩政事情等を考慮した意見書	佐賀城本丸歴史館「江藤家 文書」	23-01-01	
明治04.01.29	山中一郎	江藤新平	仏式伝習による150人の親兵提出の件物議起り、藩庁でも所置致し兼ね、大参事の downward を願う。委細は中島へ	佐賀城本丸歴史館「江藤家 文書」	23-02	
明治05.11.09	山中一郎	江藤新平	丹羽引戻一件、語学修得について、留学生金子増額の依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-751	1枚 28cm
明治06.01.31	山中一郎	江藤新平	(仏国より)留学一件について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-748	1枚 21cm
明治06.02.20	山中一郎	江藤新平	仏国現地の状況報告	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-749	2枚 28cm
明治06.04.04	山中(一郎)	江藤新平	留学先からの報告。	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-754	1綴 21cm
明治00.01.13	山中一郎	江藤新平	今度供の人々、書生中より連れ越しの件につき、補佐のできる先輩方より選ぶべき	佐賀城本丸歴史館「江藤家 文書」	23-04	
明治00.07.01	山中一郎	江藤新平	司省省創業、大蔵省の失政など英・仏新聞紙の記事等	佐賀城本丸歴史館「江藤家 文書」	23-06-い	
明治00.09.15	山中一郎	江藤新平	サンフランシスコを経て李国霖林に到着、当地留学の決心、李国の状況	佐賀城本丸歴史館「江藤家 文書」	23-06-あ	
明治00.11.09	山中一郎	江藤新平	中学校建立に関する吟味書、軍事局常備隊編成に関わる局内の混乱	佐賀城本丸歴史館「江藤家 文書」	23-05	

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治00.12.22	山中一郎	江藤新平	当閣下、翌正月上旬より発途、そのお供栗川亮蔵らのほか2,3名増員につき人選の件、大楽源太が久留米藩論を沸騰云々	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	23-01-02	
明治00.12.23	山中一郎	江藤新平	中野より聞いた脱走に対する寛典の周旋の経緯	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	23-07	
明治00.00.00	正斉(山中一郎)	江藤新平	(明治5年12月26日以降)外遊見分報告	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-340	4枚 21cm
明治00.00.00	山中一郎	江藤新平	拝眉願	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-752	1枚 21cm
明治01.12カ.05	山中静逸	江藤新平	至急の用事につき出勤依頼	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-430	1枚 18cm
明治06.09.20	山本覚馬	江藤新平	臨時裁判所所轄に付意見	国立公文書館内閣文庫「岩倉具視関係文書」	52-5(付)	
明治06.10.11	山本覚馬	江藤新平	拝謁願	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-755	1枚 18cm
明治06.10.21	山本覚馬	江藤新平	出会の約束、時間を問う	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-756	1枚 18cm
明治00.00.18	山本復一郎	江藤新平	約束の時間を変更	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-757	1枚 19cm
明治00.02.10	横山由清	江藤新平	群書類従・本箱の送り状	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-759	1枚 17cm
明治06.08.21	吉田清成	江藤新平	光来を乞う	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-761	1枚 18cm
明治06.11.18	吉武功成	江藤新平	武富舟左書翰の回送	個人蔵		17.8cm
明治06.11.20	吉武功成	江藤新平	染筆の依頼について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-764	1枚 18cm
明治00.03.04	吉村源助	江藤新平	鳥一羽献上	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-765	1枚 17cm
明治06.07.17	レオン・ワンドル	江藤新平	仏国公使館より先依頼の件に付返事を乞う	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-767	1枚 32cm
明治06.06.19	レボンドル	江藤新平	[仏文]	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-768	1枚 35cm
明治06.08.21	鷲尾隆聚	江藤新平	滞京中のお礼、暑中見舞	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	24	
明治00.09.01	和田重一郎	江藤新平	川船改役に付内願	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-769	1枚 18cm
明治05.08.16	渡辺驥	江藤新平	菓子送付状	佐賀城本丸歴史館「江藤家史料」	目録未掲載	

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治05.11.25	渡邊驥	江藤新平	献上品について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-772	1枚19 cm
明治06.05.29	渡邊驥	江藤新平	写書の件	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-770	1枚20 cm
明治00.07.19	渡邊驥	江藤新平	[前缺] 贈品進呈	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-771	1枚19 cm
明治06.02.27	渡辺清	江藤新平	茨城縣放火一件のこと	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-549	1枚18 cm
明治00.00.00	渡邊祐次郎	江藤新平	[草案] 火事報告	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-773	2通
明治00.10.15	渡邊祐次郎	江藤新平	[草案] 不参陳弁	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-773	
明治00.10.18	和田義亮	江藤新平	義兄山口義方の死去、嫡子挨拶の為参上	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-774	1枚19 cm
明治00.06.08	()兼義	江藤新平	内談の人物について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-136	1枚 17cm
明治02カ.02.02	()源二郎	江藤新平	[前缺] 不参館の挨拶、参殿時不在	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-179	1枚18 cm
明治00.11.30	()二郎	江藤新平	板垣(退助)より約定の集會期変更の申し入れ、西岡某王子行き に所用に付ジブスケ同道不能	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-483	1枚20 cm
明治00.07.25	()庄助/()源作	不明	[断簡]「差向候事カト」云々	佐賀県立佐賀城本丸歴史 館「江藤茂国氏所蔵資料」		
明治00.04.17	()進之允/() 玄蕃	江藤新平	過日の馳走、教示へのお礼、来訪依頼	佐賀城本丸歴史館「江藤家 文書」	25	
明治00.01.08	()龍山	江藤新平	上田義巷なる人物について問合せの答	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-766	1枚18 cm
明治05.03.22	()胤房	江藤新平	姫路県の近況報告	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-551	1枚 16cm
明治05.08.29	()正信	江藤新平	ホフマンへ診察依頼に付打合せ	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-696	1枚16 cm
明治00.07.02	()光安	江藤新平	本朝各国地図の件	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-711	1枚 17cm

第三者間書翰

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治00.04.25	青柳尚賢	宮島誠一郎(大議生)	新潟より	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-692	1枚18 cm
慶応04.07.25	足立忠次郎	池田庄三郎	金銀座の件	江藤兵部氏所蔵「江藤新平 関係文書」	書翰09-02	1枚 17.0cm
慶応04.07.29	足立忠次郎	民政局判事	1万面静寛宮差し出しの件了承	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-006	1枚 19cm
明治05.04.24	伊知地正治	高崎五六	足病の為参朝不能の断り状	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-029	1枚 17cm
明治06.05.22	井上毅	楠田英世	ヨ-ロッパ留学生より刑法についての報告	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	913-005	1綴 21cm
明治01.11.00	浦久平	野口藤太	返納銀の覚	川浪家所蔵「江藤新平関係 文書」	書翰04-01	
明治00.06.19	江口五郎	於千代	近況報告	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-062	1枚15 cm
明治08.11.14	江口五郎	江藤熊太郎	堺着信	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-061	1枚 25cm
明治08.10.22	江口村吉	江藤熊太郎	近況報告、朝鮮之云々	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-063	1枚25 cm
明治00.01.28	江口美房	志波原準吉	去る21日横浜出帆、25日長崎着の予定	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-065	1枚16 cm
明治00.12.01	江藤源作	江藤千代	大阪府15等出仕、郡務掛り仰付	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-067	1枚17 cm
明治02.03.21	大木喬任	岩村右近/張玄一	御着鞆かつ御両殿様が着府すれば帰省する心得	川浪家所蔵「江藤新平関係 文書」	書翰08-02	
慶応04.05.18	大久保加賀守	中井半五郎/三雲為 一郎	吉野大炊介の抜擢について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-098	1枚20 cm
明治06.03.14	大濱正寿	司法大小丞	福岡安正の人物調査	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-107	1枚28 cm
明治06.06.18	外務省	鮫島弁理公使	仮約定を取り結んだ「セヴ子」の出帆を待つ	真木なお子氏所蔵「江藤新 平関係文書」	書翰04	
明治06.06.22	外務省	司法省	江藤参議その他9名の海外行印章の返却を依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-356	1枚28 cm
明治01.11カ.24	行司	会計、東京府	明25日巳刻朝廷において昨夜の事件決定致したく、差し繰り出 勤すべし	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	939-098	1枚 18cm
明治00.01.25	工藤是利	江藤熊太郎	貴家先代の履歴について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-175	1枚17 cm

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治05.03.11	久米邦武	西岡士学	アメリカにおける感想報告	真木なお子氏所蔵「江藤新平関係文書」	書翰05	
明治05.05.27	後藤象二郎	細川潤二郎	北畠転任の義は承知、今日副長欠席のため出仕の義は応談に決する旨司法卿へ伝言依頼	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	30	
明治05.05.29	後藤象二郎	細川潤次郎	島中議生の件	江藤兵部氏所蔵「江藤新平関係文書」	書翰04-02	1枚 16.5cm
明治07.04.18	佐賀出張所	旧江藤新平屋敷守	[佐賀県野紙] 式部寮通知の回送状	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	36-(11)-2	1通
明治07.02.17	相良頼敏	史官	国事勤勞の事蹟編輯の御達について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-234	1枚28cm
明治00.00.00	志一	御家内		川浪家所蔵「江藤新平関係文書」	書翰15-01	
明治07.04.18	式部寮	佐賀出張所	[佐賀県野紙] 御門鑑返納依頼	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	36-(11)-1	1通
明治00.00.00	志波原	江藤源作方	(没後) 滞校の件につき申談じの為出會	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-485	1枚 25cm
慶応04.08.06	島義勇	庄島()	出府のお祝い	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-322	1枚17cm
慶応04.09.03	島田次兵衛	会計局	常陸・下総・両国の全図返上について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-298	1枚 19cm
明治00.03.26	進藤	武某	大蔵省輸出條約米不足について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-487	1枚18cm
明治00.11.25	砂川源五右衛門	大橋泰三郎	信養料残らず、干鯛買入残金預り之分無し、茶種買入など	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-498	1綴25cm
明治05.07.25	正院	司法省	27日延遷館へ参集通知	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-069	1枚 28cm
明治05.08.04	正院	司法省	明5日御用につき、長官次官参朝通知	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-083	1枚 28cm
明治04.06.10	大学東校	弁官	細川・石黒少助教の健白進達	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	36-(3)	1枚
慶応04.05.31	大総督府応接方	民政裁判所	下参謀よりの別紙送付	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-087	1枚 20cm
慶応04.06.26	大総督府下参謀	市政裁判所判事	別紙同書の通り仰付	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-337	1枚21cm
慶応04.08.26	大総督府下参謀	会計局判事	鎮将府月給渡方の変更について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-338	1枚 19cm
明治06.11.07	武富舟左	吉武功成方	24日夜半掃着後其のまま病に臥す、米の売買、近比井上大輔と長州へ下る	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-469	1枚 18cm

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治06.11.00	武富舟左	吉武功成	米一条の件	個人蔵		
明治04.07.11	田村耕助	木戸孝允	領事館のシミツト氏の職掌等問い合わせに対する書状の翻訳出来	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-554	1枚19 cm
慶応04.07.28	張玄一/浜野源六	土方大一郎	肥前侍従滞在中のお礼として小皿、煙草、反物を贈る	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-559	1枚18 cm
明治01.00.20	鎮臺	徳川亀之助	〔前缺〕 民政裁判所勤務の件	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-438	1枚 21cm
明治02カ.09.12	堤三四郎	中山平四郎	卒共名簿お断について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-562	1枚14 cm
明治01.12.00	東京府判事	弁事	元飯田町佐山八十次郎上ヶ屋敷木戸準一郎拝借願の件	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-568	1枚19 cm
明治06.07.27	徳大寺実則	三条実美	明28日院に臨御につき通知	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-569	1枚28 cm
明治04.06.14	東京府	弁官	伝染病予防に付	佐賀城本丸歴史館「江藤家 文書」	36-(4)	1枚
明治00.00.17	蜷川式胤	制度局	船旅のことなど	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-625	1枚17 cm
明治00.05.08	広沢弦一郎	岡部興	趣意を伺いたきため、面会して問い合わせましたし	佐賀城本丸歴史館「江藤家 文書」	17	
明治05.05.19	福羽美静	高崎(五六)	内評議案文中の語について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-683	1枚 19cm
明治05.05.07	藤井九成	谷鐵臣	萬国公法一部下渡し願	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-687	1枚 17cm
明治07.01.22	船田二郎	江口美房	(肥前嬉野大村屋より)私共主従、16日午後2時神戸戸出発、逆風強く海上にて手間取り伊万里より上陸、昨21日嬉野着	佐賀城本丸歴史館「江藤家 文書」	18	
慶応04.08.25	弁事	会計局判事	別紙について評議願	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	909-060	1枚 19cm
明治00.06.24	松岡傳之助	江藤熊太郎	常諦院様三十三年御忌御法事について他	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-701	1枚14 cm
慶応04.05.20	三雲為一郎	大久保教義	取調依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-383	1枚 20cm
明治00.01.16	山口清七	古賀半助	置物調子、大般若執行の為延期、相談の為今晚来駕を乞う	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-744	1枚14 cm
明治00.07.12	横尾惣八	浦久平	売上げ入切金の取扱いをたずねる	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-758	1枚14 cm
慶応04.06.16	横川源蔵	民政判事	金・銀・銭吹立の事。後半に七月九日付古賀より江藤宛の「覚」あり。	佐賀城本丸歴史館「江藤家 文書」	07	

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
慶応04.08.23	横川源藏	島團右衛門	利根川云々	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-694	1枚18 cm
明治05.05.20	吉武功成	吉武桂仙	家族の近況、江藤新平の洋行の事等	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-762	1枚17 cm
明治06.10.24	吉武功成	武富舟左	登京を一入懇願	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-763	1枚 16cm
明治05.05.19	() 正世	瑠峨實愛、福羽美静	別紙(講社願、出版規則)決議願	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-697	1枚 18cm

差出不明書翰

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
慶応04.06.02	不明	江藤新平	口述、水道引渡の件	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-386	1枚21 cm
慶応04.07.25	不明	不明	「別紙金高手口書差上度」云々	佐賀県立佐賀城本丸歴史 館「江藤茂国氏所蔵資料」		
慶応04.07.29	不明	江藤新平	外国人と約束した銀の横兵裁判所取り押へ、銀坐悪銀の流出が 外国に対よくない	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-402	1枚20 cm
慶応04.08.08	不明	江藤新平	古賀一平、牟田口幸太郎同伴の上、来訪依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-406	1枚 18cm
慶応04.08.12	三人	江藤新平	大村来状返事について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-407	1枚 19cm
慶応04.08.14	不明	江藤新平	岡田屋外巻人捕獲手配等について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-409	1枚 19cm
慶応04.08.15	不明	江藤新平	旧幕より申付候用金上納調書の權に付ての詮議	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-410	1枚16 cm
慶応04.09.08	不明	不明	横浜運上惣高取調の件	川浪家所蔵「江藤新平関係 文書」	書翰25-01	
明治01.10.28	不明	江藤新平	商法元締人名の件	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-418	1枚18 cm
明治01.10.29	不明	江藤新平	病氣見舞い、鹿島清兵衛事	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-420	1枚 18cm
明治01.11.05	不明	不明	府より差し回しの5万両について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-423	1枚20 cm
明治01.12.23	不明	江藤新平	御祝儀として品物進上、羽州出張、本朝各国図写取について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-429	1枚18 cm
明治01.12.25	不明	不明	先帝少祥忌御正辰に付き、五官東京府五等官以上天機伺登城 通知	佐賀城本丸歴史館「江藤家 文書」	36-(14)	1通

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治02カ. 11. 29	不明	不明	家禄明2月悉皆石代銀にて請取の件	個人蔵		
明治03. 11. 19	不明	不明	御洋行のことについて	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-427	1枚 20cm
明治04. 11. 00	不明	不明	豊明節について	川浪家所蔵「江藤新平関係 文書」	書翰 25-02	
明治04カ. 02. 22	不明	江藤新平	延会の際、加藤が後藤に言上したため、弁官からは紙面差し出さ ず	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-304	1枚18 cm
明治05. 04. 29	不明	江藤新平	病中に灌腸器の使用を奨め	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-377	1枚 18cm
明治05. 06. 15	不明	江藤新平	一昨日大教正拝命、近日参上希望	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-355	1枚 18cm
明治06. 00. 00	不明	不明	〔前缺〕	個人蔵		15.2cm
明治06カ. 02. 08	不明	江藤新平	島本大丞約束にて過刻より待居、話済み次第立寄依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-361	1枚16 cm
明治07カ. 00. 00	不明	不明	志波原八太夫去ル21日脱走、同志云々	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	909-103	1枚 17cm
明治00. 01. 10	不明	江藤新平	佐久間への御供の断り願	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-357	1枚16 cm
明治00. 01. 13	不明	江藤新平	年甫(年始)の口上	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-358	1枚 17cm
明治00. 02. 04	不明	不明	品川御南山地所に付申上げたき事あるため、一両日内に参殿 いたしましたし	佐賀城本丸歴史館「江藤家 史料」		
明治00. 02. 11	不明	不明	(明治3年または4年) 木戸某懇望の地所について	江藤兵部氏所蔵「江藤新平 関係文書」	書翰 11-02	1枚 16.2cm
明治00. 03. 02	不明	江藤新平	贈答添書	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-365	1枚18 cm
明治00. 03. 12	不明	不明	不参の趣承知	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	939-139	1枚 19cm
明治00. 03. 19	不明	江藤	今までの疎遠をわび、江藤の示諭を聞き、明日相談に伺う	富岡家所蔵史料	42-55	
明治00. 03. 21	不明	江藤新平	ピ-ル・鯛を進呈	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-367	1枚 18cm
明治00. 04. 08	不明	不明	(明治3年または4年) 華族隠居朝覲一条	川浪家所蔵「江藤新平関係 文書」	書翰 25-03	
明治00. 04. 18	不明	江藤新平	今日所労につき在宿了承	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-371	1枚17 cm

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治00.04.20	不明	江藤新平	粗品贈答の口述	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-373	1枚18 cm
明治00.04.28	不明	江藤新平	今夕来訪依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-375	1枚16 cm
明治00.05.04	不明	江藤新平	病氣見舞、大木との会合時決定	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-380	1枚 18cm
明治00.05.07	不明	不明	御洋行荒増月給書付について	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	928-048	1枚 24cm
明治00.05.28	不明	江藤新平	江藤・相良・江藤夫人への病氣見舞、江藤の意見を聞くため、5 月29日2時から3時の間に上野へ来訪を請う	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-385	1枚17 cm
明治00.05.31	不明	不明	明日向島辺りで開く別筵への誘い	真木なお子氏所蔵「江藤新 平関係文書」	書翰15	
明治00.06.14	不明	江藤新平	今夕訪問希望、都合伺い	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-437	1枚18 cm
明治00.06.29	不明	不明	去11日御国出立、同19日東京着、来月中には是非とも帰県の つもり	個人蔵		
明治00.07.11	不明	江藤新平	飯倉町金剛への御供断りについて	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-392	1枚18 cm
明治00.07.13	不明	不明	金札50両差上げ	個人蔵		
明治00.07.14	不明	不明	〔前缺〕「覚」に江城日誌、鎮台府日誌	江藤兵部氏所蔵「江藤新平 関係文書」	書翰11-03	1枚 17.2cm
明治00.07.17	不明	不明	月金の件、岡野飯次郎の件	江藤兵部氏所蔵「江藤新平 関係文書」	書翰11-04	2枚 15.3cm
明治00.07.22	不明	江藤新平	書付書封印の上、某へ送付	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-395	1枚18 cm
明治00.07.22	不明	江藤新平	転宅の出費の為調金	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-396	1枚24 cm
明治00.08.04	不明	江藤新平	至急の用向にて南部へ行くこと、22日帰京予定	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-404	1枚 17cm
明治00.08.07	不明	江藤新平	来訪依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-405	1枚18 cm
明治00.08.13	不明	江藤新平	石丸忠英紹介状	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-408	1枚17 cm
明治00.08.16	不明	江藤新平	馬金借用申入依頼	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	909-55	1枚 18cm
明治00.08.17	不明	江藤新平	来駕の礼状	佐賀県立図書館「江藤新平 関係文書」	013-411	1枚18 cm

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治00.08.19	不明	不明	返却の金子落手、先達で横浜表買上品代不足につき、三条のお手元金2375両を明20日までの定約を以拝借願ひ	川浪家所蔵「江藤新平関係文書」	書翰 25-05	
明治00.09.02	不明	江藤新平	貴意の趣、承知のこと	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-412	1枚 16cm
明治00.10.21	不明	不明	殿様西洋行の事、新に学校之制度御取立之事、学校規則の事、兵学校の事など	個人蔵		
明治00.10.21	不明	不明	明朝参殿依頼	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-415	1枚20cm
明治00.10.24	不明	不明	石炭一件に付高配を謝す	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-416	1枚18cm
明治00.10.28	不明	江藤新平	明29日参殿依頼	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-417	1枚20cm
明治00.10.29	不明	江藤新平	酒樽数等の件	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-422	1枚 21cm
明治00.11.07	不明	江藤新平	面会の都合を尋ねる	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-425	1枚 17cm
明治00.11.10	不明	江藤新平	探索方風説写	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-426	1枚18cm
明治00.11.18	不明	島本仲道	(没後)遺物云々逐一相談云々	川浪家所蔵「江藤新平関係文書」	書翰 25-06	
明治00.11.20	不明	不明	熊太郎の学問の件について土方氏と同意見	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	26-01-01	
明治00.00.07	不明	不明	参殿の件	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	26-01-02	
明治00.00.08	不明	江藤新平	飾磨のことについての相談のため、9日4時頃伺いたく都合お尋ね	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-431	1枚18cm
明治00.00.21	不明	江藤新平	来駕を願う	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-452	1枚 17cm
明治00.00.29	不明	不明	調達金の件、源之進出京、深堀屋敷、川久保屋敷へ書状回達	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-482	1枚 17cm
明治00.00.00	不明	江藤司法卿	[封筒のみ]	真木なお子氏所蔵「江藤新平関係文書」	書翰 18	
明治00.00.00	不明	不明	[後缺] 市中米屋云々	江藤兵部氏所蔵「江藤新平関係文書」	書翰 11-05	1枚 17.2cm
明治00.00.00	不明	江藤新平	不快につき、明日も押して来訪に及ばずとの御沙汰	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-432	1枚14cm
明治00.00.00	不明	不明	明16日参殿の伺い	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-461	1枚18cm

年月日	差出人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治00.00.00	不明	江藤新平	芝居の内容についての報告	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-465	1枚18cm
明治00.00.00	不明	江藤新平	[草案] 頭痛のため難渋仕候事	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-466	1枚16cm
明治00.00.00	透	兩人	癒癒のことなど	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-467	1枚16cm
明治00.00.00	不明	江藤新平	手紙の旨委曲拝承	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-468	1枚20cm
明治00.00.00	不明	江藤新平	獨乙対訳字書の送付依頼、山中一郎書簡カ	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-470	1枚21cm
明治00.00.00	不明	江藤新平	[後缺] 不挨拶のまま福京の失礼	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-471	1枚17cm
明治00.00.00	不明	江藤新平	[後缺] 国法会議遅延、大隈より招かれる	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-474	1枚21cm
明治00.00.00	不明	江藤新平	[草案] 4通綴。征本十郎の三条への面会を要める。征本十郎去年手負。	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-476	1綴28cm
明治00.00.00	不明	不明	下々より訴出候書面の儀云々	個人蔵		20.3cm
明治00.00.00	不明	不明	「道開拓筋罷越居候者」云々	個人蔵		
明治00.00.00	不明	不明	「一体」云々	個人蔵		18cm
明治00.00.00	不明	不明	「何とも難有仕合奉存仕候」云々	個人蔵		16cm
明治00.00.00	不明	不明	[後缺]	川浪家所蔵「江藤新平関係文書」	書翰 25-07	
明治00.00.00	不明	不明	[後缺] 精密術研究に関する横浜遊学の滞留費のため、月給前渡し願	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-063	1枚17cm
明治00.00.00	不明	不明	[断簡] (左院副議長期) 人物推薦について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-118	1枚18cm
明治00.00.00	不明	不明	正院へ職務御免奉願の書面提出について	真木なお子氏所蔵「江藤新平関係文書」	書翰 17	
明治00.00.00	不明	不明	(明治5年10月以降) 森謙助推薦状	川浪家所蔵「江藤新平関係文書」	書翰 25-04	

書 類

幕末期

覚書 - 日記

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
元治02.01	掌中記	江藤新平		日記、覚書	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	32-(2)	1綴
幕末	日記 4月				真木なお子氏所蔵「江藤新平関係文書」	書類 1	折紙 13.3 cm
幕末	日記 6月、7月				真木なお子氏所蔵「江藤新平関係文書」	書類 2	折紙 13.1 cm
幕末	覚書	江藤助右衛門		元治元年子十月 - 慶応元年丑七月	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	32-(1)	1綴

覚書 - その他

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
安政03.09	図海策草案	江藤新平		排外攘夷主義に反対して書かれたもの他に漢詩文合綴	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	929-8	1冊 27cm
幕末	意見書	江藤新平		皇権復帰に関する意見書案	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	910-3	1冊 26cm
幕末	佐賀藩刑政意見	江藤新平カ		「刺殺」云々	江藤兵部氏所蔵「江藤新平関係文書」	書類 16	折紙 13.4 cm
幕末	三條殿思召			他に東防城殿思召、諸家門内二油紙二包投有候書取、老中へ御各書写	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	991-8	1綴 18cm
文久	聞合覚			肥後儒者片山喜三郎、長州永井宇多、薩州島津和泉の動勢等、その他文久元年御領中雜穀出来立大凡積前等を	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-58	1冊 27cm
	人物覚			佐野兵左衛門、某熊雄(水戸関係)人名	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-97	1枚 19cm
	覚書			時丁巳十月閏老備中守堀田侯之亭にて米里幹人申立候条々	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	34-(1)	1綴

意見書

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
文久02	藩府へ上ルノ書等	江藤新平		密奏ノ書、姉小路殿卜問答ノ始末、京師見聞、大木民平坂井辰之允二與フルノ書、京師其外ニテ見聞致候廉々等	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	910-8	1冊 28cm
文久02	「京師其外ニ而」云々草案	江藤新平		「京師其外ニ而見及聞繕候廉々左之通ニ御座候」	川浪家所蔵「江藤新平関係文書」	書類 01	

文久 03. 07. 28	意見書	江藤新平	佐賀藩参政 中野数馬	討幕についての意見書、「文久二年ト思ヘリ」と熊太郎筆の 書き込みあり	佐賀県立図書館「江 藤新平関係文書」	900-1	1冊 27cm
元治 01	「急務藝言」草案(■は言 へんに藝)	江藤新平		他国流通の品、他国よりの滞在、その他少年党の事など	佐賀県立図書館「江 藤新平関係文書」	429-1	1綴 27cm
元治 01. 09. 10	急務■言(■は言へんに 藝)	江藤新平			江藤兵部氏所蔵「江 藤新平関係文書」	書類 01	
慶応年間	上申書案文	江藤新平		薩州・長州動勢ほか政治社会情勢について	佐賀県立図書館「江 藤新平関係文書」	909-81	2綴 28cm
慶応 01. 07	建言書草案	江藤新平		慶應元年七月、原田小四郎に提出した建言書の草案	佐賀城本丸歴史館「江 藤茂国氏所蔵資料」		1綴
慶応 01. 07	「藩主へ上るの書」草案	江藤新平			江藤兵部氏所蔵「江 藤新平関係文書」	書類 02	
	長州征伐について上申案	江藤新平		桂小五郎、高杉晋作の動勢等も記す	佐賀県立図書館「江 藤新平関係文書」	925-18	1綴 28cm
幕末	「倫安之道云々」草案	江藤新平			真木なお子氏所蔵「江 藤新平関係文書」	書類 18	折紙 13. 3 cm

徴士

政治一般 - 日記

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
慶応 04. 春	掌中記	江藤新平			川浪家所蔵「江藤新 平関係文書」	書類 02	
慶應 04 春	掌中記	江藤新平			江藤兵部氏所蔵「江 藤新平関係文書」	書類 03	

政治一般 - 東京奠都

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
慶応 04. 閏 04	遷都建白書(写本)	大木喬任			宮内庁書陵部	明-93	
明治 01	草案	江藤新平		東京遷都等について	佐賀県立図書館「江 藤新平関係文書」	909-98	1枚 19cm
明治 01	東京行幸上奏文	鎮将府判事 江藤新平			佐賀県立図書館「江 藤新平関係文書」	929-13	1冊 28cm

政治一般 - 大総督府・鎮台

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
慶応 04	覚書	江藤新平		鎮将府の人事案カ、鎮将府給料	佐賀城本丸歴史館 「江藤家文書」		3枚 (貼合)

慶応 04	江戸鎮臺人事草案	江藤新平カ				佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	931-4	1枚 21cm
慶応 04	鎮臺人事党草案				田安中納言へ政事委任罷免につき、鎮臺府を建て、有栖川宮等を各役に任命云々	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-127	1枚 18cm
明治 01	党	江藤新平			朝廷着手ノ處先関東ヲ以テ根本ノ地トシ州郡ノ治モ是ヨリ始ムヘシ	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	921-8	1枚 28cm
明治 01	党書	江藤新平			兵糧、玉川水道、火薬、諸門堅め、兵隊人数など	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-43	1枚 20cm
慶応 04	断簡	江藤新平			辰5月1日神田小川町旧藩散兵、選挙之砌役人参加は不可、江湖新聞云々、七月二十九日田安亀之助云々	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-65	4枚 19cm

政治一般 - 鎮將府

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治 01	党	江藤新平		通貨融通、関東八州取締など鎮將府支配について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	920-1	1枚 19cm
明治 01	手順	江藤新平		会計官、南部藩、同金坑、西洋金掘器他	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	32-(10)	1通
明治 01	建言書	江藤新平		禁盜賊事、水利堤防之手当、知県事云々、人別物産取調など	個人蔵		
明治 01	党書			租税司人事について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-122	1枚 19cm
明治 01	大中小藩数及石高合計				佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	34-(8)	1枚
明治 01	党書	江藤新平		大藩、中藩、小藩など諸藩石高総計書上	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-44	1枚 24cm
明治 01	石高調雛形				佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	959-2	1枚 18cm
明治 01	地勢調雛形			各郡名、山河名、村名等調	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	950-2	1枚 18cm

政治一般 - 東京府

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治 01~02	諸仕組案	江藤新平		東京府職制、監察官、議政官	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	931-22	1枚 18cm
明治 01	与力同心処分案	江藤新平			東京大学史料編纂所「特殊蒐書(維新史料引継本)Ⅱ」	^-225-A-2	
明治 01	乞食物質停止に関する通達	江藤新平		[草稿]	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	924-6	1綴 29cm
明治 01	東京民政仕組党書	江藤新平		民法関係仕組案	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	927-4	1枚 18cm

明治01	政府急務十五条	江藤新平	税・財政	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	928-51	1冊 28cm
明治01	官制草案	江藤新平	評議人の選挙、評議頭長取立など	川浪家所蔵「江藤新平関係文書」	書類05	
明治02	「家業不出精之者」覚書			真木なお子氏所蔵「江藤新平関係文書」	書類05	一枚 23.5cm
明治01.10	上申書		旧幕吏取立九等然るべし	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-104	1枚 19cm

政治一般 - 明治2年岩倉諮問

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治02.00.00	覚	江藤新平		官制の事、即今の弊の事、征西目的の事他	憲政資料室「岩倉具視関係文書」	17-4-9	
明治02.02.03	答申書	江藤新平		太政官は何れに決せられる哉、刑法の道四方同一如何の仕与にて然るべき哉他	憲政資料室「岩倉具視関係文書」	17-4-8	
明治02.02.08	通知書	驛通司	出納司	江藤大阪出張のための用船準備了承通知	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-128	1枚 18cm
明治02.02.12	意見書	江藤新平	岩倉具視	元年上野一挙後判事・会計掛仰付られ以来の東京施政報告並びに当春処置すべき見込	憲政資料室「岩倉具視関係文書」	17-6-16	
明治02.02.02	東京市政改革経過及見込	江藤新平	岩倉具視	民政、職制等に関して	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	930-6	1枚 21cm
明治02.02.20	意見書	江藤新平	岩倉具視	大阪府仕組・施政の件、商仕組立他	憲政資料室「岩倉具視関係文書」	17-6-17	
明治02.02.02	大坂仕組草案	江藤新平		商業振興、商売調子、商社組立	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	963-3	1枚 17cm

政治一般 - 覚書

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治01	覚			刑法官の件、奥羽平定等について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	924-5	1枚 18cm
明治01	御一新/際語指図諸見込草案	江藤新平			佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	900-5	1枚 21cm
明治01カ	新政綱要箇条	江藤新平		土、薩、諸藩、肥後、財用他	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	35-(2)	1通
明治01	覚書他			①明治01.12.24付、江藤新平宛東京府書記書翰[前缺]、 ②野州云々、③覚書(坂本三郎への尋ねる事柄)	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	35-(22)	1通
明治01.09	覚	江藤新平		皇居の事、氷川神社の事、新貨幣の事	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-34	1枚 21cm
明治01	人物覚			辻豊作、鈴木某の人物調査	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	924-7	1枚 18cm

明治 01	伺書	島義勇カ		中村新平、諏訪金三郎他の昇進具申	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-103	1枚 19cm
明治 01~02	降伏人等蒸気学之分			人名書上	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	35-(26)	2枚
明治 01~02	降伏人等測量学之分			人名書上	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	35-(27)	1枚
明治	神奈川・函館・長崎開港許可一件に付意見書				佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	922-6	1冊 28cm
明治 01	覚書	江藤新平		旗下、御家人、与力の人教調べ、足利学校取計	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-51	1枚 18cm
明治 01	覚書	江藤新平カ		三条実美など	個人蔵		
明治 01	覚書	江藤新平		官制改革、禄高改革、物産津留、金札通用、民政改革、刑法	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	928-21	1枚 14cm
明治 01	新政府代官人撰についての覚	江藤新平			佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-112	1枚 18cm
明治 01	新政府代官人撰についての覚	江藤新平			佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-113	1枚 20cm
明治 01	禄制改革意見書(案)	江藤新平			佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	35-(5)	1綴
明治 01	覚書	江藤新平			佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	目録未掲載	

軍事関係 - 小田原藩関係

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
慶応 04. 05. 11	東海道鎮撫先峰副総督達書	東海道鎮撫先鋒副総督	大久保加賀守	甲府鎮撫の為加賀の達書	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	925-4	1枚 20cm
慶応 04. 05. 13	御達書	東海道総督府参謀	小田原藩重臣	箱根関門警衛の沙汰	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	925-19	1枚 20cm
慶応 04. 05. 14	大総督宮御沙汰書	大総督宮	大久保加賀守	大久保加賀守宛賊徒誅伐の沙汰	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	925-16	1枚 20cm
慶応 04. 05. 15	成見弼門御届書	大久保加賀守家来成見弼門	豆相軍監	東海道鎮撫先峰総督の達により大久保加賀守家中加賀人数差出	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	925-5	1枚 20cm
慶応 04. 05. 19	有浦兵馬御届書	有浦兵馬	豆相軍監	酒匂川大水の為荻野山中出兵滞留の届書	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	925-1	1枚 20cm
慶応 04. 05. 19	有浦兵馬御届書	有浦兵馬	豆相軍監	山中表江出張覚	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	925-2	1枚 20cm
慶応 04. 05. 19	有浦兵馬御届書	有浦兵馬	豆相軍監	出勢人名の覚	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	925-3	1枚 20cm

慶応04.05.19	吉野大炊介御請書	吉野大炊介	軍監	山中宿へ出兵請書	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	925-22	1枚
慶応04.05.19	渡邊了叟御請書	渡邊了叟	豆相軍監	大久保兵庫・大久保銃三郎へ達の御書	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	925-26	20cm
慶応04.05.19	渡邊了叟御請書	渡邊了叟	豆相軍監	小隊、大砲の出兵達の請書	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	925-27	1枚
慶応04.05.20	山元鍛之丞御届書	山元鍛之丞		箱根へ出兵の覚	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	925-6	20cm
慶応04.05.20	山元鍛之丞御届書	山元鍛之丞		箱根へ援兵の覚	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	925-7	1枚
慶応04.05.20	御請書	大久保加賀守	中井範五郎	中井範五郎より達の請書	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	925-10	20cm
慶応04.05.20	渡邊了叟御請書	渡邊了叟	豆相軍監	函嶺出兵達の請書	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	925-23	1枚
慶応04.05.20	渡邊了叟御請書	渡邊了叟	軍監	大久保兵庫・大久保銃三郎領地備受命承知の書状	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	925-24	20cm
慶応04.05.20	渡邊了叟御請書	渡邊了叟	軍監	兵隊操出方、弾薬、兵糧整方承知の書状	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	925-25	21cm

軍事関係 - その他

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
慶応04	下総下野上野三州鎮撫に関する覚	江藤新平		肥前、前橋藩へ鎮撫仰付	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	925-13	1枚
明治01	雑記録	家永又八		奥州、常州陣屋人名他	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-74	18cm
明治01	調書			諸藩配置及び兵糧書上	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-104	1枚
明治01	隊編成の覚	江藤新平			佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	925-17	19cm
慶応04.08.17	報告書		江藤新平	佐倉藩暴動に関する一件	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	925-21	1枚

会計局・会計官 - 財政

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
慶応04.06	以書附奉願上候	全計所御用達三谷三九郎	民政裁判所		佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	928-1	1枚
慶応04.07.18	旧幕府勘定所租税書類引渡依頼	租税司	鎮台民政方		佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	928-35	17cm
慶応04.07	江藤新平上書	江藤新平			神奈川県立公文書館「山口コレクション」	116	1枚

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
慶応04	草案	江藤新平カ		横浜十里四方夷人遊歩	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-67	1枚 21cm
明治01.09.09	上申書	神奈川県判事	会計局判事	会計局判事宛税銀取調高差出	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	928-49	1枚 21cm
明治01.09	烏丸光徳東久世通禮建白書写			会計について	個人蔵		
明治01.09	建白書	江藤新平/北島秀朝/島義勇		金銀調達の権限の会計局への委譲につき建白	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	928-46	1冊 41cm
明治01.09	條目御答	江藤新平/北島秀朝/島義勇		会計局についての條目御答	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	928-50	1冊 41cm
明治01.09	東京府裁判所達写			商法局設置、商法知司事、判司事任命、吹換調	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	963-2	1枚 17cm
明治01.10.26	金米出納覚	真崎長兵衛			佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	928-45	1枚 17cm
明治01.10	会計判官伺書	会計判官		大総督府会計引繼、商法局会計官合併、市中税云々、横浜租税、会計官決算、錢札云々、米切手云々	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	928-23	1枚 19cm
明治01.10	伺書	会計局判事			佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	目録未掲載	
明治01.10	案文	片桐省介/山口範蔵/中井弘蔵他		商法について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	927-3	1枚 16cm
明治01.11.24	東京府へ会計官合併に付意見(案)	江藤新平			佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	34-(2)	1通
明治01.11.24	見込書	江藤新平		東京府へ会計合一、是迄借財終に国債となすは承知仕り難し	憲政資料室「岩倉具視関係文書」	11-15	
明治01.11.25	覚草案	江藤新平		会計、刑法を三府に付することについての反論	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	931-6	1枚 18cm
明治01	覚	江藤新平カ		会計官諸官等級改定について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	932-5	1枚 19cm
明治01	上申書案	江藤新平		会計局の権限について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	931-18	1枚 28cm
明治01	建言草案断簡	江藤新平		貨幣について	個人蔵		
明治01	金銀銅換算	江藤新平カ		金銀銅について	江藤兵部氏所蔵「江藤新平関係文書」	書類15	1枚 18cm
明治01	覚書	江藤新平カ		御下賜金返済について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	928-13	1枚 19cm

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治01	覚書	江藤新平カ		賠償金3万両他	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	928-17	1枚 19cm
明治02.07	会計官心得	会計官		通用停止の丁銀豆板銀の取り扱いについて	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	928-22	1枚 18cm
会計局・会計官・金座・貨幣							
慶応04.06.04	会計局人事	会計局			佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	931-1	1枚 20cm
慶応04.06	建白書	尾州用聞川嶋重郎右衛門		白銅銀錢鑄立について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	928-47	1枚 18cm
慶応04.06	貨幣新造関係書類			吹立に関する器械、職人等積覚	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	928-28	1枚 21cm
慶応04.06	貨幣製造見込	足立忠次郎		貨幣製造新旧比較及び新規製造見込	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	928-31	1枚 19cm
慶応04.06	金製造方之調	足立忠次郎			佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	928-39	1枚 19cm
慶応04.06	報告書			貨幣製造方探索について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	928-56	1枚 21cm
慶応04.06	貨幣局達	貨幣局		貨幣局人事について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-54	1枚 19cm
慶応04.07.22	添觸	神奈川府裁判所		賃銀受取の通知	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-100	1枚 17cm
慶応04.07.24	貨幣新造関係書類	足立忠次郎			佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	928-27	1枚 19cm
慶応04.07	金錢座不正一件に付取調	足立忠次郎			佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	928-43	1枚 19cm
慶応04.07	見込書一件	大黒屋六兵衛			佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	34-(5)	1通
慶応04.08	建言草案	江藤新平		洋銀注文、西洋金掘器械取寄他	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-68	1枚 20cm
慶応04.08	覚書	足立忠次郎		御内用金請取の覚	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	928-12	1枚 19cm
慶応04	貨幣新造関係書類	足立忠次郎カ			佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	928-26	1枚 19cm
慶応04	貨幣新造見積	足立忠次郎カ			佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	928-29	1枚 19cm
慶応04	貨幣製造に付覚				佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	928-30	1枚 20cm

慶応 04	貨幣についての意見書	江藤新平			佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	928-32	1枚 19cm
慶応 04	調書			文久銅銭についてなど	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	928-33	1枚 16cm
慶応 04	金銭覚			金、銀、銅銭比較	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	928-40	1枚 16cm
慶応 04	金銭覚			貨幣価値	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	928-41	1枚 18cm
慶応 04	金銭覚			慶長金について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	928-42	1枚 17cm
慶応 04	覚書	江藤新平		会計局貨幣取り扱いについて	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	928-14	1枚 20cm
慶応 04	覚書	江藤新平		金、銀量目について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	928-15	1枚 18cm
明治 01	人事に関する覚	江藤新平		金銀座取締など	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-111	1枚 19cm
明治 01	外国通貨時價調査報告	銀次		香港 10月8日、上海 10月13日、東京 11月11日	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	928-24	1枚 19cm
明治 01	金銀採掘についての覚			南部金坑一件、貨幣司賄賂音物取調一件	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	928-37	1枚 18cm
明治 01	金札取扱につき覚			金札流通尽力取計依頼	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	928-38	1枚 21cm
明治 01	覚書	江藤新平		金、銀、銭兌換、職人賃銭、慶安年中煙草等取締	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-32	1枚 16cm

徳川家・東北諸藩処分

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
慶応 04. 07. 08	覚書	江藤新平		徳川家来扶助一件	佐賀城本丸歴史史館「江藤家文書」	35-(6)	1枚
明治 01. 11	会計官達	会計官判事		徳川家へ土地代金支払について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-2	1枚 18cm
明治 01	石高調	江藤新平		南部、丹羽、阿部、板倉、本多、田村など	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	933-4	1枚 21cm
明治 01	函館賊平定に付意見(案)	江藤新平			佐賀城本丸歴史史館「江藤家文書」	35-(4)	1通
明治 01	草案	江藤新平		奥羽藩処置について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	925-15	1枚 22cm
明治 01	覚書	江藤新平		仙台、米沢、庄内、会津処分案	佐賀城本丸歴史史館「江藤家文書」	35-(7)	1通

明治	何書				盛岡、福島、庄内府の大事件取扱い、石高明細帳調べ	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	930-5	1枚 18cm
明治 02. 01. 18	奥羽民政についての案	江藤新平			民政について箇条立案	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	921-7	1綴 28cm
明治 02	建言書草案	江藤新平			会津藩処分について	個人蔵		
明治 02	「松平容保元家来」云々					真木なお子氏所蔵「江藤新平関係文書」	書類 06	一枚 17.5cm
明治 03カ	会津降伏人之処置に関する草案	江藤新平カ			会津降伏人之処置について	川浪家所蔵「江藤新平関係文書」	書類 07	
明治 03カ	会津藩処置に関する草案	江藤新平カ			会津藩処置関係書類	川浪家所蔵「江藤新平関係文書」	書類 08	

勲功

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治 01	賞典意見	江藤新平			佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	900-7	1枚 17cm
明治 01	賞典意見	江藤新平			佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	900-8	1枚 18cm
明治 01	賞典意見	江藤新平		戊辰戦争関係草案	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	925-14	1枚 17cm
明治 01	有功の輩賞典について案文			(附)一位～初位の石高寛	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-142	2枚 18cm
明治 01	維新功績調書	江藤新平		岩倉、三条、土洲、尾、因州、有栖川宮、西郷、大久保他	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	34-(3)	1通

その他

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
慶応 04. 06. 18	奉向候覚	匝埜郷輔		浮浪浪籍の者の鎮圧	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	925-9	1枚 21cm
明治 00. 07. 03	覚書			長岡稻太郎、岡村弥七郎の人物調査報告	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-41	1枚 16cm
慶応 04. 07. 18	通達	会計官	鎮台府	管轄 13ヶ国の地行所調	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	921-12	1枚 18cm
慶応 04. 07	願上書	相沢勝太郎	鎮将御府伝達所	「徳川家は迄御支配御料所今般御召上御改政」云々	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	963-1	1枚 18cm
慶応 04	辞令案		肝付千里	任鎮台府権判事	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-1116	1枚 18cm
慶応 04. 06	辞令		肝付千里	任鎮臺府権判事	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-108	1枚 21cm

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
慶応 04. 07. 23	辞令		上原十助	免貨幣司判事	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-107	1枚 20cm
慶応 04. 08	願上書	武州大里郡吉見皇太神宮司菅谷淡路守	鎮将府伝達所	下総国印幡沼・手賀沼并常陸国牛久沼・三沼新田開発についての嘆願書	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	921-1	2枚 20cm
慶応 01. 08	口上書	伊藤八兵衛		諸問屋鑑札下付願	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	963-4	1枚 18cm
慶応 04. 08	仕官推挙			佐藤庚十郎、三浦正之助の推挙	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-94	1枚 19cm
明治 01. 09. 11	嘆願書断片				佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	34-(6)	1枚
慶応 04. 09	奉上書	吉右衛門	鎮将府判事	商業政策	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	960-1	1枚 20cm
明治 01	覚書			横浜が横須賀にて天保銭鑄立制鉄所器械代御拂入の目論見相談、印税取立に付横浜へ係り役人出張	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	928-16	1枚 21cm
明治 01. 10. 13	行政局達	行政局弁事		明 14 日三等官以上参内通知	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-61	1枚 20cm
明治 01. 11. 27	覚書			三井組へ上納願する金額	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	928-18	1枚 18cm
明治 01. 11	願上書	常助他	会計官役所	大病院建設に際して献金を願上	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	921-2	1枚 17cm
明治 01. 11	福島那方口上書	福島那方	会計局	救助につき願	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	928-2	1枚 17cm
明治 01. 11	造船用木材についての答書	会計官判事		横須賀製鉄所所有の木材について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	928-52	1枚 20cm
明治 01. 11	陸奥国村々米納之分石代納之儀伺書	黒田節兵衛			佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	928-57	1枚 16cm
明治 01	海苔稼場所認可嘆願書	武州荏原郡北品川宿百姓新七他		[前缺]	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	34-(7)	3通
明治 01	覚書	山本善一郎カ		印幡沼、千賀沼開発その他	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-36	1枚 19cm
明治 01	人名覚			徳川亀之助家来人名	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-129	2枚 20cm
明治 01	風説書			奥州伊達郡桑折陣屋内紛争について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-107	1枚 15cm
明治 01	斎藤貞蔵口上	斎藤貞蔵		(後缺)魚油について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	962-1	1枚 16cm

明治 01	内密演舌書取					「大楯建方承候儀家老山口十右衛門会美喜四郎兩人方家中一同江達」	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	900-11	1枚
明治 00. 12. 14	嘆願書	立花清成	江藤新平			鈴村伊織召取に付嘆願	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	984. 4-1	1枚
明治 00. 12. 16	歎願書	立花清成				鈴村伊織一件	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	984. 4-2	1枚
明治 01. 12. 22	立花清城嘆願書	立花清城				明治元年山口周防守家中動乱について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	900-10	1枚
明治 01. 12	願書					柳沢弥右衛門、鎌方金四郎、武川清之助 3名の手当支給願	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-55	1枚
明治 01. 12	歎願書	高村隆圓				牛養方へ採用の歎願	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-123	1枚
明治 02. 01. 18	支払明細	会計官出納司				支払明細	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	928-9	1枚
明治	歎願書					旧幕臣土地払いに付歎願	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	951-1	1枚

佐賀藩藩政改革

職制

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治 02	政体			佐賀藩藩制制度	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	910-5	1冊
明治 02	職官沿革			政府、軍事務局、雑務局、学校、監察局	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	931-23	1冊
明治 02	佐賀藩職制				佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	932-24	1冊
明治 02	佐賀藩職制に付覚草案			学問所、地誌調所、奥右筆記録他	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	932-28	1枚
明治 02	藩治規約	佐賀藩		諸規則、職官沿革他	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	911-1	1冊
明治 02	藩治規約			(佐賀県立 911-1 と同一)	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	932-※	1冊
明治	藩制改革人名覚			大参事、権大参事、少参事、八家他	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	33-(2)	1通
明治 02	佐賀藩諸役覚				佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-106	1枚

明治 02	藩政改革党書草案				御側御遺料・諸役所御遺料・家禄・官俸・旅勤渡方・米渡方	川浪家所蔵「江藤新平関係文書」	書類 04	
明治	家事職案				鍋島家内の家事職	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	809-1	1 綴 28cm

民政

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治 02	民政仕組書			民政の末端町村の仕組	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-140	1 冊 27cm
明治 02	民政仕組書草案			陶器仕組のこと他	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	911-4	1 冊 27cm
明治 02	民政仕組書草案			村仕組、町仕組、肥前藩治規約等	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	911-5	1 冊 27cm
明治	町村仕組案箇条	江藤新平			佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	443-2	1 綴 27cm
明治	民政仕組書草案断片	江藤新平		[断簡]	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	33-(3)	8 枚
明治 02	佐賀藩藩制改革草案	江藤新平		村仕組、郷仕組	個人蔵		
明治 02	佐賀藩藩制改革草案	江藤新平		県仕組	個人蔵		
明治 02. 05. 20	民政仕組書草案	江藤新平		[前缺]	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	33-(4)	1 通
明治	覚			村方諸制案	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	443-1	3 枚 27cm

党書

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治	党書			遷都、兵隊、土職解体について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	900-3	1 枚 21cm
明治 02	佐賀藩改革項目案	江藤新平カ		学校、刑法、軍務、郡県などについて	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	932-12	1 枚 18cm
明治 02	人事覚	江藤新平		富岡、山中一郎など	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-50	1 枚 18cm
明治 02	藩政改革に関する案文			家中切米通用の事、藩内武備の事、国政十職にて統轄の事、その他	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	309-1	4 綴 28cm
明治 02	断簡	江藤新平		三根、神崎他三郡振興云々	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-70	1 枚 27cm
明治 02	覚			版籍奉還、名籍取立、三家改革党	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	911-3	1 枚 17cm

明治 02. 10. 17	権大参事達写					佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	36-(1)	1 綴
明治 02	佐賀藩家令人名					真木なお子氏所蔵「江藤新平関係文書」	書類 03	一枚 18cm
明治 02	「一、諸代官之儀」覚書					真木なお子氏所蔵「江藤新平関係文書」	書類 04	折紙 13.3 cm
明治 02 カ	藩政改革草案					江藤兵部氏所蔵「江藤新平関係文書」	書類 14	1 枚 13.5 cm
明治	藩政改革目的他				[断簡]	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	33-(1)	1 綴
明治	案文	江藤新平			旧家中差配の仕組についての答え	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-28	1 枚 14cm
明治	寮中規約(後欠)				[後缺]	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	35-(19)	1 通
明治	佐賀三支藩處分方向についての上申案	江藤新平カ			秩録処分	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	933-2	1 綴 27cm
明治	今度一般達書の写				藩士課程、7 才より小学校入学、15 才より中学校入学、21 才より陸軍所にて訓練、撰兵、藩士家業	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	941-3	1 綴 27cm
明治	趣意書				藩内の寺院・堂庵・僧員多数のため藩政妨げ風様の害少なからざるに付浮食の遊民の属す無禄・少檀家の寺院は合併廃寺にすること	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	949-3	1 枚 17cm

中井以降

政治一般一通達

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治 03. 01. 23	参朝令状	弁官	江藤新平	仁孝天皇 25 年祭参列について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-27	1 枚 18cm
明治 03. 04	制度局通達	制度局		印信文書の軽重尊卑について回答	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-119	1 枚 18cm
明治 04. 02	横須賀出張命令	弁官伝達所	江藤新平	横須賀出張命令	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-8	1 枚 16cm
明治 04. 11. 04	遣外国使祭次第			[印刷]	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-64	1 枚 22cm
明治 05. 11. 22	新嘗祭次第	式部寮		[司法省罫紙] 明治 5 年 17 日付左院苑式部寮書翰あり	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	992-19	1 綴 28cm
明治 06	勅任官年末年始行事覚			[司法省罫紙]	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-126	1 枚 29cm

明治06.03.02	通達	太政官				[司法省通知] 親王三職一等官の車寄、二等官以下勅任官は中仕切門外までの乗車乗馬の許可	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-43	1枚 28cm
明治06	太政官達第三〇五号-三三七号					明治6年8月~10月 活版 一四一	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	36-(15)	1綴
明治06.08.31	延遠館出入についての通達	史官	太政大臣/右大臣			伊太里国プリンス延遠館滞留につき呼出	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	922-4	1綴 28cm
明治06.09.15	太政官通達	三条実美				大嘗祭につき休暇通知	川浪家所蔵「江藤新平関係文書」	書類 15	1枚
明治00.11.10	通知	制度局				史官より「横浜関門印鑑不用」に関する申達、裏面に草稿あり	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	930-7	1枚 18cm

政治一般-詔勅草案

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治05カ	詔勅草案			[太政官野紙] 華士族勸励の事	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	992-17	1冊 28cm
明治05カ	詔勅草案			[太政官野紙] 華士族勸励の事、「本書ハ明治5年の草案ナラン」と註あり	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	992-18	1綴 25cm
明治	詔勅草案	太政官		詔勅草案4種	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	900-6	1綴 28cm

政治一般-意見書綴

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治03	覚書	江藤新平		①「謹子神典ヲ考ルニ」云々、②刑法草案、③華族制度案、④上議院草案、⑤下議院草案、⑥官制改革案、⑦国法確定云々草案	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	35-(21)	1綴
明治04	日記其の他覚書	江藤新平		明治04年正月日記他	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	029-1	1枚 16cm

政治一般-意見書

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治02	意見書	江藤新平		黒田清綱の意見への批評	憲政資料室「岩倉具視関係文書」	17-5-18 (口)	
明治03.04.26	意見書	江藤新平	岩倉具視	会計改革の件、東北民政の件、神祇官の件、郡県封建の件	対岳文庫「岩倉具視関係文書」	7-1-6	
明治03	書上	江藤新平カ		明治3年1月~4月分書類提出控	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-80	1枚 16cm
明治03	「華族に関する覚書」草案	(江藤新平)	不明		佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-504	1枚 18cm
明治03	草案断簡	江藤新平		「内外並立ノ事」「郡県」云々	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚

明治 05	賞典令案	江藤新平		[太政官野紙] 甲案、乙案、賞典改正趣旨、賜録期限、録券議、賞典雛形	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-26	1冊
明治 05	手帳	江藤新平		江藤新平の写真一葉と山田顕義の名刺をさみ込む	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-105	1冊 12 × 7cm
明治 05～明治 06	上申書案	江藤新平		海軍・条約・陸軍等に関する事	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	920-4	2枚 28cm
明治	府仕組			知事、府兵、租税等案文	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	931-31	1枚 16cm
明治	小区番人に付覚	江藤新平		各小区に番人を置き、小頭之を補佐し云々	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	932-25	1枚 18cm
明治	秩録削減に付覚草案	江藤新平		庶民救済のため、右大臣・大納言・参議官禄削減	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	933-3	1枚 16cm
明治	覚書	江藤新平		官禄削減について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-121	1枚 16cm
明治	草案	江藤新平		地方行政に関するもの	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	921-11	1枚 20cm

政治一般—軍事

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治 02	兵部省に関する意見書	江藤新平		兵部卿辞職差し出し以後の官制について	川浪家所蔵「江藤新平関係文書」	書類 06	
明治 03. 11. 13	太政官達	太政官		[太政官野紙] 海軍・陸軍の官位相当表	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	932-1	1枚 28cm
明治 04	鎮臺設置等につき草案	江藤新平		九州、大坂へ設置、藩札	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	931-28	2枚 16cm
明治 04	兵部省条例			兵部省各局分課所掌事務	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	931-30	1冊 28cm
明治	陸軍省官制案草案				佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	35-(20)	1枚
明治	覚	江藤新平		兵制改革について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	925-12	1枚 28cm
明治	兵備についての覚書	江藤新平			佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	925-20	1冊 24cm

政治一般—北海道開拓

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治 02. 10	蝦夷地開拓意見書	東大主典/堀大主典		石炭・金銀銅山開発他	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	32-(12)	1綴
明治 03. 00. 00	北海道開拓使関係史料	江藤新平カ		北海道開拓使関係史料	川浪家所蔵「江藤新平関係文書」	書類 12	

明治 03~04	北海道開拓見込	江藤新平				対岳文庫「岩倉具視 関係文書」	17-7-2- 35	
明治	開拓巡覧一件についての 覚	江藤新平				佐賀県立図書館「江 藤新平関係文書」	921-9	1枚 18cm
明治	樺太開拓につき覚	江藤新平			(佐賀県立図書 921-13 参照)	佐賀県立図書館「江 藤新平関係文書」	921-10	1枚 22cm
明治	北海道開拓についての覚	江藤新平			樺太開拓否之事、樺太開拓御入費 30 万金之事、鄂羅と戦 争決定之事、堀権判官樺太開拓全権御任シ之事、東京を 以本府として函桶は出張所に致度事など	佐賀県立図書館「江 藤新平関係文書」	921-13	1枚 18cm
明治 00. 00. 00	覚書				石狩州・後志州	川浪家所蔵「江藤新 平関係文書」	書類 03	

政治一般—外交

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治 03. 07	普仏戦争に関する情報控			[太政官郵紙]フランス、イギリスの新聞より	佐賀県立図書館「江 藤新平関係文書」	992-23	1 綴 28cm
明治 03. 07. 19	対談書写	外務省		明治二年十月二十三日、岩倉具視と英国公使、弁官宛外 務省書翰もあり	佐賀城本丸歴史館 「江藤家文書」	34-(11)	1 綴
明治 05. 10	普仏戦争当時の報告書			(附)明治5年 10 月2日付、外国事務執政コメントデレシユ サト宛仏国公使ジュテュランス書翰(翻訳)	川浪家所蔵「江藤新 平関係文書」	書類 14	1 綴
明治 05~明治 06	国際関係文書			①明治 5 年 8 月 28 日付、宮本小一書翰、②明治 5 年 8 月 28 日付、副島種臣宛コンドチュレンヌ書翰、③5 月 20 日付、 児玉淳一郎書翰、④明治 6 年 5 月付、司法省宛児玉淳一 郎書翰	佐賀県立図書館「江 藤新平関係文書」	922-3	1 綴 29cm
明治	国際情勢に付覚			普仏戦争に付	佐賀県立図書館「江 藤新平関係文書」	919-4	1 枚 16cm
明治	覚			魯国代理公使ヒューツオフの尋問に於いての手筈	佐賀県立図書館「江 藤新平関係文書」	922-5	1 枚 18cm

政治一般—鉄道

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治 03~04	外債鉄道見込	江藤新平/長 岡/西本			対岳文庫「岩倉具視 関係文書」	17-7-2- 35	
明治	鉄道開業に付覚			開設及び敷設について	佐賀県立図書館「江 藤新平関係文書」	960-4	1 枚 17cm
明治	鉄道開業に付覚			鉄道の開業祝	佐賀県立図書館「江 藤新平関係文書」	960-5	1 枚 19cm
明治 05. 09. 12	列次次第			鉄道開通式の乗車座席配置図	佐賀県立図書館「江 藤新平関係文書」	960-7	1 冊 20cm

政治一般—行政資料

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治 02. 12	申上書写	岩鼻縣権知 事源彰		去ル己巳年十二月賃金引換之義について	佐賀県立図書館「江 藤新平関係文書」	928-54	1冊 28cm
明治 02	岩鼻県一件			小室信太夫奏上書、悪金一条、当秋凶作に付廻米買納 願、県常備金	佐賀県立図書館「江 藤新平関係文書」	930-2	1冊 29cm
明治 04. 03. 27	「豊浦藩藩政改革」云々	豊浦藩	弁官		江藤兵部氏所蔵「江 藤新平関係文書」	書類 08	1綴 27.5 cm
明治 04. 12	元岩鼻縣知事在職中取 扱候件に御尋之趣答書	少議官小室 信夫	司法省	錢預券発行、県庁營繕、予備金などについて	佐賀県立図書館「江 藤新平関係文書」	929-2	1冊 28cm
明治 04. 12	元岩鼻縣知事在職中被 取扱候御尋之趣	司法省	少議官小室 信夫	金引換、県庁營繕、別備金の使用、貯穀の儀、稲田九郎兵 衛事件について	佐賀県立図書館「江 藤新平関係文書」	929-3	1冊 28cm
明治 04	鹿藩直後各地騷擾			[太政官郵紙] ①明治4年10月7日付太政官布告、②明治 4年11月24日付史官宛宛豊岡県書翰、③明治4年11月2 日付、奸民処置ノ儀に関する史官宛豊岡県伺、④明治4年 12月2日付、縣下常備兵之儀に関する史官宛豊岡県建言	佐賀県立図書館「江 藤新平関係文書」	925-8	1綴 25cm
明治 06. 08. 05	工部省勸工会社規則			勸工会社設立趣意書及び観工会社規則、(付)明治6年8 月5日付、江藤新平宛山尾庸三書翰	佐賀県立図書館「江 藤新平関係文書」	921-5	1綴 28cm
明治	一昨年来事件落着迄之 次第			明治元年常州山口周防守家安危の件について	佐賀県立図書館「江 藤新平関係文書」	900-2	1冊 28cm

政治一般—その他

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治	「…民政未整候事…」断 簡				真木なお子氏所蔵「江 藤新平関係文書」	書類 07	一枚 16.9 cm
明治	家督相続に付願草案			嫡子尚丸相続の儀について	佐賀県立図書館「江 藤新平関係文書」	231-1	1枚 17cm
明治	草案	江藤新平		嫡子尚丸名代云々	佐賀県立図書館「江 藤新平関係文書」	909-71	1枚 16cm
明治 02	下賜金に付覚			大蔵省より分配	佐賀県立図書館「江 藤新平関係文書」	928-25	1枚 18cm
明治	公法についての覚				佐賀県立図書館「江 藤新平関係文書」	919-3	1枚 18cm
明治	外国人囑託名簿			[大蔵省郵紙] 明治政府に仕える外国人名簿と一ヶ月分の 賃金を記したるもの	佐賀県立図書館「江 藤新平関係文書」	931-7	1綴 29cm
明治	各官省員数覚			太政官、外務省、大蔵省、陸軍省、海軍省、文部省、教部 省、工部省、司法省、宮内省、開拓使、東京府	佐賀県立図書館「江 藤新平関係文書」	931-8	1枚 16cm
明治	電信鉄道蒸気船について の覚書				佐賀県立図書館「江 藤新平関係文書」	971-1	1枚 18cm

明治	国際法に関する覚書(英文)							佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」		
明治	覚書	江藤新平カ	江藤新平	宛先人 岩倉具視	内容 地所云々	作成人 江藤新平	江藤新平	蔵機関 川浪家所蔵「江藤新平関係文書」	目録番号 書類 17	形態 1枚
明治	覚書				「1万8千人一人扶持」云々			川浪家所蔵「江藤新平関係文書」	書類 18	1枚
明治	洋行旅費明細				[大蔵省野紙] 支度料、日当手当、旅費等			佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	928-58	1枚 25cm
明治	断簡	江藤新平	江藤新平		議事運用議事行為の規則について			佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	929-5	1枚 18cm

官制改革一意見書

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	蔵機関	目録番号	形態
明治 03. 04. 26	意見書	江藤新平	岩倉具視	会計改革の件、東北民政の件、神祇官の件、郡県封建の件	対岳文庫「岩倉具視関係文書」	17-45-8 -20	
明治 03. 06	国の基本法について岩倉侯の下問に対する答申書	江藤新平			佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	913-2	1冊 28cm
明治 03. 閏 10. 26	政治制度上 申案箇条	江藤新平		後書きに「此案閏十月二十六日大久保同伴二而條公江出ス 江藤胤雄草」とあり	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	930-1	1綴 28cm
明治 03	政府組織改革についての覚	江藤新平カ		国法会議、民部廃止、開拓使廃止、兵部省廃止	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	931-5	1枚 28cm
明治 03	意見書	江藤新平		建国の体、君主独裁、国内郡県・上下両議院を置き会計・刑法の両事を議定但し決は太政官の事他	憲政資料室「岩倉具視関係文書」	18-10	
明治	政体に関する建議草案			政体根本確立、神祇官、民部省等定額、二官七省雑務、諸官改革	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	931-27	1綴 28cm
明治 03	法度案 四十七条			四十七条	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	920-5	1冊 28cm
明治 03	法度案 江藤案			[太政官野紙]上記の一部を訂正加筆したもの	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	920-6	1冊 28cm
明治 03	太政官及府藩縣官制改革意見書(写)	江藤新平			早稲田大学図書館「大隈文書」	A448	
明治 04. 03. 19	服忌ノ制	江藤新平			早稲田大学図書館「大隈文書」	A4268	
明治 04. 03. 29	御下問案			藩治向上、府藩県人民移住自由、徴兵、裁判他	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	34-(9)	1綴
明治 04. 03. 29	御下問案	江藤新平			佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	911-2	1綴 28cm
明治 04. 03. 29	官制潤色案	江藤新平			佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	931-2	1綴 28cm

官制改革一草案

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治 03	官制草案	江藤新平		刑法官、郵便省、工部省に関する意見草案	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	35-(16)	1通
明治 03	監察官、郵便官事務案	江藤新平		[断簡]	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	35-(17)	1通
明治 03	建言書草案	江藤新平		「建國ノ体左二」云々	個人蔵		
明治 03	政府制度等に関する草案	江藤新平		政府制度等に関する草案	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-75	1枚 18cm
明治 03カ	政體案			太政官制改革案(太政官野紙)	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	910-6	1冊 28cm
明治 03カ	官制草案断簡	江藤新平カ		共工官、郵便官、訴詔所	川浪家所蔵「江藤新平関係文書」	書類 11	
明治 03カ	官制草案	江藤新平		官制	川浪家所蔵「江藤新平関係文書」	書類 09	
明治 03カ	官制草案断簡	江藤新平カ		(前缺)官制	川浪家所蔵「江藤新平関係文書」	書類 10	
明治 04. 01	華族会議所設置について	制度局		[太政官野紙] 華族会議所を設け議事上院代と看做すべきこと、一月六日次或は十次の日を定め会議せしむべきこと、議長副議長等の職員を置くべきこと	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-4	1枚 28cm
明治 04. 07	太政官職制			[文部省野紙] 太政官より諸官省への達書	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	932-3	1綴 29cm
明治 03~04	覚			[太政官野紙] 上議院代の事、議院規則案	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-53	1枚 28cm
明治 03~04	官職制度草案	江藤新平カ		知藩事について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	931-10	1枚 19cm
明治 03~04	官制案			納言、神祇官、戸部省、租税省	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	931-12	1綴 28cm
明治 03~04	官制改革覚	江藤新平		兵制、民法、農法、工法、花族の式など	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	932-14	1枚 20cm
明治 03~04	官制潤色案			海陸軍、中務、式部局設置など	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	932-15	1枚 19cm
明治 03~04	建言書草案	江藤新平		大札、雅楽など	個人蔵		
明治 03~04	官制案			(佐賀県立図書館 931-12 の草稿)	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	931-13	1綴 28cm
明治 03~04	藩県組織図	江藤新平カ			佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	931-29	1枚 38cm

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治 03~04	職掌案	江藤新平		行政院、中務省、大蔵省、兵部省	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	932-20	1 綴 28cm
明治 03~04	職掌案	江藤新平		神祇官、大政官、下議院、処刑司	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	932-21	1 綴 28cm
明治 03~04	職掌案	江藤新平		刑部省、驛通省、外国省、工部省、府県	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	932-22	1 綴 28cm
明治 03~04	中務省官制案	江藤新平		中務省の組織	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	932-23	1 枚 18cm
明治 03~04	建言書草案	江藤新平		「天欲治天下」云々	個人蔵		
明治 03~04	建言書草案	江藤新平		「天欲治天下」云々	個人蔵		
明治 03~04	建言書草案	江藤新平		行政、立法、司法	個人蔵		
明治 03~04. 07	太政官職制など	江藤新平カ		[太政官野紙] 太政官、民部省、外務省、福知山知県藩事 伺一条、山崎藩知事伺一条、龜岡藩伺三条など	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	932-31	1 冊 28cm
明治 04	立課案			[太政官野紙] 秘書課、儀式(式部)課、図書課、受付課課務	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	931-32	1 綴 28cm
明治 04	制度草案	江藤新平			佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-120	1 枚 21cm
明治 06. 05	官制案			[太政官野紙]	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	931-11	1 冊 28cm
明治	十三箇条党	江藤新平		州郡制置、兵制、府、族、服制、租税、国州郡邑ノ会計法、 国債、百工、教育、教法、国法、裁判刑法	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-96	1 枚 18cm
明治	官制案文			宮内省を廃し中務省に	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	932-11	1 枚 19cm
明治	農事・貿易・工部に関する 党書	江藤新平カ		貿易製造所に関する法度、運上所諸則他	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	960-2	1 枚 28cm
明治	制度草案	江藤新平カ			佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	930-4	1 枚 20cm
明治	官制組織草案			陸軍省、海軍省、文部省、工部省、司法部、宮内省、右院、 内部、大蔵、外務省、太政官、等	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	931-15	1 綴 28cm
明治	官制改革党	江藤新平		各省名書上	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	932-13	1 枚 16cm
明治	官制草案断簡	江藤新平			真木なお子氏所蔵「江藤新平関係文書」	書類 08	一枚 15. 7cm
明治	官制草案断簡	江藤新平			真木なお子氏所蔵「江藤新平関係文書」	書類 09	一枚 16. 8 cm

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治	官制草案断簡	江藤新平		裏書アリ	真木なお子氏所蔵「江藤新平関係文書」	書類 10	一枚 17.1cm
明治	官制草案断簡	江藤新平			真木なお子氏所蔵「江藤新平関係文書」	書類 11	一枚 20.5cm
明治	議政官、行政官に付覚書	江藤新平			佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	35-(12)	1通
明治	太政官組織図案				佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	35-(9)	2枚
明治	政体案			「大納言参議を一体と為し」云々	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	910-7	1冊 25cm
明治	府仕組案			置縣、税等に関する草案	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	912-2	1枚 18cm
明治	職制草案	江藤新平		神祇官、太政官、中務省、外国省	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	931-21	1枚 16cm
明治	六省通例			[太政官野紙] 民部省、外務省、府県	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	932-33	1冊 28cm
明治	太政官席次図			大臣、納言、参議、大中小少弁	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-56	1枚 30cm
明治	月給覚	江藤新平		輔相公、知事、判事、筆生など	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-59	1枚 21cm
明治	取調箇条書	江藤新平		上下両院の事など三箇条	対岳文庫「岩倉具視関係文書」	7-1-7	
明治	勅語草案他			建国の体、国法、三条教則他	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	34-(10)	3点
明治	新政関係断簡	江藤新平			佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	35-(1)	8点
明治	新政意見	江藤新平		租税、華族根居、人心の一致安堵、人民の智識・文明、公法・国法・民法他	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	35-(3)	1綴
明治	華族・士族に関する覚	江藤新平			佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	35-(8)	1枚
明治	国法及政体に関する覚	江藤新平			佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	35-(11)	1枚
明治	意見書案	江藤新平		駆逐省、工部省を發達せしめん事	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	35-(18)	1通
明治	「執教化之件」云々	江藤新平		教化の件、執立法行法折獄權	江藤兵部氏所蔵「江藤新平関係文書」	書類 05	
明治	断簡	江藤新平		国を維持する要件を區別する案(理財興國、法治國家、郡国制)	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	929-6	1綴 24cm

明治	建白書案	江藤新平		海内の治道郡県を以てす、刑法・会計を朝廷に帰すべし、西洋の事体について、その他	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	929-7	1 綴 27cm
明治	組織案断簡			書記について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	932-30	1 枚 28cm
明治	日記類典等担当目安			[太政官野紙] 元田大史、蒲生少史他	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	932-32	1 綴 28cm
明治 03 九. 00. 00	上包紙	岩倉具視	江藤新平	「明治三年輔相岩倉具視」と鉛筆による書き込みあり	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1 枚
明治	新政改革等意見書	江藤新平			佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	32-(4)	1 綴
明治 03	府藩県整理意見草稿	江藤新平カ		廃藩置縣後の政府組織	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	931-9	1 枚 18cm
明治 03	官制草案			政府規則	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	931-14	1 冊 29cm
明治 03	職掌案			一官八省一臺	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	931-19	1 枚 28cm
明治 03	職掌案			神祇官、上院職制	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	931-20	1 綴 28cm
明治 03	政府規則草案	江藤新平カ		佐賀県立 931-14 の草案カ	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	931-24	1 冊 28cm
明治 03	政府規則草案	江藤新平カ		墨訂	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	931-25	1 冊 28cm
明治 03	政府規則草案	江藤新平カ		墨訂	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	931-26	1 冊 28cm
明治 03	職制草案	江藤新平		官人、陸海軍士官について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	932-27	1 枚 18cm
明治	「凡事小者諸卿決之」断簡			「諸卿合議大臣決之」云々	真木なお子氏所蔵「江藤新平関係文書」	書類 20	一枚 15.4 cm

官制改革—官位

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治	官位相当表案			二官五省一台、外国省、裏に中務省の相当表を書き込み	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	932-7	1 枚 63 × 47cm
明治	官位相当表案			二官九省一台	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	932-8	1 枚 102 × 71cm
明治	官位相当表案			[太政官野紙] 二官六省	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	932-9	1 枚 70 × 48cm
明治	官職制草案			第一等官上～第七等官上	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	932-10	1 綴 28cm

明治	官位相当覚	江藤新平カ		職制について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	932-6	1枚 28cm
明治	官位等級に付覚	江藤新平		公卿、諸藩、叙位規則他	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	932-26	1枚 16cm

官制改革－国会議

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治 03	凡定	江藤新平		[断簡]皇国の国体云々、国会議議案の草案	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	35-(10)	1枚
明治 03. 10	国会議議案、附国法私議	江藤新平			憲政資料室蔵「憲政史編纂会収集文書」	122	
明治 03. 閏 10	国会議の議案				佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	913-1	1冊 28cm
明治 03	国会議議事			庚午(明治 03)11月 27日、12月 2日、同 7日会議	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	913-3	1綴 28cm
明治 04. 01. 22	土地境界区域ノ事			[太政官野紙] 辛未(明治 04)正月 22日国会議	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	950-3	1冊 28cm
明治 04. 02. 10	国会議議事	江藤新平カ		[太政官野紙] 七道八十一国覚(東京道、北陸道、中陸道、西京道、西陸道、南海道、北海道と各道)	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	992-21	1綴 28cm

官制改革－正院

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治	正院職制案	江藤新平		左右大臣、大納言、参議、書記、左院、右院	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	932-17	1枚 28cm
明治	正院職制案			左右大臣、大納言、参議、秘書記、弁事、書記、分課	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	932-18	1綴 28cm
明治 04	正院・右院事務章程				佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	35-(13)	1枚

官制改革－参考

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
慶応 04. 閏 04	政體	太政官		書き込みあり	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	910-1	1冊 26cm
慶応 04. 閏 04	政體			(佐賀県立 910-1 と同一)	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	932-※	1冊 26cm
明治 03~04	職員令			[官版] 江藤新平書入アリ	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	932-19	1冊 22cm
明治	禁中恒例取捨考				佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	992-20	1冊 28cm
明治	各国政体に付覚	江藤新平		フランス、ロシア、イギリス、アメリカ、オランダ	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	919-2	1枚 18cm

明治	仏国政府体格及機関	太政官左院		[太政官野紙]	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	992-26 ~28	
明治	和蘭州法	太政官制度局		[太政官野紙]	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	992-29	
明治	和蘭邑法			[太政官野紙]	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	992-30 ~32	
明治	仏国官制・人名書上				佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	35-(34)	2点
明治	出仕した英学者へ質問箇条			米書会議規則、英国身分等級、横浜の新聞紙	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	949-2	1枚 17cm
明治	条約各国政風便覧			白耳義国部	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	991-10	1冊 27cm
明治	條約各国政風便覧			魯西亞部	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	991-11	1冊 27cm

教育関係一行政

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治 05	教義書類出版規則			[文部省野紙] 貼紙あり	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	940-5	1冊 28cm
明治 04. 07. 24	文部省教授人提案	文部省	太政官	[文部省野紙] 大教授・中教授・小教授・大助教、奏任出仕へ被仰付度人名を記す	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	942-1	1綴 29cm
明治 04. 07. 24	文部省人事案	文部省	太政官		佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	35-(32)	1枚
明治 00. 04. 07	文部省設置時の大学官員取扱				真木なお子氏所蔵「江藤新平関係文書」	書類 12	一枚 27cm
明治 04. 07. 28	辞令写	太政官	文部省	大木喬任の文部卿任命の辞令	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚
明治	党書	江藤新平カ		(断簡)学校開設について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	942-3	1枚 21cm

教育関係一意見書

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治 04. 06	細川広世意見書	細川広世		東校廻轄一件	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	34-(12)	1綴
明治 05. 07	学制の件	文部大輔 福岡孝弟		学制施行に付予算	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	942-2	1綴 28cm
明治	党	江藤新平カ		学校制度について	江藤兵部氏所蔵「江藤新平関係文書」	書類 12	1綴 26.6 cm

宗教行政—教部省

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治 04. 03. 19	社人寺院禄制	制度分局		[太政官郵紙]	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	992-16	1冊 28cm
明治 04. 07	政教一致の趣意書	太政官			佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	944-1	1冊 27cm
明治 05. 05	教導職条例	教部省		[教部省郵紙]	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	941-2	1冊 28cm
明治 05. 06	教導職人撰目的	西養寺得聞			川浪家所蔵「江藤新平関係文書」	書類 13	1枚
明治 05. 07	建言	西養寺得聞		教導職設置盛なるに似て非なり云々	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	943-2	1冊 28cm
明治 05. 08. 10	奉江藤殿下書	本誓寺白華/妙蓮寺石舟/覚宝寺鐵然	江藤新平	教部省大丞として高崎五六を推薦	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	932-4	1枚 29cm
明治 05	教部云々の議			江藤新平書き込みあり、宣教の旨趣、廃神祇省設教部省、教部省職制	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	940-6	1冊 28cm
明治 05	改正規約			教部省僧侶心得	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	940-4	1冊 25cm
明治 05	人事覚	江藤新平		四等出仕門脇重縁、五等出仕小野述信他	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	932-29	1枚 19cm
明治 06	意見書			教部の成規改定、神仏各教院独立	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	940-2	1綴 25cm
明治	覚書草案	江藤新平		神道、佛教の処置についての草案	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-68	1枚 18cm
明治	断簡	江藤新平		建寺建社合併は本省の許可を要す	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-69	1枚 18cm
明治	法談規則				佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	943-6	1冊 26cm

宗教行政—意見書

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治 05. 08	教義に付愚見覚	田中知邦		教部省を設置し神官僧侶をもって明治政府の大義を説教すべし云々	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	944-2	1冊 25cm
明治 05. 09	意見書	西養寺得聞		西洋邪教の害、人民教化	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	940-1	1冊 29cm
明治 06. 09	建言	西養寺得聞	正院	念仏他七宗教部省に採用あるべし	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	940-3	1冊 28cm
明治 06. 10. 06	建言	島地黙雷	江藤新平	大教院設置の件	宮内庁書陵部「維新当時建白書類雑纂」	506 189	1綴

明治	異宗預防署				岩倉具視添書アリ	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	992-12	1冊 29cm
----	-------	--	--	--	----------	-------------------	--------	------------

宗教行政—キリスト教関係

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治 05. 03	阿部真造申し立て	阿部真造		キリシタン探索について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	780-1	1冊 25cm

宗教行政—仏教関係

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治 04. 04	建言	妙誓寺黙雷	寺院寮	寺院合併、僧徒懲創の醜刻	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	943-1	1冊 25cm
明治 05. 03. 10	東本願寺への達	井上馨	東本願寺	門末開導のため巡回を許可し勤財を戒める	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	949-1	1枚 28cm
明治 06. 09	奉教願口上書	融通大念仏総本山大念仏寺	教部省		佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	943-3	1冊 28cm
明治 06. 09	宗義教願手続書	大念仏寺末寺惣代清涼得善			佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	943-4	1冊 28cm
明治 06. 10. 29	大教院真宗局についての意見書			「蓮了寺」印あり	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	992-13	1冊 25cm
明治	寺院名簿			真宗	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	992-14	1冊 28cm
明治	本願寺本末争之事	島地黙雷			佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	992-15	1冊 26cm
明治	覚書	江藤新平		「大念佛宗」云々	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚

左院—事務章程

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治 04	左院章程案			頭注あり	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	931-16	1冊 28cm
明治 04	左院章程案			[太政官罫紙] 浄書本	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	931-17	1冊 28cm

左院—その他

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治 04. 07	人名覚書			後藤工部大輔云々	真木なお子氏所蔵「江藤新平関係文書」	書類 13	一枚 18 cm
明治 05. 01. 14	金請取覚			西岡申議官等海外視察経費	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	928-36	1枚 18cm

明治	人名覚書	江藤新平	宛先人	内容	大橋愼、本田弥平など	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」	1枚
司法一司法行政							
年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治 05. 06. 01	報告	司法省当直	江藤新平	新潟領事官英人ラウタ参省、陸奥宗光送付	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-17	1枚 29cm
明治 05. 08. 05	記	司法省出納課		[司法省野紙] 金員支払いについて	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-13	1枚 28cm
明治 05. 11. 28	司法省達第四十六号	江藤新平/福岡考弟		[司法省野紙] 行政訴訟及び裁判	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	929-11	1綴 28cm
明治 06. 01	「司法卿を辞するの表」草案	江藤新平			江藤兵部氏所蔵「江藤新平関係文書」	書類 10	巻紙 27.8 cm
明治 06. 02. 27	司法省伺	司法大少丞	江藤新平	[司法省野紙] 司法省用地地券申請について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	950-1	1枚 28cm
明治 06	歳入出概算	太政官		壬申 10 月より癸酉 9 月まで自辛未 10 月至壬申 9 月歳入概算	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	928-6	1冊 28cm
明治 06	江藤参議推薦状	島本仲道/樺山資綱/福岡孝弟			宮内庁書陵部	B7-108	
明治	受領証			[司法省野紙] 海外旅行費請取	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	928-34	1綴 28cm
明治	覚書			①和蘭司法省入費に関する覚書、②明治 6 年 1 月 27 日付、司法省宛正院書翰[金 3 万円返渡の件]、③租税繰高辛未十二月大蔵省へ問合之節凡積書	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	35-(31)	1綴
明治	口上			築地裁判所開設に付、馬役雇入れ願	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-66	1枚 16cm
司法一職制							
年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治 05. 07	司法職務定制				国会図書館蔵「大木喬任関係文書」	書類 103	
明治	司法職制法			[太政官野紙] 1~5 編、追則(和蘭司法職制法翻訳)	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	932-16	1冊 28cm
明治 05	草稿綴	江藤新平		司法省職掌、官制案、日記	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	35-(14)	1綴
明治 05. 11	内建言	根村熊太郎		獄舎新設について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	924-2	2枚 28cm
明治 06. 01. 27	建白書	根村熊太郎	正院	司法省予算陳情、裁判所設置	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	910-2	1枚 18cm
明治 06. 05. 14	明法寮廃止の建議	小松彰	太政大臣/参議		佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	921-14	1綴 28cm

明治	仏裁判制度断簡						真木なお子氏所蔵「江藤新平関係文書」	書類 15	一枚 26.8cm
司法一法律									
年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態		
明治 03. 03	同	刑部省		新律編集案目のため印信の軽重について伺	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-49	1枚 20cm		
明治 05. 11	違式註違條例			[印刷]	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	927-1	1枚 18cm		
明治	相統法草案断簡				真木なお子氏所蔵「江藤新平関係文書」	書類 14	一枚 15.3cm		
明治	性法署			民法草案、付箋あり	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	927-5	1冊 28cm		
明治	民法決議	制度局編		[太政官野紙]第1、第2	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	927-6~7	2冊 28cm		

司法一訴訟関係

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治 05. 07. 03	外国人より旧藩々へ関係する負債件数	司法省断獄課		[司法省野紙] 明治5年7月3日付断獄課同書(英商ギルビー氏外一人より旧大山藩吉田秀へ負債一件等4件)	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	928-4	1枚 28cm
明治 05. 07. 03	旧藩へ関係する外国負債現在件数	断獄課		[司法省野紙] 英商スコットより旧斗南藩土田中左内、原源四郎外三人へ掛る品代金滞一件等9件	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	928-5	1綴 28cm
明治 05. 12. 20	印税についての覚書	ヒル		[神奈川裁判所野紙]	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	928-3	1枚 29cm
明治 06. 04	[山梨県野紙] 山梨裁判所への指令要請	富岡敬明	江藤新平		佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	013-574	1綴 18cm
明治 06. 06. 25	転籍訴訟についての伺書	京都裁判所 長北昌治房	司法大輔 福岡孝弟	[三条家野紙]	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	927-2	1綴 28cm
明治 06. 09. 19	臨時裁判所之義に付願	京都府七等出仕谷口起孝	三条実美	[京都府野紙]	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	929-14	1綴 27cm
明治 06	拷問についての反駁書簡	福岡孝悌		[司法省野紙] ①明治6年7月8日付、ブルーク宛カリ一書翰、②英国新聞「パブリックオピニオン」記事抜粋、③明治6年7月5日付、横浜ジャパンヘラルド新聞局ブルトク宛福岡孝弟書翰	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	924-4	1冊 28cm
明治 06	刑事記録	安藤則命中 検事		[司法省野紙] 白状を讞言にする一件、密通の事件、拷問にたえかね妄言を申立てた一件、会計放蕩の始末	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	924-3	1冊 28cm
明治	武州多摩郡中藤村殺傷事件について覚			武州多摩郡中藤村鎮守社祭りの際、芝居捕方江川太郎左衛門手のもの13才の女子斬殺の一件、武州多摩郡拜島・田無・青梅・水川・五日市等の香場について他	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	562-1	1枚 18cm

司法一人事

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治 05	司法省人事覚	江藤新平		大少丞設置、聴許局、断刑局、大少輔大少丞候補人名書上	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-95	1 枚 18cm
明治 05	人事覚	江藤新平		丁野左右助、藤田次郎、大東義徹	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-110	1 枚 19cm
明治 05カ	覚書	江藤新平		「会計取扱 丹羽少丞 番人取扱 島本坂本」	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1 枚
明治 05カ06	人名覚書	江藤新平		榊山中判事、有島七等出仕、河野権中判事、島本権判事、坂本中権判事、渡辺権中判事	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1 枚
明治	人名覚書	江藤新平		水野元靖、安藤則命など	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1 枚
明治	司法省人事断簡	江藤新平		[断簡]成田信近、松本清光	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」	35-(28)	1 枚
明治	司法省人事案	江藤新平		涼田、箕作、鷲津宣光、水本成美、清岡公張、杉本、大塚、橋口、三島真一郎、西、北島治房、石井忠恭	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」	35-(29)	1 通
明治	司法省人名書上他	江藤新平		①外村省吾、②讀井逸三、③島本、杉本、北島、④「十一縣検事出張人撰之事」云々、⑤(左院人事案)大橋慎、⑥柴山典、山田武雄、磯部、⑦(左院人事案)大郷穆、⑧司法省各課人事、⑨讀井逸三、⑩箕作ら	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」	35-(30)	10 点

司法一その他

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治 03~04	覚書			司法について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-52	1 枚 28cm
明治 04. 07	司法省御依任			[司法省郵紙] 司法卿の任務等	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	932-2	1 綴 28cm
明治 05. 12	訟事を減候見込申上候書付	新見【虫へんに慶】蔵			佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	924-1	1 冊 23cm
明治 06カ. 01. 25	口上書	司法七等出仕 丁野遠影			佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	920-3	1 枚 18cm
明治 06	憲法書広告			「憲法類編」「刑法志」の出版告知	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	919-1	1 枚 26cm
明治	建言書	讀井逸三		司法の本分に関すること等	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	919-5	1 綴 25cm

その他一覚書

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治 05カ06	覚書	江藤新平		「一、九条邸移り候事 一、三等裁判所當分差留ノ事 一、廣橋判事當分口御用有之ニ付差留置事」	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1 枚
明治	人事覚			①②左院人事案、③司法省人事案	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」	35-(25)	3 枚

明治	擬泰西人上書				西洋人に擬して維新の雜感を陛下に奏上したもの(漢文)	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-101	1冊 28cm
明治	断簡	江藤新平			人別の儀	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-64	1枚 18cm
明治	断簡	江藤新平			人名書上(朝井、竹内)	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-72	1枚 18cm
明治	覚書断簡				太政官より手当金等について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	928-53	1枚 19cm
明治	覚書	江藤新平			内郭中洋形の家屋15省造営、箱根その他関を置く事など	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-141	1枚 21cm

その他一意見書

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治 02. 10	百姓訴状	御支配百姓一同	品川県知事	別紙訴願	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	959-1	1枚 24cm
明治 03. 06	田租改革議	神田孝平			佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」		
明治 03. 11	内願書	中田松齋		東京府吏員復職の願い	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-1~2	1枚×2 組 18cm
明治 03. 12	奉教願候覚	高橋右門		大和国吉野郡大臺ヶ原開墾について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	955-1	1冊 28cm
明治 04. 01. 25	行政機構改革意見書	藤井直幸			佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	931-3	1枚 18cm
明治 04. 02	内願書	中田松齋		新政府に復職の願い	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-4	1枚 18cm
明治 04. 06. 10	上言一則	石黒忠愍		軍医制度について、(附)明治4年6月10日付大学大丞宛石黒忠真書翰	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	941-1	1冊 28cm
明治 04. 08	上表	津田重弘	江藤新平		佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	912-1	1綴
明治 04. 08	建白書	高橋右門		富国強兵の策を開墾物産に求める建白書	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	929-1	1冊 28cm
明治 04	参議官の権利人員の議(写)	木戸孝允カ		参議附属の官員並定額公費の議、議定の局を創立し会議の法則を設け之を天下に公布すべし、政治の實務を【牧の下に厘】正し行政の権に制限を設け責任を立るの議他	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	930-3	1冊 25cm
明治 05. 10. 15	口上書	和田正龍	江藤新平	司法省雇入歎願書	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-14	1枚 27cm
明治 05. 11	建白書	新見【虫へんに慶】蔵		市中夷民のため工場を開墾見込申上候書付	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	921-3	1冊 23cm
明治 06. 04	建白書	新見【虫へんに慶】蔵		華族を本地へ御遣相成候に付土着農民および農民御扱振之儀申上候書付	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	921-4	1冊 23cm

明治 06. 08	建白書	松村辰昌	江藤新平	地方官の任務について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	929-4	1冊 20cm
明治 06	草案	藤原(相良)知安		鑿及醫師の名稱を廃スル説、護健使	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	068-1	1冊 29 cm
明治 00. 12. 22	建言	柳川安尚	江藤新平	石橋駅、本廳を朽木に移すべき事他	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	920-2	1冊 28cm
明治	建白案七条			会計改革、小学校設置、租税改革、駅通改革、陸海軍兵学寮、水利堤防、土族帰農	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	960-3	1冊 25cm
明治	意見書写			尊王論、岩倉具視の回覧の上書あり	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	992-11	1冊 26cm
明治	建白書	新見【虫へんに慶】蔵		蝦夷地移民之儀に付申上候書付	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	921-6	1冊 23cm

その他ーその他

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治 05. 09	東京府諸達			神葬の件について、消防諸検使の件について、海軍省榮隊隊入希望者募集他	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	992-25	1綴 28cm
明治	叙位式次第書附				佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-102	1枚 18cm
明治 04	随行費明細			由利公正欧米出張に付3ヶ月分給料、随行費	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-60	1枚 25cm
明治	出身地別浪士等人名控			金を浮浪に贈ったもの、新蔵柑三の同志のもの、東京へ出るもの、澤家に在るもの、浪土潜伏所、河上彦齋同志のもの、大村木戸を暗殺せんと謀ったもの、外務省出勤のもの等の氏名	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-76	1枚 16cm
明治 00. 00. 00	覚書			[高知県郵紙] フランスにおける兵隊遊歩帯剣禁止令公布	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-45	1枚 29cm
明治 00. 02. 18	皇居詰長官報告	皇居詰長官		皇居大手門に暴徒侵入討取る事	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-65	1枚 17cm

佐賀戦争

征韓論争

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治 06. 10. 17	辞表	江藤新平			対岳文庫「岩倉具視関係文書」	17-28-2 -14	
明治 06. 10. 24	宣言				佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	900-9	1枚 21cm
明治 06. 10. 24	右大臣殿口演之覚	少内史 巖谷修	江藤新平	岩倉意見23日奏問、24日勅答るべし	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-29	1枚 19cm

民選議院設立建白書

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治07カ	民選議院設立ノ建言				江藤兵部氏所蔵「江藤新平関係文書」	書類 11	1 綴 27.2 cm

佐賀戦争

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治 06. 12. 28	保養願・不許可証	江藤新平		保養願	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-46	1 枚 18cm
明治 00. 02	届書	石井		薩州探索一件	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	35-(24)	1 綴
明治 07. 03. 09	送付状	大木喬任	右大臣岩倉具視	佐賀県土族中野兵次江藤新平との談判送付	内閣文庫蔵「岩倉具視関係文書」	53-13	
明治 01. 01. 27	於佐賀表江藤談判書上	中野兵次			内閣文庫蔵「岩倉具視関係文書」	53-13	
明治 07. 02. 03	江藤参議ノ動静ヲ報ズル書翰				早稲田大学図書館「大隈文書」	A226	
明治 07. 02	朝廷へ御届書・決戦之議	江藤新平/島義勇		決戦之議は活版	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	35-(23)	1 綴
明治 07. 00. 00	佐賀の役征韓党憂国党名簿				川浪家所蔵「江藤新平関係文書」	書類 16	1 枚
明治 07. 04	江藤新平・山中一郎外八名捜索書				内閣文庫蔵「岩倉具視関係文書」	53-2(子)	
明治 07	佐賀の乱口述書				佐賀県立博物館	書冊 78	1 冊
明治 07	口述書(江藤新平)				佐賀県立博物館	書冊 79	1 冊

その他

党書・人名

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治	党書「因州藩松田主膳云々」				真木なお子氏所蔵「江藤新平関係文書」	書類 25	一枚 15. 6cm
明治	人物党	江藤新平		石炭方大島図書など	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-114	1 枚 18cm
明治	人名党	江藤新平		現福岡県典事、上與七郎	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-115	1 枚 18cm

明治	人名覚	江藤新平		日比野克巳、小杉温村、干坂嘉豚斎、瀧弥太郎、田島武兵衛	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-1117	1枚 18cm
明治	記			佐瀬得所、森八太郎	真木なお子氏所蔵「江藤新平関係文書」	書類 28	一枚 21 cm
明治	覚書			少博士岡松辰吾 少助教依田量平	真木なお子氏所蔵「江藤新平関係文書」	書類 29	一枚 27.7 cm
明治	名札(九名)				真木なお子氏所蔵「江藤新平関係文書」	書類 27	9枚
明治	人名・住所書上			①宮崎某、②池端七軒丁、③藤井三郎、④佐竹万蔵、⑤、⑥児玉淳一郎、⑦野田稔、⑧吉田、⑨岸良・河内	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	35-(33)	9点
明治	人事覚	江藤新平カ			個人蔵		
明治	覚書	江藤新平		本島興助、朝倉弾蔵	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚
明治	覚書	江藤新平		「元福井藩士稻黍」云々	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚
明治	覚書	江藤新平		「巫人歌ロウザ」云々	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚
明治	人名覚書	江藤新平		金井少史、長谷川権大史など	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚
明治	人名覚書	江藤新平		加藤大学大丞、楠田大史、長権大史	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚
明治	人名覚書	江藤新平		「土木大属 矢島直方」	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚
明治	人名覚書	江藤新平		とし、プロテスタント僧エムソール	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚
明治	人名覚書	江藤新平		矢野口平	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚

覚書 - その他

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治	人員割当覚			木挽町大木淳一郎	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-96	1枚 16cm
明治	量貸し出し覚			本丸櫓内用として量100量拝借願	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-102	1枚 19cm
明治	覚書			賄用、飯米用金子渡し覚	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	928-44	1枚 18cm
明治	鑑札雛形			証明書様式	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-105	1枚 17cm

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治	戒名				真木なお子氏所蔵「江藤新平関係文書」	書類 21	一枚 15.6cm
明治	「土籠」凶面				真木なお子氏所蔵「江藤新平関係文書」	書類 22	一枚 33.5cm
明治	草案「事之心云々」				真木なお子氏所蔵「江藤新平関係文書」	書類 19	一枚 13.4cm
明治	覚書「本庄松井町云々」				真木なお子氏所蔵「江藤新平関係文書」	書類 26	一枚 15.7cm
明治	覚書	江藤新平		山中一郎住所	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚
明治	称水術			(太政官用紙)金銀の位を知る法	佐賀城本丸歴史館	32-(9)	1枚
明治	士銃隊・足軽銃隊他諸隊書上			[断簡]	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	32-(14)	1枚
明治	佐賀藩海外派遣生科目表	江藤新平			佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	32-(13)	1通
明治	金銭貸借覚			他に継片2枚(教部省云々)	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-59	1枚 27cm
明治	登城についての奉答	江藤新平		(断簡)	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-130	1枚 18cm
明治	覚書	江藤新平		脱刀の事、外国の事、外人進止の事	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚
明治	覚書	江藤新平		「米屋御納方相整候普二有之候分」	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚
明治	覚書	江藤新平		橋本某取調の事	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚
明治	覚書	江藤新平		「容堂公墓所」云々	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚
明治	覚書	江藤新平		「洋行二付」云々	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚
明治	覚書	江藤新平		「印鑑 伊萬里縣貫属士族 江藤新平」	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚
明治	断簡	江藤新平		「一大隊 十小队」	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚
明治	覚書	江藤新平		「両國矢倉 若松町」	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚
明治	草案断簡	江藤新平		「ラロシヤ紀州」云々	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚

明治	草案断簡	江藤新平		「第十二印局中規則ノ中ニ」云々	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」	1 枚
----	------	------	--	-----------------	---------------------	-----

その他 - 明治以前

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
慶安 02. 03. 25	三家蔵入配分御仕分覚			紀伊守(小城)、甲斐守(蓮池)、刑部太夫(鹿島)	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	222-2	1 枚 27cm
弘化 02. 02. 28	御本丸御移徒之節手留			江藤中弁殿岩倉大納言の包紙アリ	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	991-6	1 冊 16cm
天保 14. 04. 21	「天保十四年癸卯四月廿一日」云々				江藤兵部氏所蔵「江藤新平関係文書」	書類 13	1 綴 18cm
天保 14. 05. 06	従日光還御二度目御能之節手留				佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	991-7	1 冊 16cm
天明治 02. 12. 21	御城代被仰付大坂江之御暇被仰出候節之留	牧野備前守			佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	991-5	1 冊 16cm
天明治 02. 12. 25	御城入初而宿次差立候式	牧野備前守		宿次寄合の式、宿次寄合の式図	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	991-4	1 冊 16cm
安政 05	コレラについての口授	ポムンベ・ファ ン・メルテルホ ールト口述		松本良順訳、外浦漁人貞芳附言、田尻種興誌、コレラの徴候、経過預復、處置など	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	991-19	1 冊 28cm
	黒田長政殿御定制				佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	39-(1)	1 綴
慶応 03. 10	覚書	讃州塩飽佐藤 九市兵衛他	下村虎太郎	荷物(諫早御蔵米等)受取証文	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	635-1	1 枚 25cm
	幕府勤役録書抜			大老、老中、町奉行など職制に関すること	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	991-3	1 冊 27cm

その他 - 明治

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治 05. 03	内願書	中田松齋		新政府に復職の願い	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-16	1 枚 18cm
明治 05. 10	上書	和田正龍	江藤新平	職務に関する歎願書	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-25	1 枚 27cm
明治 05. 10	履歴書			小野義種(鳥取)の履歴	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-31	1 綴 25cm
明治 06. 01	懇願状	根村綱紀	江藤新平	就職依頼	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-45	1 冊 27cm
明治 06. 02. 12	口上書	和田正龍		就職依頼	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-67	1 枚 27cm
明治 06. 04	歎願書	和田正龍		司法省雇入嘆願	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-42	2 枚 28cm

明治 00. 02. 02	覚書		中井家		手紙 1 封、樽 1 ツ受取	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-39	1 枚 17cm
明治 00. 08. 29	覚書		江藤源之進		書籍借用の目録	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-37	1 枚 13cm
明治	覚書		田辺屋近蔵		李国人より借入金金利の件、英国より借入金早期返済の件	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-47	1 枚 29cm
明治	米改についての覚				米改の替え方について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	611-1	1 枚 14cm
明治	上包		前橋 泉草 弄 津田 弘蔵			川浪家所蔵「江藤新平関係文書」	書類 19	
明治	小笠原公届書				夷船長州と攻戦のこと	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	925-11	1 枚 27cm
明治	断簡				「乍恐御書付奉内願候、一、過日」云々	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1 枚
明治	證式案文				金銭貸借に関する書式	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	644-5	2 枚 27cm
明治	覚書				牛津・白山間の飛脚郵送法についての案	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	697-1	1 枚 27cm
明治	覚書				横浜より神奈川までの里数	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	699-1	1 枚 20cm
明治	聞書				新徴組同志探索に関する風聞	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	900-4	1 枚 24cm

伝記資料

位記・辞令・御沙汰

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
慶応 04. 閏 04. 12	辞令		林 玖十郎/小笠原 唯八/江藤 新平	監察使として諸事取締方仰付	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-109	1 枚 20cm
明治 01	辞令			軍監罷免につき明日登城通知	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-134	1 枚 18cm
明治 01. 10. 14	下賜品覚	江藤新平		白絹下賜について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-1	1 枚 33cm
明治 02. 03	辞令	佐賀藩	江藤新平	任佐賀藩参政	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	37-(1)	1 枚
明治 02	江藤新平加増書			張玄一次席仰付、地行御加米合計 150 石仰付	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	222-1	1 枚 14cm

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治02.05	辞令	太政官	江藤新平	職務被免	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	37-(2)-1	1枚
明治02.10	辞令	太政官	江藤新平	高百石下賜	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	目録未掲載	1枚
明治02.10	辞令	太政官	江藤新平	禄百石下賜	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-145	1枚 21cm
明治02.11.08	位記	太政官	江藤新平	叙従五位	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	目録未掲載	1枚
明治02.11.08	辞令	太政官	江藤新平	任中弁	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	目録未掲載	1枚
明治02.12	辞令	太政官	江藤新平	養生料金百五十両下賜	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	目録未掲載	1枚
明治02.12.22	下賜状	宮内省	江藤新平	菓子一折下賜	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-46	1枚 17cm
明治03.11	国法会議	太政官	江藤新平		江藤兵部氏所蔵「江藤新平関係文書」	書類4	1枚
明治03.12.05	辞令	太政官	江藤新平	除服出仕	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	37-(2)-3	1枚
明治04.01.29	辞令	弁官	江藤新平	持永伝弥を舍人局出仕に任ず	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-9	1枚 19cm
明治04.02	辞令	太政官	江藤新平	制度分局御用掛兼任	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	目録未掲載	1枚
明治04.02	辞令	太政官	江藤新平	東京府警固卒取調掛被仰付	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	37-(2)-2	1枚
明治04.03	辞令	太政官	江藤新平	制度取調専勤	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	目録未掲載	1枚
明治04.07	辞令	太政官	江藤新平	太政官出仕	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	37-(2)-5	1枚
明治04.07.14	辞令	太政官	江藤新平	弁官を廃す	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-12	1枚 20cm
明治04.07.18	辞令	太政官	江藤新平	任文部大輔	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-10	1枚 22cm
明治04.07	辞令	太政官	江藤新平	制度取調	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	目録未掲載	1枚
明治04.07	辞令	太政官	江藤新平	制度局兼勤被仰付	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	37-(2)-4	1枚
明治04.08.04	辞令	太政官	江藤新平	任一等議員	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	37-(2)-6	1枚

明治 04. 08. 10	辞令	太政官	江藤新平	任左院副議長	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-11	1枚 22cm
明治 04. 12. 28	位記	三条実美/土方久元	江藤新平	叙従四位	江藤兵部氏所蔵「江藤新平関係文書」	書類 06	1枚
明治 05. 03. 14	辞令	太政官	江藤新平	教部省御用掛兼勤	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-27	1枚 22cm
明治 05. 04. 25	辞令	太政大臣	江藤新平	任司法卿	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-28	1枚 23cm
明治 05. 04. 25	辞令	江藤新平	太政官	任司法卿	江藤兵部氏所蔵「江藤新平関係文書」	書類 09	1枚 21.6 cm
明治 05. 04. 30	辞令	太政官	江藤新平	理事官として欧州へ派遣	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-29	1枚 22cm
明治 05. 05. 03	辞令写	太政大臣 三条実美	江藤新平	叙正四位	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	37-(2)-7	1枚
明治 05. 05. 24	辞令	太政官	江藤新平	免教部省御用掛	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-30	1枚 22cm
明治 06. 04. 19	辞令	太政大臣	江藤新平	任参議	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-39	1枚 23cm
明治 06. 10. 25	辞令	太政官	江藤新平	御用の為滞在仰付	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-40	1枚 22cm
明治 06. 10. 25	辞令	太政官	江藤新平	免参議	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-41	1枚 22cm
明治 07. 03. 14	江藤新平位記剥奪命令	三条実美		[佐賀県墨紙] 3月17日佐賀県出張所より回送	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-47	1枚 27cm
大正 05. 04. 11	辞令	宮内省	故江藤新平	贈正四位	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	37-(2)-8	1枚
大正 05. 04. 11	贈正四位	宮内大臣 波多野敬直			佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚
大正 05. 04. 11	贈位記	宮内省		「故江藤新平 特旨ヲ以テ位記ヲ贈ラル」	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚

参考史料

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治 07. 02. 15	記	江藤新平執事 相良頼敏	史官	国事勤勞の事蹟編輯について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-25	1枚 28cm
明治 02	江藤篤籠江狼藉事件(控)	野田祭四郎	東京府御役所		福岡市博物館「鹿島鍋島家資料」	1375	1冊

遺品

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
	急須			下賜品	個人蔵		
	天杯			下賜品、「慶応四年辰十月十四日東京行宮ニ於テ下所賜ノ天杯也、徹土鎮府判事肥前江藤新平胤雄、此日参内拜天領也」と裏書きがあり	個人蔵		
	羽織	江藤新平		江藤家の紋入り	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1 襲
	袴	江藤新平		江藤家の紋入り	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1 腰
	袴	江藤新平			川浪家所蔵「江藤新平関係文書」	書類 23	
	羽織	江藤新平		明治2年、東京虎ノ門で暴漢に襲われた時の傷跡が残っている	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1 襲
	印鑑			「南白■」印、「仿趙松雪筆法鎮鼎山樵栄」	個人蔵		
	印鑑			「江藤新平」印、「明治六年癸酉春三月乾堂」	個人蔵		
	丸印	江藤新平		「新平」	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1 顆
	角印	江藤新平		「胤雄」	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1 顆
	鉄砲			江藤新平旧蔵	個人蔵		
	扇面書	江藤新平		(印刷)	川浪家所蔵「江藤新平関係文書」	書類 22	1 枚
	扇面	江藤新平		「才子不知義」云々	個人蔵		
	笏	江藤新平		参内する際に使用	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1 点
	袖章	江藤新平		戊辰戦争時に使用	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1 点
	陣笠	江藤新平		戊辰戦争時に使用	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1 蓋
	紅白布付矢竹	江藤新平		戊辰戦争時に使用	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1 点
	鞘			江藤家の家紋入り	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1 点
	パスポート	江藤新平		木枠革張、写真の上にはガラス板	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1 点

明治 05. 09	海外行免状	副島種臣	江藤新平	和文、英文、仏文	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	922-2	1枚 17cm
明治 05. 09	海外行免状	副島種臣	江藤熊太郎	和文、英文、仏文	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	922-1	1枚 16cm
	書幅(七言絶句)				佐賀県立博物館	書(詩文)107	1幅
	書幅(七絶三行)			「欲報邦家海岳恩」云々	佐賀県立博物館「鍋島家資料目録」	106	1幅
	書幅(七言絶句)	江藤新平		「欲掃胡塵盛本邦」云々	個人蔵		
	書幅(俳句)	江藤新平		「雪洞をふり袖で抱く花吹雪」	個人蔵		
	書幅(五言古詩)	副島種臣	江藤新作	「知子瑚璉器」云々	個人蔵		
	長崎海外絵図			香焼島・沖島・伊王島・陰尾島、第1~4浮標を示したもの	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	058-1	1枚 27×41cm
	山水画	雪溪		彩色手書き	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	074-1	1折 21cm
	上包			「贈位記 故江藤新平」	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		
	蒲生秀實七言律詩			「男子生有四方」云々	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	081-1	1枚 27cm
	摘句録				佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	081-3	1冊 28cm
明治	瑞士輿地略図				佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	995.9-1	

写真

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
慶応 04 春	大総督府監察副使時の江藤新平				佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚
明治 05	写真	江藤新平		司法卿時代	江藤兵部氏所蔵「江藤新平関係文書」	書類 22	1枚 11.2 cm
明治	写真	江藤新平			憲政資料室蔵「杉浦謙関係文書」	741-1	1枚
明治	司法省の集合写真				佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚
明治	司法省の集合写真				佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚
明治	参議司法卿時の江藤新平				佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治02.12.29	写真			江藤熊太郎	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚
明治04	写真			男性三人	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚
明治06.05上旬	写真			江藤熊太郎	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚
明治07.01.11	写真			江藤熊太郎	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚
明治	写真			土方久元	江藤兵部氏所蔵「江藤新平関係文書」	書類25	1枚 10cm
	写真			山口(尚範)	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚
	写真			木戸孝允	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚
	写真			大隈重信	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚
明治22	写真			女性数人	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚
明治38.01.02	写真	犬養毅		「呈江藤新作君」と墨筆の書き込みあり	江藤兵部氏所蔵「江藤新平関係文書」	書類27	1枚 14.4cm
明治44.07.10	妻・孫の集合写真				佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚
明治	写真	大島圭介			江藤兵部氏所蔵「江藤新平関係文書」	書類23	1枚 10.5cm
明治	写真	野田義三郎			江藤兵部氏所蔵「江藤新平関係文書」	書類24	1枚 10.4cm
明治	写真	榎本武揚			江藤兵部氏所蔵「江藤新平関係文書」	書類26	1枚 10cm
明治	写真			江藤熊太郎	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚
明治	写真			江藤新作	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚
明治	写真			前田下学・阿部充家	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚
明治	写真			ナボレラン	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚
明治	写真			北白川宮	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
	写真			小松公典方	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚
	写真			三条、徳川など	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚
	写真			黒田清隆	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚
	写真			福沢諭吉	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚
	写真			有栖川宮	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚
	写真			西洋人	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚
	写真			今泉之墓	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		3枚
	写真			黒田清隆	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚
	写真			榎本武揚	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚
	写真			西洋人	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚
	写真			西洋人	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚
	写真			ナポレオン第4世	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚
	写真			チエール	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚
	写真			日本人男性	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚
	写真			日本人男性	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚
	写真			渋沢栄一	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚
	写真			羽織袴の日本人男性	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚
	写真			上野宮	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚
	写真			西義賢	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚

	写真				後藤某		佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」	1枚
	写真				写真一覧		佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」	1枚
	写真				軍人		佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」	1枚
	写真				ナポレオン3世・ウィリアム1世		佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」	1枚
	写真				西洋人		佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」	1枚
	写真				東征戦亡之碑		佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」	1枚

文学一書籍・和本・写本

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治	西洋事情	福沢諭吉		二編	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	992-22	1冊 28cm
	三畧評			三畧は漢の張良が、黄石公から授かった兵書	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	991-13	1冊 27cm
	陣列図				佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	991-14	1冊 27cm
	三略兵法	江藤新平			佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	32-(3)	1綴
	孫子完	魏武帝註			佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	32-(5)	1綴
明治	中興秘策	水無瀬謙齋		第1~16	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	992-24	1冊 25cm
万延02	養才八策并序(書写)	小田切盛徳		序、巻1~8	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	991-9	1冊 29cm
文久03	盧元坊口授抄(書写)				佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	991-20	1冊 27cm
安政07.02	常朝書置・同打解咄(写)	平胤雄			野中家文書	55-1-84	1冊
慶応03	孫子(写)魏武註	徳久幸次郎		慶応二年	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	32-(6)	1綴
幕末	天海僧正事跡考	江藤新平			川浪家所蔵「江藤新平関係文書」	書類21	1綴
	方圓雑集	江藤胤雄編		天海僧正事跡考、高山正之傳、丁巳孟春読書問答中11首、新兵教練指揮語、圖書目録、魯西亞書翰和解、泰西度量考	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	991-2	1冊 17cm

	兵法新編(書写)	ドバルキョウ著/ コロム訳/副島 要作重訳		戎装ノ搜索法、格段ノ搜索法、隠密ノ搜索法、攻撃ノ搜索 法等	佐賀県立図書館「江 藤新平関係文書」	991-12	1冊 27cm
	甲陽軍鑑抜書(書写)	高坂昌信		蕪崎之役、海尻之役、小荒間之役、瀬沢之役、平沢之役、 大門峠之役、塩尻之役、その他雑[石に駁]	佐賀県立図書館「江 藤新平関係文書」	991-15	1冊 24cm
	甲陽軍鑑抜(書写)	高坂昌信		戸石合戦、笛吹峠合戦、上田原合戦、海野たいら合戦、み てらを合戦、時田合戦、謙信小田原攻并信玄救ひ、信州川 中島合戦	佐賀県立図書館「江 藤新平関係文書」	991-16	1冊 27cm
	神得抄(書写)	長尾謙信		巻20のみ	佐賀県立図書館「江 藤新平関係文書」	991-17	1冊 27cm
	兵要録(書写)	長沼宗敬著		巻9、12	佐賀県立図書館「江 藤新平関係文書」	991-18	1冊 26cm
明治	音表漢字による外国名の 覚等	江藤新平		他に通鑑等よりの抜書、薬品製法、字句注釈	佐賀県立図書館「江 藤新平関係文書」	992-1	1冊 27cm

文学一詩歌

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
	文詩草稿	江藤新平			佐賀県立図書館「江 藤新平関係文書」	081-4	1冊 28cm
	漢詩草稿	江藤新平		漢文三編	佐賀県立図書館「江 藤新平関係文書」	909-73	1枚 18cm
	和歌注釈				佐賀県立図書館「江 藤新平関係文書」	909-109	1枚 28cm
	論案文	江藤新平カ		漢文による国史(断簡)	佐賀県立図書館「江 藤新平関係文書」	069-1	1枚 27cm
明治	漢詩	富岡敬明	江藤新平		個人蔵		
明治	和歌「蝦夷人云々」				真木なお子氏所蔵「江 藤新平関係文書」	書類23	一枚 17.6cm
明治	漢詩 櫻花五首(完全)				真木なお子氏所蔵「江 藤新平関係文書」	書類24	一枚 15.6cm
明治	李白漢詩写				佐賀城本丸歴史館「江 藤新平関係文書」		1枚
慶応閏04	断簡	江藤新平カ		漢文断片	佐賀県立図書館「江 藤新平関係文書」	909-66	1枚 17cm
明治	漢文	大橋懐三		官員来・草莽来・馬車行	川浪家所蔵「江藤新 平関係文書」	書類20	1枚
	漢詩・和歌	江藤新平カ			個人蔵		
	和歌	富岡敬明			個人蔵		

	獨楽吟写							個人蔵			
	覚書							個人蔵			
	自誠		不明					佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	081-2	1枚 18cm	
明治	語句注解等覚							佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	991-1	1綴 27cm	
明治	漢詩							佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚	

文学一洋学

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
	Tirrer, vooriering 写本				佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	32-(7)	1綴
	舎密学抜抄				佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	32-(8)	1綴
	覚帖	江藤新平		和蘭度量衡、自然科学、外国語単語覚	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	32-(11)	1冊

家政一土地家屋

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治 03. 03	屋敷拝借願	江藤新平	弁官	麹町七丁目旧阿部屋敷拝借願	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	939-3	1枚 20cm
明治 03. 11. 05	東京府達	東京府	江藤新平	邸宅払下代金の上納について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	959-3	1枚 17cm
明治 05. 01	御邸宅拝借願	江藤新平	東京府		江藤兵部氏所蔵「江藤新平関係文書」	書類 07	
明治 06. 03	見積書	山本次郎兵衛	江藤新平	邸内修復見積書	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-54	1枚 26cm
明治 00. 10	覚書	植木屋栄蔵		垣根作りについての植木屋の見積書	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	833-2	1枚 27cm
明治	池之端屋敷評数				佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	39-(2)	1枚
明治	土地見取図			殿ヶ谷新田土地見取図	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	959-4	1枚 25× 35cm
明治	見取図				佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		数枚
明治	見取図				佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚

明治	土地購入手はず覚				下総、武州	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	410-1	1枚 16cm
明治	柏木村之内地書見 面云々					佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1綴

家政一金銭関係

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治02.02.25	覚書	中薄半蔵	浦某	代銀支払い覚	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	928-20	1枚 14cm
明治02.07.13	受領証	源川	江藤新平	金請取の覚	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	928-11	1枚 17cm
明治03.04	受領書	川凹		時計、画、書籍、金の受取	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-79	1枚 18cm
明治05.07.13	證	高橋佐吉 本字平次	江藤家執事		佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-8	1枚 24cm
明治05.10	御馬車御修復積り書	鍋岡竹治郎	司法省		佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-5	1枚 25cm
明治05.12.02	證文之事	大久保村百姓 新五郎/栄蔵	江藤家執事	畑開拓費用借入について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-9	1枚 28cm
明治05	證	野田稔	江藤家執事	金借用證	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	644-1	1枚 27cm
明治06.03.09	記	朝倉源兵衛	江藤	借金證文	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-18	1枚 28cm
明治06.03	見積書	山本治郎兵衛	江藤新平	厩修復見積書	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-53	1枚 25cm
明治06.04.02	覚書	佐賀郡木角 村連成寺	江藤家	江藤家宛の歳越料受取証	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	761-1	1枚 13cm
明治06.08	御馬車御積り書	勝元喜平治		[勝元野紙]	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	928-8	1綴 25cm
明治06.09.07	證文覚	江藤新平	榎本六兵衛		個人蔵		
明治06.12.30	證	江藤新平	後藤象二郎	借金證文	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	644-2	1枚 29cm
明治07.01.15	保証書	江藤新平/志波 原準吉/徳久幸 次郎	第一国立銀行		真木なお子氏所蔵「江藤新平関係文書」	書類 16	一枚 27.2cm
明治07.01	記	砂川源五右 衛門	江藤熊太郎	金員支出について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-24	1枚 28cm
明治07.03	協議書并金子見留				佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1綴

明治00.08.29	覚書		矢上政人	江藤新平	馬受取		佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-38	1枚 19cm
明治00.10.03	覚書		相良		金銭に関する覚		佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	833-1	1枚 14cm
明治00.10.15	受領書		江藤新平		時計その他代銀受取		佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-78	1枚 17cm
明治00.10.09	受領証		吉沢仙太郎		馬代金請取書		佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	928-10	1枚 28cm
明治00.12.24	證		秦三郎		借金の證		佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	644-4	1枚 26cm
明治	覚書		会計局	江藤新平	領收證		佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	833-3	1枚 12cm
明治	馬具錫等物品覚				その他羅紗、大筒など		佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-106	1枚 15cm
明治	覚書		江藤新平		金子の覚		佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-40	1枚 27cm
明治	覚書		植木屋栄蔵		手問賃について		佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	849-1	1枚 27cm
明治	覚書		植木屋栄蔵		手問賃について		佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	849-2	1枚 25cm
明治	覚書		植木屋栄蔵		手問賃について		佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	849-3	1枚 25cm
明治	受領証		世屋源介	江藤新平	金請取の覚		佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	928-19	1枚 16cm

家政—その他

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治02.01.26	江藤新平跡覚書	松島又六郎	江藤熊太郎		佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-30	1枚 16cm
明治05.11.12	覚書	村田清昌		返納品の覚同月同日に返納した長屋のものだと思われる座敷、障子など	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	832-1	1枚 16cm
明治05.11.12	口上覚	村田清昌		長屋借用返上	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	832-2	1枚 17cm
	雇用願			東京在住佐賀出身の大工伊兵衛の雇用について	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	840-1	1枚 18cm
	ひかへ帳			ちゃたね代など金出納覚	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	928-55	1冊14× 20cm
	使用人其外控			使用人名前のほか味噌・醤油等支払いの方法	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	841-1	1枚 17cm

明治 06. 04. 18	一札之事	横山房吉		横山房吉さまを奉公に差上の證文		佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	844-1	1枚 34cm
	請状覚			さき御奉公について		佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	844-2	1枚 26cm

没後一江藤新平関係

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治 16. 04. 13	本行寺に於て江藤新平、島義勇並に石井竹之助等を合祭するの文			活版	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	38-(5)	1綴
明治 23	祭文案	江藤新作			真なお子氏所蔵「江藤新平関係文書」	書類 17	一枚 15. 8 cm
明治 44. 03	江藤新平卿表彰に就いて 東京市民諸君に告ぐ	川原茂輔/小 久保喜七		活版	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	38-(4)	1冊
大正 05	返礼書	江藤子三	皇后大夫男 爵大森鍾一		個人蔵		
大正 05. 08. 08	下賜金沙汰書	皇后大夫男 爵大森鍾一	佐賀県知事 石橋和		個人蔵		
大正 05. 08. 11	伝達書	佐賀市長 野口能毅	江藤子三		個人蔵		
大正 15	祭資料			金 3000 円、金 25 円	個人蔵		

没後一『江藤南白』関係

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治 44. 05. 26	覚	的野半介		書類 1 号から 8 号まで拝借	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	989-1	1枚 17cm
明治	南白遺稿序	江藤新作		南白遺稿序草案片篇	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	986. 7-1	1枚 25cm
明治	南白遺稿序(印刷)	副島種臣		(封筒のみ)	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1枚
明治	司法省事件書入	江藤熊太郎			江藤兵部氏所蔵「江藤新平関係文書」	書類 19	
明治	南白遺稿草案				佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	929-9	1冊 28cm
明治	南白遺稿断簡			岩倉具視宛江藤新平書翰写(征韓決定を促す 4ヶ條、和歌 2首)	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	929-10	1綴 28cm
明治	南白遺稿	江藤熊太郎/ 江藤新作編		[後缺]墨書	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	38-(1)	1綴
明治	南白遺稿			[断簡]	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	38-(2)	1袋

明治	南白遺稿原稿								佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	38-(3)	1 綴
明治	草案断簡							没後、江藤の草案に対する子熊太郎が新作が批評したものの	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1 枚
明治	南白遺稿草案							通商論	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	929-12	1 枚 27cm

没後一家政

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治 07	上包			「明治七年麹町七丁目二十一番地所井家作共第一国立銀行へ引渡し候二付双方請渡シ并取引ノ證書其他関係ノ書類ヲモ入置」と筆書き	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1 枚
明治 07. 04. 30	覚	安永弘行	江藤	金 300 円の受取について	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1 枚
明治 07. 07. 13	仮證書	第一国立銀行	江藤熊太郎	家作売渡調印證書のもの	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1 枚
明治 07. 07. 14	地所名義変更願い草案	江藤熊太郎カ			佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1 枚
明治 07. 07. 21	證写	江藤熊太郎	第一国立銀行	金 343 円 75 銭	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1 枚
明治 07. 07. 27	證	第一国立銀行	江藤熊太郎	金 343 円 75 銭請け取りの證書	佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1 枚
明治 07. 07. 27	書翰	第一国立銀行	佐久間長敬		佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1 綴
明治 07. 07	地所家作受渡證書	江藤熊太郎/ 江藤源作/福岡義弁	第一国立銀行		佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1 綴
明治 08. 03. 19		水野忠昌		土地売渡契約書	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	418-2	1 枚 28cm
明治 08. 06. 05	記	榎山義久	江藤熊太郎	土地買取	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	418-1	1 枚 28cm
明治 08. 06. 07	受證	有馬純煌	江藤熊太郎	借入金返済證	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	644-3	1 枚 28cm
明治 09. 06. 20	証文	徳久恒範/今泉利春	江藤熊太郎	金 1000 円佐久間長敬へ頼んだ証書を預かる、金子は福岡義弁に渡すよう取り計らうこと	佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	目録未掲載	1 枚
明治 09	記	江藤熊太郎代理 福岡義弁	志波原準吉	①明治 9 年 1 月 2 日付志波原準吉宛福岡義弁証書、②明治 9 年 7 月 28 日付、江藤熊太郎代理福岡義弁証書、③8 月 2 日付三井銀行金受渡証	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	928-7	1 綴 25cm
明治 11. 03. 14	建物永代売渡證	石井兵治	江藤熊太郎		佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	418-3	1 綴 27cm

明治 12	御請書	江藤熊太郎	土地代金上納延期の請書	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	419-1	1枚 28cm
明治 14. 01. 20	證	平石文作	礼服サーベル等預り證	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	909-26	1枚 27cm

没後一新聞

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治 25. 08. 27	肥筑日報				佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	992-2	1枚 55× 82cm
明治 44. 03. 18	西肥日報				佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	992-3	1枚 55× 81cm
明治 44. 04. 13	東京毎日新聞				佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	992-4	1枚 55× 81cm
大正 01. 09. 22	時事新報				佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	992-7	1枚 53× 76cm
大正 01. 09. 29	鹿児島實業新聞			3~6面のみ江藤新平の手翰(印刷物)を貼付	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	992-6	1枚 55× 79cm
大正 05. 04. 12	西肥日報				佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	992-8	1枚 55× 81cm
昭和 07. 10. 14	佐賀日報				佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	992-9	1枚 55× 81cm
昭和 07. 10. 27	佐賀日報				佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	992-10	1枚 55× 81cm
明治 44. 04. 14	報知新聞				佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	992-5	1枚 55× 81cm

没後一その他

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治 35. 09. 03	江藤家戸籍				江藤兵部氏所蔵「江藤新平関係文書」	書類 21	2枚 20.7 cm
明治	旧家禄石高調表			旧家禄石高、金禄公債證書に引直金額(佐賀県分)	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	933-1	1冊 28cm
	江藤家系図写				佐賀城本丸歴史館「江藤家文書」	38-(6)	1綴
明治	日露戦争開戦詔勅／終戦詔勅				江藤兵部氏所蔵「江藤新平関係文書」	書類 18	1枚 36.4 cm
明治	「敬神」色紙	鍋島直大			江藤兵部氏所蔵「江藤新平関係文書」	書類 28	1枚 27.1 cm

没後一江藤新作関係

年月日	書類名	作成人	宛先人	内容	所蔵機関	目録番号	形態
明治 21. 03. 17	えちご屋		江藤新作		江藤兵部氏所蔵「江藤新平関係文書」	書類 17	1枚 16.5 cm
明治 21. 09. 17	警視庁通知	警視庁	江藤新作	保安条例適用解除	江藤兵部氏所蔵「江藤新平関係文書」	書類 20	1枚
明治 26. 02. 25	書翰	大隈重信	江藤新作		佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1通
	主権の字義意味	江藤新作		口演原稿 当選改進黨云々	佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」	910-4	1綴 22cm
明治 00. 07. 24	書翰	大隈重信	江藤新作		佐賀城本丸歴史館「江藤茂国氏所蔵資料」		1通

件の早期解決のため佐賀・鹿児島へ使者として派遣された人物の一人が山田武雄（辰三郎）である（川島澄之助『明治四年久留米藩難記』金文堂書店、一九一〇）。したがって、この頃までの山田は藩主・頼咸の「従順な家臣」という印象を受ける。

これらの書翰は明治維新後山田が歴任した教部省・内務省内で何らかの「事件」を犯したことに對する謝罪であることは想像に難くない。特に明治六年三月十四日、江藤が教部省御用掛を兼務してからこれらの書翰が記されるまでの約一ヶ月間は、山田武雄自身も教部省に出仕していた可能性がある。この期間の山田の言動を詳細に検討することが江藤と久留米地方との関係の新たな側面を解明することになる。

江藤新平と久留米

吉田洋一

幕末期の久留米藩は、最後の藩主十一代有馬頼咸（一八二八・八一・在位一八四四・六八）のもと、権力に近い村上派（村上量弘ら）と非職及び外様が中心の真木派（真木和泉ら）とに分裂し対立していた。のち久留米藩は公武合体を主導し、敗れた真木派は尊攘運動を唱えた『久留米市史』など。

江藤新平と久留米地域との関係において年次が明確である事跡には、文久三（一八六三）年五月、江藤が大木喬任と共に真木和泉のもとを訪れたことがあげられる（『江藤南白』）。これ以降の江藤の事跡のなかで、彼の言動が久留米地方の藩政や県政（当時は三藩県）に直接影響を及ぼしたと思われる資料は現在のところ見出されていない。

次に示す二点の書翰はいずれも明治六（一八七三）年と比定されているものである。

有馬頼咸書翰（四〇三—一〇）

華墨忝拝誦、益御安清奉賀候、陳者、過日磯部始ヲ以相伺候事件、具サニ御示被下、千萬忝奉萬謝候、同人も申上置候山田武雄身分之義、何分二も御擢挙之程萬々御依頼申上候、先者貴答迄、如斯御座候也

四月十二日

権大教正頼咸

司法卿殿

有馬頼咸（九代藩主・頼徳の七男）は明治二（一八六九）年七月藩知事として帰藩、同四年七月華族に列した以降の事跡は不明な点が多い。山田剛（一八三八・八一、幼名は辰三郎、字は大毅、号は筑浦・孝槃、武雄は通称）は久留米藩儒・池尻葛軍（一八〇〇・七八）の門人で、のち昌平黌で学び、文久年間頃から真

木和泉に従った。廃藩後は教部省権大録、内務省御用掛などを歴任し、最晩年には有馬伯爵家家扶となる（『久留米人物誌』）。なお明治四年七月から約四ヶ月間設置されていた久留米県（同十一月から三藩県）では権小参事に任命されている（鶴久二郎・古賀幸雄編『久留米藩幕末維新史料集』私家版、一九六七）。山田と江藤との直接の関係があつたか否かは不明である。

磯部始書翰（四〇三—三二）

（包紙）「從四位有馬頼咸内 磯部始」

從四位頼咸より御願申上置候山田武雄一条、近日中御答可被進との御事、頼咸にも辱奉存候、然ル処縣地之旧参事共、勤役中之事件ニ付嘆願之次第有之、出府罷在候処、願之通大蔵省へ被 仰付、孰レも近日中帰縣仕候付、武雄義も同様、一旦帰縣家族引纏、再出府之心得ニ罷在候、乍去御模様次第第二ハ引留置可申、毎々御面倒奉恐入候得共、御内慮奉伺度段、頼咸申上候也、

四月廿日

磯部始（一八二七・八九、幼名は朝次郎、通称は守約・勘平・始、号は釣隱居士など）は嘉永年間に後の藩主頼咸の小性となり、頼咸藩主就任後も藩の重責を担うが、明治維新後佐幕派として知行を召し上げられた。廃藩置県後に解囚され有馬家の家扶となる。

二点の書翰の内容は、いずれも山田武雄の「事件」に関するものである。しかしながら江藤と頼咸・山田・磯部の事跡よりこの「事件」が如何なるものかを解明することは困難である。

当時の久留米地方において、頼咸・山田・磯部の三者が関係している事件に「久留米藩難」がある。明治三年頃から久留米藩内では幕末から続く尊攘論が明治新政府への反体制・反薩摩論へと転化し、それが農民一揆と結合して騒擾へと進展した。翌四年三月、藩知事・頼咸は謹慎を命じられたが、事

五、江藤新平と司法省の人物達 一点

時代：明治時代初期

写真寸法：縦 7.3cm×横 9.9cm

台紙寸法：縦 9.2cm×横 13.3cm



この写真に
関する記録
なし。四の写
真と比較す
ると右から
二人目に江
藤新平、その
右が渡辺驥、
江藤の左に
福岡孝悌、次
が島本仲道
に似ている
人物が写っ
ている。

六、江藤新平の妻千代とその家族 一点

時代：明治四十四年

写真寸法：縦 9.6cm×横 13.9cm

台紙寸法：縦 16.3cm×横 20.4cm

写真裏に「明治四十四年七月十日写」と記されている。江藤茂国氏から

の聞き取りによ
ると、写真中央に
江藤新平の妻で
ある千代が座つ
ている。左端に新
平の次男新作の
妻である春、その
右は新作の四女
友千代と長男冬
雄、右から新作の
二女筆千代、三女
朝千代、二男夏雄
が写っている。長
女の文千代は嫁
いでいてこの写
真には写ってい
ない。

なお、この写真
は佐賀市の石井
写真館で撮影さ
れたものである。



四 江藤新平と司法省の人物達 一点

時代：明治時代初期

写真寸法：縦 8.5cm×横 12.9cm

台紙寸法：縦 9.6cm×横 15.7cm

この写真の解説を書いた新聞記事（新聞名年月日不詳）が本写真とともに保管されていた。その記事には「裁判所構成法五十年前その前後」「司法省創設当時の幹部」と標題が付されている。このことから司法省が設置されたのが明治四年（一八七二）であるので、それから五十年後、大正十年（一九二一）頃の新聞記事と考えられる。

その記事には、人物名と役職名が載せられていた。それを下記に記す。

（前列右より）

少 丞 渡辺 驥（天保七年（一八三六）～明治二十九年（一八九六））

明法権頭 楠田英世（天保元年（一八三〇）～明治三十九年（一九〇六））

司法卿 江藤新平（天保五年（一八三四）～明治七年（一八七四））

大 輔 福岡孝悌（天保六年（一八三五）～大正八年（一九一九））

権大判事 玉乃世履（文政八年（一八二五）～明治十九年（一八八六））

（後列右より）

警保助 坂本政均（不詳）

中判事 尾崎忠治（不詳）

権大判事 松本 暢（不詳）

七等出仕 松岡康毅（弘化三年（一八四六）～大正十二年（一九二三））

警保頭 島本仲道（天保四年（一八三三）～明治二十五年（一八九二））

少 丞 丹羽 賢（弘化三年（一八四六）～明治十一年（一八七八））



二 江藤新平肖像 一点

時代：明治時代初期

本紙寸法：縦 6.0cm × 横 4.7cm

小箱寸法：材質：縦 8.3cm × 横 7.2cm × 厚さ 1.2cm

木製革張り（外）ビロード張り（内）



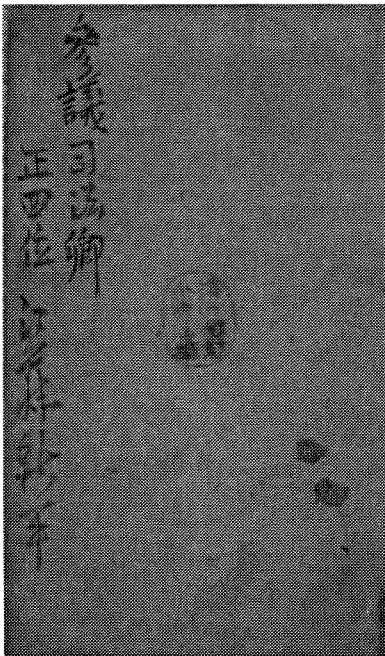
明治五年（一八七二）九月、江藤新平は欧米各国の警察制度について、実情を調査するよう命ぜられるが、結局江藤は洋行しなかった。江藤茂国氏はこの写真を「江藤新平のパスポート」と呼ばれていたことから、その時に出された海外渡航許可証に付随していた写真と考えられる。

三 江藤新平肖像 一点

時代：明治時代初期

写真寸法：縦 9.0cm × 横 5.5cm

台紙寸法：縦 10.3cm × 横 6.2cm



写真が劣化して
いて顔がよく見え
ない。

写真の裏面に
「参議司法卿 正
四位 江藤新平」
と記されている。

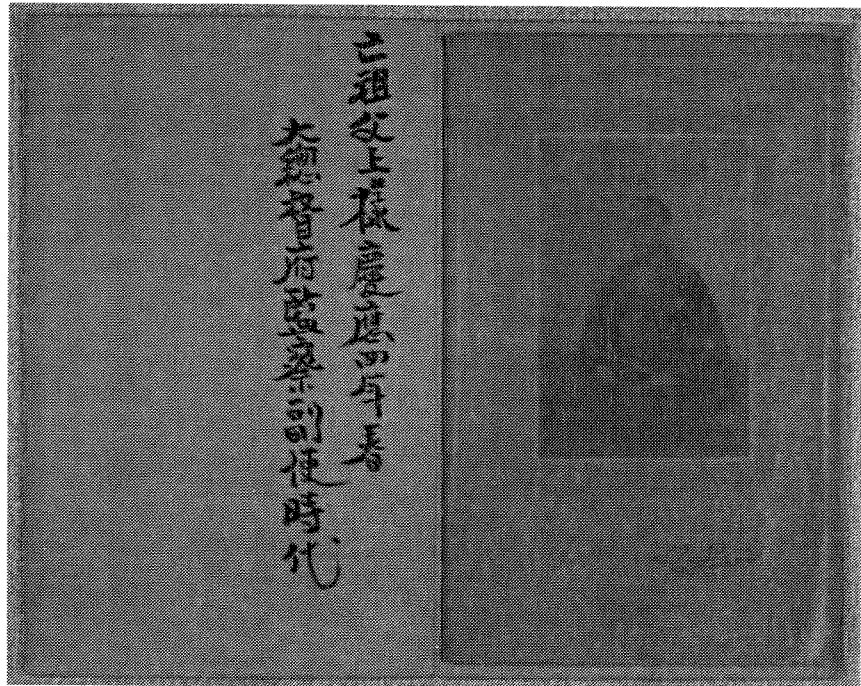
「江藤茂国氏所蔵資料」中の写真について

山口久範

佐賀県立佐賀城本丸歴史館で、平成十四年度に購入した「江藤茂国氏所蔵資料」二十点（No.217）の中に、江藤新平や彼の家族の写真が数葉集積されていたので、この紙上をお借りして紹介したい。

一 江藤新平肖像 一点

時代：幕末～明治時代初期
写真寸法：縦 8.2cm × 横 5.5cm



縦 16.5cm、横 20.5cm の長方形の厚手の紙を横に二つ折りにし、江藤新平の写真を貼り写真帳にしたもの。写真には左腰に刀を差し羽織袴姿の江藤新平が写っており、薄いセロハン紙がかけられている。表紙裏には「亡祖父上様慶應四年春 大総督府監察副使時代」と記され、江藤冬雄氏が記したものであろうか。

「資料紹介」佐賀城本丸歴史館所蔵の「江藤家資料」「江藤家文書」について

松田和子

現在、佐賀県立佐賀城本丸歴史館に所蔵されている「江藤家資料」「江藤家文書」は江藤新平の曾孫にあたる江藤茂國氏が所蔵していた資料で、当館（当時、佐賀県立歴史資料館（仮称））の建設にあたって、平成十五（二〇〇三）年三月に江藤氏よりご提供いただいたものです。

「江藤家資料」には、江藤新平が実際に着用したとされている衣装や使用した印章をはじめ、印籠や写真類など、江藤新平の遺品として大切に保管されてきた資料や、辞令や書翰類などの文書資料があります。

まず衣装には、江藤新平が儀式の際に着用したと伝えられている素襖があります。麻でできており、江藤家の家紋である「軸付左三藤巴」が衣装全体に織り込まれています。そのほかに、明治三（一八七〇）年、虎ノ門で襲撃された際に着用していたと伝えられている羽織もあります。

また江藤家の家紋の入った印籠があります。この印籠には梨子地蒔絵の技法がほどこされています。長さ8.5cm、幅3.7cm、厚み2.7cmです。そして江藤新平が使用していた印章として二点が伝えられています。一点は江藤の実名の「胤雄」が彫られている角印で、縦横ともに1.8cmです。さらにもう一点は「新平」の名前が彫られている丸印で、直径1.7cmです。

さらに戊辰戦争時に使用したと伝えられているものに袖章があります。袖章は、官軍が錦旗を擁する目印として肩に付けていたもので、錦切（きんぎれ）ともいいます。「大総督府之印」という印が押されています。

江藤新平の写真としては、「亡祖父上様慶應四年春大総督府監察副使時代」と記載されている若い頃の江藤の写真や、江藤新平のパスポートとして『南白江藤新平実伝』で紹介されている写真があります。

そのほか文書資料には、明治二（一八六九）年十一月八日に江藤新平が、中

弁に任命された時の辞令があります。江藤はこの年、佐賀藩権大参事として明治初期の佐賀藩の藩政改革を行っていましたが、明治新政府から上京するようにとの命令が出され、中弁となり明治新政府の基礎を固めるために力を尽くしていきました。

そして「江藤家文書」は、『江藤新平関係文書』として、佐賀県立図書館所蔵資料とともに、マイクロフィルムにおさめられている文書類を中心とした資料のことです。こちらは『江藤新平関係文書』にあるとおり、幕末から明治にかけて政治家として活躍した江藤新平の直筆のメモ類をはじめ、江藤新平が受け取った辞令や、書翰などがあります。また、明治初期の佐賀藩の藩政改革や、明治新政府の制度づくりに関する書類なども多数含まれています。

これらの資料は保存などの関係もあって、普段は収蔵庫に収められていて閲覧することはできませんが、収蔵品展など何らかの機会に展示紹介できればと考えております。

【主な参考文献】

- 杉谷昭・毛利敏彦監修、広瀬順晴編集『江藤新平関係文書』（北泉社、一九八九）
- 杉谷昭著『人物叢書江藤新平』（吉川弘文館、一九九八「新装版第四刷」）
- 江藤冬雄著、毛利敏彦監修『南白江藤新平実伝』（佐賀新聞社、二〇〇〇）

を偵察するため、三条から江戸への派遣を命じられた。これは、江藤が「三条岩倉等の諮詢に応じて画策する所が」あり、関東偵察の必要性を説いたためであるという(『江藤南白』)。それ以降の江藤の行動や実績などについては前掲の拙論に譲りたい。

おわりに

最後に、江藤と土方との関係について簡単に記しておこう。現在、明治以降の土方の日記が首都大学東京図書情報センターに所蔵されている。これらを繙いてみると、この後も江藤と土方の公私にわたる親交は続いていることが判る。幾つか例を挙げてみよう。

明治四年十一月一日条 五十六度、八字参 朝、十一字退出、一字出宅

浅草巴屋二行、此日會スル人々左ノ如シ

山縣兵部大輔、中村大外史、江藤副議長、田中文部大丞、松本軍医、

林軍医、杉浦権少内史也、夜十字帰宅ス

明治五年三月三日条 曇り、六十四度、九字出仕、十一字退出、夫ヨリ

江藤安永同行、向嶋邊花見二行、入夜十一帰宅

明治六年十一月六日条 晴、八時劇場へ行、江藤中村牟田口三人を致

案内候、入夜九時比帰宅行ス

江藤没後、土方はその遺族に同情を寄せて、保護に努めたという(『江藤南白』)。事実、前述した土方の日記には弟源作の名が散見され、また川浪家所蔵の「江藤熊太郎日記」の明治十二年七月二十九日条にも

土方氏ヲ銅座町ニ訪フ、面談数時ニ及フ、蓋シ同氏ハ親シク 天皇陛下

ノ勅ヲ奉シ、四国九州ヲ巡廻セラルノ帰途ナリ¹⁴⁾

とあり、その後も江藤家と交流を続けていたことが判る。また、「土方日記」明治十六年四月十三日条には

故参議江藤新平之祭致候趣ニ付、麻布一本松某寺ニ行、七時帰宅ス¹⁵⁾

とあり、江藤と土方の親交はそれ程厚いものであったのである。土方が『南

白遺稿』(明治二十五年)に寄せた漢詩を掲げて、この稿の締めくくりとしたい。

明治維新、同参大政、君展其驥足、應變制機、多所賛畫、余倍服其識見、窃以爲人中龍鳳、一旦跋扈、遂誤其身、洵可歎惜也¹⁶⁾

(1) 八月二十七日付、鍋島直彬宛の野半介書翰(福岡市立博物館蔵「鹿島鍋島家資料」三二一九)。

(2) 国立国会図書館憲政資料室蔵「大木喬任関係文書」書翰の部三八一六。

(3) 「鍋島夏雲日記」(鍋島文庫〇二二七五) 文久三年六月十三日条。

(4) 鈴木鶴子「江藤新平と明治維新」では、父助右衛門は新平の脱藩の罪によって謹慎を命じられていたと記しているが、その根拠は不明である(同七二頁)。

(5) 佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」九〇〇一。

(6) 野半助「江藤南白上」(南白顕彰会、大正三) 一三八一三九頁。

(7) 木村知浩「土方伯」(庵原柳次郎、大正二) 二八一二八二頁。

(8) 日本史籍協会編「回天実記二」(東京大学出版会、昭和四七) 一三二頁。

(9) 日本史籍協会編「七卿西竄始末六」(東京大学出版会、昭和四九) 一五八頁。

(10) 江藤新作編「南白江藤新平遺稿前集」(吉川半七、明治三三) 序。

(11) 「京都其外御達事等」(鍋島文庫) 九〇九一。

(12) 慶応四年一月十九日付、三条実美宛東久世通禧書翰(『岩倉公実記中』原書房、「復刻」昭和四三、二七五二七八頁)。

(13) 島善高、星原大輔「史料翻刻 江藤兵部氏蔵江藤新平関係文書」(『早稲田社会科学総合研究』五(三)、平成一七) 一〇二五頁。

(14) 島善高「史料翻刻 川浪家所蔵江藤熊太郎日記」(『早稲田社会科学総合研究』六(一)、平成一七) 五七頁。

(15) 「土方元日記」(宮内庁書陵部・明七七六)。

(16) 江藤熊太郎、江藤新作編「南白遺稿」(博文館、明治二五) 序。

具視に建議する有様であつたという『江藤南白』。

こうした状況を打開したのは、『鍋島直正公伝』や『江藤南白』によると、江藤であつたと記されている。つまり、江藤が木戸、後藤象二郎、岩倉などを訪れて「長崎警備の重任あれば、我主の参洛を要求せらるゝには、宜しくまづ勅命を以て長崎防備を舍かれて後、上京の旨を達せらるべし」と説いて廻つたことによつて、佐賀藩への猜疑が晴れたという『江藤南白』。

それを裏付ける史料が鍋島文庫に残っている。「京都其外御達事等」(「鍋島文庫」909)所収の慶応四年一月二十七日付、岩村右近、伊東外記、深江助右衛門宛中野数馬書翰である。

まず、中野は京都および江戸の政局について

當時御勤之公卿并薩長亘り弥御十分差部り、素り最前^ら死地ニ入而之栄出ニ付、夫丈之精神も相加り、未私意を相施し候餘念も無之、薩長相異様之義も不相見、第一ハ

朝命之御事故、列藩何れも承服、仙臺杯ハ諸家老限り内々會津之討手願出候位之勢ニ而、先十二七八成就之模様、江戸之方ハ議論區々ニ而埒明候勢も無之由

と、維新政府の勢いが幕府側を圧倒している状況を伝えている。そして、「何れも身命家國を抛尽力」している最中、

御國のミ不相替彼是御猶豫ヲ為在候而ハ、実ニ御國家之安危ニ相係り不容易御義、殊ニハ何ぞ證據込ハ無之候得共、専ラ奉幕之御疑有之由

と、佐賀藩が猜疑の目が向けられている立場に置かれていることを中野は国許に報じている。

前述した東久世書翰にあるように、肥後藩も佐賀と同様に疑われていたが、肥後藩藩主細川護久は既に着京しており、「三条殿越前侯亘り之御取成」によつて「近比可也之御都合」になつていた。しかし、佐賀藩は「此御方のミ前断之通ニ而ハ」疑いが解けそうにない状況下にあり、中野は対応に苦慮している様子を次のように伝えている。

去迎當時之御 (判然不惑) □ 俗流之取入又ハ詔候様之姿ニ而ハ決而不宜、公卿方はしめ一向御手筋も無之、甚以當惑之次第共ニ御坐候、依之先以御屋敷中之處ハ言語書面等矢張 勤王之御趣意を體し、聊も奉幕らしき論談等無之様懇々申談置

これは、屋敷に間者が侵入して夜分など立ち聞きしていることもあり得るので勘弁するよう、肥後藩の木村得太郎から忠告を受けていたからである。左程、藩主が上京しない佐賀藩には強い猜疑の目が向けられていたのである。こうした状況を打開するのに貢献したのが、幕末に培つてきた江藤の人脈であつた。

左候而手明鐘江藤新平義、幸長州桂小五郎其外、三条殿随從土方楠左衛門等智音不少候二付、同人手筋を以池田文八郎も折々出會、真之報国論ニ而 (判然不惑) □ を以御疑を解候場ニ心懸相成候通申談置、兩人共折角苦心相成居候

江藤に対する期待が如何に大きかつたかが、この書翰から窺えよう。こうした周旋が効果を得たのか、またちようど副島種臣が上京して長崎の現状を維新政府に報告したこともあり、二十五日に太政官代より藩主直大宛に「長崎表御警衛之義従前之通被 仰出候事」との書付が下された。その後、直大は二月二日に上京し、二月四日議定職外国事務局輔加勢に任じられ、また佐賀藩は八日に北陸先鋒を命じられた『鍋島直正公伝』。

このように事態が進展したのは無論、藩主直大の上京が最大の要因であるうが、着京前の江藤の存在も見逃してはならないだろう。ただ残念ながら江藤の行動を窺える史料には今のところ遭遇していない。今後の検討課題である。

その後、江藤は京都に在つて、他藩の藩士と交流を深めると共に、情報収集に努めていたようである。江藤兵部氏所蔵の「掌中記」¹³には、江藤がこの頃出合った人物の名や耳にしたと思われる情報が記されている。そして、江藤は三月八日、土佐藩士の小笠原唯人と共に、「東征諸軍及賊徒ノ情実」

之を徴す。土方先導して満盛院に至り、公に謁し、藩地の事情を語る。而して酒肴を賜ふ⁽⁹⁾

と記されている。土方にとつて、江藤との邂逅はかなり印象深いものであったようである。後年、土方は江藤との初対面の様子を

一見如旧、把臂談天下之事、意気豪邁、議論精確、出入和漢上下古今、抱負之大有不可測者焉⁽¹⁰⁾

と賦している。そして、後述するように、この出会いが大政奉還後の江藤、さらに佐賀藩の行方を大きな左右することになるのである。

三、出京後の江藤

幕末の政局は、慶応三年（一八六七）十一月の大政奉還、十二月の王政復古の大号令を経て、大転機を迎えた。『江藤南白』には、大政奉還の報に接した江藤は目付役の重松基右衛門の仲介で閑叟に直言し、これによつて藩論が一変したとあり、また『鍋島直正公伝』には、王政復古の大号令を知つて帰藩した大隈重信が十二月二十四日、閑叟に藩を挙げて事態に取り組みよう直談判した結果、藩士の自由行動が許されたとある。

川浪家所蔵「慶應四辰春 掌中記」に「正月十一日、玄界洋ニ而数馬殿ヨリ被相達候儀」とあることから、江藤は中野数馬を隊長とする先発隊に加わり、一月十一日に上京の途に着いたことは間違いない。後に藩主鍋島直大が一月二十一日に伊万里を抜錨して、二十七日に大阪に到着していることから、江藤は十八日前後に入京したと考えられる。

さて、当時の京都周辺の状況はどうであつたかという点、一月三日暮に開戦した鳥羽伏見の戦は、六日に徳川慶喜が江戸へ逃亡したことによつて官軍側の勝利という形で終結した。そこで、維新政府は翌日、小御所において「征討大号令」を宣読すると共に、在京諸侯に対して「明八日辰刻ヲ限り」旗幟を明らかにすべきよう要求した（『岩倉公実記』）。

この征討大号令は在京の佐賀藩邸には九日参与より渡された（『鍋島直正公

伝）。在京藩邸の責任者であつた百武作右衛門が翌日、岩村右近、中野数馬、伊東外記、深江助右衛門宛に書翰を送っているが、その一部に

昨日 御所より御書付之趣ニ付而、越前亘り之御治定如何ニ候哉と、今朝彼御屋敷罷出、中根雪江江面会尋合候処、當今之場合右往左往ニ而最早何れ共いたし方無之、至極切迫ニおよび候得共、今暫勘弁を加、御扣目ニ被成置、不日之模様ニ寄猶御一決可被成、前御書付者先以奉畏候段之御請ニ被及候道ニ御座候由ニ而、未徳川家御一味と申場ニも至慮候様子ニ相見申候⁽¹¹⁾

とあり、越前藩をはじめ各藩がどう対応するのか情報収集に努めていた。この征討大号令は一週間後に佐賀に届き、これによつて藩庁は京撰における政情を漸く了知することができた。しかし、藩内では「現在彼より兵端における政情は」などの文句に疑いを挿む者や、兵を率いて上京するのは「称兵犯闕」に当るのではないかと主張する者も現れ、直ちに藩主直大は上京するのではなく「尚ほ委曲の事情を聞かんと欲する」方針に傾きつつあつたという（『鍋島直正公伝』）。そのため、在京藩邸では劇的に変化する事態に対処できずにいた。

旗幟を鮮明にしない佐賀藩の動向に対して、維新政府は次第に疑惑の目を向けるようになった。東久世通禧は三条に

方今之形勢、函領以西ハ王師抗シ候者無之歟ニ候得共、蕭牆之内甚ダ掛念致シ候、萬々一蹉跌致候時ハ、肥前肥後ヲ始メ、諸藩ノ方向如何相轉可申哉⁽¹²⁾

と、自身の懸念を吐露している。もともと佐賀藩は九州における雄藩の一つで、幕末期からその動向は衆目を集める存在であつた。また閑叟が十一代將軍家斉の娘を正室とするなど「幕府と特殊の關繫」もあつたこともあつて、閑叟と藩主直大がなかなか上京しないのは、佐賀藩が「幕府に黨して、朝廷に抗せん」としようとしているのではないかとという疑惑を招いたのである。その挙句、薩摩藩士某が「幕府と併せて先づ佐賀を討つべしとの議」を岩倉

とあるのは、新藩主の襲継を機会に恩赦が行われようとしていたことを指すのではないだろうか。

また、江藤は大木と坂井に赤裸々に己の心境を包み隠さずに述べている。曰く、「天下之御事ニ勞心焦思義擔凜然、安食安眠之暇無之」国事に奔走しているが、ふと夜中に自分の出藩後は「嘸々心ぼそく愁傷仕候わんと」年老いた両親のことを思つては「不計漣然涙流」している、と。江藤が脱藩前に出会つたという平野國臣は国事に奔走するため、妻子との離別の道を選んでゐるが、平野は家族への思慕の念は絶ち難く

いとをしみかなしむ余り捨てし子の声立ち聞きし夜半もありけり

吾がこころ岩木と人や思ふらむ世のため捨てしあたら妻子を

という和歌を残している『平野國臣伝記及遺稿』。江藤もまた似たような心境にあつたことであろう。なお、父助右衛門の罪は、江藤が京都に滞在していることを知つた藩が江藤を迎えに遣わすため、許されたという『江藤南白』。

二、土方久元との出会い

同年九月に帰藩した江藤は、執政らが嚴刑を求めたにもかかわらず、閑叟の「彼は異日有用の器たり、之をして斬に処せしむべからず」との意向によつて、永蟄居に処せられた『江藤南白』。しかし前述したように、翌文久三年には大木と久留米に出会したり、参政の中野数馬に倒幕を趣旨とする建白書を認めたり⁵⁾、とかなり自由に政治行動していた形跡が見られる。

さて、幕末の政局は同年八月十八日の政変によつて大きな転機を迎える。それまで政局を牽引してきた三条実美をはじめとする七卿、長州などの勢力が一挙に京都から排斥されたのである。その後、蛤門の変、第一次長州征伐などの経緯を経て、慶応元年一月二十五日、三条ら五卿は大宰府延寿院に拘留された。江藤は同元年七月、執政の原田小四郎に意見書を提出しているが、そこで、

幕府一度形勢衰へ、大樹公御帰府に相成候はゞ尚々薩長と水火に相成、

取合頗煩京師以西は断然御威令墜地、京師以東は彼に連り是に合ひ御譜代家も或は述懐或は營私、所謂周鄭交惡之形相見れ、薩州と兼て御不睦の上に犯上の勢も有之、所謂魯衛兄弟なるも、吳越を為すの形に可有之、実に紊乱衰壞此時にして、最前よりの御建白其外始て信然可仕、殊に閣下平生の御威名と申し、已に幕府の情形此く困苦の折に付ては、必ず御信用可有之、又其時は在宰府五卿必ず在朝天下の事に御任用可相成左候て御優待の御所置と申し、殊に兼て閣下の御信義、御威風を御仰ぎ可有御座候に付ては、必御説も御信用可被成、薩長も亦同断に付ては、是にも御信用可有之⁶⁾

と、藩として大宰府の五卿を積極的に優遇するよう提言している。

藩は五卿の衛士として愛野忠四郎を派遣しているが、他にも佐賀から大宰府に詰めて来た者は多くいたらしい。ところが、当時三条の随士であつた土方久元は、土方らが彼らに議論を仕掛けてみても「一応藩主へ伺つてからと云ふやうな始末で、斯様なことさへ閑叟侯に伺はねば出来ぬと云ふ連中で、丸で木偶同様のものが来て居た」、「一向相手にならぬ馬鹿者ばかり」であつたと回想している。維新後、土方はこのことを江藤に語つたところ、江藤は其れは其筈である。閑叟は当時馬鹿計りを拵んで差遣して居た。それは何故かと云ふに、少しでも理屈の解るものをやると、ドチラにか附く、ソウなれば事が面倒になるから、其れが為め態々馬鹿計り拵んで差し出したものである

と、答えたという⁷⁾。

その江藤は慶応二年十二月七日、牟田口幸太郎と共に大宰府を訪れたことが『回天実記』に

肥前藩有志江藤新平、牟田口幸太郎兩人微行にて来候に付、水野溪雲齊方にて面会談論移時候、七ツ半頃条公より被召、六ツ半頃退出⁸⁾

と記されている。また『七卿西竄始末』には

肥前藩有志江藤新平、牟田口幸太郎兩人、微行して宰府に来る。公聞て

別筋之話二^者薩へと被抱居候由、不詳

右之外何歟珍説も承及居候得共、弟二も今日^〆大和^〆越前^〆亘りへ罷越候
含二候付、其中彼是可申上候、且又最早御祝も相始り可申、就而^者愚父
御免一條候義、乍御難題御周旋被下候道^者無御坐哉、夫而已相案罷在候
間、御相談申上候、有様時としてハ老親之事を思ヒ、^弟出後嘸々心ほそ
く愁傷仕候わんと、漣然流涕罷在候時も有之候、且又何や角や寔ニ御難
題奉存候得共、妻子之事落付二付、義理至當を得候通、愚父^江御申聞、
彼是御懇談被仰付被下度伏而奉希候、併ながら弟二^者天下之御事ニ苦心
焦思義擔凜然、安食安眠之暇無之候得共、時とシテハ右老親之事等二付
而^者夜半等不計漣然涙流、何分御高察被下、前断彼是御取計被下度、伏
而仰付奉希候、先以幸便二付如此御座候、再拝頓首

江藤新平

胤雄(花押)

七月廿四日

大木民平様

坂井辰之允様

この一紙の右隅に「七」とあることから、本来は七枚から成る書翰であつたのであろう。そして、箇条書きで始まっていることから、一六の内容も京都における政情を伝える箇条書きであつた可能性が高い。ところで、『江藤南白』が伝える江藤の着京の時期は「七月下旬」であるが、この書翰の日付は「七月二十四日」である。約七枚にわたる政治情報を収集するにはそれなりの時間が必要であらう。したがって、江藤が脱藩したのが六月二十七日とするのであれば、江藤の入京は下旬よりもかなり前であつた可能性が高い。

また、江藤に関するこれまでの研究では、脱藩中の江藤の行動範囲については「京阪」というのが通説であつた。しかし「今日^〆大和^〆越前^〆亘りへ罷越候含二候付」と一句から、江藤の行動範囲は近畿一円にわたるものであつたと考えられよう。江藤が当時まとめた書類に「京都見聞」の他に「京都其外にて見聞致候廉々」云々(傍点は筆者)と命名しているが、これはこうした

広範な活動を意味するのであつたのである。脱藩から約一ヶ月、江藤の行動力と情報収集能力は驚嘆に値しよう。ところで、江藤の活動がこれ程広範囲にわたるといふことは、この時期に培われた江藤の人脈はかなり幅広いものであつたことを意味するのではないだろうか。

江藤は翌文久三年五月、大木と共に、真木和泉に会うため久留米に赴いた。真木は不在であつたが、弟真木外記の案内で、長州藩士土屋矢之助、瀧弥太郎、久留米藩士佐田白茅らと出会うことになり、そこで藩の大砲などを提供し、長州藩を援助する約を結んだ。そのため、翌月十五日、土屋、瀧ら三人がその約の実行を求めて来佐してきたため、ひと悶着が生じた『江藤南白』。この事件は、当時着座であつた鍋島夏雲の日記にも

頃日^〆長州久留米其外浪人杯御城下へ参り、長州へ石火矢相談、是ハ民平新平等出會之節、國元ハ石火矢杯^者大総有之候様申語談候末、相談有之候ハ、貸渡可相成旨約定之末ニ而、右様相談ニ参候処、爰元ニ^者左様之譯ニ無之、民平新平杯も右様^者約定不致杯申様之儀ニ而大ニ逆論有之候由^〇

と記されており、城下で大騒動になつた様子が窺われる。結局、江藤と大木が土屋ら三人に謝罪文を提出することで決着がついた『江藤南白』。それにしても、一介の藩士であつた江藤と大木の言葉を土屋、瀧らはどうしてここまで信用したのであろうか。あくまでも推論の域を出ないが、恐らく前年の江藤の活動振りが彼らの耳に達していたからではないだろうか。いずれにせよ、脱藩時における江藤の行動は今後も再検証が必要であらう。

さて、この書翰でもう一つ目を引くのは、江藤が家族、とりわけ父親について言及していることである。当時父助右衛門は藩禁に触れて屏居中であつたという『江藤南白』。この「藩禁」が如何なるものであつたかは詳らかにしないが^④、江藤は大木と坂井に「御祝」の機会に「愚父御免一條候義」の周旋を依頼している。前年、鍋島閑叟の隠居は幕府から許可され、三月に閑叟と新藩主直大が江戸より帰藩している(『鍋島直正公伝』)。ここに「御祝」

「史料紹介」幕末維新期の江藤新平

星原大輔

はじめに

筆者は、拙論「江藤新平の明治維新・「東京寛都の議」を中心に」(『ソシオサイエンス』Vol.12、二〇〇六)、「江戸鎮台判事時代の江藤新平・金銀座移管と長岡一件をめぐって」(『社会学研究』Vol.7、二〇〇六)、「由利財政と江藤新平・いわゆる「由利江藤金札論争」を中心に」(『ソシオサイエンス』Vol.13、二〇〇七予定)で、これまで見過ごされてきた史料に基づいて、明治元年における江藤の行動や業績を検証した。しかし、その後、総合目録の作製準備を進める過程で、更に関連する新史料を数点見出した。そこで、この機会に補遺の意味を込めて、いくつかの史料を紹介したい。

一、脱藩後の京都における江藤

『江藤南白』は明治四十三年に事蹟編纂所が設置された後、的野半介の精力的な史料蒐集と時代考証を経て、大正三年に出版された。その過程で、稿本が幾度となく作成され、多くの関係者にその校閲を依頼した(『江藤南白』)。その一人が、幕末期の鹿島鍋島家の当主、鍋島直彬であった。的野は脱稿した『江藤南白』稿本の閲覧添削を直彬に依頼すると共に、次のような問い合わせも行っている⁽¹⁾。

承ル處ニ掘レハ文久年間南白先生ガ尊攘論ヲ首唱シ、脱藩ノ罪ニ坐セラシテ將ニ死刑ニ処セラレントスルニ際シ、寛大ノ恩典ヲ興リテ死一等ヲ減シ永蟄居ニ処セラレタルハ、全ク

閣下御斡旋ノ力ニ起リ候事ニ傳聞致候、就テハ維新前後佐賀藩之事情及

先生脱藩前後ノ (判読不能) □□等ニ関シ

閣下之御直話ニ由リ、其真相ヲ明白ニ致度、御用暇ノ機ヲ以テ拜趨之榮

ヲ賜ハリ候ハ、幸甚之至ニ堪ズ候

右のエピソードは『江藤南白』上巻(二二頁)に著述されており、この書翰は的野が編纂事業に精力的に取り組んでいた一証左である。このように、的野は多くの関係者に足繁く訪れて聞き取り調査も行っていたようで、実際『江藤南白』には何某の直話として、江藤にまつわるエピソードが数多く叙述されている。

当然のことながら、的野が「郷里に在ては、竹馬の友たり、同窓の友たり」と評した大木喬任も有力な候補者であった筈である。しかし、大木は既に明治三十三年に不帰の客となっていた。ただ『江藤南白』の参考史料の一つに「大木伯爵家文書」が挙げられていることから、嫡子遠吉より関連史料が供されたことは想像に難くない。的野はこの史料群から『江藤南白』を著述する上で大きな示唆を得たことであろう。しかし現在、国立国会図書館憲政資料室蔵「大木喬任関係文書」に所蔵されている史料を見ると、重要な史料が数点見落とされてしまっている。その一つが、文久二年に脱藩した江藤が上方より大木と坂井辰之允宛に送付した書翰である⁽²⁾。

江藤の脱藩前後の経緯をここで簡単に記したい。文久二(一八六二)年五月二十五日、坂下門外の変の嫌疑を受けたため幕吏の縛についていた中野方蔵が死去する。この報に接した江藤は「中野已に斃る。吾人にして起たずんば誰か復其志を継ぐものあらんや」と決意し、六月二十七日「藩府に上るの書」を藩府に呈して脱藩し、七月下旬に京都に到着した。その後、京都では、木戸孝允の庇護を受け、当時攘夷派公卿として名を馳せていた姉小路公知に面会したり、孝明天皇に密奏したりと精力的に活動したという(『江藤南白』)。ここで紹介する書翰は、この在京時に江藤が京都から発したものである。先ず書翰全文を掲げよう。

七

一 田中河内助ハ中山殿方長ク御暇、當時ハ薩州罷在候由、長州ニ而話

ニ者勤 王之 (判読不能) □□□□ニ付、薩ニ而殺シハ致候わん歟と申事ニ候、

	<p>キテ行政府ヲ組織スベシ</p>	<p>ヲ命スヘシ</p> <p>第十三條 内閣宰相タルモノハ元老議員若シクハ國會議員ニ限ルヘシ</p> <p>第十四條 政府ノ歳入出予算ノ議案ハ必ズ内閣之ヲ起草スヘシ</p> <p>第十五條 内閣ヨリ出ス所ノ議案ハ先ツ之ヲ國會院ノ議ニ附シ議決ノ後該院之ヲ元老院ニ移シテ其議ニ附スヘシ</p> <p>第十六條 内閣ハ毎年前年度ノ歳出入計算及其施行シタル事務ノ要領ヲ元老院國會院ニ報告シ且時々緊要ナル内政外交ノ景況ヲ兩院ヘ報告スヘシ</p> <p>第十七條 内閣ノ意見立法兩院ノ衆議ト相合セサルトキハ或ハ内閣宰相相其職ヲ辞シ或ハ天皇ノ特權ヲ以テ國會院ヲ解散スルモノトス</p>
--	--------------------	--

	<p>員ヲ更撰スベシ</p> <p>第 條 國會議員ニシテ各省長官ヲ除クノ外行政官ヲ兼任スベカラス官吏ニ任セラレタル者ハ議員ヲ辞シ若シクハ官吏ヲ辞スベシ</p> <p>第 條 國會議員中非法ノ撰擧ニ依テ議員トナリタルモノハ國會之ヲ審査シテ之ヲ退職セシムルヲ得ベシ</p> <p>第 條 國會ノ議決ニ天皇異存アル時ハ之ニ案文ヲ副ヘテ再ヒ國會ニ附スベシ國會再議ノ上之ヲ取捨ス</p> <p>第 條 議員中罪ヲ犯シテ其体面ヲ辱シメタルモノハ議員總數三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ其議員ヲ退職セシムルヲ得ベシ</p>	<p>第六十二条 (省略)</p> <p>第六十三条 (省略)</p>
<p>第三篇 行政府</p> <p>第 條 宰相ハ天皇ヲ補佐シ行政ノ樞機ヲ掌ル</p> <p>第 條 宰相ハ天皇ニ代リ國民ニ對シテ其ノ責ニ當ルベシ</p> <p>第 條 宰相ハ國會議員中ヨリ兼任スベシ</p> <p>第 條 宰相ハ諸有司ヲ任シ行政府ヲ組織スベシ</p> <p>第 條 宰相ハ毎歲前年度ノ歲出入ノ計算及ヒ其施行シタル事務ノ要領ヲ國會ニ報告スベシ</p> <p>第 條 總テ布告スル所ノ政令法律ハ其責ニ任スベキ有司ノ署名ヲ以テスベシ</p> <p>第 條 宰相ノ意見國會ト合ハサル時ハ其職ヲ辞スベシ</p>	<p>第三篇 行政府</p> <p>第 條 宰相ハ行政府ノ長官ニシテ天皇ヲ補佐シ行政ノ樞機ヲ司ル</p> <p>第 條 宰相ハ天皇ニ代リ國民ニ對シテ其責ニ當ルベシ</p> <p>第 條 宰相ハ國會議員ヨリ兼任スベシ</p> <p>第 條 宰相ハ毎歲前年度ノ歲出入ノ計算及ヒ其施行シタル事務ノ要領ヲ國會ニ報告スベシ</p> <p>第 條 宰相ノ意見國會ト合ハサルトキハ其職ヲ辞スベシ</p> <p>第 條 總テ布告スル所ノ政令法律ハ其責ニ任ス可キ者ノ名ヲ署スベシ</p> <p>第 條 宰相ハ行政府ノ長官ト</p>	<p>第二章 内閣</p> <p>第八條 内閣ハ各省長官内閣顧問ヲ以テ之ヲ組成ス</p> <p>第九條 内閣宰相ハ協同一致シ内外ノ政務ヲ行ヒ連帶シテ其責ニ任スヘシ但シ其事一宰相ノ処置ニ出テ他ノ宰相ニ關セサルモノハ此ノ限ニアラス</p> <p>第十條 内閣中首相一人ヲ置キ上裁ヲ經タル諸法律並ニ政令ハ其名ヲ署シテ之ヲ布告スベシ</p> <p>第十一條 内閣ノ議、決定セサルトキハ首相之ヲ決シテ上裁ヲ仰クヲ得ヘシ</p> <p>第十二條 首相ハ天皇衆庶ノ望ニ依テ親シク之ヲ撰任シ其他ノ宰相ハ首相ノ推薦ニ依テ之</p>

見ニ依リ之ヲ禁スル事アルベシ	第 條 國會開期ニ至テ勅命ナキトキハ議員自ラ之ヲ開クベシ	第五十條 (省略)
第 條 國會ハ國會ノ議決ヲ以テ時宜ニ依リ休會スル事有ルベシ	第 條 國會ハ第何条ニ申リ解散スル事有リト雖ニヶ月内ニ新ニ議員ヲ召集シ會議ヲ開クベシ	第五十一條 國會院ハ毎年必ス一度ノ定期會ヲ開キ事若シ急施ヲ要スルトキハ臨時會ヲ開ク事アルヘシ
第 條 國會議員中非法ノ撰擧ニ依テ議員トナリタルモノハ國會之ヲ審査シテ之ヲ退職セシムベシ	第 條 國會ノ議事ハ凡テ決ヲ出席議員ノ半数ニ取ルベシ可	第五十二條 (省略)
第 條 國會ノ議決ニ天皇異存アル時ハ之ニ案文ヲ副ヘ再ヒ國會ニ附スヘシ國會再議ノ上之ヲ取捨ス	否相半スルトキハ議長之ヲ決ス	第五十三條 國會議員ノ議長副議長ハ議員中ヨリ公撰シ奏聞ノ上天皇之ヲ命スルモノトス
第 條 國會議員ニシテ國會ノ体面ヲ辱シメタルモノハ議員總數ノ過半数ノ同意ヲ以テ其議員ヲ退職セシムベシ	第 條 國會ハ諸有司ノ過失ヲ評議シ之ヲ廢黜スル事ヲ得ベシ	第五十四條 凡ソ事ヲ議決スルハ出席議員ノ過半数ニ依リ可
	第 條 諸有司ノ過失ヲ評議シ之ヲ廢黜スト雖トモ其官位俸給ヲ褫奪スル耳ニテ之ヲ高等法院ニ附シ罪状ヲ判決セシムベシ	第五十五條 國會院ハ其議員總數過半ノ同意ヲ以テ其議事規則ヲ議定シ上裁ヲ經テ之ヲ施行スヘシ
	第 條 國會ノ議事規則ハ國會ニテ制定スベシ	第五十六條 國會院ハ其議事規則中ニ相当ノ罰則ヲ設ケテ議事規則ヲ犯シタル議員ヲ罰スル事ヲ得ヘシ
	第 條 國會議事規則中相當ノ罰則ヲ設ケ議員ニシテ乱行アレバ之ヲ罰シ議員三分二以上ノ同意アレバ其議員ヲ退職セシムル得ベシ	第五十七條 國會議員ノ中非法ノ撰擧ヲ受ケ議員トナリタルモノアレハ本院審査シテ之ヲ退クルヲ得ヘシ
	第 條 議事ハ總テ傍聽ヲ許スト雖トモ議事規則ニ依リ人員ヲ限り或ハ議員十分ノ一意見ニ依リ禁スル事アルベシ	第五十八條 國會院ハ其議員總數三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ議員中罪ヲ犯シテ其対面ヲ辱シメタル者ヲ退職セシムルヲ得ヘシ
	第 條 國會ハ日誌ヲ作り時々之ヲ公布スベシ	第五十九條 (省略)
	第 條 國會ハ國會ノ議決ヲ以テ時宜ニ依リ休會スル事有ルベシ	第六十條 國會院ハ其議員出席全員五分ノ一以上ニ至ラサルハ會議ヲ開クヲ得ス
	第 條 國會ハ現任議員ノ出席五分ノ一以上ニ至ラサレバ開會ス可ラス	第六十一條 國會院ハ其都合ニ依テ休會ヲ為スヲ得ヘシト雖トモ元老院ノ承諾ヲ得ルニアラサレハ十日以上ノ休會ヲ為スヲ得ス
	第 條 國會議員ハ三年毎ニ全	

<p>人ハ撰擧スベシ</p> <p>第 條 國會議員ハ各省長官ヲ除キ行政官ヲ兼任スヘカラス</p> <p>第 條 國會議員ノ中欠員アル時ハ直ニ其補欠議員ヲ撰擧セシムベシ</p> <p>第 條 國會議員ハ現ニ重輕罪ヲ犯スニ非レハ國會開期中ハ之ヲ勾留スベカラス</p> <p>第 條 國會開議中ノ言論ハ自ラ之ヲ出版公布スルニ非レハ國會外ヨリ責問スルヲ許サス</p> <p>第 條 國會ハ少ナクトモ毎年一度勅命ニ依テ之ヲ開クベシ但シ十一月第一月曜日ヲ以テ開期トナス</p> <p>第 條 國會開期ニ至テ勅命ナキトキハ議員自ラ之ヲ開クベシ</p> <p>第 條 國會ノ議事規則ハ國會ニテ制定スベシ</p> <p>第 條 國會ハ現任議員ノ四分ノ一以上ニ至ラサレハ開会スル事ヲ得ス</p> <p>第 條 國會議事規則中相當ノ罰則ヲ設ケ議員ニシテ乱行アレバ之ヲ罰シ議員三分ノ二以上ノ同意アレバ其議員ヲ退職セシムルヲ得ベシ</p> <p>第 條 國會ハ諸有司ノ過失ヲ討議シ之ヲ廢黜スル事ヲ得ベシ但シ其官位俸給ヲ褫奪スルノミニテ罪状ヲ判決スルハ之ヲ高等法院ニ附シ裁判官ノ裁判ニ從フベシ</p> <p>第 條 議事ハ總テ傍聴ヲ許スベシト雖トモ議事規則ニ依リ人員ヲ限リ若シクハ議長ノ意</p>	<p>ル可キ合格ノ票数トナス假令過剩ノ投票ヲ得ルモ其效無ルベシ故ニ撰擧人ハ己ノ希望ニ從ヒ第一第二第三ト次第二被撰擧人ノ姓名ヲ投票紙ニ記スベシ撰擧局ニ於テ其次第二從ヒ之ヲ檢シ若シ第一希望ノ人既ニ他ノ為メニ合格ノ票数ヲ得タリトセハ第二希望ノ人ヲ算スベシ第二希望ノ人亦然レバ第三ヲ算ス此ノ如ニシテ若シ其撰擧スル所ノ者既ニ尽ク他ノ撰擧シ去ル所トナリシナラバ撰擧局ヨリ更ニ之ヲ失望ノ撰擧人ニ報シ更撰セシムベシ更撰ノ投票ニシテ合格ノ数ニ滿タサルトキハ固ヨリ其撰擧人ハ議員ヲ有セザルモノナリ</p> <p>第 條 國會議員タルモノハ現ニ重輕罪ヲ犯スニ非レバ國會開期中及其先後七十日間之ヲ拘引シ或勾留スベカラス</p> <p>第 條 國會會期中ノ言論ハ自ラ之ヲ出版公布スルニ非レバ國會外ヨリ責問スルヲ許サス</p> <p>第 條 國會議員ノ中欠員アル時ハ其補欠議員ヲ公撰スベシ</p> <p>第 條 國會議員タルモノハ國會庫ヨリ年俸トシ千五百円ヨリ少カラサル金額ヲ受取ルベシ往來ノ旅費トシテ道ノ遠近ニ從ヒ若干金ヲ受取り又廢業ノ償トシテ毎年千五百円ヲ得ベシ</p> <p>第 條 國會ハ少ナクトモ毎年一度勅命ニ依テ之ヲ開クベシ但シ十一月第一月曜日ヲ以テ開期トナス</p>	<p>ヲ終ヘサル者</p> <p>白痴及癡癪ヲ病ム者</p> <p>日本国内ニ住居セサル者</p> <p>判事及判事補</p> <p>府知事県令及國會議員撰擧掛</p> <p>神宮僧侶</p> <p>第四十四條 日本国民ニ生レ年齢滿二十五歳以上ノ男子ハ左ニ記載スル者ヲ除クノ外凡ソ何レノ撰擧区ヲ問ハス其被撰候補ト為リ國會議員ニ撰擧セラルルヲ得ヘシ但シ府知事県令郡區長及國會議員撰擧掛ハ其撰擧区内ニ被撰候補タルヲ得ス</p> <p>処刑中ノ者</p> <p>嘗テ重罪ニ処セラレ未タ政權ヲ復セラレサルモノ及身體限ノ処分ヲ受ケ未タ弁償ノ義務ヲ終ヘサル者</p> <p>白痴及癡癪ヲ病ム者</p> <p>日本国内ニ住居セサル者</p> <p>判事及判事補</p> <p>第四十五條 (省略)</p> <p>第四十六條 國會議員ノ中欠員アルトキハ其補欠議員ヲ公撰スベシ</p> <p>第四十七條 國會議員ハ其在職中国庫ヨリ毎年三千円ヨリ少カラサルノ俸給ヲ受クベシ</p> <p>第四十八條 國會議員タル者ハ重輕罪ヲ犯シタルニ非ザレハ國會院會期中及其前後三十日間之ヲ拘引スルヲ得ス又其會議中ノ演說言論ハ自カラ之ヲ出版公布スルニ非サレハ該議院外ニ於テ之ヲ罪スルヲ得ス</p> <p>第四十九條 (省略)</p>
---	--	--

大憲草按

第二篇 國會

第一條 國會議員ハ全日本國人ノ代議士タルベシ

第一條 國會ハ政府ノ歳出入及ヒ百般ノ法律ヲ立案議決スル所ナリ

第一條 國會議員ハ全國人民中撰擧權ヲ有スルモノノ公撰スルモノニシテ三年間其職ニ在ルベシ

第一條 國會議員ハ四百人ヲ以テ定員トナスベシ

第一條 各地方ノ撰擧局ニ於テ十八ヶ月毎ニ撰擧人ヲ調査シ名簿ヲ作ルベシ

第一條 撰擧人調査ノ期限ニ日本國人ニシテ年齢二十五歳ニ達シタル男子ハ左ノ記載シタルモノヲ除キ總テ撰擧權ヲ有スベシ

- 一 處刑中ノ者
- 一 白痴風癪ノ者
- 一 普通教課ヲ了ラサル者
- 一 日本国内ニ住居セサル者
- 一 行政官吏裁判官吏海陸軍人神官僧侶

第一條 日本國人ニシテ左ニ記載シタル者ヲ除キ總テ被撰擧權ヲ有スベシ

- 一 處刑中ノ者
- 一 日本国内ニ住居セサル者
- 一 行政官吏裁判官吏海陸軍人神官僧侶

第一條 國會議員ハ各縣十万人ニ付一人ノ割合ヲ以テ撰擧スベシ但シ一縣ヨリ少クトモ一

真木家憲法草案

第二篇 國會

第一條 國會議員ハ全日本國人ノ代議士タルベシ

第二條 國會ハ政府ノ歳出入租稅國債及ヒ百般ノ法律ヲ立案議決スル所トス

第一條 國會議員ハ全國人民中撰擧權ヲ有スルモノノ公撰スルモノニシテ三年間其職ニ在ルベシ

第一條 國會議員ハ六百人ヲ以テ定員トナスベシ

第一條 各地方ノ撰擧局ニ於テ十八ヶ月毎ニ撰擧人ヲ調査シ名簿ヲ作ルベシ

第一條 撰擧人調査ノ期限ニ日本國人ニシテ年齢二十一歳ニ達シタル男子ハ左ニ記載シタルモノヲ除キ總テ撰擧權ヲ有スベシ

- 一 處刑中ノ者
- 一 白痴風癪ノ者
- 一 日本国内ニ住居セサル者
- 一 行政官吏裁判官吏海陸軍人神官僧侶

第一條 日本國人ニシテ左ニ記載シタル者ヲ除キ總テ被撰擧權ヲ有スベシ

- 一
- 一

第一條 議員撰擧法ハ議員ノ定員ヲ以テ全國撰擧人ノ總數ヲ除シ而シテ其商ヲ以テ議員タ

交詢社私擬憲法案

第四章 國會院

第三十九条 國會院ハ元老院ト共ニ政府ノ歳出入租稅國債及諸般ノ法律ヲ議決スル所トス

第四十条 國會議員ハ全國人民撰擧權ヲ有スル者ノ公撰スル所ニシテ四年間其職ニ在ルモノトス

第四十一条 國會議員ノ撰擧区ハ各州ヲ以テ一区若シクハ教区ニ分チ人口八万人毎ニ一人ノ割ヲ以テ公撰スルモノトシ八万人ニ滿タサル端數四万人ニ滿ル分ハ同シク一人ヲ公撰シ四万人ニ滿タサル分ハ之ヲ除クヘシ但シ一州ヲ成スモノニシテ人口二万ニ滿ル分ハ一人ヲ公撰スヘシ

第四十二条 (省略)

第四十三条 國會議員撰擧人名調査ノ期限ニ其撰擧区内ニ於テ郡村ハ地税金五円以上ヲ納ムヘキ土地ヲ所有シ若シクハ価直金二百円以上ノ所有家屋ニ住居シ人口三千以上ノ都市ハ地税金三円以上ヲ納ムヘキ土地ヲ所有シ若クハ価直金二百円以上ノ所有家屋ニ住居シ又ハ価直金四百円以上ノ家屋ヲ既ニ十二ヶ月借住シテ其年齢滿二十一歳ニ達シタル男子ハ左ニ記載スル者ヲ除キ總テ其撰擧区内ノ撰擧人タルノ權ヲ有スヘシ

處刑中ノ者

嘗テ重罪ニ処セラレ未タ政權ヲ復セラレサルモノ及身體限ノ処分ヲ受ケ未タ弁償ノ義務

大憲草按	真木家憲法草案	交詢社私擬憲法案
第一編 天皇帝	第一篇 天皇	第一章 皇權
第一條 皇帝ノ身体ハ刑罰ヲ加 フ可ラス萬機ノ責ハ宰相是ニ 當ル	第一條 天皇ノ身体ハ刑罰ヲ加 フ可ラス萬機ノ責ハ宰相之ニ 當ルベシ	第一條 天皇ハ宰相並ニ元老院 國會院ノ立法兩院ニ依テ國ヲ 統治ス
第二條 皇帝ハ法律ヲ批准シ及 ヒ布告スベシ	第一條 天皇ハ法律ヲ批准シ及 ヒ布告スベシ	第二條 天皇ハ聖神ニシテ犯ス 可ラサルモノトス政務ノ責ハ 宰相之ニ當ル
第三條 皇帝ハ海陸軍ノ元帥 ニシテ宣戰講和ヲナスベシ	第三條 天皇ハ海陸軍ノ元帥 ニシテ宣戰講和ヲナスベシ但 シ宣戰スルニ當テハ公費ヲ要 スルヲ以テ必ス國會ノ許諾ヲ 經サル可ラス	第三條 日本政府ノ歳出入租稅 國債及諸般ノ法律ハ元老院國 會院ニ於テ之ヲ議決シ天皇ノ 批准ヲ得テ始テ法律ノ効アリ
第四條 皇帝ハ國會ト商議シ外 國ト通商貿易ノ條約ヲ結ヒ又 公使大使ヲ差遣ススベシ	第四條 天皇ハ外國ト貿易條約 ヲ結ブノ特權ヲ有スト雖トモ 斷行スル時ニ當テハ其理由ヲ 國會ニ報告シ是ニ依テ生スル 利害得失ヲ証明スベシ但シ海 關稅ヲ更改スルノ條約ハ國會 ノ議決ヲ取ルベシ	第四條 行政ノ權ハ天皇ニ屬シ 行政官吏ヲシテ法律ニ遵ヒ總 テ其事務ヲ執行セシム
第五條 天皇ハ國會ヲ開閉シ及 ヒ解散スルノ特權ヲ有ス	第五條 天皇ハ國會ヲ開閉シ及 ヒ解散スルノ特權ヲ有ス	第五條 司法ノ權ハ天皇ニ屬シ 裁判官ヲシテ法律ニ遵ヒ凡テ 民事刑事ノ裁判ヲ司ラシム
第六條 天皇ハ國會議員中ヨリ 衆望ノ歸スルモノヲ撰ミ宰相 ニ任スベシ	第六條 行政ノ權ハ天皇ニ屬シ 行政官吏ヲ任シ法律ヲ執行ス ル為メ緊要ナル規則ヲ制定ス ベシ	第六條 天皇ハ法律ヲ布告シ海 陸軍ヲ統率シ外國ニ對シ宣戰 講和ヲ為シ條約ヲ結ヒ官職爵 位ヲ授ケ勲功ヲ賞シ貨幣ヲ鑄 造シ罪犯ヲ宥恕シ元老院國會 院ヲ開閉シ中止シ元老院議員 ヲ命シ國會院ヲ解散スルノ特 權ヲ有ス但……
第七條 皇帝ハ宰相ノ奉勅ナク シテ萬機ノ政ヲ行フ事ヲ得ス	第七條 天皇ハ宰相ノ奉勅ナク シテ萬機ノ政ヲ行フ事ヲ得ス	第七條 天皇ハ内閣宰相ヲ置キ 萬機ノ政ヲ信任スヘシ

第 條 國會議員中非法ノ撰擧ニ依テ議員トナリタルモノハ國會之ヲ審査シテ之ヲ退職セシムベシ

第 條 國會ノ議決ニ天皇異存アル時ハ之ニ案文ヲ副ヘテ再ヒ國會ニ附スヘシ國會再議ノ上之ヲ取捨ス

第 條 國會議員ニシテ國會ノ体面ヲ辱シメタルモノハ議員總數ノ過半数ノ同意ヲ以テ其議員ヲ退職セシムベシ

第三篇 行政府

第 條 宰相ハ天皇ヲ補佐シ行政ノ樞機ヲ掌ル

第 條 宰相ハ天皇ニ代リ國民ニ對シテ其ノ責ニ當ルベシ

第 條 宰相ハ國會議員中ヨリ兼任スベシ

第 條 宰相ハ諸有司ヲ任シ行政府ヲ組織スベシ

第 條 宰相ハ毎歲前年度ノ歳出入ノ計算及ヒ其施行シタル事務ノ要領ヲ國會ニ報告スベシ

第 條 總テ布告スル所ノ政令法律ハ其責ニ任スベキ有司ノ署名ヲ以テスベシ

第 條 宰相ノ意見國會ト合ハサル時ハ其職ヲ辞スベシ

川浪家所蔵 「大憲草按」

大憲草按

第一編 末皇帝

- 第一條 皇帝ノ身体ハ刑罰ヲ加フ可ラス萬機ノ責ハ宰相是ニ當ル
- 第二條 皇帝ハ法律ヲ批准シ及ヒ布告スベシ
- 第三條 皇帝ハ海陸軍ノ元帥^(マ)ニシテ宣戰講和ヲナスベシ
- 第四條 皇帝ハ國會ト商議シ外國ト通商貿易ノ條約ヲ結ヒ又公使^(マ)太使ヲ差遣ススベシ
- 第五條 天皇ハ國會ヲ開閉シ及ヒ解散スルノ特權ヲ有ス
- 第六條 天皇ハ國會議員中ヨリ衆望ノ歸スルモノヲ撰ミ宰相ニ任スベシ
- 第七條 皇帝ハ宰相ノ奉勅ナクシテ萬機ノ政ヲ行フ事ヲ得ス

第二篇 國會

- 第一條 國會議員ハ全日本人ノ代議士タルベシ
- 第二條 國會ハ政府ノ歲出入及ヒ百般ノ法律ヲ立案議決スル所ナリ
- 第三條 國會議員ハ全國人民中撰擧權ヲ有スルモノ、公撰スルモノニシテ三年間其職ニ在ルベシ
- 第四條 國會議員ハ四百人ヲ以テ定員トナスベシ
- 第五條 各地方ノ撰擧局ニ於テ十八ヶ月毎ニ撰擧人ヲ調査シ名簿ヲ作ルベシ
- 第六條 撰擧人調査ノ期限ニ日本人ニシテ年齢二十五歳ニ達シタル男子ハ左ノ記載シタルモノヲ除キ餘テ撰擧權ヲ有スベシ

- 一 處刑中ノ者
- 一 白痴風癪ノ者
- 一 普通教課ヲ了ラサル者
- 一 日本國內ニ住居セサル者

- 一 行政官吏裁判官吏海陸軍人神官僧侶
- 第一條 日本人ニシテ左ニ記載シタル者ヲ除キ總テ被撰擧權ヲ有スベシ
- 一 處刑中ノ者
- 一 日本國內ニ住居セサル者

- 一 行政官吏裁判官吏海陸軍人神官僧侶
- 第二條 國會議員ハ各縣十万人ニ付一人ノ比例割合ヲ以テ撰擧スベシ但シ各縣一縣ヨリ少クトモ一人ハ撰擧スベシ

- 第三條 國會議員ハ各省長官ヲ除キ行政官ヲ兼任スベカラス
- 第四條 國會議員ノ中欠員アル時ハ直ニ其補欠議員ヲ撰擧セシムベシ

- 第五條 國會議員ハ現ニ重輕罪ヲ犯スニ非サレハ國會開期中ハ之ヲ拘引シ若シクハ勾留スベカラス
- 第六條 國會開議中ノ言論ハ自ラ之ヲ出版公布スルニ非サレハ國會ノ外ヨリ責問スルヲ許サス

- 第七條 國會ハ少ナクトモ毎年一度勅命ニ依テ之ヲ開クヘシ但シ十一月第一月曜日ヲ以テ開期トナス
- 第八條 國會開期ニ至テ勅命ナキトキハ議員自ラ之ヲ開クヲ得ヘシ

- 第九條 國會ノ議事規則ハ國會ニ於テ制定スベシ
- 第十條 国会ハ現任議員ノ過半四分ノ一以上ニ至ラサレハ開會スル事ヲ得ス

- 第十一條 國會議事規則中相當ノ罰則ヲ設ケ議員ニシテ乱行アレバ之ヲ罰シ議員三分ノ二以上ノ同意アレバ其議員ヲ退職セシムルヲ得ベシ
- 第十二條 國會ハ諸有司ノ過失ヲ討議シ之ヲ廢黜スル事ヲ得ベシ

- 第十三條 但シ其官位俸給ヲ褫奪スルノミニテ罪狀ヲ判決スルハ之ヲ高等法院ニ附シ裁判官ノ裁判ニ從フベシ
- 第十四條 議事ハ總テ傍聴ヲ許スベシト雖トモ議事規則ニ依リ人員ヲ限り若シクハ議長ノ意見ニ依リ之ヲ禁スル事アルベシ

- 第十五條 國會ハ國會ノ議決ヲ以テ時宜ニ依リ休會スル事有ルベシ

第 條 國事犯罪ヲ断スル陪審官ト被告ト同地位ノ人ヲシテハ高等法院ニテ裁判シ被告ハ己ノ意ニ適セザル陪審官ヲ拒ムヲ得ベシ

第 篇 地方州

第 條 州一地方ニ関ル事ハ中央政府ヨリ干涉スベカラス總テ其地方議州會ニ於テ制定スベシノ議決ニ一任スベシ

第 條 州ハ國會ノ議決 各州總テ自治ナリト雖トモ斯ノ憲法ニ撞着スル法律ヲ

第 條 各州皆ハ國會ノ議決ヲ經ルニ非ザレハ諸州若シクハ諸郡ヲ合併シ若シクハ分裂スル事ヲ得ス

第 條 地方政府ハ憲法ニ撞着セザル間ハ總テ中央政府ノ干涉ヲ受ケザルベシ

第 條 地方ノ政務ハ其地方議會ノ議決

第 條 州ノ長官ハ其州ノ公撰スル所ニシテ中央政府ヨリ命不可ナシ

第 條 一州ニ関ハル政務ハ中央政府ヨリ干涉ス可ラス

第 條 州ヲ合シ或ハ分裂スル事ハ國會ノ議決ヲ以テ州會ノ承諾ヲ經サル可ラス州會ハ

第 篇 憲法改正

第 條 斯憲法ハ國會議員總數三分ノ二以上ノ同意アルニ非レバ改正増補スルヲ得ス

各州々會ヲ開キ一州ノ經濟ヲ議スベシ

各州州廳ヲ置キ州會ノ議決ニ遵ヒ百般ノ政務ヲ執行スベシ

各州皆憲法ニ撞着セザル間ハ其自治ニ任シ決シテ中央政府ヨリ干涉ス可ラス

州ヲ合シ或ハ分裂スル事ハ國會ノ議決ヲ以テ州會ノ承諾ヲ經或ハ州會ノ議決ヲ以テ國會ノ承諾ヲ經サル可ラス

第 條 國會ノ議事ハ凡テ決ヲ出席議員ノ過半数ニ取ルベシ可否相半スルトキハ議長之ヲ決ス

第 條 國會ハ諸有司ノ過失ヲ評議シ之ヲ廢黜スル事ヲ得ベシ

第 條 諸有司ノ過失ヲ評議シ之ヲ廢黜スト雖トモ其官位俸給ヲ褫奪スル耳ニテ刑ヲ加アルト加ハサルト小之ヲ高等法院ニ附シ罪狀ヲ判決セシムヘシ裁判官ノ裁判ニ從フベシ

第 條 國會ノ議事規則ハ國會ニテ制定スベシ

第 條 國會議事規則中相當ノ罰則ヲ設ケ議員ニシテ乱行アレバ之ヲ罰シ

議員三分二以上ノ同意アレバ其議員ヲ退職セシムル得ベシ

第 條 議事ハ總テ傍聴ヲ許スベシト雖トモ議事規則ニ依リ人員ヲ限り或ハ議員十分ノ一ノ意見ニ依リ禁スル事アルベシ

第 條 國會ハ日誌ヲ作り時々之ヲ公布スヘシ

第 條 國會ハ國會ノ議決ヲ以テ時宜ニ依リ休會スル事有ルベシ

第 條 國會ハ現任議員ノ出席過半数五分ノ一以上ニ至ラサレバ開會ス可ラス

第 條 國會議員小正年毎正全員ヲ東撰スベシ

第 條 國會議員ニシテ各省長官ヲ除クノ外行政官ヲ兼任スベカラス官吏

ニ任セラレタル者ハ議員ヲ辞シ若シクハ官吏ヲ辞スベシ

第 條 國會議員中非法ノ撰擧ニ依テ議員トナリタルモノハ國會之ヲ審査シテ之ヲ退職セシムルヲ得ベシ

第 條 國會ノ議決ニ天皇異存アル時ハ之ニ案文ヲ副ヘテ再ヒ國會ニ附スベシ國會再議ノ上之ヲ取捨ス

第 條 議員中罪ヲ犯シテ其体面ヲ辱シメタルモノハ議員總數三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ其議員ヲ退職セシムルヲ得ベシ

第三篇 行政府

第 條 宰相ハ行政府ノ長官キシテ天皇ヲ補佐シ行政ノ樞機ヲ司ル

第 條 宰相ハ天皇ニ代リ國民ニ對シテ其責ニ當ルベシ

第 條 宰相ハ國會議員ヨリ兼任スベシ

第 條 宰相ハ毎歲前年度ノ歲出入ノ計算及ヒ其施行シタル事務ノ要領ヲ國會ニ報告スベシ

第 條 宰相ノ意見國會ト合ハサルトキハ其職ヲ辞スベシ

第 條 總テ布告スル所ノ政令法律ハ其責ニ任ス可キ者ノ名ヲ署スベシ

第 條 宰相ハ行政府ノ長官キシテ行政府ヲ組織スベシ

第四篇 裁判 司法官

第一條 司法長官ハ公撰タルベシ末皇之ヲ命ス過失アルニ非サレバ終身其職ニ在ルベシ其俸給ヲ受ケドシ

第二條 裁判官ハ總テ法律ヲ以テ定メタル裁判所ニ於テ法律ニ遵ヒ裁判官之ヲ司ル臨時裁判或ハ特別ノ裁判所ヲ開キ臨時或ハ特別ノ裁判官ヲ命シテ裁判ヲ司ラシムベカラス

第三條 裁判官ハ總テ全國人民ノ公撰スル所ニシテ天皇之ヲ命ス過失アルニ非サレバ終身其職ニ在リテ在職ニ在ル年限ノミ毎歲定額ノ俸給ヲ受ケ在職ノ間其俸給ヲ減額スル事勿ルベシ

第 條 裁判ハ凡テ公然之ヲ行フベシ否ザレハ裁判ノ効ナキモノトナス但シ其事件猥褻ニ涉リ風俗ヲ壞ル恐アルモノニ限り傍聴ヲ禁スル事アルベシ

第 條 罪人ヲ裁判スルハ其罪ヲ犯シタル地方ニ於テスベシ

第 條 總テ被告人ニ民事刑事ヲ問ハス辯護人ヲ用ルヲ許シ陪審ヲシテ其罪ヲ裁斷セシムベシ

第 條 囚事犯ノ謀叛ノ名ヲ下スモノハ政府ヲ轉覆セン事ヲ企テ或ハ其目的ニテ兵ヲ擧ケ若シクハ敵國ニ與ミシテ本國ニ抗スルモノニ限ルベシ

第 條 囚事犯ノ謀叛ノ罪ハ現ニ目撃セシモノ二人以上ニシテ確証アルモノカ若シクハ法廷ニ於テ自首スルニ非レバ有罪ト決ス可ラス

當テハ公費ヲ要スルヲ以テ必ス國會ノ許諾ヲ經サル可ラス

第 條 天皇ハ外國ト貿易條約ヲ結ブノ特權ヲ有スト雖トモ斷行スル時ニ當テハ其理由ヲ國會ニ報告シ是ニ依テ生スル利害得失ヲ証明スベシ但シ海關稅ヲ更改スルノ條約ハ國會ノ議決ヲ取ルベシ

第 條 天皇ハ國會ヲ開閉シ及ビ解散スルノ特權ヲ有ス但シ解散シタル後主々月内ヲ新キ國會ヲ召集スベシ

第 條 行政ノ權ハ天皇ニ屬シ行政官吏ヲ任シ法律ヲ執行スル為メ緊要ナル規則ヲ制定スベシ

第 條 天皇ハ宰相ノ奉勅ナクシテ萬機ノ政ヲ行フ事ヲ得ス

第二篇 國會

第一條 國會議員ハ全日本國人ノ代議士タルベシ

第二條 國會ハ政府ノ歲出入租稅國債及ヒ百般ノ法律ヲ立案議決スル所トス

第 條 國會議員ハ全國人民中撰擧權ヲ有スルモノ、公撰スルモノニシテ三年間其職ニ在ルベシ

第 條 國會議員ハ五六百人ヲ以テ定員トナスベシ

第 條 各地方ノ撰擧局ニ於テ十年毎千十八ヶ月毎ニ撰擧人ヲ調査シ名簿ヲ作ルベシ

第 條 撰擧人調査ノ期限ニ日本國人ニシテ年齡二十一歳ニ達シタル男子ハ左ニ記載シタルモノヲ除キ總テ撰擧權ヲ有スベシ

一 處刑中ノ者

一 白痴風癲ノ者

一 日本國內ニ住居セサル者

一 行政官吏裁判官吏

一 海陸軍人

一 神官僧侶

第 條 日本國人ニシテ左ニ記載シタル者ヲ除キ總テ被撰擧權ヲ有スベシ

一

第 條 議員撰擧法ハ議員ノ定員ヲ以テ全國撰擧人ノ總數ヲ除シ而シテ其

商ヲ以テ議員タル可キ合格ノ票數トナス假令過剩ノ投票ヲ得ルモ其效無ルベシ故ニ撰擧人ハ己ノ希望ニ從ヒ第一第二第三ト次第ニ被撰擧人ノ姓名ヲ投票紙ニ記スベシ撰擧局ニ於テ其次第二從ヒ之ヲ檢シ若シ第一希望

ノ人既ニ他ノ為メニ合格ノ票數ヲ得タリトセハ第二希望ノ人ヲ算スベシ第二希望ノ人亦然レバ第三ヲ算ス此ノ如ニシテ若シ其撰擧スル所ノ者既

ニ尽ク他ノ撰擧シ去ル所トナリシナラバ撰擧局ヨリ更ニ之ヲ失望ノ撰擧人ニ報シ更撰セシムベシ更撰ノ投票ニシテ合格ノ數ニ滿タサルトキハ固

ヨリ其撰擧人ハ議員ヲ有セザルモノナリ

第 條 國會議員タルモノハ現行犯罪ニ重輕罪ヲ犯スニ非レバ國會開期中及其先後七十日間之ヲ拘引シ或勾留スベカラス

第 條 國會會議中ノ言論ハ自ラ之ヲ出版公布スルニ非レバ國會外ヨリ責問スルヲ許サス

第 條 國會議員ノ中欠員アル時ハ其補欠議員ヲ公撰スベシ

第 條 國會議員タルモノハ俸給ヲ受タズ國庫ヨリ年俸トシ千五百円ヨリ少カラサル金額ヲ受取ルベシ往來ノ旅費トシテ道ノ遠近ニ從ヒ若干金ヲ受取り又廢業ノ償トシテ毎年千五百円ヲ得ベシ

第 條 國會ハ少ナクとも毎年一度勅命ニ依テ之ヲ開クベシ但シ開會ノ期小十一月第一月曜日ヲ以テ開期トナス

第 條 國會開期ニ至テ勅命ナキトキハ議員自ラ之ヲ開クベシ

第 條 國會小第何条ヲ申リ解散スル事有ト雖モ一月内ヲ新キ議員ヲ召集シ會議ヲ開クベシ

第 條 國會ノ議長副議長ハ議員中ヨリ之ヲ公撰スベシ

定した上で、謀叛の罪には目撃者二人以上の確証があるか、裁判所で自白した場合でなければ有罪とすることはできないとするなどの詳細な規定が設けられていることが挙げられる。先ほどの死刑廃止規定と同様、極めて特徴的な定めであるが、強いて同様な規定を探せば、千葉卓三郎ほかによるいわゆる「五日市憲法草案」第七十一条に存する「国事犯ノ為ニ死刑ヲ宣告サルルコトナカル可シ」との定めを挙げるができるかもしれない。しかし、この点については、むしろ非業のうちに刑死した父新平への想いや二十代前半の苦難の経験などがここに凝縮されて表されているとみることの方が当たっているようにも思われる。

(五)「地方」について

さらに、「地方」の章においては、「州」について言及され、連邦制が想定されているように見えることに関して、植木枝盛の日本国憲按、村松愛蔵憲法草案(三十五条)などの類似性を指摘することができるとはあるまいか。この部分の諸規定は、いまだ草稿の域を出ていないのではあるが、原則として地方自治が認められ、中央政府からの干渉を排除する規定が見いだされるなど、村松愛蔵草案五十六条「各地方各自其独立自由ヲ有ス」、植木の日本国憲案二十九条「日本各州ハ日本連邦ノ大ニ抵触スルモノヲ除クノ外皆独立シテ自由ナルモノトス」に近い考え方に立っているのではないかととも思われる。

真木家所蔵憲法草案

第 一 篇 政治上海由ノ信條 民権

第 一 條 日本國民ハ兵器ヲ所持スルノ權理ヲ有ス

第 二 條 日本國民己ノ意見ヲ演説シ公衆ニ對シ、及ヒ出版公布スル事其ノ自由タルベシ

第 三 條 日本國人一私人ヲ誹謗スルニ非ザレハ兵器ヲ携ユルニ非レバ集會或ハ結社スル事其ノ自由タルベシ

第 四 條 日本國民ハ如何ナル罪アルトモ死ニ至サル、ノ刑ヲ受ケサルベシ

第 五 條 日本國人ハ皆同等ニシテ其族籍爵位ヲ分クモノ同一ノ法律ニ依テ其自由權理ノ保護ヲ受クベシ

第 六 條 日本國人ハ如何ナル事ト雖モ請願建白スルノ權理アルベシ

第 七 條 日本國人ハ現行犯罪ノ外法律ニ遵テ裁判官ノ發スル令状アルニ非サレバ之ヲ捕縛シ或小拘引シ若シクハ其物件書類ヲ取り上ル可ラス

第 八 條 日本國人ハ罪状未決中ハ終身其ノ自由ヲ束縛スベキ重罪ニ處スベキ罪状アル者ノ外ハ保証人ヲ立テ保釋金ヲ出シ保釋ヲ受ルヲ得ベシ

第 九 條 日本國人ハ究問 インクウエストリヤル 法ヲ以テ裁判セラル、事勿ルベシ

第 十 條 日本國人ハ各自所信ノ宗教ヲ奉スル其自由タルベシ

第 十一 條 日本國人ノ財産所有ノ權ハ決シテ之ヲ侵ス可ラス

第 十二 條 日本國人ハ其志願ニ非ザレバ強迫法ヲ以テ兵役ニ徵セラル、事勿ルベシ

第 十三 條 天皇ノ身体ハ刑罰ヲ加フ可ラス萬機ノ責ハ宰相之ニ當ルベシ

第 十四 條 天皇ハ法律ヲ批准シ及ヒ布告スベシ

第 十五 條 天皇ハ海陸軍ノ元帥 メイセイ ニシテ宣戰講和ヲナスベシ但シ宣戰スルニ

「而シテ代議制ナル者ハ成ベキ丈ケ人民ノ政治ニ關係スルヲ要スルモノナレバ、少年ノ如キ白痴瘋癲ノ如キ事物必然ナル制限ノ外、種族又ハ貧富ノ差別ナク人民一体ニ撰挙人タラシメザルベカラズ。之ヲ是レ代議制ノ本旨ト云フベシ。已ニ然レバ、事物必然ナル制限ノ外、財産等ノ制限ヲ立タルハ代議制ノ變則ト云ハザルベカラズ。…：財産等ノ制限ハ啻ニ其効用ナキノミナラズ一大障礙物タルコトヲ發明スベキナリ」

(二) 「政治上民権ノ信条」について

真木家の憲法草案には、一三カ条に及ぶ人権規定が掲げられている。これらの諸規定についても、交詢社の私擬憲法案第六章「民権」との類似性が大いに認められるのであるが、本草案の特色として、ここでは次の二点を指摘しておきたい。まず興味を惹かれるのは、「日本国民ハ如何ナル罪アルトモ死ニ至サルルノ刑ヲ受ケサルベシ」と死刑を排除す規定が「民権」条項の中に見いだせる点である。このような形での死刑廃止論の条文化は非常に珍しいのではないだろうか。また、兵役についても、志願制を採用し、徴兵制を取らない旨が明確に規定されており、この点も本憲法草案の一つの特色といえよう（なお、徴兵制が採られている私擬憲法案として、筑前共愛会「大日本帝国憲法概略見込書」第三十六条、五日市憲法草案七十三条など参照）。

(三) 「國會」について

また、「國會」の章に関しても、全体として、交詢社の私擬憲法草案の影響を強く受けているように思われるが（草案条文の比較対照表を参照）、ここでは、植木枝盛「日本国憲按」との特徴的な類似規定について指摘しておく。例えば、議員の任期が三年であること（植木案百四十六条）、議会は毎年一回開会され、現在のアメリカ連邦憲法第二十修正第二節と同じく特定の日に開会される規定があること（植木案では、「十月第一ノ月曜日」（百四十九条）とされ、本両草案では、「十一月第一月曜日」とされている）などが挙げられ

よう。

選挙権については、川浪家の「大憲草按」には、処刑中の者、白痴瘋癲の者、普通教課を了らざる者、日本国内に住居せざる者、行政官吏裁判官吏海陸軍人神官僧侶の五項目の者を除いて、日本国民で二十五歳以上の男子すべてに選挙権が付与されている。これに対して、真木家の憲法草案では、除外事由として、「普通教課を了らざる者」がなく、年齢等も二十一歳の男子となっていた。この点についても、交詢社の私擬憲法のなかに類似の規定を見いだすことができる（四十三条、なお、ここでは財産要件、居住要件のほか年齢満二十一歳以上の男子とされている）。また、議員は各県十万人に一人の割合で選出され、一県少なくとも一人は選出されることになっているが、同様の規定は、筑前共愛会の大日本国憲法大略見込書の第七十二条の中にも見いだすことができるほか、やはり交詢社案では、国会議員の選挙区は「各州ヲ以テ一區若シクハ數區ニ分チ」人口八万人に一人を公選するとの規定がある（四十一条）。なお、その他の交詢社憲法草案との類似規定については、参考資料として付した「条文比較対照表」を参照願いたい。

(四) 「司法」について

まず、注目される点は、真木家憲法草案では、裁判官は全国民から公選されることになっており、公選の裁判官を天皇が任命し、しかもアメリカの最高裁判事と同様、終身制とされている。また、陪審制も採用され、陪審裁判の導入については、明治十四年三月から四月にかけて掲載された東京日日新聞の国憲意見（福地源一郎、第七章司法の章）や村松愛蔵の憲法草案第四十五条にも同様の規定を見いだすことができる。なお、「陪審官」という表現は、内藤魯一・大日本国憲草案（明治十四年八月十九日以前）にもみられる（三十八条「凡ソ重罪及国事犯ハ陪審官其罪ヲ決ス」と規定）。さらに、特徴的なのは、国家転覆罪の規定が特に設けられており、その構成要件として政府転覆を企てたり、これを目的として、挙兵もしくは敵国に与して本国に抵抗するものに限

り党中に在りて首領犬養毅の識拔する所と為り其幕賓と為りて画策最も勉め党中反対派をして乗ずる能はざらしむ平素寡言沈黙然れども一旦口を開けば喧々譁々憚る所無し武士道を好み頽風を慨し古武士の風あり」(前掲『大日本人名辞典』四百十六頁)

二 憲法草案の内容

(一) 全体的な特徴

両草案に共通する皇帝(天皇)、國會、行政府の國家構造に關して、この草案の特徴は、先ずは、一院制議會であること、次いで、選挙権について真木家案では「日本人ニシテ年齢二十一歳ニ達シタル男子」(「大憲草案」では二十五歳)として、財産要件を設けない普通選挙制度を採用していること、そして何よりも、首相は「衆望ノ帰スルモノ」、すなわち、議會多数派の國會議員の中から選ばれるものとした上で、皇帝(天皇)は「宰相ノ奉勅ナクシテ萬機ノ政」を行うことができなとするイギリス流の、あるいは、交詢社私擬憲法草案的な立憲君主制を前提とする議院内閣制を採用している点が注目される。全体の印象からすると、大隈や福沢グループによって主張されていたイギリス流の議院内閣制に自由党系の一院制議會論を組み合わせた当時としても最新モードの急進的な國家構造が示された憲法草案であるといふことができる。

明治十三年十一月の國會期成同盟第二回大會において、明治十四年十月開催予定の次回大會には、各自、憲法見込み案を持参する旨の決議がなされ、明治十四年以降、様々な私擬憲法草案が作成されたことは、よく知られているが、それらの憲法案の中にも、一院制の憲法構想を採用するものが数多くみられた。ごく主要なものに限っても、次のような憲法案を挙げることができる(年代順)。

明治十四年八月十八日・十九日

内藤魯一「日本憲法見込案」 名称||「國會」

明治十四年八月二十八日以降

植木枝盛「日本國國憲案」 名称||「連邦立法院」

明治十四年九月十九日

立志社「日本憲法見込案」 名称||「國會」

明治十四年九月二十九日・三十日

村松愛蔵「憲法草案」 名称||「議院」

明治十四年十月三日

相愛社「相愛社員私擬憲法案」 名称||「國會」

当時、君權の制限と一院制議會という要素が、いふなれば、「革新的な憲法」(『新編 明治前期の憲法構想』(二〇〇五年)七十頁)か否かを決めるメルクマールであったという理解からすれば、本憲法草案は、十分に「革新的」であるといふことができるのであるが、さらにその一院制議會が普通選挙によつて選出される点をも考慮すれば、植木枝盛の「日本國國憲案」における「連邦議員ハ連邦人民之ヲ直撰ス」(第四百四十一条)という一院制議會構想(但し、同百四十三条には、「現ニ租税ヲ納メサル者現ニ法律ノ罪ニ服シ居ル者政府ノ官吏ハ議員ヲ撰挙スルコトヲ得ス」と定められ、納税要件は掲げられている)、あるいは飯田事件の首謀者として三河國の民権家として知られた村松愛蔵の「憲法草案」(第三十八条「日本人民タル滿十八歳以上ノ男子若クハ女戸主ニシテ國稅ヲ納ル者ハ總テ選舉人タルノ權ヲ有ス」)のあり方にも連なる側面を有しており、さらに、普通選挙権の提示という点に關連していえば、星亨が明治十九(一八八六)年十二月に『各國國會要覽』の中の「國會組織要論」で展開している議論にも比すべき特色を有しているようにも思われる。因みに、星は、いみじくもその中で以下のように述べた上で、やはり女子にも選挙権を与える普通選挙権を主張するに至っていたのである。

るように思われることから、明治十四年以降に起草された憲法案の一つと位置づけることができるように思われる。

以下では、本草案の起草者や起草年代の推定を行うための素材の提供を目的として、江藤新作という人物について、公刊の史料等から判明したその経歴などについてその生い立ちから辿ってみることにしよう。江藤新作は、幼名を松次郎といい、文久三年十月十七日に、江藤新平の次男として佐賀に生まれた。明治七年四月、父新平が刑死したときには、満十歳であった。その後、明治十一年春、事業で成功していた新平の弟（新作にとつては叔父）の源作の庇護の下、十四歳で上京し、同人社、英語学校、さらには長崎英語学校で、英学を学び、その後、東京法学校で法律も学んでいる（『新訂版 大日本人名辞書 第一巻』（昭和十二年）四百十六頁）。なお、新作への改名の経緯については、鈴木鶴子著『江藤新平と明治維新』（朝日新聞社、一九八九年）の中で「松次郎は、亡き父の名の一字、新と、叔父源作の名、作をとつて新作と名を改めていた」とある。また、江藤新平の長男熊太郎は、明治十六年八月一日、肺病によつて二十三歳の若さで亡くなり、次男の新作が翌年の明治十七年一月十五日に十九歳で江藤家の家督を継いでいる。

しかし、その後の新作は、正しく波乱万丈の人生であったということができる。それは、家督を相続して間もなくの明治十八年十一月二十三日に発覚した大阪事件（首謀者の大井憲太郎、磯山清兵衛以下、百三十名余りが逮捕、処罰を受けた）に連座することから始まる。『明治ニュース事典 III』（一九八四年）によれば、新作の罪状は、爆発物取締規則違反とされており、最終的には、猶予免訴となっているが、その間に、逮捕・拘留を経験している。因みに、大阪事件にかかわって逮捕された佐賀県出身者は、新作のほか、二名の記録が確認されるが、一人は、新井章吾が長崎で逮捕される直前に、佐賀で彼と面会した江口一三（国事犯）、いま一人は、新作と同じ罪で逮捕された江副靖臣の二名である。

出獄後の新作はさらに政治運動に奔走していったようである。例えば、明

治二十年十月三日には、前参議後藤象二郎が在野の各方面の有志を芝公園内三緑亭に集めて大同団結の集会を催しているが、その際の出席者名簿の中にも、新作の名前を認めることができるからである。また、明治二十年十二月二十五日に即日施行された保安条例によって、内乱の陰謀者・同教唆者、治安妨害の虞のある者に対する皇居を隔てたる三里以内からの退去命令（第四條）を受けて、退去させられたリストのなかにも、その名前を見いだすことができる。因みに、江藤兵部家文書中には、新作に対する保安条例四條の処分が、警視庁によつて明治二十一年九月十七日に解除されたことを証する書面が残されている。このように、江藤家の家督を相続した後の二十代前半の若き日の新作は、いふなれば自由党系の民権活動家として、逮捕、拘留、退去処分の中に身をおいていたことになる。

その後の新作は、二十九歳の時に、明治二十七年九月一日の第四回総選挙で、はじめて立憲革新党から立候補して、後に明治三十一年第一次大隈内閣で内閣書記官長、大正三年の第二次大隈内閣で通信大臣・大蔵大臣をも務めることになる武富時敏、さらには、松尾寛三、二位景暢などと共に佐賀県選出の衆議院議員として初当選し、以後、明治三十一年三月十五日の第五回総選挙では進歩党から、明治三十二年八月十日の第六回総選挙から明治三十七年三月一日の第九回総選挙までは憲政本党からと、その所属政党を変えながらも、明治四十一年五月十五日の第十回総選挙の前までの約十四年間、郷里佐賀選出の衆議院議員として連続六回の当選を果たしている。衆議院議員としての新作は、主として憲政党（旧進歩党）犬養毅のブレンとして活躍したようであるが、その犬養との関係を示す遺品としては、江藤兵部家文書の中に、犬養毅から新作に送られた写真一葉を認めることができる（その写真の裏には、「明治甲辰（明治三十七年）正月二日写」とある）。しかし、新作は、明治四十三年一月六日に兄と同じく肺病で、やはり志半ばにして死去している（享年四十七歳）。なお、その人物については、次のような記述が残されている。「資性温良謹愼而して内実硬直自ら信ずる甚だ厚く容易に屈せざるの概あ

江藤家所蔵の憲法草案について

原田一明

はじめに

江藤新作旧蔵書のうち、川浪家所蔵の文書には「大憲草按」と題する憲法草案が含まれており、さらに、真木家所蔵文書中にも、これとは別の憲法草案がそれぞれ一冊ずつ残されている。この両憲法草案ともに、江藤新作旧蔵書の文書中に永く秘蔵されていたことになるが、両草案の起草の経緯やその関係を記した文書は現在のところ見当たらない。そこで、これら憲法草案の具体的内容の検討に立ち入る前に、これら二つの憲法草案の関係、特にその作成順についてははじめに述べておくことにしたい。ただ、この点、それぞれの編別・構成あるいは個々の修訂内容などから判断するしか、今のところその手がかりは残されていないことから、なお再考の余地を留保した上ではあるが、恐らくは、両草案はほぼ同じ時期に起草され、敢えて言えば、第一次案として、権利保障規定や司法権、地方自治関連規定、憲法改正規定を広くカバーした真木家文書中の無題の憲法草案がまず作成され、その後、皇帝、國會、行政府という国家組織規定だけが整理された川浪家所蔵の「大憲草按」がそれを前提として起草されたのではないかと推測される。なお、真木家の憲法草案の空欄の各条の上部欄外には、天皇条項の途中から憲法改正規定までの間に、十六、六十九までの数字が記載されていると共に、草案の最後には、地方自治関連の四か条が別に付されている。

この両草案は、未だ推敲過程のものであることは疑いなく、その意味で、完成された憲法草案であるということとはできないが、管見の及ぶ限り、これまで未発見の私擬憲法草案の一つであると思われることから、この両草案にかかわる周辺事情について聊かの解題を付したうえで、ここに翻刻、紹介することとした次第である。

先ず、それぞれの憲法草案の全体の構成であるが、真木家所蔵の憲法草案は、特に表題はなく、全七篇、全七十二カ条からなっているが、その中の八カ条が全部削除されていることから、残された条項数は、全六十四カ条ということになる。なお、条項には条文の削除のほか、多くの加筆修正が施されている。その篇別は、以下の通りである。

- 第 一 篇 政治上民権ノ信條
- 第 二 篇 國會
- 第 三 篇 行政府
- 第 四 篇 司法裁判
- 第 五 篇 地方
- 第 六 篇 憲法改正
- 第 七 篇 皇帝
- 第 八 篇 皇位
- 第 九 篇 皇族
- 第 十 篇 皇親
- 第 十一 篇 皇太后
- 第 十二 篇 皇太后
- 第 十三 篇 皇太后
- 第 十四 篇 皇太后
- 第 十五 篇 皇太后
- 第 十六 篇 皇太后
- 第 十七 篇 皇太后
- 第 十八 篇 皇太后
- 第 十九 篇 皇太后
- 第 二十 篇 皇太后
- 第 二十一 篇 皇太后
- 第 二十二 篇 皇太后
- 第 二十三 篇 皇太后
- 第 二十四 篇 皇太后
- 第 二十五 篇 皇太后
- 第 二十六 篇 皇太后
- 第 二十七 篇 皇太后
- 第 二十八 篇 皇太后
- 第 二十九 篇 皇太后
- 第 三十 篇 皇太后
- 第 三十一 篇 皇太后
- 第 三十二 篇 皇太后
- 第 三十三 篇 皇太后
- 第 三十四 篇 皇太后
- 第 三十五 篇 皇太后
- 第 三十六 篇 皇太后
- 第 三十七 篇 皇太后
- 第 三十八 篇 皇太后
- 第 三十九 篇 皇太后
- 第 四十 篇 皇太后
- 第 四十一 篇 皇太后
- 第 四十二 篇 皇太后
- 第 四十三 篇 皇太后
- 第 四十四 篇 皇太后
- 第 四十五 篇 皇太后
- 第 四十六 篇 皇太后
- 第 四十七 篇 皇太后
- 第 四十八 篇 皇太后
- 第 四十九 篇 皇太后
- 第 五十 篇 皇太后
- 第 五十一 篇 皇太后
- 第 五十二 篇 皇太后
- 第 五十三 篇 皇太后
- 第 五十四 篇 皇太后
- 第 五十五 篇 皇太后
- 第 五十六 篇 皇太后
- 第 五十七 篇 皇太后
- 第 五十八 篇 皇太后
- 第 五十九 篇 皇太后
- 第 六十 篇 皇太后
- 第 六十一 篇 皇太后
- 第 六十二 篇 皇太后
- 第 六十三 篇 皇太后
- 第 六十四 篇 皇太后

次に、上記の第一篇から第三篇を整理・浄書したと思われる「大憲草按」は、全三篇、全三十五カ条からなり、条項の削除や大きな加筆修正の跡は見られない。なお、第二篇「國會」の条項の上部の欄外に、一から七までの数字が付されている。また、本草案は、「白山用汲古堂製」と記された二十行野紙七枚に記されている。その篇別は以下の通り。

一 起草者及び起草年代

起草者については、おそらく、江藤新平の次男で、衆議院議員も勤めた江藤新作（一八六三（文久三） - 一九一〇（明治四十三））であろうと思われるが、それを示す確定的な資料が存するわけではない。起草時期についても、起草者の確定と不可分の関係にあるが、その内容は、後に述べるように、主として、明治十四年を境に盛んに作成された私擬憲法草案の影響を強く受けてい

の役職にあったので、高島と出会った可能性はあるが、同著には記載されていない。

(9) 同前 P.37.

(10) 同前 P.281.

(11) 持田鋼一郎『高島易断を創った男』（新潮新書、二〇〇三） PP124~125, PP153~154.

また嘉永三年（一八五〇）南部領内境沢砂鉄山の経営を依頼され、嘉右衛門もこれに従事する（以下略）

すなわち、高島の父は、天保四年（高島の誕生した翌年）に南部領内に佐賀藩の米を提供し同領の領民を飢饉から救い、同領内の境沢砂鉄山の経営を委託されている。

一方、佐賀藩では嘉永三年（一八五〇）に反射炉を築き、大砲の鑄造に着手しているが、その際の必要な鉄を南部から受け入れていたものと考えられる。つまり、佐賀藩から南部領には米、南部領から佐賀藩には鉄がもたらされ、それを仲介していたのが、高島父子ということになる⁽⁶⁾。

五. 江藤と高島の接点

江藤と高島が幕末期に出会ったという史料は、管見の限り見当たらない。江藤は、安政六年（一八五九）、洋式砲術を担当する御火術方の目付に任ぜられ藩吏の道に入り、文久二年（一八六二）には藩の物産を担当する代品方（買品方）に移り、彼の「経済感覚と計数能力が磨かれた」⁽⁷⁾と言われている。

この時期、高島は貨幣密売の禁を犯し幕府に捕らえられ、伝馬町の獄に繋がれている時なので、二人は出会っていない。

明治に入っても、直接かかわりを持ったという形跡は見られない⁽⁸⁾。しかしながら、明治六年政変及び翌年のいわゆる佐賀の乱のところで二人は関わっている。

高島は、文久二年（一八六二）の獄中時代から『易经』に関心を持ち、それ以降明治の政治家・実業家の相談役を果たしている。たとえば、明治六年政変について言えば、「明治六年、政府の気運を笠して、坤の上爻を得た」とある。詳細な解釈は省略するが、「自分の意見が通らないことに腹を立て、そのために内に困難を生じさせ、外には各国から笑われるようなことになつて、国家の柱といわれながら世の中の人々の失望を招くような人がある」⁽⁹⁾ということになり、これを三条実美に贈呈している。

一方、佐賀の乱に対して、高島は彼を訪問してきた陸軍大佐と中佐の、佐賀への征討に対して、「離」の上爻を得ている⁽¹⁰⁾。つまり、官軍は速やかに出陣し相手の首謀者を討ち取り鎮定するであろうと、占っている。出征する側の立場からすれば、自信を与えられた易占ということになるが、佐賀藩にかかわりのあつた高島は複雑な心境だったかもしれない。

六. おわりに

江藤と高島との関わりについて概略を述べてきた。高島は父親の代から佐賀藩と関連があり、彼自身大隈重信や副島種臣とも親交があり彼らにはよい評価を与えている⁽¹¹⁾。

けれども、高島は、江藤には大隈や副島のような評価を下していない。高島にしても、江藤にしても、今日まで伝わっている評価が、実像を正確に伝えているとは断定できない面があり、さらに考察を進める必要がある。

(1) 『コンサイス人名辞典 日本編』（三省堂、一九八二）P 188.

(2) 全国歴史教育研究協議会編『日本史B用語集（新課程用）』（山川出版社、二〇〇四）P 232.

(3) 仲新代表『日本近代教育史事典』（平凡社、一九七二）P 235.

(4) 日本歴史学会編『明治維新人名辞典』（吉川弘文館、一九八二）P P 558-559.

(5) 日蘭学会編『洋学史事典』（雄松堂出版、一九八四）P 426.

(6) 植村澄三郎『吞象高嶋嘉右衛門翁伝』（大空社、一九九八）には、高島父子と佐賀藩との関連について、まとめられている。

(7) 毛利敏彦『江藤新平』（中公新書、一九九八）P 15.

(8) 竹中利貞『訳注高島嘉右衛門占例集（上巻）』（サン企画、一九九〇）P 266 には、明治元年（一八六八）東久世中将と鍋島肥前守が官軍の先鋒として横浜に下向した際、高島が間に立って事務に関係したという記述がある。当時、江藤は東征大総督府軍監

江藤新平と高島吞象について

羽場俊秀

一 はじめに

本稿においては、江藤新平（以下江藤とする）と高島吞象（以下高島とする）との関連について取り上げることにした。従来の記述からすれば、江藤は「幕末維新期の政治家」、高島は「幕末・明治期の実業家・易学家」⁽¹⁾となり、両者の関連を導き出すことは容易とは言えない。しかし、可能な限り、両者の関連について論ずることにしたい。

二 江藤の生涯

高等学校などで扱われている江藤には、「佐賀藩出身の政治家。司法卿・参議として司法の整備に尽力。征韓論で下野、板垣退助らと民権議院設立建白書を提出したが、佐賀の乱を起こして刑死した」⁽²⁾といった記述がなされている。

一方、『日本近代教育史事典』には、江藤について次のように記されている⁽³⁾。

明治四年（一八七二）七月十八日文部省創設に伴い、その最高責任者として文部大輔に就任、同月二十八日大木喬任が文部卿となるとともに、まもなく左院に転じた。在任中、省内に人材を登用し、また文部省の職制の大綱を決定し、文部行政の基礎を築いた。天保五年（一八三四）二月九日佐賀藩下級士族の家に生まれる。南白と号す。明治政府の法制関係の官職を歴任し、特に司法卿在任中の業績はめざましかった。しかし征韓論に破れて下野し、板垣退助らの民権議院設立建白に参加した。明治七年（一八七四）佐賀の不平士族の首領となって二月に拳兵叛乱（佐賀の乱）したが、政府軍に破れて同年三月二十八日逮捕され、四月十三日斬罪梟

首にされた。時に四十一歳

彼が、明治四年（一八七二）の文部省の創設や、翌年の学制公布について尽力したということは、日本近代教育史においては自明のこととされている。しかし、それを学ぶ機会を得ることができなかった人々にとつては、江藤は司法の世界での活躍（このことすら伝えられていることが少ない場合がある）、佐賀の乱の首謀者ということがただにとどまっているものと思われる。

三 高島の生涯

高島の生涯については、『明治維新人名辞典』に次のように記述されている⁽⁴⁾。

高島嘉右衛門。天保三年（一八三二） - 大正三年（一九一四）。父と共に江戸で材木商を営み、盛岡藩境沢鉄鉦の経営に従事したが、金貨密貿易で万延元年下獄。横浜で旅館業・土木建築業で成功。明治三年高島学校（洋学）を創立。新橋・横浜間鉄道開通式には庶民総代の一人に選ばれる。横浜でガス灯事業を起こす。愛知セメント、北海道炭坑鉄道会社を起こして社長となり、北海道に高島農場を開設。また東京市電鉄社長となる。この間易者として名声を得る。長女多摩子は伊藤博文嗣子博邦に嫁した。年八十三歳で没。

一言で彼を表現すれば、幕末・明治期の実業家で、後半生は易学の研究と普及に努めた人物といえる。

四 高島と佐賀藩の接点

高島と佐賀藩との接点は、高島の父嘉兵衛の時にある。その経緯について、『洋学史事典』には、次のような記述がある⁽⁵⁾。

父嘉兵衛は常陸国新治郡牛渡村の出身、江戸三十間堀で遠州屋嘉兵衛と称し、材木商・建築業を営む。天保四年（一八三三）飢饉の歳、九州に向き、佐賀藩より三万石を買い付け、南部領民六十万人の危急を救う。

主任となるであらうと、かういう話であつた」『新編明治維新神仏分離史料』一卷、名著出版、一九八四年、二〇七―二二二頁）という史料による。

(17) 『法令全書』、明治五年四月二八日。及び『宗教と国家』四四六頁。

(18) 羽賀祥二『明治維新と宗教』（筑摩書房、一九九四年）二九〇頁、及び安丸良夫『神々の明治維新』（岩波書店、一九七九年）一八三頁。

(19) 前掲安丸『神々の明治維新』、同『近代転換期における宗教と国家』『宗教と国家』（解説）参照。なお、この後のことも含め、教部省政策を概観しておく。教部省設置の同日、教部省内に教導職が置かれ、この教導職は神仏の双方から選出された。この教導職の教化する内容を定めたものが「三条教則」である。さらに翌年の明治六年一月には教導職養成機関として中央に大教院、地方に中・小教院が置かれた。こうした教導職・大教院制は仏教派による失地回復の足場となり、特に島地黙雷などは「三条教則」を批判し、「信教の自由」論を提唱する。その結果、明治八年一月に真宗派が大教院を離脱し、五月に大教院は解散となった。そしてそれ以降は各宗派が独自で布教活動を行うこととなったが、その際、「三条教則」の遵奉が条件とされた。このことにより、「国家のイデオロギー的要請にたいして、各宗派がみずから有効性を証明してみせる自由競争」、すなわち「日本型の政教分離」（前掲安丸『神々の明治維新』二〇八頁）が始まったとされる。これはすなわち、「国家は直接宗教に関与しないで、三条の教則や教育勅語を媒介として宗教を間接的に統制する」（井上順孝『日本型政教関係の誕生』、第一書房、一九八七年、七頁）事と言える。

(20) 『江藤新平関係文書』RII-279.17。「答申書」は正しくは「国の基本法について岩倉公の下問に対する答申書」であるが、本稿では省略して「答申書」という。

(21) 前掲狐塚「教部省の設立と江藤新平」参照。

(22) 『保古飛呂比 佐佐木高行日記』五卷（東京大学史料編纂所、一九七四年）、一七三―一七四頁。

(23) 野半介『江藤南白』（一九一五年初版、一九六八年復刻）下巻、二八九―二九八頁。

(24) 「答申書」、前掲注二〇。

方策を示している。この中で江藤は日本にとって恐るべき弊害を二つ挙げて
いる。一つは「封建論」であり、もう一つは「邪宗門」である。ロシアが日
本侵略に際して、「封建論」をもってして廃藩置県以前に全国に散在した諸
藩を掌握し、「邪宗門」をもって民衆を支配し、さらに日本がキリスト教禁
止政策を採っていることを糾弾して戦争という運びになれば政府としては
これを防衛する手段がないと考えた。つまり江藤にとって、キリスト教は国
内に「共和政治」を蔓延させ、さらに西洋諸国に宣戦の機会を与える危険な
思想である、という認識がなされているのである。

天皇を頂点とする君主制の国家を最良とする江藤の意見は、先の岩倉へ
の「答申書」の中にも表れている⁸⁴。その国家像と相反する共和制を広める
キリスト教は、江藤にとって絶対的に国内に蔓延してはならないものであつた。
なぜならば、それは君主制に反し、「国民統合の理念」に反する物であつた
からである。しかし、教育を「道学」と「芸学」に分け、「道学」、すなわち
宗教は法律で規制する事が出来ないものと認識していた江藤にとって、当時
採りえたキリスト教防止のための最良の選択が仏教派を取り入れた形での
国民教化政策であつたのである。江藤の教部省創設を含む国民教化政策は、
江藤の国家構想に不可欠なキリスト教の防止を、さらに君主制という国体を
保持するための「国民統合の理念」を民衆に浸透させる政策として実現した
ものであつたのである。

(1) 宮地正人「国家神道形成過程の問題点」(安丸良夫・宮地正人校注『国家と宗教』日
本近代思想体系五巻、岩波書店、一九八九年、解説)など参照。

(2) 原漢文。『法令全書』明治三年一月三日。及び『宗教と国家』四三二頁。

(3) たとえば狐塚裕子「教部省の設立と江藤新平」(福地敦編『明治日本の政治家群像』

吉川弘文館、一九九四年所収)、阪本是丸『明治維新と国学者』(大明社、一九九三年)
など。

(4) 阪本是丸「祭政一致をめぐる左院の「政教」論争」(国学院大学出版部『国学院雑誌』
八二号、一九八一年)参照。

(5) 中川壽之「樺太問題と左院」(犬塚孝明編『明治国家の政策と思想』吉川弘文館、二
〇〇五年所収)では、左院の議事進行において議長・副議長の強い影響力を論証して
いる。また、その中でも江藤が左院を通じ、その政治意思を政府内に明確に打ち出し
たことを指摘している。

(6) 『公文録』辛未、左院伺。原史料名は「邪宗侵入并防ノ為メ寺院省ヲ設ケ人民教導等
ノ儀建言」であるが、本稿では省略して「寺院省設置建言」とする。

(7) 『宗教と国家』一九―三三頁。大原重徳は明治二年に行われた官吏公選制により排斥
された保守派の公家である。この意見書を提出した段階では、閑職である麿香間祇侯
にあつた。

(8) 前掲阪本『明治維新と国学者』一五一頁参照。

(9) 『江藤新平関係文書』(マイクロフィルム版、北泉社、一九八九年)、R15-282:6 (R
はリール番号。以下の数字は資料番号を示す。以下同じ)。

(10) 前掲阪本『明治維新と国学者』一六二―一六六頁。

(11) 毛利敏彦「明治初期政治史における江藤新平」(前掲『江藤新平関係文書』目録)、一
四四頁。

(12) 前掲狐塚「教部省の設立と江藤新平」参照。

(13) 『学校ノ議』(雑記帳)、前掲『江藤新平関係文書』R9-257:9)。

(14) 『公文録』辛未、左院伺。原史料名は「教部省設置ノ儀ニ付左院建議」であるが、本
稿では省略して「教部省設置建言」とする。

(15) 『岩倉具視関係文書』七巻(日本史籍協会、一九二七年初版、一九六八年復刻)、四三
五頁。

(16) この時、江藤を教部省御用掛に推したのは参議であつた西郷隆盛という説がある。根
拠は「西郷が種々話をしているには、神祇官はあつても、しかたがないから、これを
教部省として仏教者はもとより不用のものであり、神官も亦無用の長物であるから、
これ等僧侶や神官を使つて、教部省を起さうと思ふ、さうしてその創立は当分江藤が

ることをその目的としている。

ここで江藤はキリスト教が蔓延すれば「国体」が軽視される、つまり「国民統合の理念」が動揺すると主張し、神祇省に代わる国民教化の官衙として、仏教派をも取り込んだ形での教部省の設立を建言しているのである。さらに彼自身の教育論である、「道学」と「芸学」という国民の教育における二側面の必要性を述べている。

こうした江藤の主張ののち、左院から明治四年二月一〇日に「教部省設置建言」¹⁴⁹が提出された。ここでも改めて「教部省ヲ置」くことが建言され、江藤のいう「道学」に関する諸事を統轄させ、「神教及ヒ儒仏トモ各教正ヲ置キ、生徒ヲ教育シ、人民ヲ教導セシムヘシ」と神儒仏が一体となって、国民教化政策を推進するべきであることが述べられている。また、キリスト教に関しては「共和政治ノ学ヲ講シ国体ヲ蔑視シ、新教ヲ主張シ民心ヲ扇動スル類々或ハ之レアリ。抑我帝国ノ権力他ノ国体ト比較シテ之ヲ議スルヲ得ス」と国内に「共和政治」を広め「国体」を蔑視するものであるとし、「我政府ヨリ設ケ置ク所ノ法律ニ違犯スルノ宗教アラハ、断然之レヲ裁除スルノ権力アラシムヘキ事」と教部省がその防止を担うことが明言されている。

先の「教部云々之議」に比較すると両者は教部省を新たに設置し、そこで仏教派をも取り込んだ形で「共和政治」を蔓延させるキリスト教の防止にあたらせる、という点で共通している。当時左院においては、仏教派を国民教化政策に取り込む議論がなされ、そこで構想された教部省は、文部省政策とは違う方向で国民の教育に欠かせないものである、との議論がなされていたのではないだろうか。

このような議論を経て作成された「教部省設置建言」は明治五年一月一日に政府首脳である太政大臣三条実美より外務卿副島種臣、兵部大輔山県有朋、文部卿大木喬任に回覧され¹⁵⁰、四月二五日に教部省が創設されるにいたる。それと同時に江藤は教部省御用掛を兼任する¹⁵¹。そして設置から三日後の四月二八日に神儒仏各派に共通する国民教化の目標として「三条教則」¹⁵²

が江藤を含む教部省の首脳により起草され、定められた¹⁵³。この内容は「敬神愛国ノ旨ヲ体スベキ事」、「天理人道ヲ明ニスベキ事」、「皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守スベキ事」である。内容としては神道の要素を色濃くしながらも仏教派にも受容し得るものであり、この「三条教則」がこの後、明治八年に教部省が解散された後も、国民教化政策の支柱として機能するのである¹⁵⁴。

ここで、このように仏教派にも国民教化政策に参画する機会を与えた江藤自身の宗教観は如何なるものであったかを考察したい。

江藤は明治三年六月に、国家構想に関する岩倉具視の下問に対し、長文の「答申書」¹⁵⁵を提出している。この「答申書」の末尾において、国内の諸改革を成し遂げ、西洋諸国と並立する国力となった後で、「陰祠ヲ廃シ、仏ヲ廃シ、儒ヲ廃シ、海内之人皆神道一方ニ奉崇スル事ニナス」を主張していることから、強烈な神道思想の持ち主であるとされている¹⁵⁶。しかし江藤はその強烈な神道思想のために教部省政策を推進したわけではない。

明治四年七月の右院での議論において「此時、江藤新平ハ、耶蘇ライツ迄モ禁止論ニテ、頗ル激烈ナル議論ニテ、仮令日本全国土焼土トナルモ、決シテ解禁不可然トノ事ナリ、是レニハ同意ナカリシタリ」¹⁵⁷と激しいキリスト教禁止を主張している。

また、先の「教部云々之議」の中で「夫教導ニ因テ定マリタル一念ハ政令刑律モ能ク移スヘカラサル程ノモノナレハ、若シ人民洋教ニ沈ム深キ時ハ奈トモスヘキ無」と宗教は法律で規制し得るものではなく、それ故に早急にキリスト教対策を講じなければならないとしている。

なぜ江藤はこれほど極端なキリスト教に対する警戒を説かなければならなかったのだろうか。

明治四年三月五日に江藤は岩倉の下問に答えて「対外策」¹⁵⁸という論文を提出している。この論文の中で江藤は、当時のロシアやプロシアなどの外交政策を詳細に述べ、ロシアの関心がアジア進出にあることに強い警戒を示している。そして、そうした西洋諸国の侵略を被らないために日本の採るべき

をもつてする他ないとしている。このため、キリスト教の侵入防止のために「宣教使モ担当、仏徒モ尽力」する必要があり、仏教派を政府が管轄する「寺院省」を設けて「人民教化」する必要を論じている。その「人民教化」の際に掲げられる目標としては「奉敬神祇候事」と「君臣ノ大倫ヲ明ニスヘキ事」と「国家ヲ保護シ忠愛ノ心ヲ存スヘキ事」の三カ条である。この三カ条を以つて「海内ノ人民ヲ教導シ邪宗侵入ノ患ヲ防キ殊ニ人民ヲシテ朝廷ヲ尊奉スルノ念益深ク相成」よう、人民を教化することを今後の国民教化政策の中心としたのである。

この「寺院省設置建言」の特色としては、仏教派の主張を容れ、キリスト教の防止のため国民教化政策に僧侶を進出させることが述べられ、僧侶を統轄する寺院省の設置を建言している点である。ただし、この段階では神祇省は存続させ、その下に仏教を位置付けている。

こうした左院の考える新しい形での国民教化政策に対し、宣教使による国民教化が失敗に終わり、神祇官から格下げされた神祇省や、その他の勢力においても、従来とは異なる国民教化政策が構想された。

明治四年九月に大原重徳は「異宗防御につき見込」¹⁷⁾と題する意見書を岩倉具視に提出し、その中で新しい国民教化政策を構想している。その内容は従来のような神道のみでの国民教化政策は民衆の実態とはかけ離れていたことを指摘し、「苟モ敬神尊祖ノ大意ヲ存シ、愚夫愚婦ヲシテ皇国ノ皇国タルヲ知ラシメバ、儒仏何ゾ扱バン。儒仏ヲ羽翼トシ、皇道コレヲ囊括ス」と神儒仏が一体となった形での国民教化政策を構想している。

また神祇大輔にあつた福羽美静も神道単独による国民教化政策を限界と考へ、神祇官が格下げされた頃より仏教派をとりこんだ新たな形での国民教化政策を構想していた¹⁸⁾。

しかしこうした建言は、先の左院のものも含め、明治四年の後半においては、岩倉遣欧使節の派遣などもあつたためか現実化されなかつた。しかし左院においてはこの間も継続して国民教化政策について議論がなされていた。

その間の議論を示すものとして注目されるのが「教部云々之議」¹⁹⁾である。

この文書は「三条家文書」²⁰⁾と『江藤新平関係文書』に同一の文書が残されており、特に後者のものは「江藤の草案を江藤熊太郎(長男)と思われる人物が清書したものに、また江藤が筆を入れたもの」²¹⁾とされる。よつて、この史料は江藤が単独で、または左院での議論をまとめる形で起草したものを三条に途中経過の形で提出したものと考えられる²²⁾。この史料は冒頭で「人ヲ教育スル道ハ道芸ノ二ニアリ」と教育政策は二つの方策が採られるべきであるとしている。さらに「人ノ心ヲ正クシ善ヲ勸メ悪ヲ祛ケ人ノ人タル務ヲ行ハシメ而テ能独リヲ慎シマシムル」ものを「道学」と言い、「万物ノ理ヲ窮メ千載ノ事ヲ明ラメ人情ノ微ヲ詳ニシ智識才能アルニ至ラシムル」ものを「芸学」と規定している。この教育を二つの側面に分けて考へ、そのそれぞれを「道学」、「芸学」とする発想は江藤が明治三年ごろに書いたと考えられ、江藤の独自の教育観を述べている「学校ノ議」²³⁾に共通している。よつて、この冒頭部分は江藤自身の教育論を述べたものであると考えられる。

そして「道学」に関して「神祇ノ宣教普ク行ワレ」ず、「即今邪蘇ノ教法侵々乎口ノ迫ルノ勢」がある状況を指摘し、さらに従来の宣教使について、もし宣教使がキリスト教の防止に失敗した場合、「洋教益勢ヲ得而シテ宣教之ヲ防ク事能ハス」とし、結果として「終ニ皇室ノ不重ニ至ランモ不可知、然ル時ハ我国体何以建ツヤ」と危機意識を述べている。このため「教部省設ケ置キテ道学諸教化ノ事ヲ掌トラセラル」必要があるとしている。

この教部省は「人民教育ノ事ハ既ニ文部省アリテ事足レルカ如シト雖トモ、道芸元来其科ヲ異ニスルトキハ別ニ教部ヲ立サル事ヲ得ス」とあるように、明治四年に設置された文部省の政策とは明確に区別される。文部省の役割が「古今治乱ノ理人情法令ノ要百工諸業天文地理ノ学ヲ明ラメサセテ人民ニ智識才能ヲ開カシムル」事にあるのに対し、教部省は「儒仏トカヲ併セ以テ我人民ヲ教導シ善ヲ勸メ悪ヲ戒メ心ヲ正クシ意ヲ誠ニシ能ク独リヲ慎シメテ、人ノ人タルヘキ道ヲ行カシム」と神儒仏が一体となつて国民教化にあつた

江藤新平の宗教観に関する考察

辻富介

一八六七年の王政復古の号令をもって成立した新政府は当初の課題として、旧幕府に代わる全国統治の正当性の根拠を、全国に喧伝する必要性があった。この課題に対し、新政府の政策上では公家政権の外装の保持等がなされたが、それをイデオロギ的に補強する根拠は天皇の神権的絶対性、すなわち神話に基づく全国統治の正当性の保障であった¹⁾。それに加え、新政府には旧幕府より引き続き、外国からのキリスト教流入の阻止という課題があり、とくに、開国に伴いキリスト教が国内に広まるのを防がなくてはならなかった。これには、キリスト教の背後にある外国勢力に対する、維新官僚らの恐れもあった。この全国統治の正当性を全国に喧伝し、かつキリスト教の流入を防止する役割を担わされたのが明治初年の国学者らであった。彼らは神祇官を中心として活動を行い、明治三年一月三日には「宣布大教詔」を打ち出し、全国的な宣教使活動の展開を宣言し、「治教を明らかにし以って惟神之大道を宣揚する」²⁾事を宣教使の目的とした。この「宣布大教詔」に基づく国民教化運動は一般に神道の国教化を目的とする大教宣布運動と呼ばれる。しかし、実際にはこの運動は国民教化の実を上げられず、神祇官は何らかの改革を余儀なくされたのである。そして明治四年七月の廃藩置県を契機として同年八月に神祇官は神祇省に格下げとなり、新たな形での国民教化政策が模索されていくのである。

一方、仏教派はこの間、廃仏毀釈運動の影響で大きな打撃を受けていたが、島地黙雷らを中心とした政府への失地回復運動が進められた。彼らは主として、旧幕府下でキリスト教防止のため仏教が民衆に浸透したことを指摘し、仏教によるキリスト教の防止が可能であることを主張している。

こうした仏教派によるキリスト教防衛策は、新政府にとっては、大教宣布運

動失敗後に、新たな形でのキリスト教政策をもたらすものであり、仏教派には廃仏毀釈のさなかでの仏教の失地回復をもたらすものであった。こうした両者の利害が一致した所で、明治四年以降、左院において仏教派も取り込んだ形での国民教化政策が構想されていくのである。

このような過程を経て、新政府は明治五年に国民教化をつかさどる官衙として教部省を創設する。その教部省創設に際して、江藤新平が大きな役割を果たしたことはすでに先行研究³⁾により明らかである。このころの江藤は左院副議長として様々な政策の立案・整備に尽力していた。当時の左院の構成員としては、議長が後藤象二郎、副議長が江藤であり、その下に非長州出身者が多数を占めていた。中でも特に国民教化政策と関わりが深い者に伊地知正治、高崎五六、海江田信義らがあり、彼らは薩摩藩出身の神道派であった。また、高崎正風、鴻雪爪らも国民教化政策に関与している⁴⁾。

左院において議員らは議案に対し各個が意見書を提出した。そのとりまとめをしていたのが江藤であった。しかも江藤は単にまとめ役というだけでなく、強いリーダーシップを発揮し、政策を彼の個性・考え方に向けて牽引していたのである⁵⁾。本論では、この左院において、明治四年以降、教部省が設置されるまで、どのような形で新たな国民教化政策が模索されたかを検討し、そしてその中にかがえる江藤の宗教観について考察したい。

左院による国民教化政策への対応としては、まず、従来の国民教化政策の改革を求めた建言である「寺院省設置建言」⁶⁾が明治四年一〇月四日に正院に提出された。これは従来の国民教化政策と同じく「邪宗ノ患浸々乎トシテ日々迫ルノ勢アリ」とキリスト教の蔓延に危機感を示した上で、現状のまま黙認すれば「仏ノ廃滅スルニ随フテ耶蘇教ハ次第二盛ニ相成、共和政治ノ論起ルニ至ンコトモ知ル可カラサルナリ」と「共和政治ノ論」が国内に広がることを懸念している。さらにキリスト教は「所謂教化ノ然ラシムル所ニシテ彼ノ一念ニ深く侵入スルモノ」であるので、その防止には「防クニモ亦教化ヲ以テスルニ非サレハ恐ラクハ能クスヘカラス」と教化に対抗するには教化

草案に記された月日から約五ヵ月後の十月二十二日、天皇が華族一同を小御所に召集し、華族の外国留学を勧める勅諭を下した。その一節を次に引用しよう⁹⁾。

…今我国旧制ヲ更革シテ、列国ト并馳セント欲ス。国民一致勤勉ノ力ヲ尽スニ非レバ、何ヲ以テ之ヲ致スコトヲ得ンヤ。特ニ華族ハ国民中貴重ノ地位ニ居リ、衆庶ノ属目スル所ナレバ、其履行固リ標準トナリ、一層勤勉ノ力ヲ致シ、率先シテ之ヲ鼓舞セザルベケンヤ…(下線部引用者)

従来この勅諭は、まだその存在意義が曖昧な状態であった初期の華族へ、天皇が直々に留学をすすめた貴重な史料として、華族史上よく知られている。実際、この勅諭によつて、外国へ留学する華族が増加したことも指摘される。しかし、なぜこの時期に華族へ向けてこのような勅諭が出されたのか、その理由について十分明らかにされてきたとはいえない。本稿で紹介した江藤の華族教育構想の史料、そして一連の華族議事院創設への取り組みは、この勅諭の背景を説明するものとして重要な意義を有するといえるのではないだろうか。

最後に、江藤の教育構想という点からみた本史料の位置付けについて。従来の研究によつて明らかにされてきた江藤の教育構想から見たとき、本史料には気になる点が二つある¹⁰⁾。一つは、江藤の教育論における最大の特徴ともいえる「道学」「芸学」という二軸が、本史料においてはまったく現れないこと、そしてもう一つは、この構想が江藤の文部大輔就任約二ヵ月前に著されていることである。江藤の教育史上における事績の一つとして、文部省が国民の教育に責任を負うことを言明し、全国統一の学制制定を準備したことが挙げられるが、文部大輔就任直前のこの時期に、華族という特権的身分の教育課程を構想したことは、何を意味するのか。本史料の活用により、先行研究の到達点よりさらに踏み込んだ江藤の教育構想解明が期待される

ところである。

- (1) 文部省創設当初においては、卿不在のため、江藤が実質文部省のリーダーであった。
- (2) 井上久雄『学制論考』(風間書房、一九六三年)。尾形裕康『学制実施経緯の研究』(校倉書房、一九六三年)。海後宗臣『明治初年の教育―その制度と実体―』(評論社、一九七三年)。本山幸彦『明治国家の教育思想』(思文閣、一九九八年)。国立教育研究所編『日本近代教育百年史 第一巻』(教育研究振興会、一九七四年)など。
- (3) 江藤の教育構想については、毛利敏彦が「学校ノ議」と題された江藤自筆の史料を紹介し、江藤が「道学」「芸学」という区分に基づいた教育構想を有していたことを初めて明らかにした(毛利敏彦「近代日本国家文教体制における西洋学立脚原則の選択―初代文部大輔江藤新平の歴史的決断―」『法学雑誌』四八・一、二〇〇一年)。また、大間敏行「江藤新平の教育構想―「道芸」学ヲ開ク」の展開と帰結―」『日本の教育史学』四九、二〇〇六年)もある。
- (4) 『江藤新平関係文書』R9-257。
- (5) 毛利敏彦『江藤新平』中公新書、一九八七年、八三―八四頁。
- (6) 大久保利謙『華族制の創出』大久保利謙歴史著作集三、吉川弘文館、一九九三年。
- (7) 『三条実美書簡』『江藤新平関係文書』R5-100。
- (8) 嘉永三(一八五〇)年に制定された佐賀藩課業規則については、『佐賀県教育史』を参照。
- (9) 勅諭の全文は、『天皇と華族』(日本近代思想大系二、岩波書店、一九八八年)を参照。
- (10) 前註(3)の論文参照。

家事文武執行ノ條令ヲ立ル如左」とあることから、「各家ノ家事文武執行ノ條令」とでもするのが適当であろう。ではなぜ、そもそもこうした「條令」を立てる必要があると江藤は考えたのか。冒頭の部分から窺うところ、「花族ト云モノハ貴族ニテ士民ノ標準トモナルヘキ身柄」であるからこそ、この維新の折柄、「旧習ニ泥シ故常ヲ守リ風月ヲ愛欲シ山水ニ盤遊シ詠歌風興ニ日月ヲ送」るようでは、その貴族としての責務が全うできない、という問題意識があつたからにほかならない。

江藤が華族にかけた期待は、彼の議院創設構想と密接に関わっている。ここで詳細を述べる余裕はないが、江藤は早くから、上下両院からなる議會構想を有しており、上院の構成員として華族を充てることを考えていた⁶⁾。すなわち、江藤の考えるところ、新政府における華族は単なる「お飾り」であつてはならず、身分の重みに相応しい知識と能力を身に付けた存在でなくてはならなかつた。それを身に付けるために考案されたのが、ここで紹介した教育の課程であつたといえる。

ところで、そもそも華族とはいかなる身分であつたのか。公式の用語として初めて登場するのは、明治二（一八六九）年六月十七日の行政官達で、ここには、これまでの「公卿」と「諸侯」をまとめて「華族」と称する旨が記されている。制度創出の背景としては、版籍奉還によって大名領主権を實質的に接収される形となつた諸侯に対する一種の身分保障措置であつたことが先行研究によって指摘されているが、同時に、あまりにも置かれた境遇の異なる両者を強引に呼称としてまとめただけの応急的措置であり、「何ら実体のない空名」であつたともいわれる⁷⁾。この「実体のない華族」が一体的身分としての実体を有するのは、明治四（一八七二）年七月の廢藩置縣後、両者が東京に集住するようになって以後のことである。

こうした背景を鑑みると、江藤の構想は、「実体のない華族」に「実体」を与えるための最も早期の試みであつたといえそうである。しかもこれは、江藤の個人的な試みではなかつた。この年の正月三十日、太政大臣三条実美

から受け取つた書簡には、次のように記されている。

過日申入置候華族議事院之儀、早々取調致候様有之度候、仍此段申入候也⁷⁾

江藤の「華族議事院」構想は、すでに政府首脳の間で知られており、その取調べに太政大臣直々の内命が下されていたことがわかる。『江藤新平関係文書』には、華族について言及された文書の草案が複数収められており、江藤が政府首脳の間でも踏まえて具体的な制度案を練つていたことがうかがえる。ここで紹介した教育の課程に関する構想も、これら一連の文書作成と同じ流れで位置付けられるべきものであろう。当然、三条をはじめとする政府首脳に提出することを前提としての作成と考えられる。『江藤新平関係文書』に収められているのは草案であるが、清書され、提出された可能性は極めて高い。

では次に、江藤が構想を著した華族の教育課程の具体的内容についてであるが、その特色を大きくまとめると以下の三点に要約できる。一つに、年齢毎に異なつた教育内容が課されていること、二つめに、課程は文武両課から成り学習者の特性によって一方を免除する可能性のあること（ただしその場合はもう一方の課を深く究めなければならない）、三つめに、学業の成果が任官や位階昇進と密接に関連し、とくに学業不振の場合は学習者の家族親類にまで咎めが及ぶという点である。さらに教育内容に関しては、文課で「譯書ノ萬国地理書一二部」を読むことが求められるなど、華族に対しても西洋知識の積極的な摂取が期待されているところに江藤の教育論の特色が出ていているといえよう。また、三点目の学業の成果がその後の任官や昇進に影響する点については、江藤が育つた佐賀藩の課業規則を想起しないわけにはいかない⁸⁾。安易な推測は避けたいが、身近に経験した出身藩の政策が、華族の教育課程を構想する際に江藤の脳裏に浮かんだ可能性は否定できない。

不孝不敬ノ事無之様常々相慎ミ可申事

- 一、父タルモノ義方ヲ以テ子ヲ愛育セサレハ之ヲ不慈ト云、今禽獸スラ子ヲ愛育スルヲ知ル、若シ人ニシテ之ヲ愛育セスンハ如何ソヤ、兄トシテ弟ヲ友愛セスンハ之ヲ不友ト云、不慈不友ノ事無之様前条同断相慎可申事
- 一、夫妻ノ間無違乱様相慎可申、且女子ハ貞實ヲ旨トシテ文ヲ育シ文学ヲ教ヘ且姦淫乱行ヲ記セシ物語本扱一切可學之事

一、各家親族平生氣ヲ付不孝不慈等ノ事無之様相談可致、若シ萬一有之時ハ親類ヨリ精々異見相加ヘ尚不改向キハ触頭ヘ可届出、触頭ヨリ異見相加ルト雖モ不改向ハ触頭ヨリ府廳ヘ可届出、若シ此等ノ事之アルヲ親族トシテ氣付ス触頭ニテ見聞スル時ハ其親族ハ不信義ト云モノナルニ因テ此旨モ触頭ヨリ處分スヘシ

- 一、各家子弟ヲ教育スルニ習ハ文武共夫々ノ費用アリ、然ルニ其家事等遊蕩奢侈ニテ散財多ク右費用モ終ニハ難辨ニ可立到ト触頭ヨリ見留ル時ハ其家祿ノ分限ニ應シ何程敷見計ヲ以テ引分ケ其旨大藏省ヘ届出ヘシ、省ヨリモ其引分ノ分ハ直ニ触頭ヘ渡之夫ヨリ右子弟ヘ直ニ可渡、尤如此節ハ触頭ヨリ本人并ニ其親類ヘ其旨相達シ置可申事

一、各家ノ家令家扶家随等私曲姦謀等不宜事有之時ハ家主ニテ處置ハ勿論ナレトモ、若其義無之時ハ触頭ニテ見聞次第評議ノ上事柄輕キ筋アレハ其主人并其親類ヘ沙汰シ処分セシムヘシ、若シ事柄重キ節ナレハ触頭ヨリ府廳ヘ届出吟味ヲ請フヘシ、其節ハ触頭ヨリ其主人ヘ其旨通達スヘキ事

課程

- 一、幼年ヨリ二十才迄ノ面々ハ其父兄親類ニシテ文学研究致サセ武事ハ勝手タルヘキ事

- 一、當年ヨリ二十一才以上二十五才以下ノ面々ハ今ヨリ五年後ノ亥年迄ニ如左文武兩課ヲ研究ノ事

第一、文學ハ神典ヨリ始メ大日本史等通覽且譯書ノ萬國地理書一二部算

術ハ方積差分等迫研究是ヲ文藝ノ通課トス

第二、武事ハ手銃操法ヨリ大隊操練及散兵隊ノ操練号令運動迄研究シ得ルヲ武事ノ通課トス

第三、文才乏キ人ハ請願ニヨリ文課ハ御免有之ト雖モ其代リニ右武事通課研究ノ上大砲隊操練并ニ海軍ノ一課ヲ兼テ研究スヘキ事

第四、體質弱ク武事ニ堪ヘサル人ハ請願ニヨリテ武課ハ御免有之ト雖其代リニ右文學通課研究ノ上西洋各國中一國ノ説ニ通シ専門一課ノ學ニ通スヘキ事

第五、文武ノ通課ヲ研究シ得テ尚又深ク夫々ノ課ヲ研究スルハ勿論其人ノ譽レタルヘキ事

- 一、當年ヨリ二十六才以上三十五才以下ノ人々ハ今ヨリ七年後丑年迄ニ第一第二言所ノ通課研究ノ事

- 一、當年ヨリ三十六才以上四十才以下ノ人々ハ今ヨリ五年後亥年迄ニ右第一第二言所ノ通課ノ内一課研究ノ事

但シ第三第四第五所言ノ義ハ勿論本条各条ノ人々モ可相心得事

- 一、文學ハ學校ニテ年々試之其成業等級昇進ノ證書ヲ出スヘシ、武事ハ兵學校ヨリ年々試之其成業等級昇進ノ證書ヲ出ス、此兩證書年々触頭ヘ面々

ヨリ出ス、触頭ハ又取集年々府廳ヘ届又政府ヘ届出事

一、右御定メノ期限ニ至リ未タ課程成シ得サル面々ハ任官又ハ位階昇進等不被仰付、且又其父兄并ニ内外三等親迄ハ平日ノ教道申合不到ノ詔ヲ以テ御咎メ可被仰付事

以上

辛未五月六日

江藤新平草

三、史料の概要と考察

さて、本史料の概要を簡単にまとめつつ考察に入りたい。

本史料にタイトルはないが、もしつけるとすれば本文中に、「因テ各家ノ

江藤新平の華族教育構想

大間敏行

一、はじめに

本稿では、江藤新平によって著された華族教育の構想に関する史料について、その全文の紹介と簡単な考察をおこなう。周知のように、江藤は、明治四（一八七二）年七月十八日の文部省創設にあたって文部大輔に任命され、揺籃期の文部行政の基礎を確立すべくその敏腕をふるった^①。そうした江藤の事績についてはすでに多くの教育史書において言及されており^②、また近年では、江藤の有していた教育構想に着眼した研究も現れている^③。

しかしながら、従来の研究においては、本稿で紹介するような江藤の華族教育に関する構想についてはまったく触れられていない。本史料が江藤新平研究において、また華族史・教育史研究においてどのように位置付けられ得るのか、甚だ不十分ではあるが、考察を試みたい。

二、史料紹介

本史料は、「日記覚書」と題された史料群の中に収められている^④。ここに収められている文書は、建言書の草案や制度改革案などが主で、走り書きの文字に加筆修正の跡も多く、江藤による度重なる推敲の様子が窺える貴重な史料群である。多くの場合、文書の正確な作成時期を特定することは困難であるが、本史料に限っては、末尾に「辛未五月六日江藤新平草」と自署されており、作成時期の推定に頭を悩ます必要はない。この時期にこの文書が作成されたことの意味については後述する。

全文は、以下の通りである（□部分は未判読）。

今度觸頭局被設ノ御趣意ハ花族ト云モノハ貴族ニテ士民ノ標準トモナルヘ

キ身柄ナルニ因テ、方今ノ形勢ヲ思維シ御一新ノ御政体ニ相副シ可申様、夫古ヘ天嶮ト称スル海路今也大ニ開ケ、古ヘ年ニシテ到ルヘキ遼遠ノ国今也且夕ニ往来シ、古ヘ無智ノ夷蛮ト云シ諸国今也文武ヲ修メ遠略ヲ勤ム、茫々タル宇内広漠ナリト雖モ今也治乱安危ノ關係スル所古ヘノ一國中ニ異ナラサルナリ、而シテ我ニハ文教武備未タ彼ニ及サル者アリ、是夙夜

叡慮ノ所不安ナリ、方今ノ事情如此ナルニ因テ苟モ万民ノ標準トモナルヘキ花族ノ身ニシテハ能々心ヲ用ヒサルヘカラス、然ルニ若シ旧習ニ泥シ故常ヲ守リ風月ヲ愛欲シ山水ニ盤遊シ詠歌風興ニ日月ヲ送ラハ何以花族ノ分ヲ盡スヤ、又何以

至尊ニ答ヘ奉ルヤ因テ各文武ノ道ヲ修業シ而シテ識見ヲ弘メ才氣ヲ磨キ進テハ

朝政補佐ノ撰ニ當リ退テハ方面一身ノ分ヲ盡スヘキ基本相立テ自今年少ノ面ニハ各所業ノ文武校内ニ出入シ年長ノ面ニハ内外形勢ヲ審問シ子弟ヲ鞭撻シ己モ所好ノ学業ニ才力ヲ盡シ華族一団大ニ改觀スル者アラハ上

聖上霄衣肝食ノ勞ニ報ヒ下ハ士民ノ標準トナルニ足ラン、因テ各家ノ家事文武執行ノ條令ヲ立ル如左、

一、国ノ盛衰安危ハ専ラ人才多出ト否トニアリ、此人才ヲ多出スルハ国ノ風

俗文明重厚ニナリテ自ラ人才ヲ教育スルニナルアリ、国ノ風俗文明重厚

ニ進ムト暗愚輕薄ニ流ル、トハ萬民ノ尊敬スル所ノ人能々家事ヲ正シ

テ有用ノ事ニ勉強スルト家風ヲ不正ニシテ無用ノ事ニ日月ヲ送ルトノ

二ツニアリ、故ニ萬民尊敬スル所ノ花族各々家風ヲ正シ子弟ヲ教育スル

等独リ其身一人ノ為ノミナラス、上ニ效フノ下ナレハ海内一般風俗ノ盛

衰ニモ關係ス、因テ深く相□シテ可用心事

一、敬

上安危教少倫理ヲ正シ忠愛ヲ念トシテ各々家事ヲ可齊事

一、子タルモノ父母ニ對シテ便利ヲ争ヒハ子ニ十全ノ道理アリト之ヲ不孝ト

云、弟トシテ兄ニ對シテ便利ヲ争ヒハ之ヲ不敬ト云、有マシキ事ナレト

が制度改革に没頭していた頃、実は木戸孝允の影響下にある渋沢栄一が太政官制度取調局御用掛兼務となつて官制草案を起草していた。そして渋沢が明治四年七月頃に起草した草案では、太政官の中に大納言や参議からなる「内閣枢密官」を置いて「行政議政司法ノ諸務ヲ議判」せしめ、しかも

国法定律ハ天皇ト云トモ一時ノ便宜ヲ以テ俄ニ更正スルヲ得可ラス。若
其更正ヲ要スルトキハ内閣枢密官ニ於テ之ヲ審議シ更ニ議政官ノ細議
ヲ經テ其便否ヲ審判シテ改定ス可シ。

とあるように、「国法定律」の更正も審議することになっていた。木戸そして渋沢の案では、重要な事項は、政治力のある参議が決定すべきものであつた。結局、この内閣枢密官は実現しなかつたが、この渋沢の構想は明治四年七月二十九日の正院・左院・右院の三院制の下で、正院が受け持つ仕組みになつた。三権分立制を主張する江藤が、この太政官三院制にどのような意見を持つていたのかについては、今後の検討課題である。

是ヲ雑法ト云、一也、此三法各別アリ、不可混、今所欲建ノ國法ハ先ツ政體、次ニ經綸律法ヲ云ナリ、雑法ノ如キハ、預メ不可定ム、當年立テ明年廢スル事アリ

と書かれている。すなわち、「根本律法」というのは、「政体」と同義であり、その内容は「古來國家ノ習俗ニヨリ可行ヲ目的トシテ永世ノ法ヲ立ル」ものである。

また「經綸律法」とは「國內ノ地勢時情ニヨリ區別ヲ建、官ヲ設ケ職ヲ置、或ハ外國交際ノ上ニヨリ億兆ヲ維持保護スルノ方法ヲ建ル」と説明しているが、今日風に言うならば、行政制度とか警察制度、軍事制度などに当たるものではなからうか。この「日記覚書」で国法を三つしか挙げていず、刑法、治罪法、税法について触れていない理由は不明である。

ところで、同じ「日記覚書」(『江藤新平関係文書』R0357(二))にはもう一つ
謹而考ルニ彈正ハ國法及民法ニ違フモノヲ糾彈スルモノ也、國法トハ何ソ、天下ヲ治ルノ大道ナリ、大道トハ何ソヤ、一云五倫ノ道、二云經綸ノ道、三云刑典及治罪ノ式、四云租税ノ法、五云雑法(時勢ノ景況ニヨリ臨時ノ規及ヒ一時ノ法)、此五ツノモノヲ國法ト云、
民法トハ何ソヤ、人權物權約束詞訟、此四ツノモノヲ云ナリ、右國民法民法相定リ、然後ニ非違と云うモノ有之候訳ニ而、只今ハ未タ國民法ノ規則取調中ニ而、余リ不相互ニ候得者、彈例ノミ相互候義出来不申候、但國民法相立候共、其非違の条と云モのハ、尚又熟慮精思、勸懲ノ淺深等ヲ能々見留候上、彈例ハ相互候義ニ奉存候事

という記述が残されている。
ここでは、国法を「天下ヲ治ルノ大道」と表現し、その第一を「五倫ノ道」と言っている。五倫とは、儒教において、五種類に整理された人間関係、すなわち父子、君臣、夫婦、長幼、朋友の關係の間でもっとも重要とされる徳、つまり親、義、別、序、信を言うが、江藤は、恐らく「人間として本来持つ

べき最も根本的な徳目」という位の意味で使っているのではないだろうか。江藤は「根本律法」を「古來國家ノ習俗ニヨリ可行ヲ目的トシテ永世ノ法ヲ立ル」ものだと見做し、これを「政体」とも呼んでいた。そして今、これを「五倫ノ道」とも呼び、道徳的な意味合いをも込めたのであった。

五、おわりに

以上見てきたように、江藤が「国法」というとき、一応は『泰西国法論』の分類を念頭においていたようであるが、「国法」の中の「根本律法」については、現在の我々が用いる憲法―つまり君主権を制限し、国民の権利を保障するもの―とは違って、「古來國家の習俗」や「五倫の道」をも含めたものとして理解していた。しかも江藤は、君主独裁を大前提としていた。

このような江藤から見れば、宮島の
宜シク先ツ至當ノ國憲ヲ立テ君權ヲ確定シテ皇國固有ノ君權如何、國憲如何ヲ邦内人民ニ告知スヘシ、(中略)其國憲ヲ定ムル如何、古來固有ノ君主獨裁ヲ以テ定ムルトキハ、或ハ人民ヲ抑遏シ開化ノ進歩ヲ妨クルノ弊害アルヲ免レス。君民同治ノ法ヲ取テ之ヲ定ムルヲ尤モ宜シトス(中略)君主獨裁ノ體へ君民定律ノ中ヲ取テ國憲ヲ定メ、萬機憲法ニ徴シテ之ヲ行フヲ可トス。其憲法ヲ定ルハ左院之ヲ論定

云々の「国憲」制定論は、当然、受け入れられないものであったであろう。江藤は、宮島に対して「所謂國憲ナル者佛蘭西ノ五法ノ如ク廣ク人民ニ關涉セシモノニシテ、其性質帝王自家ノ憲法ニ非ス」と述べ、左院で立案できるのは精々フランスの五法―民法、訴訟法、商法、刑法、治罪法―のようなものだと言ったという。つまり国法の中の「根本律法」や「經綸律法」は除外しているのである。

それでは江藤の考える「根本律法」や「經綸律法」は、一体誰がどこで審議するのか。この点については冒頭で引用した西川誠氏の「廢藩置縣後の太政官制改革―渋沢栄一と江藤新平―」が参考になる。西川氏によれば、江藤

ヲ民主ノ國ト稱ス、此三大別ニ因テ其制ヲ立ル各異ナリ、我邦ノ如キ峨
土タランカ、先之ヲ定テ以テ國法ヲ議スヘキノミ

天皇獨裁（中略）主權（中略）

制法

政治ノ大典國家ノ品序名分ノ總律法制立ス、所謂國法民法ニシテ、國法
ノ關涉スル所ハ根本律法經綸律法刑法治罪法租稅法雜法等ナリ、民法ノ
關涉スル所ハ人權物權約束訟法等ナリ、而シテ定則ハ唯當行ノ規矩準繩
ヲ明示スルノミ、禁令ハ必ス人々ヲシテ遵守セシム可キ者ナリ、此制立
ノ權即 主權ニシテ政官議院之ヲ參翼輔弼スルヲ得ヘシ、（中略）
行法理財法附（中略）司法（中略）兵馬ノ權（中略）議院（中略）

右國家ヲ維持シ自立自治ノ大權ヲ全スルノ大經大法ナリ、今日ノ急務之
ヲ定ムルヨリ先ナルハナシ、其根本律法經綸法等ノ條例ハ別ニ之ヲ具論
スヘシ

ここで、國法とは①根本律法②經綸律法③刑法④治罪法⑤租稅法⑥雜法等
であり、民法は①人權②物權③約束④訟法等である述べている。

江藤は、國法及び民法について右のように分類しているが、この分類は、
実は既に稲田氏が指摘されているように、津田真一郎の『泰西國法論』に拠
つたものである。そのことを裏付けるのが、江藤の「日記覚書」（『江藤新平
關係文書』R-257（二））に書かれた次の一文である。

一、國法

一、民法

一、國法ノ目如左

一、所謂根本律法、朝綱又國憲ニシテ、國家經綸ノ基礎也

二、經綸律法 此は國家緊要事務の條規にして、猶人身に脈絡諸機
あるが如し

三、刑法及治罪法

四、稅法

五、雜法 時勢景況ニ準シテ國家特ニ心ヲ留ム可キ要件種々アリ、
其條例ヲ定ムルヲ云フ

民法ノ關涉スル所如左

一、人權 衆庶同生彼是相對して互に其權アリ、之人權と云フ

二、物權 人各物アリ、之ヲ有ス、須ラク其權アル可シ、之ヲ物權
と云ふ

三、約束 得心の議定并に人の行事と景況に因テ律法上に定テ違背
す可ラスとする事を云ふ

四、各人其人權物權を防護し、又約束の遵行を責る方法、之を詞訟
法と云ふ

この一文は、津田が翻訳したオランダ・ライデン大学フィッセルングの『泰
西國法論』（明治文化全集第十三卷『法律篇』）の第十二章、第十四章、第十六章
を全くそのまま写したものである。

従つて、江藤が國法、民法と言ふとき、頭の片隅にこの『泰西國法論』の
分類があつたことは間違いないところである。

四、江藤の「國法」論（二）

しかし、ここで注目すべきは、先に掲げた「國法私議」（憲政資料室所蔵副島
種臣關係文書）の末尾に、「其根本律法經綸法等ノ條例ハ別ニ之ヲ具論スヘシ」
とあることである。つまり、同じ「國法」の中でも、「根本律法」や「經理
律法」は別扱いしているのである。

これと関連があると思われるものが、明治三年九月四日の日付がある、「日
記覚書」（『江藤新平關係文書』R-257（二））である。そこには、

國法二三法アリ、古來國家ノ習俗ニヨリ可行ヲ目的トシテ永世ノ法ヲ立
ル、是ヲ政體ト云、又根本律法ト云、一也、國內ノ地勢時情ニヨリ區別
ヲ建、官ヲ設ケ職ヲ置、或ハ外國交際ノ上ニヨリ億兆ヲ維持保護スルノ
方法ヲ建ル、是ヲ經綸律法ト云、一也、時勢ノ景況ニヨリ臨時ニ施行ス、

次の「国法」と題するものであつて、佐賀県立図書館蔵「江藤家資料」の中に残されている。

國法 庚午十一月廿七日十二月二日七日會議

天皇獨裁

君權

- 一、法ヲ制シ政ヲ行ヒ法ヲ司ラシムル事
- 一、舊法ヲ改メ或ハ廢スル事
- 一、百官ヲ進退黜陟シ位階ヲ升降與奪スル事
- 一、全國兵馬ノ事
- 一、海陸軍官ハ特 主上ヨリ命スル事
- 一、外國ト和ヲ結ヒ戰ヲ宣ル事
- 一、公使ヲ外國ニ出シ外國公使ヲ引受ル事
- 一、全國臣民ノ權利ヲ保護スル事
- 一、危急ニ當リ兵ヲ徵シ財ヲ収ムル事
- 一、教法ヲ守ラシムル事
- 一、貨幣ヲ製造改變スル事
- 一、國郡府縣ヲ改更廢置スル事
- 一、罪犯ヲ特赦停問スル事
- 一、議院ヲ開閉罷散スル事
- 一、議院ノ議事ヲ取捨スル事
- 一、主上過失アリトモ其責ニ任セサル事

制法ノ權

此權 主上ニアリ

制法ノ權細分シテ三トス

- 一、議ヲ起スノ權 主上及三職ニアリ
- 一、議スルノ權 議院ニ在リ
- 一、議ヲ決スルノ權 主上ニアリ

行政ノ權

此權 主上及太政官ニアリ

司法ノ權

此權 主上及法官ニアリ

江藤はここで天皇独裁と書き、君権について具体的に掲げているが、また制法、行政、司法の三権分立についても列挙している。

そして、この国会会議に際して出されたものか、それとも国会会議の後で纏めたものか、その詳細は不明であるが、「國法私議」(憲政資料室所蔵副島種臣関係文書)と題する次のような史料が存在する。

國法トハ國家國民ノ公權公義ヲ定ムルモノナリ、其關涉スル處、制法治道行法理財ノ四端ニシテ刑法亦其一分トス、國法ハ列國公法ト異ナリ列國公法ハ國外ノ事ナリ、亦民法ト異ナリ民法ハ國內ノ私法ナリ、國法ハ國內ノ公法ナリ

制法ハ國ノ制度經濟ノ大典ト國家國民ノ權義及諸人日用往來權義ノ條例ヲ定メ以テ律法トス

治道ハ國中諸人ノ權利平安ヲ保護シ禮序名文ヲ正シ民利ヲ長スルナリ
行法ハ制法ノ條例ヲ實事ニ施行シ萬機ノ出入内外ノ事務ヲ執行スルナリ

理財ハ立國ノ本旨ヲ達スル為メ費ス所ノ財ヲ備スルナリ、土地物産歳出歳入國債等ヲ管理ス

國法ヲ論スルハ先立國ノ源旨ヲ明ニス可シ

西洋各國立國ノ體ヲ論スルニ大略分テ三トス、曰君主獨裁、曰君民共權、曰共和政治ナリ、俄羅斯土耳其格ノ如キハ君主獨裁ニシテ所謂無限君主ノ國ナリ、英吉利法朗西荷蘭等ハ名ハ君主獨裁トイヘトモ、實ハ君民共權ニシテ所謂有限君主ノ國ナリ、米利幹瑞士日耳曼ノ如キハ共和政治ナリ而、米利幹ト瑞士トハ又盟邦合邦ノ別アリ、君民共權或ハ立君定律ト稱ス、君權ノ限制ヲ立テ以テ專制ノ害ヲ防クナリ、共和政治ニ至リテハ之

キモノニアラス。即チ佛國ノ五法ニ過ギズ」とか、「所謂國憲ナル者佛蘭西ノ五法ノ如ク廣ク人民ニ關涉セシモノニシテ、其性質帝王自家ノ憲法ニ非ス」と言つて、宮島の意見を拒否したというのである。

この有名な逸話については、従来、研究者の間でいろいろ議論されている。たとえば、稲田正次『明治憲法成立史』上巻（昭和三十五年四月、有斐閣）には恐らく江藤は、國憲を津田の泰西國法論に言う國法民法の意味にとり、人民の權利義務に關係あるものであつて、日本固有の君權を定めるが如きものではないと考へていたのであろう。

とあり、原口清『日本近代國家の形成』（一九六八年二月、岩波書店）には

江藤の反対論は、伊地知・宮島らが國憲を王室天章的に理解し、君權の確定を第一義的に重視するのに対し、彼は憲法をフランス五法（刑法・商法・治罪法・税法・訴訟法）式に考へ、その編纂に熱心であつたからである。

とあり、毛利敏彦『江藤新平』（昭和六十二年五月、中公新書）には

宮島と江藤とは、憲法制定の目的そのものが一八〇度正反対であつた。宮島のいう憲法は君權のためのものであつたが、江藤の考へる憲法は民權のためのものであつた。

とあり、梅森直之『國憲編纂起原』再読・憲法革命としての明治維新（由井正臣編『幕末維新期の情報活動と政事構想・宮島誠一郎研究』二〇〇四年三月、梓出版社）には

わたしは、江藤の「五法論」と宮島の「國體論」の対立の根底に、シュミットのいうところの、相對的憲法概念と絕對的憲法概念の相克があつたと考へる。すなわち、「即チ仏國ノ五法ニ過ギズ」という江藤の主張は、「國憲」を、憲法法律、すなわち一個の法令とみなす理解をあらわしている。これに対し、「律令ヲ定ムル」ことと「國憲ヲ定ムル」ことのあいだに質的な差異を見る宮島は、「國憲」を、あくまでもシュミット的な意味での憲法という視座からとらえていた。（中略）宮島の「國體

論」の思想的意義は、それが、江藤の「五法論」によつてはけつして頭わにならぬこの憲法の生成という問題を、はつきりと露呈させている点に求められるべきである。

とあり、奥田晴樹『立憲政体成立史の研究』（二〇〇四年三月、岩田書院）には江藤は憲法制定それ自体に反対したのではなく、それが宮島方式ですすめられていくことに反対したのである。

とあり、友田昌宏「明治初期の政局と宮島誠一郎の立憲政体構想」（『史学雑誌』第一四編第八号）には

両者の対立は、國憲と五法の優先順位をめぐる対立であつたと理解すべきであらう。すなわち、まずは國憲によつて政府の權利・義務を規定し、それを前提に民法を定めて人民の權利・義務を規定しようという宮島に對して、江藤は、民法・刑法等の五法によつて、政府・人民各々の權利・義務を相互の關係性のなかで規定し、そこから國憲の理念を抽出すべきだと主張したのである。かかる対立に影響されて「立國憲議」の正院への進達はしばらく見送られたのであつた。

とある通りである。

このように多くの見解が提示されているにも拘らず、筆者にはどうも腑に落ちないところがある。それは、そもそも江藤が國法というものを一体どのように考へていたのかについて、史料に即して十分考察がされていないと思われぬからである。

そこで、本小稿では、江藤新平關係文書の中から、江藤が「國法」について書き残した史料を探し出し、江藤が考へていた「國法」がどのようなものであつたのかについて、史料紹介をしておこうと思う。

三、江藤の「國法」論（一）

江藤は、民法會議を開催すると同時に、明治三年十一月、「國法會議ノ議案」（憲政資料室所蔵副島種臣關係文書）を提出した。その際に出された史料が

江藤新平の「国法」論序説

島善高

一 はじめに

明治三年二月、制度取調専務となつた江藤は、同年九月に民法會議を開催し、また同十一月には国法會議を開催したが、周知の通り、両者とも十分な成果を挙げることはできなかった。

当時は、まだ藩が存在し、中央・地方の行政制度も未熟であつた。慶応四年閏四月二十一日に出された政体書が三権分立の制度を導入していたにもかかわらず、明治二年七月には旧来の太政官制に改められたので、江藤はこれを再び三権分立制に戻すべく、様々の草案を起草した。

しかし、飽くまでも三権分立を貫徹しようとする江藤とは別に、木戸孝允、そしてその意向を受けた渋沢栄一らは、参議が強大な権限を持つ、行政権優位の政体を構想していた。この両者の考えを折衷してできたのが、明治四年七月二十九日の、正院・右院・左院からなる新たな太政官制であつた（西川誠「廃藩置県後の太政官制改革—渋沢栄一と江藤新平—」『日本立憲政治の形成と変質』二〇〇五年二月、吉川弘文館）。

この新しい太政官制の直前、七月十八日に文部省が設置されると、江藤は、制度取調の職はそのまま、文部大輔となつた。そして七月二十九日の新太政官制で左院が出来る、江藤は八月四日、その一等議員となり、八月十日に副議長となつた。文部大輔は一ヶ月にも満たない期間であつた。

その後、明治五年三月十四日、それまでの神祇省が廃止されて教部省ができる、江藤は左院副議長のまま、教部省御用掛を兼務し、四月二十五日に教部省の中に教導職を作つた。そして教導職が設置されると、その日に江藤は司法卿に任命された。実に目まぐるしいほどの異動である。

二、宮島誠一郎の立国憲議

さて、本小稿では、明治五年に江藤新平と左院議官宮島誠一郎との間で交わされた「国法」を巡る議論について若干の考察を試みてみたい。

明治四年七月二十九日に出来た左院は「立法ノ事ヲ議スル所」と規定されていたので、左院議官であつた宮島誠一郎が、明治五年四月に以下のような「立国憲議」を出した（『明治文化全集』第一巻憲政篇）。

皇國固有ノ國體ハ君主獨裁ニシテ、百般ノ政事唯在上ノ施爲ニアリ、人民素ヨリ權利ノ何物タルヲ知ラス、併セテ義務ノ何事タルヤヲ不知ナリ。今ヤ外國ノ國體ヲ窺ヒ、自主自由ヲ名トシテ徒ラニ自己ノ權利ヲ誇張シ却テ其義務ヲ勤メス、甚キニ至リテハ共和政治ノ論ヲ爲スモノアルニ至ル、宜シク先ツ至當ノ國憲ヲ立テ君權ヲ確定シテ皇國固有ノ君權如何、國憲如何ヲ邦内人民ニ告知スヘシ、而シテ其君權國憲ニ則リテ適宜相當ナル民法ヲ定メ人民ニ權利ヲ與ヘ從テ義務ヲ行ハシム。之ヲ違フ者アル即チ刑法ヲ以テ之ヲ罰シ、民法ハ令ナリ刑法ハ律ナリ、律令ヲ定ムルハ我天皇陛下ノ權ナリ。其國憲ヲ定ムル如何、古來固有ノ君主獨裁ヲ以テ定ムルトキハ、或ハ人民ヲ抑遏シ開化ノ進歩ヲ妨クルノ弊害アルヲ免レス。君民同治ノ法ヲ取テ之ヲ定ムルヲ尤モ宜シトス（中略）君主獨裁ノ體ヘ君民定律ノ中ヲ取テ國憲ヲ定メ、萬機憲法ニ徴シテ之ヲ行フ可トス。其憲法ヲ定ルハ左院之ヲ論定シテ之ヲ正院ニ致シ、右院及ヒ諸省ノ長官同一スルニ至テ採決ヲ至尊ニ仰キ以テ之ヲ天下ニ布告スヘシ。左院ハ國議院ノ如ク、正院ハ元老院ノ如ク、右院（諸省長官御用掛ノ會議所）ト府縣トノ官員ヲ以テ姑ク民選議院ト看做スヘキナリ。然シテ此國憲ニ準據シテ政務ヲ施行シ漸々開化ノ進度ヲ待テ眞ノ民選議院ヲ設クルナリ。仍テ君主獨裁ニ君民同治ノ中ヲ參酌シテ至當ノ國憲ヲ定ムルヲ至當ノ順序トス。

右申上至急御評決被下度奉願候也。

この宮島の建議に対して、副議長であつた江藤が「國憲ハ右等國體論ノ如

○条公方明廿一日朝参 朝候様御書簡来ル

廿一日

朝不参、所劳故也、所劳少々快二有之

○條公方米田ヲ制度局出仕如何と相談之書簡来ル、○不参之御届差

○後藤江明日被来候様書簡差出ス

廿二日 後藤来ル

廿三日

廿四日

廿五日

廿六日

廿七日

国法御会議有之

廿八日

民法御会議有之

廿九日 卅日

二月朔日

所務二付、参 賀不致

同二日

国法御会議、御延引

同三日

民法会議有之候由、御条二付服中ノ故ヲ以テ不参

同四日

朝七種■節会ニ而候へ共所勞ニ付不 参、昼比永田馬場御屋敷^五参リ、御二位様御病氣殊之外御不出来ニ付、御見舞ニ参ル

八日晴

参朝民法會議ニ付制度局■相詰ル、副島処参ル、彈藏^六山口と申書生の横濱行之事ヲ藩邸へ相談之事有之、右^者中野幸八郎^五

九日晴、夜雨

参 朝、此晝廣澤参議刺客之為メ被殺候、此夕靈岸島古賀一平処参ル、暮比^六同邸内古川與四右衛門処参ル、古賀ニ覺養坊来ル、此雨ニ付古川処一泊、広沢之処へ和七ヲ見舞ニ遣ス

十日晴

朝例刻参 朝、東京府取締ノ規則取立目的相立候上、横山へ文案取立ヲ命シ置、徳大寺殿^六明後十二日民法會議■ニハ

出御被為在候趣御沙汰、四字比條公へ参ル、信州之御処置右副田其外申上ル、七字比帰ル

十一日晴

広沢葬送ニ付あたご下青松寺へ参ル、神葬也、晩安永処参ル、同所へ遅目成ニ付一泊

十二日晴

参 朝、御多事ニ付民法會議御延引之旨、正親町三條殿^六御沙汰有之候事

十三日晴

不参、後藤参ル、午前第十一字比也、此後海内海外之御處分、且又即今一時之御處分之事相談シ、明日参 朝可申上候約束致置候

十四日晴

参 朝、暮比^六後藤共々條公へ参リ、急務之ケ条ヲ論ス、官制 兵備
一 兵備ノ事

大藩ノ兵ヲ召ス事

(此義ハ不諭)

「関八州ノ府藩県ノ士卒禄■ヲ作ル事
兵給ヲ納メテ兵部ニテ兵ヲ取立ル事
藩県ノ兵■禄ヲ止ル

十五日晴

参休日、安永処参ル、知事様御着之知セ来ル、■休田^五而候へ共東京永田馬場御屋敷御機嫌伺之為メ参ル

暮過比條公^五参ル、色々御談申上ル、十不申夜前ハ後藤共々申上之ケ條尚又書取差上候

一 官制之事

一 兵備之事

一 天下之大勢

十六日晴

朝参 朝、是ハ夜前條公^六参朝仕候様被御申聞置候故也

兵部、東京府、参朝有之、三職一同、弁官ハ土方田中被参、府内取締向御會議夫々規則相建ツ

十七日晴

参朝、此日民法會議御差延相成ル、晩靈岸嶋古賀一平処参ル、晩岩村へ参ル

十八日晴

朝、御二位様薨去、永田町御屋敷へ参ル

十九日晴

神祇官御幸ニ付不参、服中故也、但御届差出ス、永田馬場出勤、晩岩村処参ル、張共々也

廿日晴

所務方ニ而不参之届出ス、横山中典醫所勞ニ付弟子来ル、夜渋谷良次相招同人来ル

○後藤書状出ス、返事来ル、但明後廿二日尋被来候返事也

史料紹介「日記其の他覚書」

志波美雪

〔解題〕

本史料は江藤新平の自筆で、佐賀県立図書館所蔵の「江藤家資料」に収蔵されている(1029-1)。木版野紙の和紙を綴じたものに書かれ、紺色の表紙が付けられているが、題簽はない。『日記其の他覚書』は県立図書館で目録作成の為仮に付けられたもので、今回は「日記」にあたる六丁分を翻刻した。

「日記」の後の部分には、「官制潤色案」や「亜國議員會計懸り役人」と題されたものや、手紙の下書きと思われるものもあるが、ほとんどタイトルは付けられていない。いずれも草稿で、書き直しや書き込みがなされている。これら草稿が基になり、推敲完成されたと思われる資料が「江藤家資料」及び、江藤兵部氏所蔵「江藤新平関係文書」の中に散見される。

「日記」は明治四年正月元年から二月三日まで記載されており、この時期江藤は太政官中弁で制度局におり、官制の調査・立案にあたっていた。

元日記事中の「お母様」は江藤の母浅子で、江藤の死後は弟源作に引き取られ、明治十五年四月、七十五歳で亡くなっている。

一ヶ月余の短い記録で、心情を吐露したものではないが、七日、病状にあった鍋島直正を見舞った「御二位様御病氣御見舞」、九日、「広沢(真臣)参議刺客の為メ殺さる」、十八日、「御二位様薨去」などの記事が見える。そのほか、前年十一月に始まり、毎月開かれることになった「国法御會議」の記載もあり、三条実美や後藤象二郎などと頻繁に書状のやり取りをした様子がうかがえる。

〔翻刻〕

明治四年辛未正月元日晴

朝卯刻参 朝、辰刻

主上紫宸殿代出御 甫勅任官及 親王非役華族麝香間詰、奏任官朝拜、勅任官以上御祝酒ヲ賜フ、且御末広一本ツ、賜フニ付、宮内省御礼申上ル、退 朝、三条殿永田御殿江拜賀ニ参ル、其後帰宅、子供共々年始ノ家儀ヲ為シ認ス、御母様御不例ニ付御行水も不為出来、御年取りノ義御延へ、御於千代忌中ニ付年取り延ス、安永又吉参ル

同二日晴

朝中野幸太郎参ル、安永又太郎同断、坂部普三郎参ル、松尾辰五郎同断、晩安永処へ参ル、楠田来ル

同三日晴

神祇官御神事、服中ニ付不参

四日晴

朝卯刻参 朝、本日政始、御不例ニ付、主上御出御無之、出御ノ格ヲ以於御小御所代ニ政始メノ御手数有之、晩後藤処参ル、土方来リ居ル、信州一檢ニ付見込件々相談、後藤同意、同人も三條殿江申上ル筈、但し明日御所ニ而一同右申上筈と約束致候事

五日晴

朝十字比参 朝、後藤十一時比参 朝、然處、本日ハ政府御早引ニ成ニ付、右之申上相止ル、但シ後藤も近々申上、尚又僕も近日申上候事と約束致候事、夜大木処参ル

六日晴

朝十字比杉山権少史処庭見物ニ参ル、長権大史来ル、晩向島本母寺ノ近所^{榎守}と申処参ル

七日晴

治二年三月には佐賀藩の藩政改革にあたることになった江藤に対して、明治二年三月十五日執政（請役家老）の神代直實より伝えられたのは

江藤新平

其方儀、張玄一次席被仰付、扱又被下置候御扶持方を御切米二被召成、地行御加米之上、今又、百貳拾壹石拝領、都合百五拾石被仰付候

とある。座席帳に記載されて扶持米の九石が切米となり、更に二十石の切米が加米され、更に百二十一石が加えられて百五十石となっている。異例の昇進である。座席帳には三家、四親類、四親類同格、六家老の重臣家系の人々と着座と呼ばれる准国老（次席家老、または中老）の人々であり、江藤が手明鐘の身分から准国老の身分に藩内で出世したことになる。ついで副島種臣（二郎）も三月四日に同様の処遇をうけており、大隈重信（八太郎）は四月に

准国老被仰付江藤新平次席、扱又加米三拾石拝領、都而百五拾石二被召成候

として、江藤の次席の席順に大隈が位置し、家格の高かった大隈は三十石の加米である。

なお、八月には島義勇（團右衛門）が大隈の次席となっている。

以上、明治元年から二年にかけて新政府にかかわった人物達の佐賀藩内での昇進ぶりがうかがえ、とりわけ江藤のドラスチックな昇進は一際目立っている。なお、江藤は明治二年十月には新政府（太政官）より勤労俸として百石の終身俸を別に与えられている。

江藤新平に対する佐賀藩の処遇

小宮睦之

江藤新平は天保五年二月九日に肥前国佐賀郡八戸村で手明鐘江藤助右衛門を父として生まれている。手明鐘は佐賀藩独自の身分で侍身分と徒士との中間の立場で身分は固定的なものであった。

しかし、天保五年というのは十代藩主鍋島直正（斉正）が古賀毅堂らと藩政改革を奇としていた折であり、翌天保六年五月の二の丸火災を機に改革がスタートする時期であり、才能と努力をする藩士にとっては登用されるチャンス¹の到来した折であった。天保十一年には藩校弘道館が藩士皆学をかかげて人材養成と登用の道を開いて大拡張されている。彼は父が浪人するという不遇の中で学び、十六歳で嘉永三年、弘道館の内生寮にはいつている。弘道館の頭人は請役家老で、直正の藩政改革を補佐した直正の異母兄で、親類同格の須古鍋島家を継いだ鍋島安房（茂真）である。翌嘉永三年には「文武課業法」が制定され、文武の学習の成果を求められ、テストによる評価によって二十五歳迄に資格を取らなければ登用しないという猛烈な競争社会になり、その中で手明鐘出身の江藤新平は才能を發揮することになり、彼はその中で枝吉神陽のもとで「経世」の学を学び、神陽を中心とする「義祭同盟」にも参加し、「凶海策」など、当時では珍しい開国論を展開している。

その間、父助右衛門も浪人を免ぜられて役につき、貧しい中にも勉学に励んでいる。

新平は安政六年、二十六歳で御火術方目附に任ぜられ、翌萬延元年には上佐賀代官手許に転じ、文久三年二十九歳に代品方に転じている。いずれも下役ながら諸国の情勢、とりわけ京都の情勢を知るために命をかけて脱藩上京した。帰藩後、永塾居を命ぜられたが、藩内には危険分子として厳罰論があったのは当然である。

彼が幕末期において枝吉神陽など彼を評価する人々がいた反面、藩政の中においては手明鐘の小吏で表舞台に出ない人物であり、佐野常民、島義勇、副島種臣、大隈重信などと比較すると、彼らは藩政の中枢に関わっていたわけではないが、精錬方、蝦夷地調査、長崎蕃学所（のちの致遠館）などでそれぞれの役割を与えられていた。

孤高な江藤の身の上に大きな変化が生じたのは慶應三年十二月に京都の情勢把握のために上京を命じられたことにある。彼は急変する政情の中で慶應四年には新政府の徴士、征東大総督関東監察副使、征東大総督軍監に任ぜられ、新政府内部での重要な役割を与えられている。この江藤の新政府内の活動に対して佐賀藩側でも後追いの形で彼の処遇を改めていった。

鍋島文庫の「褒賞録」（鍋 235 - 27）の慶應四年閏四月には

同年閏四月、於京都左之通被仰付候段申来、居肩被差越一代侍被召成、五人御扶持拝領

手明鐘 江藤新平

右者、探索筋精密二行届、向以御用可相立二付而

とある。手明鐘の身分を越えて一代侍とし五人扶持（九名）を与えるとしており、その理由が京都での情報の精密さにあるとしている。この年の二月について腰をあげて上京した直正の行動を支えたのが江藤の京都からの情報と大隈の長崎からの情報などであったことがわかる。手明鐘から一代侍というのは藩医の伊東玄朴、御鑄立方の杉谷雍介などの前例もあるが、身分の格上げはかなりの優遇である。しかし、五人扶持というのは永塾居を解かれたばかりとしても、まだ新政府の将来に不安を持っていた藩側の姿勢がうかがわせるものである。

江藤はその後、上野彰義隊の鎮圧に功があり、江戸鎮将府会計局判事、太政官会計東京出張所判事などに任ぜられ、新政府の基盤も固まってきた。明

一 盜賊之宿をなすハ可為曲事。然る上、盜物之分前取候ニ於テハ罪更ニ重し。

一 総而罪人を隠し置、又ハ路用を與へ、窃ニ逃し遣し候等、皆可為曲事。

一 一人之家ニ向ひ、石打いたすハ可為曲事。

一 其祖父母父母并子孫其他親族之者共、人ニ被殺たるを内證ニテ濟し候ハ其罪不輕事。

一 子孫弟妹姪甥妻等、教訓不相用とても、父母祖父母兄弟叔父伯母夫等、擅ニ之を殺し候ハ其罪不輕事。

一 奉公人罪あり候とも、主人たる者、擅ニ之を殺すハ可為曲事。

一 人を打敵クハ可為曲事。依之人を殺傷するハ其罪不輕事。

一 相對之者ニても、惡口ハ可戒。目上之者を惡口するハ其罪不輕事。

一 無名無印之書を投して、人の罪を訴る。可為曲事。

一 祖父母父母伯叔父伯叔母外祖父母兄弟夫婦等之惡事を訴出る者ハ可為曲事。

但謀反大逆等之如きハ此例ニあらず。

一 人を讒訴するハ罪不輕。人之為に讒訴之書面を綴り認る者、其罪本人ニ同し。

一 密通ハ女之夫あるとなきとに拘らす可為曲事。強淫ハ罪更ニ重し。

一 密通之媒を為し、宿を為すハ可為曲事。

一 親族密通、人倫を乱るハ其罪不輕事。

一 養母養女姉妹伯叔母姪等と密通する之類をいふ。

一 幼女を犯し、怪我為致候ハ其罪不輕事。

一 妻密通いたし候を夫内證ニテ濟せ候ハ可為曲事。

一 博奕ハ為嚴禁、宿をいたしたる者も、紙牌骰子等を造りたるものも、之を賣りたる者も、共ニ曲事たるへき事。

一 失火いたし候ハ可為越度事。但其本人而已罪ニ座すへし。

一 火付ハ人之家居を焼くのみならず、積聚之物を燒候ても、其罪不輕事。

一 隱賣女差置候ハ可為曲事。庄屋組頭五人組不申出ニおゐてハ可為越度事。

一 謀書謀判致し候ハ其罪不輕事。

一 似せ升、似せ秤拵へ候者、掛目入目違無之候共、可為曲事。違ひ有之におゐてハ其罪不輕事。

一 士卒ニあらずして帯刀いたし、士卒と詐となへ、役人ニ非ずして役人と詐り唱ひ、貪り求る所あるハ可為曲事。

一 人勾引并人をたはかり賣る者、其罪不輕事。

一 自分之地内ニ捨子、又ハ死人有之を其筋へも不申出、窃ニ別處ニ移置候ハ可為曲事。

一 擅ニ堤防を決するハ可為曲事。依之人家を破壊し、人を殺傷するニ至るニ於てハ其罪不輕事。

右之條々令違犯ニおゐてハ依罪之輕重、咎め可申付者也。

明治三庚午年

正月

〔付記〕

「郡中禁令」等の史料の翻刻、掲載を許可された所蔵者広井幸雄氏、並びに協力を頂いた長岡市文書資料室に対し、ここに深謝の意を表す。

之上ニテ實家へ帰り候ハ可為格別事。

一 故なくして養子を追出すものハ可為曲事事。

一 祖父母母存生之内ニ其跡を継へき子、若しくハ孫、別ニ戸籍を立、暮しを異にし候ハ可為曲事。又父母死して末タ忌も明さるに兄弟別ニ戸籍を立、家財を分異するも其罪同しかるへき事。

一 庄屋組頭等、心得方不宣、不當之取斗有之。難澁ニ及ひ候節ハ其筋江訴出候儀、不得已次第なり。若其訴るところ、其罪ニ非るニ於てハ可為曲事事。

一 夫役ニ出で支配人之申分を不相用敷、又ハ勝手ニ遁れ帰り候ハ、可為曲事事。

一 男女ニ不拘、奉公ニ出候者、其主人之暇を不受して、自儘に遁去候ハ曲事たるへき事。

一 人之奉公人を誘引して出奔するものハ、其罪盜賊同様たるへき事。

一 人之田地屋敷等を浸し奪ふハ可為曲事事。

一 所持之田地を無故して荒蕪せしむるハ可為越度事。

一 隠田脱税いたし候ハ可為曲事。

一 所持之品物を二重質人、又ハ二重賣いたし候ハ可為曲事。其情を知らなから質ニ取り、又ハ買ふ者も其罪可為同断事。

一 質入ニ致し候田宅山林等、年限已ニ満ち、持主より元利金取揃て取り返さんとするを質ニ取たる者、妄ニ故障申立、不相返ニおゐてハ可為曲事事。

一 人之樹木を伐取、作物を薙取、野菜を摘取類、其罪皆盜賊可為同断事。

一 故らに人之墳墓を荒し、人之家居を損るハ可為曲事事。

一 人之塚を掘り、棺槨を開き候ハ可為重罪事。

一 縁談取組候ニハ其前ニ男女之年頃、家内組、持病之有無、片輪なるや否

等、明白に告知らせ、其上ニテ取極め可申。既ニ取極たる後、容易ニ違約いたし候ハ可為曲事事。

一 自分之妻妾を金を取て他人ニ與て其妻妾となし、他人之妻妾を金を出し取て己之妻妾となす。皆可為曲事事。

一 夫家出して行衛不知者之妻、いまた十ヶ月不立内に他人へ縁談取極め候ハ、可為曲事。

一 妻ありながら更ニ妻を娶るハ可為曲事事。

一 故なくして妻を追出し、故なくして夫を棄去る者、皆曲事たるへき事。

一 罪を犯し出奔したるを其子細知りながら納て妻妾となすハ可為曲事事。

一 人に金を借し、返済不致候とて強て其家財を引取、直段図りいたし、貸たる金之元利ニ適るハ可為曲事事。

一 人之品物預りながら之を遣ひ棄るハ可為曲事。然る上、詐と水火之難等ニ託すハ罪更ニ重し。

一 人之落したる物拾ひ候ハ、早速其筋へ可訴出。若し不訴出して自分所得致すにおゐてハ曲事たるへき事。

一 所持之牛馬、繫き方法之如くならずして、人を「テイ」シタウカツシヤウ 舐蹴殺傷するにおゐてハ可為曲事事。

一 宿送り村送等、公用之文書を紛失せしむるハ可為曲事事。

一 飼大病狂せハ速ニ之を殺すへし。不殺して人を損傷せしめハ可為越度事。

一 根無言を作り出し、人心を惑乱せしむるハ典罪不輕事。

一 山野之間に既ニ截掛たる石、又ハ積置たる薪等を取るハ其罪盜ニ同し。

一 人を恐嚇して財物を取るも盜ニ同し。

一 人を欺て財物を取も盜ニ準す。

一 迷ひ子を匿し置て己之妻妾、若しくハ子孫と為すハ可為曲事事。

一 夜分無故して人之家ニ入ハ可為曲事事。

ひ、村方江教諭可被致候。

庄屋組頭禁令

一其村之戸籍取調之節、精々心付、脱漏無之様可致。若脱漏有之ニおゐてハ庄屋組頭可為越度事。

一其村之百姓二年貢之取立、夫役之宛方等、聊も不平等之儀不可有之事。

一賃錢を不与して、其村之百姓を使役いたし候儀、可為曲事。

一其村々困窮者等有之。法ニ於て手宛可致を不致ハ可為曲事。又官より其

村之者ニ可被下米金等を其者ニ不與して自占候ハ、其罪不輕事。

一其村之百姓所持之田地を無故して荒蕪せしむるに於てハ、庄屋組頭可為越度事。

一其村之隱田脱税致し候者有之を不知ハ庄屋組頭可為越度。知ながら不申出ハ可為曲事。

一其村内之婦女を先方得心も無之ニ役威を張り、強而娶りて妻妾と為すハ可為曲事。

一官之金錢品物を預り置ながら監守ニ惰り被盜候ハ、可為越度事。

一官之金錢品物を預り置、私ニ自ら借用いたし候欺、又ハ人ニ貸し候ハ可為曲事。

一御用人馬継送り遅滞せしむるハ可為曲事。

一無名無印之書を投して人之罪を訴る者あらハ燒棄つへし。之を取上るに於てハ可為曲事

一賄賂を貪ニ於てハ依怙最賈之沙汰なしと雖も可為曲事。若し依怙最賈之沙汰有之ニ於てハ罪更ニ重し。

一普請等願出、入費并人足手間等之多少申立方、實情ニ非る者ハ可為曲事。

右之條々令違犯ニおゐてハ依罪之輕重、咎可申付者也。

明治三年庚午

正月

郡中禁令

刑律之書ハ廣く世間ニ播布して、役人たる者ハ勿論、庶民と雖も、讀習ひ

畏れ避る所を知り候様有之候を宜となす。舊幕府之時、未夕是等之事ニ不

被及候故、民間ニ至てハ人殺・火付・追剥・押込・盜賊等之外ハ、何等之罪

を犯せハ何等之罪を蒙るへき筈といふ事を不知。所謂法ハ有司ニ在りて民

ハ周知せざる者、是より甚しきハなし。是を以て不知しらす罪を犯し刑ニ陥

り候者、枚舉するに暇あらず。是亦憐むへきの至りニあらずや。

王政御復古、新律御編製ニ候得ハ御出来之上ハ定而御播布ニ可相成候得共、

其期限も猶難計、自今甚々差支候付、權ニ刑罰ニ觸れ可中件々、其大略を條

記いたし、遍く管内之庶民へ相示し候。

朝廷至仁之

思召を以て御政事御施行、刑罰を好ませられ候譯ニハ決して無之、但教化を

弼け、奸惡惡を懲らし、良民を安せられ候までの御目的を以て、不被為得已

御用ニ相成候次第二候間、各禁令之趣、篤と相辨へ、法憲を犯し、

朝廷之御徳化を奉汚候儀無之候様、精々心付可申者也。

一戸籍取調之節、脱漏なく書出し可申欺。若し書出し不申欺、又ハ書出候

ても、脱漏有之候ハ、可為越度事。

一総領之子、罪もなく、又愚にも非るニ之を捨て、勝手次第ニ二男三男ニ

跡を為継候ハ可為曲事。

一養子たる者、其養父母ニ實之男子之往々跡を継へき者もなく、又養父母

より暇を出すニも非るニ、己より養父母を見捨て去る者ハ可為曲事。

但養家ニ往々跡を可継男子ありて、實家ニ跡を可継者絶たる時、雙方熟談

我が国近代における法律の制定や改正の公布については、明治十九年（一八八六）の「公文式」を経て、同四十年（一九〇七）の「公式令」に至って、帝国憲法・皇室典範の改正の公布、及び法律・勅令等の制定・改正の公布に関する方式が明確に定められた。しかし近代以前の法典の改正や法令の公布については、その方式や手続が右の如き明文をもつて定められることはなかった。小林虎三郎が明治初年、廃藩の直前にあつて、藩の法令の公示・送達に関し、当時の社会状況に見合った現実的な方式を考案して努力したことは、その先見性と実行性において高く評価されてよいであろう。しかも「民間禁令序」にある如く、小林がそれを「周代讀法之制」に倣つたとして、このころに、西欧近代法導入に當つての経書という儒教の古典や中国古代の制度のもつ意義がここでも改めて再認識させられるのである。

(1) 土田隆夫「小林虎三郎の教育論とその実践」『南天一望 小林虎三郎とその周辺』昭和五十一年、長岡目黒書店刊、三二頁。

(2) 神崎直美「長岡藩最後の郷村法令について」明治三年正月「村方制法」をめぐって『長岡郷土史』第三二号、長岡郷土史研究会、平成六年刊、一一〇頁。

(3) 但し神崎氏が前掲論文で調査された「村方制法」とこの「郡中制法」との関係は明らかではない。神崎氏によれば「村方制法」(『長尾平蔵収集長岡藩史料』長岡市史双書 No.23 所収) 全二十三個条は、ほぼ旧幕時代の長岡藩郷村法令を踏襲したものであるとされる。また官板「郡中制法」と長岡藩「郡中制法」との比較も興味あるテーマであるが、これも他日を期したい。

(4) この小林虎三郎の要望に最初に対えた書に虎三郎の実弟、小林雄七郎が翻訳し、且つ虎三郎がその文章を校定した『法律沿革事体』(原書名 History and Nature of Laws 明治九年、文部省印行) がある。本書は西洋の法の歴史をローマ法、カノン法、封建法、イギリス法、スコットランド法、フランス法に分けて概説したものであり、特定の時代・地域の法の紹介ではなく、西洋法全般を鳥瞰したところに本書の特色がある。

〔翻刻〕

凡例

- 一 長岡市文書史料室所蔵の複写本によつて広井幸雄家文書「御布告書」所収の「御添達」「庄屋組頭禁令言」「郡中禁令」を翻刻した。
- 二 「郡中禁令」は、同室所蔵の複写本、清水義一郎家文書と校合し、その異同を用字の右傍に(一)を以て示した。
- 三 全文に句読点を施し、誤字脱字と思われる用字には、その右傍に「」を以て示した。

御添達

正月十一日、舎開之節

庄屋組頭心得

郡中制法

庄屋組頭禁令

郷中禁令

右之順ニ讀聞セ可申。然ル上ハ正月中ニ割元、村々を廻り、庄屋宅へ組頭并百姓悉く呼集候て、又右之順ニ讀聞セ可申。扱村々庄屋組頭者四通共写し置、讀習ひ、其解儀をも心得候様、百姓ハ郡中制法、郷中禁令丈ケハいたし置、讀習ひ可致。是ニハ毎月朔日ニ庄屋宅へ組頭并百姓迄も集り候て、庄屋組頭之内ニ而讀聞セ、其解儀をも説聞セ可申。如此いたし候ハ、少ハ法令下へ行渡り可申欺。然せずして罪に陥る者を刑するハ人之上たる者之不忍處ならずや。

庄屋并其長子二三男迄も、算術、筆道、讀書試み申度事なり。年齢ハ十五歳以上、三十五歳以下位ニて可宜敷。

讀書ハ經書ニハ不及、先ツ始リ日誌類位之者之讀振を試候ハ、可ならん。

午三月

市郡解

右之通被仰出候間、村々ニ而写取、不分リ之義も有之候ハ、役所へ罷出讀習

次に「庄屋組頭禁令」について簡単に紹介しておこう。同法令には前言に当る文はなく全条十三個条であつて、「郡中禁令」に比べると短いものである。「郡中禁令」が郡中の一般人民による反社会的な犯罪行為を処罰する目的をもつて制定されたのに対し、本法令は長岡藩管内の行政を阻害する庄屋組頭の違法行為を処罰する目的をもつて制定されている。なお全条、明律を藍本として撰定されたと思われる。左に各条文の概要とそれに相当する明律の条文番号等を掲げる。

条文番号	条文の内容	明律相当条文
1	村民の戸籍脱漏の責任	81 戸律・戸役
2	村民に対する年貢・夫役賦課の不正	86 87 " "
3	賃銭不払による村民の使役	92 " "
4	村内困窮者救済の怠慢と不正	95 " "
5	村民の田地荒蕪の責任	103 戸律・田宅
6	村民の隠田脱税の責任	96 " "
7	村民婦女との強制的な婚姻	116 戸律・婚姻
8	官の財物管理の怠慢	139 戸律・倉庫
9	官の財物の賃借	134 " "
10	人馬通送の遅延	268 兵律・郵駅
11	無署名の訴状の受理	356 刑律・訴訟
12	賄賂の收受	367 刑律・受賦
13	普請予算申請の不正	448 工律・营造

この「庄屋組頭禁令」及び「郡中禁令」には、いかなる行為が「禁令」の対象とされるか、いわば犯罪

構成要件は示されているが、当該行為に対する処罰は「可為越度事」「可為曲事事」「其罪不輕事」等と記されているのみで、その量刑は全く規定されていない。小林の「民間禁令序」の趣旨を更に推し進めるならば当然罪刑法定主義の原則に到ると思われ、現に前記「序」の追記には、それが示唆されているが、長岡藩は旧幕府時代から組織的な刑法典を有さず、当時も明確な刑罰体系は成立していなかったこと、及び明治政府の官板「村庄屋心得條目」、同「郡中制法」にも、その禁止事項に具体的な量刑は記されていない

こと等が影響して、前掲の如き法文の表現となつたものであろう。

また当藩の前記「庄屋組頭可心得條々」及び「郡中制法」と右の両禁令との関係についてであるが、それはすでに述べたように前者が新政府の意向を大幅に受けて起草されたものであるのに対し、後者は大参事小林虎三郎の意向を強く反映してつくられた当藩独自の法令であつた。今、両者を比較してみると、その内容には重複する条文もあるが、両禁令は前者を補充すると共に（とくに「郡中禁令」にはその傾向が強い）、刑事上の処罰の対象となる行為を端的に明示したものであると思われる。しかも両者が同時に管内に公布されたところに過渡期的な立法の性格が窺われる。

最後に本法令の公布方法であるが、これは「民間禁令序」にあるように、小林が最も腐心したところである。「御布告書」には、「庄屋組頭可心得條々」「郡中制法」の次に、「御添達」なる文書（後掲）が付されており、それによれば先ず正月十一日の「舎開之節」（政庁の執務の開始される日の意か）に、管内の割元庄屋を政庁に召集して、「庄屋組頭心得」「郡中制法」「庄屋組頭禁令」^⑧「郷中禁令」の順序で読み聞かせ、次に割元庄屋は正月中に管下各村の庄屋及び組頭を悉く召集して、同宅において右の順序で法令を読み聞かせ、且つ各村の庄屋組頭には右の四法令を写し取らせて、その内容を学習せしめた後、更に各庄屋は毎月一日に組頭、百姓を召集して、百姓には「郡中制法」と「郷中禁令」のみを読み聞かせるように指令している。なお庄屋宛に、法令中、意味不明の個所があれば、随時役所に出頭して学習し、それを村方に教諭することを指示するなど、法令を周知徹底せしめるその具体的な方法は頗る周到にして懇切を極めている。なお後掲の史料には、例えば「脱漏」^{ダツロウ}「宛」^{アテ}「荒蕪」^{クワツク}（庄屋組頭禁令）「刑律」^{アキノキマリ}「播布」^{ハクフ}「庶民」^{シヨミン}（「郡中禁令」）等、当の民衆にとつて難難解と思われる用語には、右に読法、左側に語義が記されており、その記載は上記四法令の公布方法が実際に行われたことを証するものである。

(4) 明律もしくは公事方御定書下巻に拠るとされる条文		
条文番号	条文の内容	明律・公事方御定書下巻相当条文
12	隠田脱税	96 戸律・田宅 30 田畑永代売買并隠地いたし候もの御仕置之事
26	遺失物の拾得	170 戸律・銭債 60 拾ひ物取計之事
36	盗賊の宿	301 刑律・賊盜 56 盜人御仕置之事
40	子孫・弟妹・姪甥・妻等の殺害	341 342.338 刑律・鬪毆 71 人殺并疵附等御仕置之事
44	匿名の投書	356 刑律・訴訟 上巻 61 捨文之儀ニ付御觸書
47	有夫・無夫の婦との密通	390 刑律・犯姦 48 密通御仕置之事
49	親族との密通	390 刑律・犯姦 48 密通御仕置之事
52	博奕	402 刑律・雜犯 55 三笠附博奕打取退盡御仕置之事
53	失火	406 刑律・雜犯 69 出火ニ付而之咎之事
(5) その他		
条文番号	条文の内容	明律相当条文
4	養子の不当な離縁	
9	奉公人の誘引	
14	債権者による質入田宅等の不当の占有	
51	妻の密通の内済	

(1) 明律に拠ると思われる条文		
条文番号	条文の内容	明律相当条文
1	戸籍の脱漏	81 戸律・戸役
2	家督の相続	84 " "
3	養子の離縁	84 " "
5	子孫の別籍異材	93 " "
7	夫役の逃避	90 " "
10	田地屋敷の侵奪	99 戸律・田宅
11	田地の荒蕪	103 " "
15	樹木、作物等の窃盗	294 刑律・賊盜
17	発塚	299 " "
18	婚約の取消	107 戸律・婚姻
19	妻妾の売買	108 " "
21	重婚	109 " "
22	棄妻、棄夫	123 " "
23	女性の犯罪者との婚姻	117 " "
25	受取寄物の保管	169 戸律・錢債
27	牛馬の管理	255 " "
29	飼犬の管理	255 刑律・賊盜
30	虚言による人心の惑乱	279 " "
31	山野の石、薪の窃取	294 " "
32	脅迫による財物の侵奪	296 " "
33	虚言による財物の侵奪	297 " "
35	夜間人家の侵入	300 " "
37	犯罪者の蔵匿、隠避	417 刑律・捕亡
38	人家への投石	318 刑律・人命
39	親族殺害者との私和	323 " "
41	主人による奉公人の殺害	337 刑律・鬪打
42	殴打	325 " "
43	悪口	347 351~354 刑律・罵詈
45	親族に対する告訴	360 刑律・訴訟
46	讒訴	359 363 " "
48	密通の媒介	390 刑律・犯姦
54	放火	407 刑律・雜犯
61	堤防決壊	457 工律・河防
(2) 明律に拠る可能性のある条文		
条文番号	条文の内容	明律相当条文
6	庄屋組頭に対する告訴	86 戸律・戸役
16	他人の墳墓・家屋の破壊	299 刑律・賊盜
24	債務不履行による家財の強取	168 戸律・錢債
28	通送の際の公用文書の紛失	260 兵律・郵駅
34	迷子の蔵匿	85 戸律・戸役
(3) 公事方御定書下巻に拠ると思われる条文		
条文番号	条文の内容	公事方御定書下巻相当条文
8	奉公人の逃亡	43 欠落奉公人御仕置之事
13	品物の二重質入・二重売	37 二重質入二重書入二重売御仕置之事
20	夫失踪後の妻の再婚禁止期間	44 欠落者之儀ニ付御仕置之事
50	幼女姦	48 密通御仕置之事
55	隠売女	47 隠売女御仕置之事
56	謀書謀判	62 謀書謀判いたし候もの御仕置之事
57	升・秤の偽造	68 似セ秤似セ枡似セ朱墨拵候もの御仕置之事
58	士卒身分の詐称	94 帯刀いたし候百姓町人御仕置之事
59	人勾引	61 人勾引御仕置之事
60	捨子・死人の処置	45 捨子之儀ニ付御仕置之事 59 倒死并捨物手負病人等有之を不訴出もの御仕置之事

先ず「郡中禁令」であるが、これには「刑律之書ハ廣く世間ニ播布して、役人たる者ハ勿論、庶民と雖も、讀習ひ畏れ避る所を知り候様有之候を宜となす。」云々という前言(後掲)が付いている。この前言には先ず法を開示して民に周知せしめる必要性が述べられ、次にこの法令を政府の新律發布までの間、広く管内に頒布するとし、人民はこの法令を遵守して朝廷の教化政策に協力すべき旨が表明されている。即ち、この前書は前記「民間禁令序」の要旨を一般民衆にも理解し易いように書き改めたものといえよう。

この法令は全条六十一個条から成るが、「民間禁令序」には、「己巳十一月虎謬承乏藩職。權管刑法。……歴考唐以下諸律。著民間禁令一卷。偏頒管内。」とあるから、小林はその起草に当って、唐律、明律、清律、「百條之律」(公事方御定書下卷)等を参照したことが推測される。しかし今、その内容を大雑把に検してみると、(1)明らかに明律に拠ると思われる条文、三十三個条、(2)明律に拠る可能性のある条文、五個条、(3)公事方御定書下卷に拠ると思われる条文、十個条、(4)明律もしくは公事方御定書下卷に拠ると思われる条文、九個条、(5)その他、四個条に大別することができる。但し(1)の明らかに明律に拠ると思われる条文中には、明律は唐律のいわば改訂版であるから、或は唐律に拠る条文もある可能性があり、事実、第二十七条には「舐躪」の如き唐律(厩庫律第十二条)にしか見えない用語が使用されている例も存する。以上から本法令は大略、明律を基礎として、それに公事方御定書下卷に拠る条文を若干配してつくられたといつてよいであろう。旧幕時代の長岡藩の法令も、いくばくかは参照されたかも知れない。次にその内訳の詳細を表記して掲げることとする。(明律・御定書の数字は条文番号)

条文の配列については、今、(4)をすべて明律に拠る条文であると仮定すると、本法令は、若干の出入はあるが、概ね戸律・戸役、同田宅、同婚姻、同錢債、兵律・厩牧、同郵駅、刑律・賊盜、同捕亡、同人命、同鬪毆、同罵詈、同訴訟、同犯姦、同雜犯、工律・河防の順序となっており、それは明律の配列に近く、その間に公事方御定書等に拠る条文を適宜挿入している。

次に本法令の法的な内容であるが、明治元年及び二年は、戊辰戦争による戦禍に加えて天候不順による凶作であったから、郷村は極度に疲弊し、その為、治安の維持が肝要であったのであり、本法令も中国律「賊盜」の部門に相当する条文が多い。しかし本法令には家族法に関する条文も多く、その中には、例えば祖父母父母の生存中における子孫の別籍異財の禁止、父母の喪中における子の別籍異財の禁止(第五条)、無夫の婦との密通の禁止(第四七条)、親族間の密通の禁止(第四九条)等、儒教色の強い条文のあることが注目される。儒者としての小林の思想がここにも如実に現われているといえよう。

寒天之候、兼程の御旅行御苦勞の御儀奉察候。此一封甚恐入候へ共、都下飛脚屋へ御指出被下候様奉願候。末弟へ内々遣し候書状に御座候。何分宜しく御願申上候。將又愈長岡へ御帰に決し候はゞ、丘濬の大学衍義補唐本の方一部御求御持帰被成下候様奉願候。可成丈私頂戴仕度候。若し不都合に候はゞ、館本に被成下度候。又長州出来の民政要編も、僅かの物故、御求被下度奉存候。新翻譯書并大政官日誌・江城日誌・新聞類は申上候迄も無御座候へ共、数部御持帰、各局へ分配、藩人の耳目を開き候様仕度所祈に御座候。(後略)

十月廿四日

虎 再拝

子樂 仁兄

侍史

三間氏へ宜しく御一声奉願候。

右の書簡は、長岡にある小林から在京中の三島億二郎に宛てたものであるが、三島は明治二年十月十五日から同年十一月晦日まで東京に出張中であつた。しかも書簡には、「各局へ分配、藩人の耳目を開き候様仕度」云々とあつて、明治三年十月十九日には長岡藩は廃藩を願ひ出ているから、この書簡の目付「十月廿四日」は、明治二年の十月二十四日でなければならぬ。そうすると小林は、その頃、在京の三島に丘濬の『大学衍義補』の購入を依頼していることになる。何故、その時期に小林は同書が必要としたのか。それは、その頃すでに小林には「民間禁令」起草の意図があつたからに他ならない。三島は小林の依頼を受けて、同書を購入して帰藩したことであろう。

小林の「民間禁令序」が『大学衍義補』を基に作られていることは、「序」の文と『衍義補』の「慎刑憲」掲載の文とを比較して、両者に酷似した個所の多いことから推測される。例えば「序」の「阜陶之作士」云々は、『衍義補』卷一百の「大禹出謨帝曰。阜陶。惟慈臣庶。罔或于予正。汝作士。明于五刑。以弼五教。期于予治。刑期于無刑。民協于中。」を、「序」の「刑固聖

人所不得而已用也。」は、同卷一百一の「劉彝曰。刑者不得而已用之。豈聖人所樂哉」を、「序」の「冥然冒犯者。遽處以法。如設罟取之。豈在其所忍哉。」は、同卷一百一の「王昭禹曰。……蓋先王之灋若江河。貴乎易避而難犯。若匿為物。而愚不識。其陷於罪。又從而刑之。不幾於罔民乎。」を、「序」の「書曰。象以典刑。象者如天之垂象示人。言示人以常刑。」は、同卷一百一の「書舜典。象以典刑。」「朱熹曰。象如天之垂象以示人。而典者常也。示人以常刑。」を、「序」の「周官司寇」云々は、同卷一百一の「周礼。正月之吉。始和布刑于邦國都鄙。乃縣刑象之灋于象魏。使萬民觀刑象。挾日而斂之。」を、「序」の「或觀左氏所載。叔向責子產。仲尼譏趙鞅之言。輒謂刑之輕重。不可令人知。」は、同卷一百一の「又曰。子產鑄刑書。而叔向責之。趙鞅鑄刑鼎。而仲尼譏之。如此則刑之輕重不可使民知也。」をそれぞれ受けて記されたものである。また「序」の「夫如此。而猶有冒犯者。乃審訊其情。見不可赦而後刑之。……而彼受刑者。又甘心服罪。無所怨恨。」も、『衍義補』卷一百一の「孟子曰。以生道殺民。雖死而不怨殺者。」「張栻曰。以生道殺民。雖死不怨殺者。先王明刑法以示民。本欲使之知所趨避。是乃生之之道也。而民有不幸而陷於法。則不得已而加辟焉。固將以遏止其流也。是亦生道而已。」に示唆を得て書かれたものであろう。

以上から「民間禁令序」に見える、君主は法を公示して刑の輕重を明らかにして、それを民衆に周知徹底せしめることが国家統治上、肝要であり、そのことが結局、民に仁愛を施すことになるといふ小林の思想は、『大学衍義補』の上記の文から大きな影響を受けたものといえよう。

三 「民間禁令」の内容

すでに述べたように、「庄屋組頭禁令」と「郡中禁令」とを総合した名称が「民間禁令」であつたか、それとも「郡中禁令」の別称が「民間禁令」であつたか、その何れであるか判然としないが、ここでは「郡中禁令」と「庄屋組頭禁令」との両者について、その内容を概見することとしたい。

は大なるものであり、もとより傑出した人物に乏しくない。必ずや、そのような人物がよくその全体をみて西洋の法律書を訳出し、もって東洋の法律書の不備な所を補うことであろう。私はまなこをこすつてよく注意して、それを待つこととしよう。

庚午（明治三年）の秋、九月某日 虎記す。

- ① 尚書、虞書、大禹謨。
- ② 尚書、虞書、舜典。
- ③ 周礼、秋官、天司寇。
- ④ 「叔向責子産」は春秋左氏伝、昭公六年。「仲尼譏趙鞅之言」は同、昭公二十九年。
- ⑤ 洪武三十年（一三九七）五月の御製天明律序。

* なお『小林安治国訳・略註 小林虎三郎の求志洞遺稿』長岡市史双書No. 34 平成七年、長岡市発行、五〇頁以下参照。

右の文から明らかなように、この「序」は二つの部分から成立している。一つは「明治三年歳在庚午春正月某日長岡藩大参事小林虎序」の結語をもつ文であり、他の一つは「庚午秋九月某日虎記」の結語をもつ文である。前者は小林が「民間禁令」を起草して明治三年正月、藩庁に提出した際の正式な序文であり、後者はその後、同年九月に記された序文の追記であろう。追記の書かれた理由は判然としないが、同年十月には長岡藩は廃藩を願ひ出て柏崎県の管轄下に入り、小林も藩の大参事を免官となつてゐる。小林は廃藩に伴つて、この法令も廃棄されることに鑑み、当時の所懐の一端を述べて、「序」に追記したのではなからうか。

それでは明治三年正月の序文の内容であるが、すでに「訳文」において示したように、それには法を公示して民間にそれを周知徹底せしむべきことが説かれ、旧幕府の編纂した御定書百箇条は粗略に失し、且つ公示したものであるのではないとし、この「民間禁令」は周制に倣つて年始には里正を集めて、これ

を教令読授せしめ、更に里正は毎月一日、村民を集めて、これを習誦せしめ、以て政府の新律が發布させるまで施行するとある。小林のいうように旧幕時代にあつては、公事方御定書を始めとして各藩の法典類で公布されたものは少なく、それらは法実務に携わる官吏に対し、法適用の規準を示す為に部局内部用として作られたものが多い。当時はすでに明治維新を迎えたとはいえ、ここに小林の見識が窺われると共に、その現実的な対応が注目される。

次に明治三年九月の追記の内容であるが、それには西洋法の摂取が強調されている。即ち西洋の法律は、その内容が詳悉完備しており、その学問は国家統治にとつて必須なものとされていること、また西洋においては、人民に刑罰を科す場合、官吏は必ずその法的根拠を示さなければならず、いわゆる罪刑法定主義の原則に立つて法が運用されていること等をあげ、西洋の法律及び法学の摂取が目下の日本にとつて急務であるとし、その為には先ず西洋法律書の翻訳が要望されるとしている¹⁴⁾。これまた時宜に適つた小林の提言といふべきであろう。

さて、ここで明治三年正月の小林の前記序文について指摘しておくべきことがある。それは小林がその撰文に當つて、参考に供した典籍のあつたことである。その典籍とは『大学衍義補』であつて、本書は宋の真徳秀撰の『大学衍義』四十三巻を明の邱濬が補つて百六十巻としたものである。我が国では寛政四（一七九二）年、同書は篠山藩において藩主青山忠裕の下、藩儒福井軌の序を添えて「丹波篠山蔵版」として刊行された。恐らく旧幕時代、長岡藩の藩校崇徳館においても、儒教による国家統治の為の教学のテキストとして本書は頻繁に使用されたことであろう。

小林が「民間禁令」及び「民間禁令序」を起草するに當つて、この『大学衍義補』を必要としていたことは、次に掲げる年不詳十月二十四日付、三島子楽宛小林虎三郎書簡（米百俵編集委員会編『米百俵 小林虎三郎の思想』昭和五十年、長岡市役所発行、二三五頁）によつて推測される。次にその書簡を掲げよう。

の儒者は、このことを理解せず、春秋左氏伝に見える叔向が子産を責め、仲尼が趙鞅をそしつた言葉^④をみて、直ちに刑罰の軽重は人民に知らしめてはならないといっている。ああ、この説こそ私は刑罰の目的をそこなうものと思うのである。

夏、殷、周の上古三代以来、刑法の書は唐王朝に至って、ほぼ完備した。明王朝は唐律に基づいて明律を制定したが、それは唐律と体裁を異にし、犯罪に対する刑罰の軽重も唐律と同じではない。清王朝は明律に拠って清律を制定したが、その変更するところは至って少ない。しかしこれらの王朝の律は、すべて天下に頒布したものである。我が国の大宝律は唐律に基づいてはいるが、唐律のすべてを踏襲したのではない。その内容は頗る詳細なものであるが、残念ながら現存するものは、その残欠であって完全ではない。徳川氏が政権をとってから殆ど三百年を経ており、今日の文明は実に徳川幕府が築いたものである。しかしながら幕府のつくった御定書百箇条は、その内容粗略であって、また制定当初からこれを世に頒布したのではない。すでに明の太祖は、明律を公布するに当って、「法は役人の手もとにあつて、人民はそれを周知していない。(従つて今、この法を内外に頒布して臣民をして遵守せしめるのである)」^⑤といっているが、人民が法を周知しないこと、旧幕府の政策よりも甚だしいものはない。

この度、皇室が再び天下を掌握し、直ちに徳川氏の後を受け継いで新しい律法典を編纂することとなつたが、それはまだ完成するに到っていない。昨明治二年十一月、私は才能の乏しいにも拘らず、あやまつて当藩の大参事となり、臨時に刑法を所管することとなつた。そこで人民が知らず知らず刑法にふれるものが多いことを憐み、自分の頑迷さをも顧みず、唐王朝以降の諸律を時代ごとにわたつて考察して、ここに「民間禁令」一卷を著し、広く藩内にこれを頒布することとした。更に周王朝が法を人民に広く読み聞かせたという制に倣い、藩の役人に命じて毎年正月朔日に各地方の庄屋を集めて、その読み方を教授させることとした。各庄屋はまた毎月朔日、その管下の人

民を集めて、これを音読させ、法で禁じられている行為を人民が周知できるようにして、新政府の新律が發布されることをまつこととした。藩の役人及び庄屋たちが私の意とするところを体して、それを実践して怠ることがなければ、聖人のいう人民の教化をたすけ、人民を中道にかなうようにするという効果は達成し易くはないとしても、網を設けて人民を捕えるような、法を公示しないことによる近來の弊害は、これを改めることができ、朝廷が仁恵を以て人民を養成する政治に必ずしも助けにならないことはないと思うのである。

明治三年、歳は庚午の春正月某日、長岡藩大参事 小林虎序。

私は次のようなことを聞いている。即ち「西洋各国の法律書は至つて詳密であつて完備している。しかもそれを印刷して広く世に頒布するだけではなく、またそれを研究して国家統治の爲の必須の学問としている。故に天下の人民はみな法律の概要を知らないものではなく、訴訟や獄訟も自ら少ない。もし訴えが提起されれば、役人は先ず詳しくその事情をたずね、その後判決を下して、汝の訴えるところは法律のこの条文に合しない。故に敗訴とする。汝の犯したところは法律のこの条文に当る。故にこの刑罰を科すという。訴えを起したのも、罪を犯したのも、この判決に対し、みな言葉を発することができず、甘んじてその罪に服するのである。」と。ああ、これ周王朝の人が刑法を公布して、それを熟読したことと同様であつて、法の周知の最も徹底したものではないか。

現今、国家の要務は、世界の法律の中で、その最もすぐれたものを選んで、それを基に国家統治の爲の大法典を制定することにある。従つて西洋の法律書の如きは、志有る人々が参考に供して、それを研究すべきことは、もとより論をまたないところである。ただ私は長く病が治癒せず、神経も益々消耗して、西洋の書物を繙こうとしても、それは不可能である。僅かに一二、邦人の翻訳する書物を見て、西洋の法律の一斑を窺うのみである。どうして西洋の法律学の要所を摘出して、これを述べることができようか。しかし天下

示於民。使其周觀而熟知之。書曰。象以典刑。象者如天之垂象示人。言示人以常刑。周官司寇。正月之吉。始和布刑于邦國都鄙。乃懸刑象之法于象魏。使萬民觀刑象。挾（案）曰而斂之。是其事也。夫如此。而猶有冒犯者。乃審訊其情。見不可赦而後刑之。則非惟我哀矜惻怛之心。既無所弗盡。而彼受刑者。又甘心服罪。無所怨恨。即亦足以使夫欲為惡之民。皆知所畏避而不敢發。遂以歸于善矣。後之儒者。不達于此。或觀左氏所載。叔向責子產。仲尼譏趙鞅之言。輒謂刑之輕重。不可令人知。嗚呼是說也。吾謂之刑之賊也。三代以降。刑律之書。至唐較備。明因唐而變其體製。輕重之際。亦不同。清又因明。而所損益甚寡。此皆頒布天下者也。本朝大寶之律。因唐而不全襲。蓋頗為詳該。惜乎其傳于後者。殘闕不完。德川氏為政。殆三百年。今日文明。實其所啓。然百條之律。既失粗略。而又未始頒布。明太祖所謂法在有司。民不周知者。莫斯為甚。皇室中興。遽承其後。方編新律而未成。己巳十一月。虎謬承乏藩職。權管刑法。矜民之不知而麗乎刑者多也。則自弗揣固陋。歷考唐以下諸律。著民間禁令一卷。徧頒管內。逆倣周代讀法之制。令有司每歲初屬初正。合教令授讀。里正又各每月朔屬其民習誦。俾夫人得知法禁之所在。以竣新律之出。有司及里正。果能體此意。奉行不懈焉。則前賢弼教協中之効。固雖非易庶幾。而近代設罟取之弊。亦或得以釐革。而於聖朝以仁養民之意。未必無小補云。明治三年歲在庚午春正月某日。長岡藩大參事小林虎序。

余聞西洋各國法律之書。至詳至悉。而非獨彫刻頒布。又以為齊民心學之科。故齊民皆靡弗知法律之概。而訟獄自寡。其或有之。有司先審訊其情。然後判。曰汝所訟。不合律某條。故屬曲。汝所犯當律某條。故處以某刑。訟者犯者。皆無復所措辭。甘心服罪。嗚呼。是豈非同周人布刑讀法之意。而能極其精者耶。方今國家之務。在於擇宇內之至善而定經邦之大典。則若西洋法律之書。於有志之士。為所宜參藪。固不待論也。但余疾益痼。神益耗。欲繙蟹文之籍而不可得。僅就一二邦人所譯者。窺其一斑爾。惡足以摘其要而述之哉。天下之大。固不乏傑俊之士。必當有能見其全豹譯而出之以補東方之所未備者矣。余則刮目以待。庚午秋九月某日虎記。

〔訳文〕

天が人民に降して、この世の為政者や師範とさせている君主は、人民を教化して善に導くことを以て、その職の使命とするものである。而して刑罰とは、その人民が君主の教化に従わず、悪の道に入るものを懲らしめる為に設けたものである。故に臯陶が司法の官となるや、舜はこれに告げていった。「汝はよく五刑を明示して五教の達成を助け、予の統治が成功するようにつとめた。元來、刑罰を設ける目的は、刑罰がなくなるようにする為であり、それによつて人民がみな中正の道にかなうようになるのである。」と。従つて刑罰とは、もとより聖人がやむを得ずして用いるものである。刑罰とは、やむを得ずして用いるものであるとすれば、人民がこのような悪事をすれば、このような刑罰をうけるということを知らずに、深く心にとめず罪を犯したものに對し、直ちに法を以て刑罰に処するというのは、丁度、網を設けて獲物を捕えるに等しい。どうしてそのようなことを見捨てておくことができようか。そこで聖人は先ず刑法の条目を掲げて、あまねく人民に示し、それを讀ませて、その内容を熟知せしめるのである。尚書に「象は典刑を以てす」とあつて、天下を維持する法は、天が象を垂れて人々に示すが如く通常の刑罰をもつて人々に示すことをいふ、また周礼の司寇の職に「正月朔日に始めて邦國と都鄙に對し、刑法を宣布する。即ち犯罪者に科する刑罰の象を畫いて宮門にかけ、一般の民衆にそれをみせて、十日後にそれを撤収する」というのは、まさにそのことをいうのである。

以上の如く法を人民に周知せしめた上で、なお法を犯すものがあれば、よく取調べてその事情をたずね、その行為が許されるべきではないことを知つた上で始めて刑罰に処するようにする。そういうことになれば為政者の民を哀しみ憐れむ心は、十分に尽くされることになるだけではなく、受刑者も亦甘んじてその罪に服し、上に對し怨む心はなくなるであらう。即ち悪事を為そうとする民も、みな法にふれることを畏れ、それを避けることを知つて、あえて犯罪をおこさず、遂には善に戻ることをできるのである。然るに後代

しては、ほぼ相違無きに近い。しかし広井家文書の方は、「御布告書」と題する冊子の中に「庄屋組頭可心得條々」「郡中制法」「庄屋組頭禁令」とともに、その後に収められている。即ち「郡中禁令」は明治三年正月の同時期に、前記三法令と共に一括して郡中に布告されたのである。

右の諸法令の中、「庄屋組頭可心得條々」(全十三個条)については、すでに神崎氏がその内容を精査され、この法令は明治二年三月、京都府が「市中制法」「郡中制法」等と共に制定した「庄屋心得条目」(全十四個条)をほぼ踏襲したものであることを明らかにされた²⁾。しかし「郡中制法」「庄屋組頭禁令」は、「郡中禁令」と共に、従来公刊された史料集や研究書には殆ど見えないものである。右の「郡中制法」は、その奥書から「官板郡中制法」、即ち明治二年の前記京都府制定の「郡中制法」と「富藩従前之條目」、即ち長岡藩旧幕時代の郷村法令とを参酌して制定されたものであることが明らかであるが、今その内容を検すると、この長岡藩の「郡中制法」(全二十七個条)は、その大半が官板の「郡中制法」(全二十五個条)とほぼ同一であつて、それに若干当藩従来の法令をもつて補充したものである³⁾。しかし「庄屋組頭禁令」(全十三個条)の奥書には、「右之條々令違犯ニおゐてハ依罪之輕重、咎可申付者也。明治三年庚午正月」とあつて、それは次に合綴された「郡中禁令」(全六十一個条)の奥書と同文である。またこの両法令の名称が共に「禁令」とあることにも注意しなければならない。即ち「庄屋組頭可心得條々」と「郡中制法」とは、後者に長岡藩従来の法令が若干取り込まれているにせよ、新政府の意向を大中に受け入れて作られたものであつたのに対し、「庄屋組頭禁令」と「郡中禁令」とは、小林虎三郎の意向を強く反映した当藩独自の法令であつたのである。

さて、前述の「民間禁令」と「郡中禁令」との関係についての疑問であるが、それには両様の解答を提示することができよう。その一つは、『求志洞遺稿』にみえる「民間禁令」とは、前記「庄屋組頭禁令」と「郡中禁令」とを併せて小林がそのように呼んだとする考え方である。憶測を逞しくすれば

小林はこの二法令の他に、更に「検断町代禁令」及び「市中禁令」というような法令も撰定したのかも知れない。恐らくそのような法令を一括して、それに付した序文が「民間禁令序」であつて、それが藩庁に提出されたとするものである。他の一つは、小林は「郡中禁令」の別称として「民間禁令」なる名称を使用したとする考え方である。この場合は、「民間禁令序」は「庄屋組頭禁令」を除いて、「郡中禁令」のみを対象とする序文ということになる。その理由として後掲「御添達」には、「郡中禁令」を指して「郷中禁令」とも呼んでおり、当時は本法令の名称を様々に呼ぶ傾向があつたこと、また後掲「郡中禁令」の前書は、「民間禁令序」を平易に書き改めたものであり、「庄屋組頭禁令」には前書のないこと等をあげることができる。

以上、何れとも断定できないが、「民間禁令序」の「民間禁令」が少なくとも「郡中禁令」には相当するものであること、及び「庄屋組頭禁令」と「郡中禁令」の両法令が共に小林虎三郎の起草になるものであることは、以下に述べるその内容から推して誤りないことと思われる。

二 「民間禁令」の序文

次に「民間禁令」の序文について検討を加えたい。『求志洞遺稿』所載の「民間禁令序」は、前述のように小林がこの法令制定の目的を積極的に表明しようとして作成されたものであり、当時の小林の思想を知る上においても貴重な史料といえよう。次にその本文と訳文とを掲げることとする。

民間禁令序

天降下民。為之君。為之師。君師之職。在教民為善爾。而刑也者。為懲夫民之不從教而入于惡者而設也。故皋陶之作士。舜告之曰。明于五刑。以弼五教。期于予治。刑期于無刑。民協于中。然則刑固聖入所不得已而用也。夫既已不得已而用之也。則夫民之不知為某惡。當受某刑。為某奸。當蒙某戮。而冥然冒犯者。遽處以法。如設罟取之。豈在其所忍哉。於是乎先揭刑之條目。以偏

小林虎三郎撰の長岡藩「民間禁令」について—解題と翻刻—

小林宏

〔解題〕

はしがき

「民間禁令」は、明治三（一八七〇）年正月、越後長岡藩が新政府の編纂にかかる『新律綱領』発布までの期間、暫定的に管内に施行する目的をもって制定した法令である。『新律綱領』が発布される以前、即ち明治三年十月十九日、すでに当藩は新政府に対し廃藩を願ひ出て、それは同二十一日に受理されているから、この法令の効力の及んだ事実上の期間は、僅か十個月の短いものであった。しかし、この法令は「米百俵」の故事で名高い藩儒、小林虎三郎が当時匆忙のなか、心血を注いで起草したものであり、また旧幕時代から新時代に移行せんとする過渡期の立法の性格を知る上において、その有する意義は看過し難いものがあると思われる。ここに敢えて紹介の筆を執つた所以である。

病翁小林虎三郎は、学者、教育者として夙に著名であるが、法律家としても極めて有能な人物であった。小林は戊辰戦争後の疲弊した当藩を救う為、病身をおして明治二年、文武総督、ついで大参事となり、三島億二郎と共に藩政を担うこととなったが、その際、藩の官制を整備し、その大綱を示した「藩治職制」の立案に当り⁽¹⁾、また当時の藩政に関わる法令を始め、その他重要な文書の草案を悉く作成している。例えば「己巳八月下旬、郷中へ布告」⁽²⁾「目安箱御差出し二付、士族卒族へ」⁽³⁾「市郷へ」⁽⁴⁾「從五位様御歎願書」⁽⁵⁾「執政参政の歎願書」⁽⁶⁾「醫術之儀二付、伺書」⁽⁷⁾「会津表出兵被仰付候二付、金子拝借歎願書」⁽⁸⁾「会津表出張之者へ示諭」⁽⁹⁾「軍令」⁽¹⁰⁾「己十二月、示諭」⁽¹¹⁾「菓資之儀二付、告諭」等の明治二年八月から十二月に至る諸文書の草案の作成は、すべて小

林の筆になるものである（長岡市文書資料室蔵、相沢家文書「文書草案」）。

小林の起草した諸法案の中でも、とりわけ注目すべきものに前記「藩治職制」と共に、「民間禁令」一巻があった。明治二年制定の「藩治職制」を令とすれば、同三年制定の「民間禁令」は律であつて、小林は明治初年の当藩の律令ともいふべき基本法の制定に関つたことになる。しかし小林の著した、この「民間禁令」は明治二十七年（一八九四）年、小林の甥、小金井權三郎、同良精兄弟が小林の没後、その筐底に埋れていた遺文、漢詩等をあつめて刊行した『求志洞遺稿』には、その序文しか掲載されておらず、その内容は全く世に知られていなかった。しかも、その序文には、「民間禁令」撰定に当つての小林の並々ならぬ意欲と情熱とが溢れており、従つてこの「民間禁令」は、筆者にとつて長い間、探し求めていたいわば幻の法令であつた。ところが昨今、同学の神崎直美氏が偶々明治初年の長岡藩の郷村法令を調査するに当り、明治三年正月の「郡中禁令」なるものを発見され、それが小林の「民間禁令」に相当するものではないかとして筆者に示された。筆者は一見して、神崎氏の言の通りそれに間違いはないと思つたが、この度、その内容を精査して益々その確信を深めるに至つた。ここに神崎氏の御厚志に深謝すると共に、長岡市文書資料室の協力を得て、その全文を翻刻し、併せてその内容について若干の考察を加えたいと思う。

一 「民間禁令」の名称

ここに一つの謎がある。それは前記『求志洞遺稿』に掲載された「民間禁令序」の「民間禁令」とこの度、発見された前記「郡中禁令」とは、その法令の名称が異なることである。この疑問はどのよう考へるべきであらうか。処で神崎氏が筆者の許にもたらされた「郡中禁令」には、その伝本として二種類があつた。何れも長岡市文書資料室所蔵の複写本であるが、その一つは清水義一郎家文書（架蔵番号A34）に、他の一つは広井幸雄家文書（同A122）にそれぞれ属するものである。両者は文字に若干の異同があるが、内容に関

る」(前記寺島・井関書翰)。

翌三日、『銀座ニ於テ一分銀吹立器械甚敷損傷有之吹替不相成候間当分之内引替方断及ヒ候』と引替停止を神奈川裁判所は布告した。その後九日、メキシコ銀高騰により引替が漸減し、十四日引替希望無しにより引替中止を各国公使・領事に通知された(『外交文書一・二二』)。

洋銀引替については、六月六日布告により「日額五万両を限度にメキシコドルを預った日から九日目に casting した一分銀を裁判所で引き渡す。受付は八日から」と触れ出した。

当初から引渡が遅延した。銀座の casting 能力が五万両どころか、五千両しかなかったが(『慶応四年七月二十五日江藤・島宛足立忠次郎書翰』『江藤関係文書』三・二二)、八月七日になってもまだ一万両程度であった(『足立書翰』『江藤関係文書』三・六)。メキシコ銀の高騰が苦況を救ったといえよう。

洋銀引替一件について

大坪芳男

「江藤新平関係文書」中の明治元年（慶応四年）と推定されるものは、百四通あり、現在解読済みの六百七通の十七%を占める。江藤の在職六年中에서도多いほうである。一つには、行政システム不整備による確認や指示が必要なためもあるが、もう一つには、江藤の職が、江戸鎮将府等の判事という行政管轄の広い職務であったことに因るとも考えられる。

多くが事務連絡であるが、一通だけ義憤に満ちた抗議文がある。この文書は、一一七・五二（慶応四年）七月二十九日付け江藤宛無署名書翰である。

内容は、大略紹介すると、「貴殿の手紙は詳しく見ました。一昨日横浜へ行き今日江戸に戻りました。すぐに会わなくてはならないが明朝参ります。江戸開市延期交渉は昨日各公使を論圧し後日こちらから開市期日は決める」と約束できました。『洋銀吹替銀今十二三日も延引可致と之御事』（江藤の申し出ですが、このことは良くおわかりと思います）が外国人と期限を定めて、吹替用の洋銀を預かると約束しています。その約を破ることは、銀座吹出銀の悪質もあわせて、『皇国之汚辱』であり、『江戸鎮台府御創建以来……其邪正を監察せず』『外国官難黙許シ常理』と難詰している。

無署名であるが、この筆者は、神奈川県兼江戸府判事試補山口範蔵（後尚老）と思われる、当時神奈川での外交責任者參與小松帯刀に大変信頼を受け江戸開市延期の交渉にあたっていた（大久保利通宛小松書翰『大久保利通関係文書第三』八三・九二）。

又、此手紙の翌三十日寺島宗則から大久保への懇願報告の書翰がある（『大久保利通関係文書第四』一一八・二）。「先日から外国人から毎日五万トドルを預けて銀座に渡すが吹替滞りで残額が五〇余万トドルになっている。引替日限を公告している以上今後五万両引渡さなくては相済まぬ次第だ。『今朝江藤新平

より山口範蔵エ一書参り書中二十三之間外国人エ洋銀渡止置候様申越』がありました。その手紙を中井弘蔵に託しますので御覧下さい。大体外国人に一度約束した期日は一日も延引できず『若又江藤より申越候通三条公より命に出候』であれば、洋銀引替の断りなぞ私共神奈川裁判所の力に及ばず、三条公が直接に交渉してほしい。『今外国ニ新政府之信を失ひ候而は立行不申候』。詳細は中井、山口に説明させますので、よろしくお願ひします。

此二通の書翰は、二十九日の江藤から山口宛の申し入れ「吹替銀渡し十二三日日延」を受け、山口から「日限日延は期限公告している以上外国交際上許せるものではない」と抗議し、翌三十日山口は江藤に会ったか手紙かで、江藤から「二十三日の間外国人洋銀渡を中止してほしい」又此件は「三条公の了解を受け命令を得ている」と話があった。これを知った寺島から大久保へ「この国難を何とかしてほしい」と泣きついた。

この報を受け大久保は翌八月朔日『依召三条公参上、江東銀座之一条承り中々公論而已ニ而難行旨愚存申上候』（『大久保利通日記第一』）。先ず三条を訪れ此件のことを聞いた。公論は貨幣製造の本義は品質第一とする江藤の貨幣論（貨幣に付意見書）『江藤新平関係文書』書類二八〇・九八）のことを指すと思われる。この後大久保は江藤を呼び出し（『大久保関係文書第二』三七・一）、『江藤長谷川山口来、今晚江東入来銀座一条先中等之所を以御運相成候筋決断いたし候』（『大久保利通日記第一』）。「中等之所」が具体的に何を指すかは不明だが、八月二日付け江藤新平書翰案（『江藤関係文書』一一七・五三）では、「夜を日について五万金製造に励む」との決意を三条に表明している（宛先は書いてないが文面に明日の横浜御伴断りがあり、八月二日付中井山口宛寺島・井関書翰『日本外交文書一・二』五〇〇）の中に『明三日三条殿エ江藤新平附屬ニテ此表（横浜）エ御出張相成候』と連絡していることから察せられる。又、未解読分に八月二日付江藤宛山口範蔵書翰（『江藤関係文書』二三六）がある。

同日「神奈川府では有合せの金と三井からの金で三万六千九百両集め洋銀渡金の一部として渡し、明三日三条殿と江藤で各国と交渉される予定であ

九月九日付

「佐賀城下出立の節は、学校中より餞別はもちろん、金子拾両ずつ外に壯士輩より大日本史を贈られ、辞退に言葉なく、終に相受取り、返礼の首尾二丸へ細々申越候。右拾両の金高、ともかくも道中始末相調え、まず幸いに御座候」(同書四二頁)

「金子拾両ずつ」は大金である。おそらく個人からではなく、薩摩藩との厚誼のため、佐賀藩の藩庫から出されたものであろう。

『横山安武伝記並遺稿』によれば、安武が佐賀へ着いたのは五月十八日、弘道館入寮が二十日である。佐賀での学問が弘道館を目的とした遊学であったことが分かる。義祭同盟は五月二十五日であったと思われるので、佐賀に到着して間もなく参加したことになる(連名帳には五月としか記載はないが、湊川で楠木正成が戦死した二十五日にお祀りが行われるのが通例であった)。その後、八月二十四日佐賀発し、長州の明倫館へ向かった。この翌明治三年に安武は自決するので、この時の佐賀で出会った人脈が生かされることはついになかった。

以上、明治二年の『義祭同盟連名帳』中「薩客六人」について考察した。時あたかも江藤が帰佐して藩の中枢で改革に取り組んでいた時期であった。相手が薩摩藩主の弟であるので、何事か事件が起きることは許されないし、この遊学は佐賀藩の当局者も気を使った一事であったはずである。先に述べたように、十両の贈与にもそれが感ぜられる。江藤の事績とは直接関係はないが、その活躍した佐賀での周辺状況としては認識しておくべきことであろう。

本稿を成すにあたって『鹿児島県史料』について、本研究会大坪芳男氏の御教示にあずかった。記してお礼申し上げます。

〔参考文献〕(文中引用書のほかに)

楠公義祭同盟結成百五十年記念顕彰碑建立期成会編『楠公義祭同盟』(平成十五年、楠公義祭同盟結成百五十年記念顕彰碑建立期成会発行)

村瀬寿代訳編『新訳考証 日本フルベッキ』(平成十五年、洋学堂書店発行)

毛利敏彦著『江藤新平』(昭和六十二年、中公新書)

して「恒君とは恒五郎君、即ち悦之助公子のこと。これによると、公子は特に身分を秘し、平藩士の子弟として入寮したものとと思われる。」と述べている。

③ よつて明治二年五月の『義祭同盟連名帳』中「薩客六人」はこの一行七人中の六人に断定してほぼ間違いないと思われる。

④ 薩摩藩はこの遊学経費を大坂で支払おうとしている。公的遊学である。

⑤ 薩摩藩の家老（参政 中に四月段階の文書では西郷吉之助（隆盛）が名を連ねている。翌明治三年七月、二十八歳で東京の集議院前に政府の腐敗時弊十條の諫書を呈し、割腹自決した横山安武に、西郷は衝撃を受け、明治五年に建てられた石碑に碑文を書いている。西郷はその生涯で、人のために碑文を書いたことは二人のみで、その一人が安武であった。碑文中、公子（悦之助）の近侍に任せられた安武が、公子が深宮に育ち、下情に疎くなることを憂えて遊学を進め、自ら随行したことが記されている（『西郷南洲遺訓』八〇頁、岩波文庫）。

C. 横山安武から佐賀の状況を知らせる書簡

（河野辰三著『横山安武伝記並遺稿』所引書簡より抽出して引用）

五月廿一日付

「別段規則も無之候へ共、朝六つ半より昼八つ時まで、暮六つより五つ時まで、正課。余は勝手次第なり。かく寛課に御座候え共、一体に勉強の方なり」（同書三九頁）

「恒君儀、今以て現われざるつもりに候え共、二丸公子と現然相知れ候やと察せられ申し候。しかしこれより当地門閥共を振発せしめ、追々入寮の向と察せられ候。門閥の権、今に繁榮に御座候故、壮士共慷慨切齒し、偏に薩風を慕うの体なり」（同書三九頁）

「岩倉両公子、今に勉強なり。毎日四つ八つの間出席。他藩よりは、対馬藩士三人、唐津より一人、追々外藩よりも入寮のつもりに承り候」（同

書四〇頁）

午前七時から午後二時までと午後六時から八時までの弘道館の正課、新入の他藩留學生が薩摩藩主の弟と知って、佐賀の門閥家も発奮して弘道館に入寮し始めるようであること。また同時期留学していた岩倉の子弟の様子などにも注目している。

六月四日付

「当初弘道館中も追々人材登用、門閥者も我が為に動かされ候故か、各々入寮なし、日々振り立ち、幸い此の事に御座候。読書課業も盛んに有之、三尺の童子さえ講義美しくやりこなし、論盛んに御座候え共、何分空論にて、有志のものは却ていやしめ候様相見え申候。中島彦九郎と申すもの、其の人は議論公大、着実にこれをなし、我々しき惰夫は頻りと奮発、樂しき事なり。此の人は近頃より登用相成り追々面白く成り立ち申すべく候わんと存じ候」（同書四〇頁）

「読書課業も盛んに有之、三尺の童子さえ講義美しくやりこなし」というところは、嘉永三（一八五〇）年に佐賀城下に来た吉田松陰の「往還の童子、多くは書を挟み袴を着けて過ぐ、実に文武兼備の邦とみゆ」（『西遊日記』）の一文を想起させる。中島彦九郎は明治二年の『義祭同盟連名帳』四十七名中八番目に記された人物で、同時期「薩客六人」の参加は彼に誘われた可能性が高いと考えられる。中島はこれ以前にも一回、大隈・大木・島・副島・楠田などと一緒に義祭同盟の祭祀に参加した経験がある人物である。『佐賀先哲叢話』には明治三年ごろの佐賀藩官吏として軍事掛に中島彦九郎の名を揚げている。

B一・薩摩家老中より遊学依頼の来信

四月廿九日

『仮日記 司礼局編 明治二年四月』(鍋島文庫 023-64)

一、薩州家老中より御家老中^江飛札到来、左之通
但、別紙名前之諸生持参之由也

弊藩別紙姓名之者共、其御藩^江漢学為修行、被差出候間、可然御方^江入塾、万端預御教導度、其筋^江宜御達可被下、委細之儀、当人共より可申上旨(原文ここまで、以下略)

桂 右衛門

西郷 吉之助

伊地知 正治

橋口 彦次

大迫喜右衛門

伊集院直右衛門

黒田嘉右衛門

別紙諸生共より、書籍拝借之儀、願出儀も可有御座候付、不差支分は時々御借用被下度、尤給料之儀、於大坂御藩公用御方^江相頼差続方相成賦、此段も御含置可被下旨(原文ここまで、以下略)

別紙 餅田正之進 吉利莊之助 江田正蔵 小山嘉太郎

B二・薩摩参政中より遊学依頼の来信

五月十八日

『仮日記 司礼局編 明治二年五月』(鍋島文庫 023-71)

一、薩州参政中より御家老中^江之飛脚到着、左之通

但、別紙名前之諸生持参之由也

弊藩別紙姓名之者共、其御藩^江学問為修行、被差出候間、可然御方^江

入塾、万端預御教導度、其筋^江御達可被下、此段御頼為可申上、如斯御座候、尚委細之儀、当人共より可申上旨(原文ここまで、以下略)

桂 右衛門

伊地知 正治

橋口 彦次

大迫喜右衛門

伊集院直右衛門

黒田嘉右衛門

追啓、別紙諸生共より、書籍拝借之儀、願出儀も可有御座候付、不差支分は御借用被下度、尤給料之儀、於大坂御藩公用御方^江相頼差続方相成賦御座候間、此段も御含置可被下旨(原文ここまで、以下略)

別紙 一、平田伊蔵 二、横山正太郎 三、志摩恒五郎

以上、薩摩から佐賀藩へ出された二文書によって、次のようなことが言えるであろう。

① まず四月二十九日薩摩から佐賀へ第一陣が来ている。それが餅田正之進・吉利莊之助・江田正蔵・小山嘉太郎の四人で、次いで五月十八日に平田伊蔵・横山正太郎・志摩恒五郎の第二陣の三名が来ている。

② 第二陣の最後に記された志摩恒五郎が島津悦之助のことと思われる。志摩は島津と薩摩から作られた変名であろう。『横山安武伝記並遺稿』によれば、恒五郎は悦之助の幼名であり、安武自身も書簡の中で、「恒君儀、今以て現われざるつもりに候え共、二丸公子と現然相知れ候やと察せられ申し候」(五月二十一日付)と、隠してはいたが、恒五郎が島津悦之助であることが、佐賀藩内で知られたようだと伝えている。また、「恒五郎様始め一同大勉強」(九月九日付)などという使い方をして、恒五郎様は別格に扱ってあるので、志摩恒五郎は島津悦之助のことと断定してよいだろう。『横山安武伝記並遺稿』では五月二十一日付の書簡を解説

明治二年五月『義祭同盟連名帳』の「薩客六人」について

大園隆二郎

『義祭同盟連名帳』は嘉永三年（一八五〇）から明治十三年（一八八〇）まで三十年間に、佐賀城下において楠公父子をお祀りした際、集合した参加者名を記録したものである。藩政時代に九回、明治になってから九回、合計十八回の記録が残されている。江藤新平が参加した記載は、嘉永五年（江藤又蔵）と記載、同六年（江藤又蔵胤風）と記載、同七年（江藤又蔵胤風）と記載、安政二年（江藤又蔵）と記載、安政五年（江藤又蔵）と記載の五回である。義祭同盟はいまでもなく、佐賀藩尊皇派の指導者枝吉神陽（一八二一—一八六二）が主宰したもので、藩政時代は江藤を始め島義勇・副島種臣（枝吉実弟）・楠田知才・大木喬任・大隈重信など、その中心は神陽の慕う弟子たちが担っていた。

明治における記録は明治二（一八六九）年五月から始まるが、そのときの祭祀には藩内から武富文之助以下四十七名が参加している。その名前の末尾に「薩客六人」と記載がある。この明治二年の「薩客六人」とはいったい何者なのか。この時の名簿に江藤の名前はないが、この年三月江藤は藩政改革の主要人物の一人として、ちょうど帰郷していた時期である。三月には佐賀藩参政となり、六月版籍奉還の後、七月に佐賀藩権大参事となっている。十月には東京に戻り、十二月には佐賀藩での藩政改革の恨みをもって、二十日夜、上京した佐賀藩下級武士六名に虎ノ門で襲われ深手を負った。江藤にとつて明治二年はまことに慌ただしい年であった。佐賀藩での席次は四月二十三日の時点で、このとき准国老に推された大隈重信の上席であった（『日記御東行方編 明治二年三月より七月』鍋島文庫 033・74）。

さて、その明治二年の連名帳にあらわれる「薩客六人」とは一体何者なのか。この時期、江藤が藩の実質的政策決定者に近い立場にあったとしたら、

何らか形でこの薩客に関わった可能性もあるであろう。後に述べるように、「薩客六名」は薩摩藩主島津忠義の実弟忠経（一八五一—一八八二、忠義と同じく島津久光の子）とその付き人で、明治三年七月、東京維新政府の集議院に時弊十條の諫書を呈して割腹自決する横山安武（一八四三—一八七〇、森有礼の実兄）一行の賓客であったと考えられる。江藤との直接の交渉はなかったかもしれないが、同じ明治二年に佐賀で交差しているので、今後の研究の参考に資するため「薩客六人」についての若干の史料を紹介したい。

A. 明治二年四月十九日佐賀遊学の命 『鹿児島県史料』（忠義公史料 第六卷）

二五二 島津悦之助肥前佐賀ニ遊学ニ付横山正太郎ニ随伴ヲ命ズ

コノ日、藩庁ニテハ、久光公御子悦之助君（久封後 改忠経）肥前佐賀ニ遊学ニ付、

横山正太郎武安ニ随伴ヲ命ズ、後更ニ長州ニ赴キ、翌三年ノ春ニ至リ帰国ス、其ノ関係書類左ノ如シ、

一、悦之助様御儀、肥前佐賀江遊学之筈候条、可承向江可申渡事、

一、

右は 悦之助様肥前佐賀江遊学付、被召付候条可申渡候、

明治二巳四月十九日

知政所

この史料によつて、四月十九日、島津悦之助（のちの忠経）は横山正太郎（安武）の随伴のもと佐賀へ赴くことが知られる。ちなみにこの半年前、明治元年十月から翌年にかけてには岩倉具視の二人の子息も佐賀遊学していた。横山安武は五月二十一日付の家族への手紙の中で「岩倉両公子、今に勉強なり。」（河野辰三著『横山安武伝記並遺稿』四十頁）と書き送っている。島津悦之助一行と岩倉の子息たちは出会ったと思われる。

一同年同月晦日、昼出勤之處、大御目付成富新兵衛殿^ら郡目付役被仰付候旨、御達有之候

一慶應四年辰正月元日、御祝儀として御目見相整候

一同月二日、朝出勤、當年始^者上様七日^ら御上洛被遊候付、如形今日^ら出勤被相整候旨、一昨日歳暮廻達ニ成ル

一同月三日、無事出勤、祝義廻勤

一同月四日、無事同断

一同月五日、右同断

一同月六日、出勤之處誓詞被仰付、佐賀交郡被相達、一順上京被仰付候旨、大御目付^ら被相達

一同月七日、出勤之處、御目付野田清右衛門殿^ら中野数馬殿^ら御用被相達候事等も承り候様、其上在京之御目付相達候様被相含、晚暇乞迎被参候人數左ニ

大木民平殿、楠田知才殿、石井龍右衛門殿、八隈^ら八太郎殿、徳久幸

次郎殿、中嶋彦九郎殿、坂部晋三郎殿、嶋團右衛門殿、坂田源之助、

福地六郎右衛門、副島藤七

晚、小田駅着

八日、伊万里中町京屋着

九日、五月丸乗込、晚京師之申来ル

十日、甲子丸へ又々乗移り

十一日、出船、御酒被為拝領

一正月十一日、玄界洋ニ而数馬殿^ら被相達候儀、左之通

一、京撰景況之事

一、馬関鎖ヤ否之事

一、原次郎兵衛殿其外撰坂聞籍、若其儀不出来候ハ、御船被乗込候ニ付而之談判

一、手明鐘五拾人右同断

この史料により、江藤の郡目付任命が慶應三年十二月晦日であり、翌年正月六日に上京を命じられている。上京命令の内容は「中野数馬殿^ら御用相達され候事等も承り、其上在京の目付を相廻る様」というものであった。翌七日には「暇乞」として、大木民平(番任)、大隈八太郎(重信)、嶋團右衛門(義勇)など十一名と別れを告げている。

正月七日、江藤は鍋島直大の軍勢とともに佐賀を出立し伊万里に至り、十一日には蒸気船甲子丸で伊万里を出発している。鍋島直大の軍勢は、京大阪の情勢を把握のあと、正月二十一日に伊万里を出発している。十日余り伊万里に滞在していたことになる。

おわりに

江藤は、慶應四年正月七日に佐賀を出て上京し、新政府の徴士となり関東監察使三条実美に従い軍監として江戸に向う。江藤において江戸府判事の兼務になる。江戸が東京と改称後、東京府判事となり会計官判事を兼務する。明治二年正月命により上京、ついで鍋島閑叟に従い副島種臣とともに佐賀へ下国する。三月一日到着後、『御意請(上)』(明治二年)によると、副島は参政、江藤は参政格に任じられ藩政改革に取り組むことになる。ついで三月十三日に発表された藩職制では、執政を刑部、参政を岩村右近、池田文八郎、深江助右衛門、副島次郎、准国老・参政として江藤新平、大監察として成松新兵衛、中監察として石井清左衛門、藤本恒作、久保六郎助、増田忠八郎、成富弥六兵衛が任ぜられている。副島は間もなく鍋島閑叟とともに上京し佐賀を離れる。江藤は十月まで藩政改革に取り組み、上京していく。慶應三年十二月、「郡目付」であった江藤が一年三ヵ月後には参政・准国老として藩政改革に取り組む、この大きな立場の変化の背景を、幕末佐賀藩時期に溯つて史料検討をする余地があるのではないかと思う。

奉鳴謝候、僕等已ニ際限もなき姿ニ相成、長日若年、只々慨憤之外無他事御想像可被下候、社中之人々実ニ無限周旋相成候得共、足利北条之邪焰再熾、奸物共逆悪之吟味を以僕等人を屠服、賊ハ存命与之御書ニ可取極内決相成候由ニ御坐候、近々再鞫問口書取（前様不世）□可相成様子ニ付、獄中何れも大正氣を以相争、挽回之覚悟罷在候、此義者極密奉得貴意御口外被下間敷奉希上候、何卒社中一統江も御面晤被成下、御談示之程千万奉希上候、頓首

四日

尚以、島君古賀君中野君ニも御序之節奉願上候、不相替御構も出来申間敷候得共、両三日御滞留御論判も被成下候、以上、幸甚々々

太田蔵人に対する刃傷事件は、同年五月七日に起こり、間もなく富岡九郎左衛門外数名の者が捕縛された。富岡は直接手を下してはいないが、この事件の中心人物として伊万里山代の監獄に投獄された。この富岡の書簡は、厳しい取調べの中に江藤に届けられたもので、江藤と富岡の関係をよく示している。また、島君古賀君中野君と交流があった人物も判明する。島君は島田右衛門（義勇）、古賀君は古賀一平（定雄）であろうか。富岡は明治二年三月、江藤等の鍋島閑叟への執り成しで、山代の監獄から開放される。

永蟄居赦免

江藤が脱藩の罪科で永蟄居を赦免されるのは、これまでは期日は明確ではなく、慶應三年十二月とされてきた。しかし、この間に大木民平（喬任）と久留米の真木和泉を訪ねその弟外記に会う（文久三年頃）、老臣原田小四郎への意見書提出（元治元年〜慶應元年）、鍋島閑叟への上書（慶應元年七月）、牟田口幸太郎と大宰府へ行き三条実美に会う（慶應元年十一月）、徳川慶喜の大政奉還後に鍋島閑叟に会う（慶應三年）などと、永蟄居中とも思えない活動がなされたと伝えられている。

前掲の『鍋島夏雲日記』の元治元年七月十九日条に次のような記述がある。

七月十九日

江藤新平婦子引取一昨年之事ニ候得共、最早御免之儀申合ニ成

この史料によって、江藤の永蟄居が御仕組所での申し合わせで赦免になったことがわかる。これまで言われてきた慶應三年十二月の赦免から三年半近く潮ることになる。この時期、鍋島閑叟は佐賀に在城しており、江藤の赦免に直接関わったと思われる。元治元年は、前年の八月十八日の政変で政情が一変し、但馬生野の変、天狗党の乱、池田屋事件と世情混乱し、蛤御門の変にいたり、第一次長州征討を惹起することになる。

鍋島閑叟は、この年九月二十九日に佐賀を発し、熊本に寄り、佐賀関より大阪に向い十月十三日に入京し、同十七日参内し天顔を拝している。長州征討について十分な意見を述べぬまま、同二十三日に京都をたち大阪より乗船中津に上陸し耶馬溪をへて十一月五日に佐賀に帰着している。

江藤の上京

江藤の上京については、明確ではないがと断りながらも、慶應三年十二月永蟄居赦免の後、郡目付に任ぜられ、年の暮れに上京したとされてきた。今回、江藤家と姻戚関係にある川浪清身氏蔵の江藤新平関係史料の中から、次の史料が発見された。

「慶應四辰春

掌中記

江藤新平識」

一慶應三年卯十二月廿九日、夜五ツ半時比、御城御目付方罷出候處、郡目付役被仰付候旨、御目付高木大助殿方内達

戌八月の史料は、代品方の物書役江藤新平が病氣のために今般役方を辞退したため、その後任について伺った代品方の史料である。江藤が病気で代品方を辞退した時期は「今般」となっていて、七月下旬から八月下旬のことと考えられる。これまでの研究では、江藤は六月二十七日に藩政府に上書を提出して脱藩を決行した事になっている。この代品方の史料とは矛盾をきたす。

御仕組所所轄の文久二年『内密書付』(三)のなかに、「江藤新平聞取書付」(一)(二)が付箋をつけて綴じ込まれている。(一)は「京師其外二而見及聞繕候廉々、左之通ニ御座候」と題目が付き、(二)は題目は付いていないが、江藤家文書では「有志公卿及諸藩尊攘党志士の意見と南白の意見」と題目が付けられている。これまでの研究では、この外に「姉小路殿と問答の始末」「京都見聞」「密奏の書」等があるとされるが、藩側の史料のなかには見つけ得なかった。『内密書付』(三)に綴じ込まれている二史料は、江藤帰藩後に聞き取られたものであろう。これまで伝えられているものと、文中において若干の文字の違いが見られる。

文久二年の『仰出請御意・附り御聞届』及び『内密書付』(三)の二つの報告(聞取書付)がなされていることがわかる。「姉小路殿と問答の始末」の最初の部分に、「僕も旧冬より病気に付、城下より引退二十里計り西の方僻地へ立越養生罷在、夫より直ちに上京したる浪人の事に付」と書いており符合している。

永蟄居中の出来事

江藤が脱藩の罪で永蟄居になったのが文久二年の何時かは分明ではないが、佐賀城下の章泰寺小路で蟄居し、ついで小城郡山内大野の金福寺に移転したという。当時山内目代であった小城鍋嶋家中の富岡九郎左衛門(敬明)を頼ったものと考えられる。大野蟄居時代と考えられる江藤の様子が『鍋島夏雲日記』の元治元年四月条に現れる。鍋島夏雲は鍋島市佑保脩のことで、

家格は着座で御仕組所のメンバーであった。御仕組所は鍋嶋家当主に直属し、請役所当役・相談人、年寄、大目付、側役等で構成する家中の最高合議機関である。元治元年当時は鍋島閑叟のもと鍋島直大が毎月四のつく日に出座していた。鍋島夏雲は、日記の中に当日あった御仕組所の様子等を記述している。御仕組所でのような打ち合わせがあつてはか知るに貴重な史料である。

四月廿一日

河州内話、江藤新平儀小城の方へ食客之様ニ相成居、右之人ハ副嶋次郎迄、小城正義党ハ彼ノ太田蔵人ヲ可討果申合候次第、懇々申咄候由云々、事柄次郎取次候儀も無之次第申論被置候由、但上ヲ笠ニさし飢暴の取計仕候通ニ而者決而不叶ニ付(以下略)

河州とは、御仕組所のメンバーで当役鍋島河内直嵩(親類白石鍋島家)である。鍋島河内の内話で、小城の方へ食客となつている江藤新平が副嶋次郎(種臣)に語つたところでは、小城鍋島家中において正義党なるものが太田蔵人を討ち果たそうと申し合わせをしているという情報をもたらしている。副嶋はそのような情報を受ける立場にないとして申し諭して置いたという話である。夏雲自身の感想では、正義党の暴挙について批判的立場をとっている。小城鍋島家において、当主鍋島直亮は元治元年二月二十七日に三十六歳で死去し、同年四月二十五日に佐賀本家から養子に入つていた欽八郎直虎(閑叟の七男)が八歳で家督を継いでいる。直亮病床中から前当主直堯と姻戚関係にあつた老臣太田蔵人に越権行為があり、直亮配下の富岡九郎左衛門(敬明)の一派が太田蔵人排除の行動に出ようとしていたのである。江藤家文書の中に、富岡九郎左衛門の書簡が六通あり、その中にある次の書簡は、この当時に関わるものと考えられる(II013-576)。

爾来益御清壮奉嵩呼候、不相替被懸御心頭御光賁被成下候由、御懇志千万

幕末佐賀藩における江藤新平関係新史料

岩松要輔

はじめに

江藤新平についての主な伝記として、戦前の野半介著『江藤南白』（大正三年）があり、戦後は杉谷昭著『江藤新平』（昭和三十七年）、毛利敏彦『江藤新平』（昭和六十二年）及び園田日吉著『江藤新平伝』（昭和三十七年）、鈴木鶴子『江藤新平』（昭和六十二年）、江藤冬雄著『南白江藤新平実伝』（平成十二年）など多数ある。その中で幕末佐賀藩時代の江藤の動きについては、江藤家に残された史料を中心にして述べられているようである。

さて、佐賀県立図書館に寄託されている「佐賀鍋島文庫」の中の幕末佐賀藩の記録のなかからこれまで知られていない事実が見つかったので報告することとしたい。

江藤の脱藩決行

江藤の文久二年の脱藩については、中野方蔵の計報に接し、この年の坂下門外の変、島津久光の上洛など、政情の大きな変化のなかで決行されたと考えられている。六月二十七日に藩政府への上書を提出して決行されたといわれている。

該当する文久二年に関する史料を見ていて、御仕組所管轄の『仰出請御意・附り御聞届』（文久二年）につきの二史料を見つけた。

役内物書役之儀、土山与助立切勤被仰付置候処、去々申秋御蔵方物書役轉役相成候跡、指付人柄在兼候付、請役所御蔵方物書役之内、耆人充兼帯勤有之居候得共、本躰之勤御用繁之場所勝二而急成致事等指支候付、物書役耆人別段被仰付候半ハ、御用弁之筋者勿論會記録等之致事も有之候付、物

書役立切被仰付度、於然者當時手轉役一順當三月中被仰付置候左之人、支所無御座候半者、當九月迄物書役被仰付候様有御座度、此段致御達候

江藤新平

以上

戊三月

代品方

戊八月七日、河内殿上総殿御聞届此通

役内物書役江藤新平儀者病氣二而今般役方被遂御断、右跡反的御用指支居候、惣而右新平儀者當九月迄月限を以被仰付置候得者、役内之儀去十月以後より向様本納帳被相整候次第者先般及御達置候通之儀二而、右二付而者書出シ等其時々書整相成候てハ不相濟、彼は一順月限等之勤二而者御用筋指支二付、右新平跡代之儀ハ打采二被仰付候様有御座度、於然者人柄之儀者追而可及御達、先以此段致御達候、以上

戊八月

代品方

上総殿・河内殿はともに御仕組所の責任者で、請役所の当役である親類白石鍋島家の直嵩と親類同格武雄鍋島家の茂信である。代品方は安政元年（一八五四）に設けられた部局で、主に蒸気船購入のため物産を扱うところであった。

戊三月の史料は、代品方の専任の物書役土山与助が御蔵方の物書役に転出したあと後任がなく、当面御蔵方から兼務で物書役がきているが、御蔵方も御用繁多のため兼務では緊急の用に対応できないとして、台品方専任の物書役がほしい。ついては現在手伝方を当面三月中命ぜられている江藤新平を本年九月まで代品方の物書方として任じたいとして、そのことが決裁されている。これまでの研究では、万延元年に上佐嘉代官手許となつたとされているが、この史料では代品方において当面三月一杯手伝役を命ぜられていて、ついで本年九月までの物書役に決まったことが判明する。

向に翳して望むので、時に敵をつくつたのである、井上馨君の如き、理財の頭で固まった人に向つても、公明正大を以て迫つた為に、遂に司法と大蔵との衝突となり、井上侯をして烈火の如く怒らしめたのである、一国の財政を司る大蔵省は故意に司法省に向つては一銭の支出をさへ拒んだ、いかに請求して来てもこれを斥くる程井上侯は公私の別を忘れて司法省即ち江藤君を敵視して居た、江藤君は或時井上侯に一大痛棒を加へた事がある。

それは井上侯が折花攀柳の遊逸に耽つて省務を顧ざるもの月余に亘つた事があつた、これを聞た江藤司法卿は「官吏故なくして出勤せざるものは刑に処す、上官は殊さら重刑を科す」の法律を作りて三条公の裁可を仰いだ、三条公は其注意を作つた江藤の意の在る所を察し、許可を猶予しつゝ、一方に大久保、木戸の両公をして井上侯に切諫を加へしめた、井上侯は江藤君の仕向に切齒をしなが

ら洩々登庁するようになった、その法律は半年の後に発布されるに至つた。

江藤が井上侯をいじめたのは、長閑の専横抑制の爲である、其槍玉に挙げつた井上侯は大蔵大輔を退き、長く官途に就くを得ず、長州の勢力を幾分なり殺滅し得たのは、同君の靈も大に快とする所であろう、佐賀事變の如きは全く江藤君の与らぬ所で、譬ふれば海嘯にさらはれたやうなものである、其れ真相は自分『太政類展』中に記録して置いた。」

(六・二〇〇一)

八月三十一日

故江藤新平の妻江藤千代子へ皇后より三千円を下賜(九・一〇二)。

「●恩賜金交付 維新の功臣江藤南白先生未亡人江藤子ヨ子は寡居貞節を全ふし漸次老衰に傾きつゝある由 国母陛下の御令声に達し御手元金の内より金参千円を下賜さるべき旨御沙汰在らせられたる由は既報の如くなりしが右恩賜伝達の為め昨日午前子ヨ子刀自を本県庁に招致し正庁に於て知事代理下条事務官より交付されたり同未亡人は齢已に八十に近く体軀屈折して歩行にも不自由なれば節山氏の未亡人付添ひ市役所よりは長谷川市長同道にて出頭し右恩賜の旨伝達あるや感泣措く能はず暫らくは顔も上ぐる能はざりしと云ふ因に該御下賜金は一応金前に供したる後銀行預金となし今後保管方法等に付て

は長谷川市長其他の有志協議の上 陛下の御思召に添ひ奉らんことを期する筈なりと」

(九・一〇二)

九月二十三日

故江藤新平の妻江藤千代子に対し三千円の恩賜金があつたことで、長谷川佐賀市長ら有志の発起で市内西田代町の本行寺で臨時奉告祭を行なう(九・二四二)。

「●江藤南白翁奉告祭 (前略)次に野代議士は今回、陛下より御下賜金あり

しについては衆議院各派有力なる議員より今回の御下賜は一皮剥いたるものにて是非最初の目的を貫徹せよとの奨励の書面を寄せられたるが近來東京にては隅々まで遷都主唱者は江藤翁なる事を知り東京の恩人として何か企画せざるべからず恩賜金を機とし東京に『江藤文庫』を設置し江藤式の法律及び各国の憲法等を蒐集して後進の子を教導せんと識者の間に唱へられつゝあり又私が編纂中なりし南白先生の伝記も来十一月の大演習までには出版せん考なりと述べ一同清談の後五時頃散会せり」

(九・二四二)

京築地本願寺に於て莊嚴に執行はれたり、故卿の面目を偲ぶべき十数点の遺品、遺墨の陳列せるを見るに過ぐる明治の初年、即ち彼戊辰の戦役に際し東台山上に籠居せし彰義隊討伐の朝命を受け官軍の軍監として加賀屋敷の高処に陣し、一隊の砲兵を指揮して自ら陣頭に立ちて打ち振りたる紅白の指揮旗あり、翌二年藩政改革に際して佐賀藩藩士の怨府となり登城の途次を虎の門外に要せられ兇刃を浴びたる羽織に一揮の刃痕を留むるあり其他墨痕淋漓たる遺墨あり（中略）式を了り大隈伯壇上に立ちて「三十七年の昔を想起して感慨深し」と述べ「成敗を以て人を論ず可らず江藤新平氏は失敗せり板垣伯もまた失敗者なり偉大なる歴史は百世の下に定まる」と説き次で板垣伯登壇公明憫達剛直なりし故人の性情を語る鷲尾伯祭文の後故人の女婿江口一三氏は未亡人の謝辞を齎して登壇未亡人は七十九歳の老軀を以て此の企を聞き朝夕東向して合掌すと語り「新平は死刑に処せられしに非ず無法にも拇印を迫られ予期せざる時に斬殺せられしなり」と告ぐ最後に故人が東京を去りて佐賀に至る迄従僕たりし山田次郎氏登壇謝辞を述べて式全く了る当日の来会者は大隈、板垣、鷲尾の三伯、宇都宮陸軍、肝付海軍両少将、古賀廉蔵氏、犬養、島田、箕浦、大竹、森久保、菅原、福田、磯部、高木、的野等の各代議士等一千余名にて頗る盛会なりしと」（四・一六三）

四月二十三日

来佐中の福岡県選出代議士の野半介の歓迎会を長谷川佐賀市長、江副靖臣ら七人の発起で開く。的野は江藤新平の顕彰に尽力（四・二二、二五△△）。

「的野代議士招待会」

福岡県選出代議士の野半介氏招待会は予報の如く一

昨午後六時より松原通り清漣亭に於て開催長谷川市長を始め代議士、市参事会員、市会議員、銀行頭取、知名の実業家、刀圭家、弁護士、新聞記者等数十名にして席定まり的野代議士は家永氏の塾に在りし頃より当市及江藤氏との関係、江藤南白氏は遷都の恩人、憲法創始の恩人、上野戦争の勲功者なるを述べ尙表彰に関する運動等約一時間に亘り詳細に其経過を報告し長谷川市長は他県の出身の同代議士が多分に尽力さるゝは本市民の深く謝する旨を述べ次で

的野氏は再び起て政府にては維新史料編纂の筈なるが或は長州人の功のみを掲げて江藤南白氏の如き勲功者を除外するやも知れざるを以て南白氏の伝記を編纂企画中なれば大小となく材料を給せられたしと述べ次で江副靖臣氏は江藤氏は東京の恩人なるのみならず佐賀県及ひ佐賀市の恩人なりとて其例を挙げ尙的野氏の尽力を大に多とし夫れより歛酌清談主客杯の献酬、三絃鳴り芸妓の舞等ありて清宴なりし」（四・二二、二五△△）

六月

久米邦武の江藤新平懷旧談「江藤氏の半面」を掲載（六・二〇△△）。

「江藤氏の半面」 文学博士 久米邦武

故江藤新平君は自分より五歳年長の先輩である、少年時代に五歳歳が違ふと小供と大人程相違がある、それに自分が藩賢弘道館に入塾した十五歳の時は、江藤氏は既に退学されて居たから、青年時代にかけてがひて親しくするの機会が無かった、其染々と膝を交へて相語つたのは佐賀藩制改革の時であった、当時江藤君が既に東京で地位を得て居られ、政府の依頼を受けて下藩せられたのであった、自分は其時親しく江藤君の面目に接し、非凡の技倆ある人なるに推服した。

明治二年より佐賀暴動の明治七年迄は、折々の面会に過ぎず、公務多忙にして親近するの機会が少なかった、同君が征韓論の為に廟議と合はず、参議司法卿を辞し、野に下つた時、自分は一度其私邸に同君を訪問した、当時江藤君は快瀾に四方山話の末、「閑な身になったからこれより又書生に回つて法律でも勉強しやうと思ふ」と語られた、それ以外には何等の秘密消息も漏されなかつた、自分は岩倉大使に随従して洋行したから、江藤君は隔を設けて何も語らなかつたのであろう、佐賀變の突発を後に聞て自分はその意外に驚かされたのであつた、江藤君は三条公の知遇を蒙る事厚かつた、其累進司法卿になつたのも、三条公の引立である、同君が政治上の主義は公明正大である、法律は私を許さぬ、公明正大が即ち法律の精神である、然らば法律を以て天下を治むるが、最も策の得たるものであるといふ議論である。故に江藤君は、何事にも公明正大を真

「江藤氏表彰内議」

▲授爵か御下賜金か江藤新平氏の表彰に関する建議案は既報の如く各派の聯合を以て尾崎行雄氏外六名提出者となり二百廿余名の賛成者を得て衆議院に提出され七日の議事日程に上す筈なりしも本県出身の先輩たる政友会総務松田正久氏は本案の内容に関して斯く天皇の大権に属することを論議するは穩当ならず無論復位授爵を迫るにあらざして政府に向つて相当の処置を促すものなれば理屈の上よりは不可なれど兎に角公議公論するに先だち政府に対して輿論の帰趨を知らしむる方可なるべしとの意見にて七日の日程より除き本案はこの儘審議を経ざることとなりしが右につき松田氏は去六日夕桂首相と会見の際意見を述べ若し政府にて何等かの処置を取らざるに於ては民論の沸騰を見ることなしとせず政友会始め議會全般の意嚮なれば政府に於て適當の方法を講ぜられたしと請求し尾崎氏亦た七日交渉する所あり桂首相も其の意を諒し相當の処置を取ることを諾したり因つて七日午後院内圖書館にて犬養氏を始め各派の重立者の會合を催し右交渉の顛末並びに政府の意嚮をも報告し各派にても之れを諒したり而して桂首相は遠からず相當の手續を履み陛下に奏上する所あるべく天恩枯骨に及ぶの期も遠からざるべきか聞く所によれば復位授爵等のことなき迄も零落に泣ける遺族に対して恩賜金の下賜ある趣なるやも畏く右建議案は之れと同時に必要なしとの理由を以て撤回さるべしといふ (三・二〇〇〇)

三月 十三日、六月 十九日

「南白 江藤氏の事ども」全七十七回連載 (三・一三六・一九一、二、三)。

※この連載記事には署名、連載の経緯、典拠についての説明はまったく無い。連載記事は、同年九月二十八日に実業之日本社から発行された鹿島櫻巷著『江藤新平』とほとんど同文である。『江藤新平』にも出版の経緯についての説明はないが、同書巻末の同社出版書目によれば鹿島櫻巷は東京毎日新聞記者とある。同書の序文は大隈重信が撰し、代序は上島長久が、「江藤新作君の生涯」を執筆している。佐賀新聞掲載は、出版約六カ月前で、東京毎日新聞に掲載した記事の転載であ

ろうか。東京毎日新聞は立憲改進黨→憲政本党系の新聞であり、中央政党でいえば敵対関係にある新聞社の記事がなぜ転載できたのか、その経緯はわからない。西肥紙にも掲載されたかどうかは、同紙が残らないのでこれも不明である。著作権がやかましくなかつた当時では、短い記事の無断転載はよくあるが、長期の連載記事である。無断転載であれば、西肥の方から抗議があり、それに対する反駁も佐賀新聞に載るはずであるが、そのような記事はみあたらない。いずれにせよ、「南白 江藤氏の事ども」は、当時の佐賀県民が初めて読んだまじまつた江藤新平伝記であり、江藤理解に少なからぬ影響をあたえたことは、想像に難くない。

三月 二十日

江藤新平氏の遺族に救護の手がのびる (三・二〇〇〇)。

「江藤氏遺族救護 故江藤新平氏の遺族救護に対して民間の一般有志家側には既に若干の義捐金申込を表彰建議提出者に向け申込みのあり就中東京鐵道の井上敬次郎の如きは独力にて少くとも二千円内外は取纏むべしと申出で其他百円二百等の義捐金からずと」 (三・二〇〇〇)

三月

江藤新平表彰建議案が衆議院で修正可決 (三・二二二〇)。

「有情無情 江藤新平氏表彰の建議案は建議文の最後に「閣臣は補弼の責に顧み相當の処置を採られん事を望む」の一句を挿入して兎も角も議會で可決された▲然かし長州派の頑冥なる此表彰の爲めに自分の功譽が毀損せらるゝが如く考へ今にも頑張つてゐるから同案の前途は到底樂觀せられたものでないと思ふ」 (三・二二二〇)

四月 十三日

江藤新平追悼と韓国併合奉告祭が東京築地の本願寺で開かれ、大隈重信、板垣退助ら千人以上が出席 (四・一五、一六三三)。

「朝鮮併合奉告祭 前參議司法卿江藤新平先生の奉告法会は十三日午後東

今日の盛事を見る能はざりしを哀む、然れども諸先生の志は国家の経綸に存し日韓合併は其主張の事実に行はれたるものなるを知らば諸先生の志は既に達せしなり復た何ぞ何をか問はん嗚呼諸先生の英靈は天に在つて照鑑す敢て赤誠を傾けて日韓併合を奉告す尚くは髣髴乎來格

明治四十三年十月八日 日韓併合奉告祭發起人總代 横山万里 九拜

(以下略)

(一〇・四、六、九、二)

十月

江藤新平に対する贈位が国会で論議される(一〇・二〇、二一)。

「●故江藤氏増位運動 故江藤新平氏に贈位の恩典を得んとする請願を二十七議會に提出すべく有志議員の間に協議中にて朝野有力者の間に賛成者も少か
ふぢやうはぢやう」 (一〇・二〇、二一)

十月

江藤新平の事跡をまとめる計画が進む。板垣退助から遷都の逸話も出る(一〇・二六、二七)。

「●江藤氏功績表彰 先頃より朝野有志家に依りて發起計画されつゝある故江藤新平氏の功績表彰遺族救護の件は其第一着として同氏生前の事蹟を編纂することに決し事務所を東京赤坂区仲町廿一番地に置き編纂材料として氏の(一)族籍家格、(二)祖先父母兄弟妻子、(三)遺傳教育、(四)容貌、風采及び性格、(五)在藩時代の事歴、(六)在朝時代の事歴、(七)征韓論に関する文書並に行動、(八)佐賀事変に関する事歴並に行動、(九)詩歌文稿並に書翰の類、(十)逸事異聞並に筆蹟写真、に關して弘く世間同志の寄贈を請ふ由にて其趣意書を同志に頒ちたり而して板垣伯は此挙に対し満幅の同情を表して助力せらるゝ趣なれば維新の当時大久保公は遷都を主張し廟議一旦之に決たるに其後遷延日を送り遷都の盛挙或は中止に至らんとするの虞ありし際江藤氏は進退を賭し行幸遷延をわ諫め東幸の議を執行するに至りし材料の如きは板垣伯の手より出でたるものにして其他今日迄世間未知の事蹟尠からずと云ふ」 (一〇・二六、二七)

明治四十四年(一九一)

三月

江藤新平関係の新資料に記者の感慨を述べる(三一・八、二)。

「◎有情無情 今度川原茂輔、的野半介、小久保喜七氏等が故江藤南白の雪冤建議案を下院に提出するにつき去四日夜松本樓に東都の新聞記者を招いて故人自筆の手紙や岩倉、三条、木戸から送つた書類を見せたそうだが孰れも維新史料になるべきもの許りである▲殊に珍らしいものは江藤が司法卿参議及び海外派遣の辞令で太政大臣三条実美宣、大内史土方久元奉と認め天皇の御璽が捺してある許りで親任官の辞令としては極めてお粗末なものである▲江藤と大木とが連名して遷都論を上つり更に江藤自ら催促の爲めに出した奏文は文章が峻烈で最後に『議用いられずんば暇を賜りたい若し臣の言が不遜不敬なれば身射裂さるゝも厭はぬ』とは如何にも故人の氣象が現はれて居たと東都の新聞記者は大に敬慕して居るそふだイヤそふなくてはならぬ▲江藤氏の復位については佐賀の某有力家は十年前既に山県公の首相の当時建白書(堀内新泉起稿)を二回程提出されしとの事である香川前県知事も大に労を取られた事がある然し山県はなかなか聴き入れぬのみか法制局の者共が杓子定規的に法律を解釈したそふな今回の建議案は貴衆兩院共全会一致通過するであらふ通過した以上は山県老も文句は言へまい法制局も頑張る事も出来まい今度といふ今度は愈々復位されるであらふと思へば有無子も喜び此上ないのである▲故江藤氏を批評する者が昨今至る処に多いやうだが兎に角維新の傑物であつた事は万目の観る処である▲元來短急の質で其特征論を主張して野に下つた時の如きは豪意氣で平生懷抱して居た宇内統一主義や極端なる輿論的意見は當時では随分思切つた議論と云はねばならぬ▲氏が絶世の歌たる『国を思ふ人こそ知らぬ丈夫が心づくしの袖のなみだを』を一読するも大丈夫の血涙が彷彿として湧いて来るやうだ」 (三一・八、二)

三月 六日

江藤新平表彰案を尾崎行雄ら七人が衆議院に提出(三一・二二、二三)。

明治二十三年(二八九〇)

四月 十三日

江藤新平らの十七年祭が佐賀市川原名の招魂場で開かれ、多数の参詣で大いに賑わう(四・一五△▽)。

明治三十三年(二九〇〇)

一月

富田雙川・小原觀南合著『嗚呼江藤新平』(新刊)(広告) 発売元は京神田区の東京堂、同岡崎堂、高知市の開成舎(一・二二△▽)。

「嗚呼江藤新平生れたり出産の理由は不言不語大方の高評を待つ」(一・二二△▽)

明治四十三年(二九一〇)

一月 六日

江藤新作前憲政本党代議士、報知新聞主幹が死去、享年四十八歳。葬儀は二十日、佐賀市西田代町本行寺で行なわれる。憲政本党は狩野雄一と政友会県支部は南里琢一が誄辞を朗読、佐賀市長長谷川良一が大隈重信の弔辞を代読。喪主は冬雄、政官界、実業界、友人、市民五百余人が参列。

(一・八、一九、二二△、二二)

「江藤新作氏逝く 去四十一年以来相州鎌倉に於て病氣静養中なりし江藤

新作氏は去六日午後〇時五十分同地に於て逝去されたり享年四十有八、氏は高潔の士にして世人の尊敬を受け身を政界に投し三十年頃より代議士に選ばれたる事数度、又詩文に長し三十九年報知新聞社の主筆に聘せられ翌四十年未より病魔に襲はれ医師の静養を勧むるも議會開会中なりしを以て四十一年一、二月の議會に出席し重患となりしも屈せず閉会后鎌倉に転地し約二年静養し居られたるが終に訃を伝へらるゝに至れり誠に近來の恨事といふべし葬儀は当佐賀にて執行の由」

(一・八△)

三月 二十日

江藤新作の追悼会を東京芝公園の三縁邸で開催(三・二三△▽)。

四月

江藤新作追悼会を佐賀市本行寺で十五日行なう予定、会費一円。

(四・九△)

五月 五日

防長史談会で江藤新平、前原一誠に対する名誉回復運動が起こる。

(五・一三△)

七月

故江藤新作に幼弱遺児が多いため、遺族救済の義援金を募集。發起人は長谷川佐賀市長、江副靖臣、梅崎綱吉、吉武豪、成富種照、狩野雄一。

(七・一九△)

七月

佐賀市教育会は鍋島直正ら維新の功績者七人の肖像の印刷を計画。

(七・二△)

十月 八日

佐賀の乱関係者への日韓併合奉告祭を佐賀市の武徳会で開催、約二百人が出席。神式と西洋音楽隊の混在で行なう。發起人は石井周蔵ら十八人。

(二〇・四、六、九△)

「(前略)同志横山万里氏は颯爽たる古武士の風貌を以て左の奉告文を朗読せり

奉告文

同志者相謀りて祭壇を設け薄儀を供へ江藤南白、島樂齋等諸先生在天の靈に告げ奉る其辞に曰く謹て惟れは日韓併合は二千年來の皇謨を遂行し東洋永遠の平和を保持する所以なり 我皇明治四十三年八月二十九日を以て併合の大詔を中外に宣布せられたるや而して我郷土の諸先生は夙に征韓の議を唱へ不幸にして時の否運に制せられ慷慨激越遂に身を以て其主張に殉するに至る誰れか其志を壮とし其誠を高しとせざらん諸先生の逝てより茲に三十七年生きて

天然石に嗚呼諸君子之碑と大書し裏に為明治七年戦死者建之としたりる碑石を建て而して方角は東西にして霊前の飾り供饌物旗幟燈器は見事にて内外の景は自ら威靈赫々昭々と流石は志士君子の魂を招くの霊祭とは思はれたり扱、数日来の雨天続きは同日晴天となり、「人をして之れ天の志士祭典を助けしものならんかと疑はしむばかりなりし同九時に至れば各神官十数名左右に席を占め同く戦死者の遺族親類等の人々も左右に列し無慮千五六百の吊詣人は霊場に充滿し其賑ひや筆の能くすべきにあらす斯る折り神官各々祭典の式を行ふ最も静々として楽音の肅々たり靈魂を吊するの意表れて遺族者の心を慰むるに余あり式了れば……餅まき蜜柑まき、各派の撃劍、武術、柔術の披露などがあつた。

(四・一五△三)

※ 明治七年の役戦没者招魂祭は例年四月十三日に執行され、毎年記事があるが、以下、例年祭は省略。

六月

江藤新平、島義勇ら佐賀の役戦死者二百四十余人の碑建立費の寄付者は八十二人(広告) 寄付金は三十銭から五円まで(六・一九△二△四)。

明治十九年(一八八六)

七月 一日

江藤新平、島義勇らを弔慰する大施餓鬼法会修行を東京神田区の神保園で執行。発起人は佐賀出身の柴田洪平、名尾善衛、唐津出身の山村又次郎、秋田出身大沢尹偉、大分出身佐藤宇吉の五人で在京の有志者の寄付が相次ぐ、十七日まで。十九年は十三回忌にあたる(七・二、七△一、三△)。

八月 十四日

遺稿「南白遺稿」五回。江藤新平から大木民平、坂井辰之允へ京都の様子を知らせた書翰(八・一四△一九△二三)。

「◎南白遺稿」 故江藤新平氏ノ遺稿ナル南白遺稿(某ノ秘蔵スル者ナルカ當時

ノ事情ヲ知ルニ最モ必要ナルヲ以テ本社強テ其遺稿ヲ借り今日より陸續掲載シ

テ読者ノ一粲ヲ博ス。「大木民平坂井辰之允へ聞取書ヲ副へ書」など。

※ この書翰は、故南白江藤新平著、男江藤熊太郎・新作編輯、久米邦武批評で明治二十五年八月に東京の博文館発売された『南白遺稿全』に収載されている。それより六年前に佐賀新聞に掲載されたものである。文章はほぼ一致する。ただし、新聞掲載文はカタカナ書き、『南白遺稿』は平仮名書き、『南白遺稿』中の「姉小路殿と問答の始末」が新聞では欠落など、多少の違いがある。

明治二十二年(一八九九)

五月

大審院の名村検事長が七年の佐賀事件で江藤新平らの書類を司法省から取り寄せて再調査中。大赦令に關係か(五・二二△二△)。

九月

東京の佐賀同郷義会は、憲法発布大典特赦で汚名が消滅した江藤新平の大供養を二十二日東京で行なう予定(九・一九△二)。

◎故江藤新平氏の祭典 王制維新の際偉大の勳功を奏し其後明治政府に仕へて文勳赫々たりし故江藤新平氏は一朝意見の合はざるが為め職を辞して当佐賀に帰り後進子弟の為に擁せられて反旗を翻し遂に賊名を蒙り空しく恨を呑んで不祀の鬼となり後人をして転た感慨に堪へざらしめたるが本年二月の憲法発布と共に大赦の恩命出でて氏の汚名も漸く消滅するを得たりしかば佐賀同郷義会にては其英魂を慰めんとて来る二十二日を期し東京府下に於て一大祭典を執行する由にて本県出身の貴顕紳士は元より司法省の諸官吏、其他在世の知友諸氏等多くの賛成者ありと云ふ (九・一九△二)

(参考)「郵便報知」二十二年九月二一日「江藤新平の大赦追告祭を九月二十二日芝公園地弥生社で執行の予定」『新聞集成明治編年史』⑦、『明治ニユース事典』四

を三点あげよう。

(一) 明治四十四年の江藤新平の復位、名誉回復にあたっては、日韓併合が追い風になった。

(二) 江藤新平の名誉回復については、佐賀、西肥両紙は、協力して事にあたっている。

(三) 島義勇と江藤新平はいわゆる憂国党と征韓党で立場を別にしているとはいえ、ともに佐賀の乱の領袖と目されているが、招魂祭などの記事では常に江藤が優先であり、島については、招魂祭以外、明治二十二年の大赦に関する記事その他も佐賀新聞には見えない。現在の佐賀でも江藤の方が島より知名度が高い。

【江藤新平関係記事一覽と原文】

(事件月日／記事内容／(記事掲載月日(紙面))／「記事文」)

明治十八年(一八八五)

三月

江藤新平、島義勇ら佐賀の役戦死者碑の建設場所が佐賀市街川原小路の招魂社の南側と決まる(広告) 江口六蔵、中島彦九郎ら三十余人の連名で碑の建設を訴える(三・四〜二五(四))。

「招魂社建築之広告」

吾輩カ区々タル微衷ト四方賛成ノ協力ヲ以テ十年來建ント欲シ建ツル能ハサル神社ヲ漸ク新タニ建築スル結構ノ大概ヲ世ニ公ニ廣告スル其地位ハ即チ西ノ門内南側今東ニ面シテ三台建ツル所口三碑……………中央ノ高サ凡ソ七間是則チ江藤島其他先輩亡友ノ神靈ヲ祭ルノ碑ナリ、右ハ高サ凡ソ三間余是則チ枝吉神陽先生ノ碑、左ハ高サ凡ソ三間余是則チ中野方蔵子ノ碑ナリ、其西南隅ニ森鬱ニシテ高瞰且大ナル楠アリ茲ニ楠氏菊池氏両忠ノ双廟ヲ营造シ(以下略)

明治十八年二月 発起人

江口六蔵、中島彦九郎、生田源八、横尾純喬、石井翼、横山万里、陣内利武、村岡致遠、江藤新作(以下二十余人略)

(三・四〜二五(四))

四月 十三日

江藤新平、島義勇ら二百余人の佐賀の役戦死者碑建立、招魂祭を執行。約千六百人が参詣(四・一五(三))。

「◎招魂社景況 兼て本紙上に広告ありし明治七年に於て砲烟の天を画き死山

血川の一活劇を演し生て不祥の空気を吸よりや死して霊土の楽みとならんとせられし江藤島以下二百四十有余志士戦死の為め去る十三日を以て祭典を執行せられたり其景況を左に記さんに霊地は佐賀郡招魂社南側に占め中央に六間方に高積八尺余頂天に三間半四方の玉垣を廻し其中間に高さ一丈余なる一大

明治期『佐賀新聞』掲載の江藤新平関係記事

生馬寛信

はじめに

本報告では、明治期の『佐賀新聞』に掲載された江藤新平関係の記事を紹介する。

江藤新平研究が進んだ現在では、これらの記事による新事実の発見はほとんど期待できない。しかし、明治七年の刑死からすでに数十年を経過し、明治中・後期の佐賀県民にとって江藤はすでに過去の人であった。県民に江藤がどのように理解されていたか、地元新聞に報道によって新たな江藤像がどのように形成されていたか、理解や評価にどのような変化が生じたか、を知る手がかりにはなる。

はじめに、明治時代の佐賀県の新聞界について、政界の変遷動向と絡めるながらごく簡略に概観しておく。

佐賀新聞は佐賀県再置一年後の明治十七（一八八四）年八月に、代言人の江副靖臣によって創刊された。二年後の明治十九年四月、『肥筑日報』が武富時敏によって創刊され、以後、両者、両紙は熾烈な争いを展開することになる。国会開設が近づくことと地方政界は動きが活発になり、肥筑派が自由党系の「郷党会」を結成すると、佐賀派は自由党の野党的性格の「同成会」（佐賀改進黨）を結成した。明治二十五年の第二次衆議院選挙では、佐賀はいわゆる選挙干渉事件の主要舞台の一つとなった。肥筑紙が「民党」側に立ったため、当初は中立を標榜していた佐賀紙は、「官党」側の立候補者に経営権が譲渡され、官党色を鮮明にした。県当局からの激しい選挙干渉によって、選挙は官党側が圧勝したものの、この年の佐賀紙は官党一

色で品格に欠け、読者を失う結果となり、同年十二月、経営権が再び江副の手に戻ると、起死回生をねらって『佐賀自由』と改題した。明治二十六年になると星亨の遊説を機会に佐賀政界の再編成がなされた。佐賀紙派は自由党の松田正久に近づき、江副が自由党に入党、旗幟を鮮明にした。一方の肥筑紙派は武富はじめ郷党会が集団で自由党を脱党、改進黨→進歩党に与し、大隈重信を領袖として仰いだ。以後、佐賀の政界は、実業界グループは別として、大まかには、自由→（合同）憲政党→新憲政党→政友会→佐賀新聞派と改進黨→進歩党→（合同）憲政党→憲政本党→立憲国民党→肥筑日報紙派に色分けされる。江藤新平の二男新作は進歩党から中央政界に進出し、代議士を勤めた。佐賀、肥筑両紙の勢力争いは、一時的に優勢はあるが、ほぼ拮抗している。

佐賀紙は、一時『佐賀』『佐賀自由』などと紙名を変更し、江副の死後は経営権が他の会社に移るなど多の曲折があったが、『佐賀新聞』の紙名と保存紙は今日まで伝えられている。一方の肥筑紙は後に『西肥日報』と改名し、大正末期に福岡県の『九州日報』に合併されて廃刊となり、バツクナンバーの所在さえつかめない状態である。佐賀新聞によるだけでは一面的だが、保存紙の事情でいたしかたない。

江藤新平関係記事の抽出にあたっては、筆者も参加している佐賀近代史研究会の「佐賀新聞に見る佐賀近代史年表」作成作業に負っている。明治十七～三十年は既刊であり、『佐賀新聞に見る佐賀近代史年表 上』佐賀新聞社（一九六三年刊）、これにより抽出した。明治三十一～四十五年は未刊だが、記事の採取と年表素原稿作成作業はほぼ終わり、掲載事項の絞り込み選定と校合、文章推敲の段階である。年表の紙幅により掲載事項に限りがあるので、細大漏らさず記事を採取したとはいえないが、重要事項は選定されていると思う。記事に関する考察は別の機会に譲るとして、気づいたこと

① 『維新史料綱要』明治二年六月十七日条「公卿・諸侯の称を廢し、改めて華族と

称す」、同年十月五日条「無位華族の天機伺候を停む」、同年十一月二十日条「在

東京藩知事・有位華族及其隱居・嫡子に命じて、朔・望には、天機を候せしむ」、

同三年二月五日条「列藩華族隱居有位者の未だ參朝せざる者に、三月中を限り朝

覲すべきを令す。尋で「四月十日」朝覲者に帰藩の暇を賜ひ、東京在住を望む者

は之を申請せしむ」

4 明治「五カ六」年「月」日

森謙助

壬申三十一

右之者元西京住代官小堀氏家来候處、去辰年奈良府ト称シ候節出仕聽訟斷
獄方相勤、午十二月辭職、其節知事海江田殿賜褒賞、歸在京後當壬申春澤
外務卿殿家来ニ被相雇、當十月上京

右上京之節、自西京山本十郎ト、(判読不能) □ 山本氏ハ本生力娘ノムコニテ、

奈良ニテ同廳へ出仕中ノ懇意辺ヲ以、今度添書致来候也、

5 明治「一」年八月十九日

拝披仕候、如貴命秋冷相募之處、愈御安體被成御起居珍重奉賀候、陳者金子
御返却被下、辱相請取申候、空囊之折柄、別而用弁仕候、將又序ながら申
上候、先達横濱表賣上品代不足ニ付、三條公御手元金式千三百七十五両、
明廿日迄之定約を以、拝借仕置申候間、何卒御返却被下候様奉_(兼) □ 候、明日
參上可仕處、乍略義御断申上候、此旨貴答迄、早々頓首

八月十九日

6 明治「十七カ」年十一月十八日

昨日者御□參之處、不相變御構も不申多罪之至也、陳夫ハ東台ニ車ヲ飛候處、
恰好在宅ニ付、十分間之面會ヲ以、彼之^②印遺物云々逐一相談ニ及候處、
委細承知致候、素^③我輩義義務上ニ於而右等之事承リ候ハ、嶋本君之御
依頼無之共其責メアリ、且ツ彼地^④參候ハ、不取敢未亡人始メ其弟杯義相
尋ね申ス心得也、時計ハ兼而承知、米利堅トカ^⑤四百円斗ニ注文之上取寄
之品也、拂下云々甚タ不都合ト云ヘシ、又金円を性質集合敷又ハ所有之財
産敷ヲ分別シ、屹度下渡ニ相成趣尽力可致と憤發致居申候、御安心被下度
候、將又此度ハ是非鳥渡足下^⑥昇堂、御暇乞旁拜話□□□、何分多忙心底ニ
不任候間、宜敷御挨拶致度ト之傳言も相受候間、右趣御承知被下度、以參
過日之御禮旁可申述筈之處、小生義も家財之取_(判読不能) □□等之義色々繁忙なる
を以、蕪章此段御報申上候、早々多謝

十一月十八日

仲道大兄

直枝

編者註

① 東台とは、上野。

7 明治「一」年「月」日

拝啓、弥御安静被成御奉職珍重奉大賀候、しかれハ昨日御依頼仕置候末、

□ 聞

(後缺)

御見舞やらおたつねかたく文して申あけまいらせ候、いまた寒むさつよくおわしまし候へとも、いよく御かわらせのふ御入らせあそハし萬々御めて度そんじまいらせ候、厄よふ候へハ、御あなたさま御歸遊ハし、(前説不能) □
よく、う吉繰り候ゆへ、さつそくおたつねかたくまいり候へとも、御留主ゆへ、あまりく久々におわし、鳥渡おめもふしまいらし度とそんじまつており候へとも、御帰りも御座なく、それゆへせひのふかへりまし、いづれく来月二日而ハおたつね申上候ゆへ、どふぞくならふ事なら朝はよふニ参り候ゆへ、御うちニ御出被下まするよう御願ひあけまいらせ候、扱またおもふニあなたさまニすこしお咄申上度事御座候へとも、いづれくハしきはおめもふしふしニかきのこし、まつは御見舞やらおたつねかたく申あけまいらせ候、あらくめて度、かしく

まさ月けふ

江藤様

萬岩

たけふ

二五、差出人不明

1 明治元年九月八日

尚々上原十助之儀者今晩迄二坂本三郎方可申上候

過刻御談有之候横濱運上惣高取調之義、組頭へ申聞候處、横濱之諸帳面、當時會計局ニ無之、就而者彼之方へ懸合不申而者難相分旨申出候、右二付早々横濱へ申遣候積リニ候得共、大久上京之間者相成兼候故、此段御承知奉冀

候、右得貴意早略如斯ニ御座候、(以下) □ □
菊月八日

2 明治四年十一月

十七日夕四字方

参

朝

十八日朝七字方十二字迄豊明節會齋場ノ参拜

編者註

(切紙)

① 『明治天皇紀第二』によれば、明治四年十一月十七日に大嘗祭が、十八日に豊明節会が行われている。江藤は十七日の大嘗祭では大嘗宮行在に供奉している(五八五・五九三頁)。

3 明治「三カ四」年四月八日

伺ひも相欠、意外之失敬、御海怒奉願候、過日者拜承仕候處、折節御他出中不得拜眉、遺憾不敬□奉存候、右砌粗書中を以御願仕置候華族隱居朝覲一条、御引とめ相成候詔共候ハ無之哉、朝覲も相濟候上ハ勝手帰藩相成候而も御さし支無御座御模様ニ候哉、明日方飛脚相立て候付、尚又申越(判不能) □ □ 不相叶、近頃乍御面倒御様子さし分り居候よし、此ものニ而否貴答奉願候、書外其内拜承致候、先ハ乍失敬書中を以御尋仕候、此段□備、頓首
四月八日

編者註

江藤司法卿殿下

編者註

- ① 藤原光肇とは大谷光肇。彼は明治五年九月十三日、石川倫弘、松本白華、関信三、成島柳北を伴い、欧州の宗教事情を調査に出帆した。同行したメンバーには、司法省河野敏謙、岸良兼養、川路利良、沼間守一、益田克徳、井上毅等がいた。
- ② 同行した松本白華は後に「松本白華航海録」を著している。松本は八月大谷と共に江藤を訪ねている。航海録には「法臺省中召告以断然問江藤卿決洋行。卿勸之頗切」と記されている。
- ③ 「松本白華航海録」によれば、大谷光肇は書画骨董等を購入し金銭面でかなり苦勞している。明治六年四月十五日条に「藤原君与諸家書」とあり頭注に條公、西門主、井上氏、江藤氏等の諸家宛とある。同書簡は、この時、白華が代筆したものと推定される。

2 明治六年一月十五日 (封筒のみ)

(封筒) 「大日本 佛国巴黎府
東京 在留
江藤司法卿殿 藤原光榮
閣下

緘 「

二二、坊城式部頭通知

1 明治六年九月九日

伊太臣國プリンス本日午前第七時當地出發、帰港相成候日取徴行之姿二付、諸式ハ被畧之候條、此段為御心得申進候也

明治六年九月九日

坊城式部頭

二三、松本白華書翰

1 明治六年一月十六日

(封筒) 「江藤司法卿殿 侍史
清涼寺殿 侍史
佛國巴里ニテ 松本白華

緘 「

二四、万岩たけ書翰

1 明治「年一月」日

立候半ハ無此上奉存候、先ハ御禮旁、書外不盡
七月一日

二一、藤原光榮書翰

1 明治六年

一 翰謹呈仕候、桃紅李白之好時節、先以
本朝御清穆 閣下益御安泰奉賀候、次ニ小子無恙歐州ニ送光仕候、此般一
應取調候儀を付シ、随行五名之内石川倫弘等三人帰朝申付候、乍憚御侍史
迄可申出御聽ニ相達候様仕度候

一 去秋出帆之節ハ匆卒之至リ忸入候得共、囊中も乏敷當年帰帆と存候得
共、実地実踏仕候へハ留学不仕候而者何事も隔革候風情、就而者随従一
人と共ニ留学仕候心得ニ御座候、然處國許江も申遣候得共、小子之帰國
を相待候后後來学費不相送候哉も難量、此邊后三条殿下江御依頼申上、
國許本願寺后主僕海外学資相送候様奉願候、將此上海外にて他借も
仕候方角無之、凍餓ニ差迫候而者御國體を辱候と奉恐候、依而 貴君
閣下乍恐 條公御出會之節、一言之勞を掛ケ、何卒東本願寺后學費差
出候様、小子安心之場御勘考奉煩候、委曲倫弘可申上候

一 御省官員中當月中ハ巴里御滞留と承候川路氏ハ和蘭、河野沼増田ハ倫
敦御在留也

一 大使ハ魯國ニ在リ来月ハ維也納御出向之由

一 巴里ニ一學士御坐候而、頻ニ佛陀宗之事を研究有之、衲輩ニ此地ニ於
而佛閣建立を勧め、建設之上ハ門徒ニ属シ、其一社ハ加特力教ヲ廢シ
テ佛陀ニナラント申聞候、前事ニ付申上候

一 梅上廣演ト申者英米后帰帆、鳴地默雷ト申者印度海后帰帆、近事ハ倫弘
可申上故採不續述候、精幸ニ以國ハ委ク搜索仕候
右申上度如斯御坐候、萬々御自重是祈、恐惶謹言

東本願寺

藤原光榮

一九、谷(鐵臣力)書翰

1 明治「四九」年十月十五日

(卷封)「江藤新平様 谷」

到來合之 (判読不能) 菓懸御目候、今朝参上ニ付、小室子来伴ヲ約し置候間、其
内同道参堂可仕候、頓首

十月十五日

二〇、中島錫胤書翰

1 明治「四カ五」年「一月」一日

(卷封)「江藤副議長殿 中嶋錫胤」

山口縣士族

瀧弥太郎

昨年迄何れへも不出、昨冬始而飾磨縣之権大属ニ出候得共、讀書人ニテ論
ハ正しく立候もの、租税等之事ハ承 (判読不能) 不申、且十年來かの国ニテ久
坂義助等と共に国事ニ盡力せしハ皆人之所知、御院之八等あたりへ御取り
被下候事ハ叶不申哉願試候

御惠賜被下、御芳情賜鳴謝候、扱其表ニ而治定之通帰着後差付辭職仕、是より随意保養仕卜存候得共、未病快方ニ而遠方も不相叶、蠢爾タル有様御推察可被下候、當地一般之形勢御存之外ニ而、最早異論之向者無之、唯土着其他ノ活計上耳研究之様子相見申候、兵隊とも同様之様子見受申候、當時勢無異論訳無之候得共、已ニ

元知事様ニも御上京之上ハ各國ヲ國トセス、家ヲ家トセサルノ心有之故歟卜被存候、兵隊ハ何れ後ニハ鎮臺可被相寄、最早縣廳管轄中ニ無之由故ト相見申候、且又御頼置候御居宅ノ一条、頃日古賀面會、一同相良方相尋談合之筈約置候處、無據別事有之罷出候事不相叶、其後小子耳相良方相尋候而談合候ニ、捨賣ニ而も當今望之向無之、今暫ク程ヲ待、解賣より外有之間敷、相良見込尤御坐候、右ニ而御負債之贖ニも相成間敷候得者、兎角御任セ可被置候、御舍弟一条ハ古賀出府ニ候得者、委細御承知可有之、相良ニも猶御心配相成候事御坐候、同生ニも從來之眼氣差募、殊去月半頃より甚難義之様子ニ而昨今平臥ニ御坐候、中野執行ハ壯健ニ御坐候、中野も御出府差付隠居相成、自由ニ今日ヲ送申候、其他可得貴意事件も御坐候得共、餘後便、先以着之御知セ、御禮旁可申陳、草卒如是御坐候、頓首謹言

九月二日認

代永重拜

江藤大兄

梧右

再白、帰郷後一月程ニも可相成處、已ニ千秋ノ思ヲ為シ、安(判読不能)ノ意、更ニ無之候条、志願之筋終相達候様偏ニ奉惠澤候、其表出立ノ前夜暇乞旁大隈相尋候處、同氏方沙汰ニ昨今諸省ノ官員未一定半ニ而一躰ハ當方ニ何れとそ可致存居候得共、右之訳ニ而不相叶、不得止井上(判読不能)江示談、長崎

縣知事江同氏より内書有之通計置候旨被申聞候故、小子より相答候ハ、此度之成否ハ兎も角も猶後來可然様偏致寄頼旨申置候、同生之内意ヲ推考仕候、全ク躰ヨク虚言ヲ以被申諭候事トモ不相見候条、猶右之當モ御差含御周旋ノ程、伏而奉禱頼候也

一七、醍醐忠順書翰

1 明治「六九」年四月一日

奥田栄、工部権中録中當家家令ト偽称シ、役所印ヲ私カニ自儘ニ押シ、忠順實印裏書ヲ偽リ作り、青山源藏ト申者方ニ金三百五十兩此分美訴訟、篠原長右衛門ト申方ニ金千三百五十兩此分美訴訟、借入候事、其事實明白ニ分リ候ナガラ、何分役所印有之上ハ當家寄可返弁旨ナガラ、實印謀判證文ヲ償候條理愚昧、心服之場ニ難到、甚嘆息仕候、何分大金故甚心配仕居候、明日御裁判所江御召出ニ付出頭可仕候、何卒此上實印相違之廉少シハ相立候様奉仰度候、万一達御聞候ハ、宜希入度候事

四月一日

醍醐忠順

小

一八、高木秀臣書翰

1 明治「」年七月一日

(卷封)「江藤様 高木秀臣

侍史

昨夜ハ乍例御馳走難有奉謝候、さて御話申上候洋布入献覽候間、何分御用

一三、坂部長照書翰

1 明治「」年十一月二十一日

(巻封)「江藤様

坂部長照

執事

愈御清穆被成御座奉拝賀候、然ハ此ノ小鴨七羽、近頃汗顔之至ニ御座候得共、御見廻之驗迄奉献候間、御笑覽被下候ハ、幸甚ニ奉存候、草々頓首
十一月廿二日

一四、佐久間長敬書翰

1 明治五年十一月十一日

(封筒)「 足柄出張

江藤司法卿殿

佐久間司法権少判事

御親拆

長敬

(封筒裏)「 十一月十一日第八字

東京麹町七丁目

編者註

一五、志一書翰

1 明治「」年「」月「」日

(巻封)「江藤様

御家内さま

船竹

相まゐる金子添ル

志一

御親拆

返々態度申上まいらせ候、
□□御座候得者去十五日ニ者雄三郎を以金子差上まいらせ候、御やくちよふ之末、私ニ者御存之通り一類内急病人ゆへ参り候處、よほときひしく有之、十五日までかんびよふいたし上て、くわいきのほともおほつかなかくそんし候ニ付、同日暮時分より罷帰り、定而雄三郎罷出候事とそんし候處、同人ふと下シ候おもむきにて罷出不申よし申遣候、右ニ付私儀早速罷出候半而不相濟之處、私ニも数夜之かんびよふつかれにて、少々相煩ひよぞんにまかせず、其ゆへ昨日者ぜひ覚之進可差上申遣候處、同人ニも先日方相わつらい、とても罷出候気分無御座よしニ付、如何とも致かたく、実ニ御なんじゆふと申思召之ほとおそれ入まいらせ候、右かたくの都合ニ付やむを多す、召使ニ而銀さきよりすへに、五両金丈差上候まゝ御受取被下まいらせ候、まことにく御申訳も無御座、夫のミ御わひ申上まいらせ候、用事のミ、あらくめてたく、かしく

一六、小代永重書翰

1 明治四年九月二日

一筆奉啓上候、次第秋色御坐候處、益御清福可被成御勤奉賀寿候、次ニ僕永重も無事去月五日致帰着候条、乍憚御降意可被下候、誠ニ詰中萬々御懇情ヲ蒙、御蔭ニ無何事相勤、誠ニ出立之砌者御餞別ト御坐候而、見事之漆器

二月十九日、免官、御用滞在被仰付。明治七年九月七日、御用滞在被免、位記

返上『百官履歴(一)』三二六、三二七頁)

② 「福岡」は、福岡義弁『楠公義祭同盟』。

一二、後藤象二郎書翰

1 明治四年二月二十五日

拝誦仕候、今朝来^者度々懸御書を勞奉恐縮候、扱明廿六日午後第四字より御同様條殿へ参上之義縷々御示被仰聞承畏候、勿論何之差支も無御座と重畳之義と奉存候、必御陪席可申上、此旨拝報迄、何も期拝晤候

仲春念五

元燁

頓首拝復

江藤盟臺研北

2 明治四年十一月一日

別紙之通、大臣公より御投翰二付[□]弟御受仕置候、則明朝第八字頃より御参朝被下度、弟其頃より参朝御打合可申上候、先刻被仰聞候件々御同意之至ニ奉存候、何卒明日拝青可申紛候、右要領迄、来客中草略、失敬不一

十一月一日

元燁

江藤盟臺

3 明治五年一月十七日

奉別後候、益御多祥御起居之筈、欣然之至ニ奉存候、扱今日^者御會議二付、是非共参

朝、旁先夜御後ニ随ひ、建言之筋御決定可奉願と奉存候處、^{小弟}義昨朝来風邪ニ相感、加之先日来之所勞今以不快、遂ニ昨夕より平臥ニ罷成候為体ニて何分不任心底、一兩日^者不勤可仕、此上何分御盡力偏ニ奉仰候、其内快氣次第、速ニ可奉窺候得共、先^者右迄奉申上度、此書捧呈仕候、草々頓首拝具

正月十七日

元燁

研北

江藤盟臺

研北

4 明治五年九月四日

(卷封)「司法卿閣下

象二郎

拜復

拝誦仕候、如諭鬱々敷天氣ニ御座候處、不相更御健安之旨欣然之至ニ奉存候、扱御招請申上候義^者御覺之如彌明五日ニ御坐候故、恐入候得共不拘晴雨明夕第四字^方深川萬年橋三井組屋敷三野村別荘へ御枉駕奉願度、河野氏へも御序有御坐候ハ、御掛合奉願度、右拝復旁、草々頓首拝具

九月四日

編者註

① 三野村とは、三井利左衛門(文政四、明治十)。慶應二年に三井家番頭となり、明治元年の維新政府による東征軍の軍資金調達に尽力した。

(刑罰不能)
□ □
執事

太田源二

尚以時下御保養千祈萬禱

編者註

① 河野敏鎌は、明治五年九月十三日に井上毅らと欧州視察のため出国。

一〇、河野敏鎌書翰

1 明治六年三月十六日

閣下倍御多样奉拝賀候、下而小生共一同瓦全御休念可被下候、扱即今佐々木初帰朝欧地之形成事情等御承知可被成、爾来格別相變候程之事ハ無之、追々御承知も可被成、イスパニアノ内乱位之事ニ候、将又今使御申越之法律家雇一条者、先便ニ申上候通、鮫島公使委細引受居候間、小生者 仏蘭西通弁官之不足も有之、當地罷越申候処、昨今承處ニ而者 鮫島氏もベルリン行ニ而未埒明不申由、尤當方ニて第一等とも被称候先生ハ一時間百五拾兩位ニ當ル金設ケ有之、殊ニ田舎へ参リ候テ者 第一名譽無之故、ともて雇切不申、附之 □ 而ハ第二第三之中ニて相雇申度事ニ候閣下ハ航海ハ如何相成候や、弥御止ニ相成候得者、小生等も長々滞在罷在候而も格別之益無之候、調等之事ニ至而ハ、萬々書籍之外ニ出不申、実地精細之事者 少クも五六年斗滞、学風土ニ馴れ不申而ハ難行届事ニ付、断然五月頃江掛ケ當地引佛欧土各国巡視、當冬江向ケ帰朝可仕相語仕居申候間、萬一御渡洋ニ相成候様之事ニ候得者、傳信機ニテ至急御通し被下度候、岩倉大使も發佛後者 追々御埒明ニ相成候間、當年中ニハ御帰朝ニ相成可申奉恐察候、余事有之候へハ、紙上不能尽、多罪々々

三月十六日

司法卿閣下

敏鎌拝

一一、古賀一平書翰

1 明治「」年十二月三十日

(封筒)「江藤大兄 古賀一平

急御内啓

拝啓

御あつけ金之義ニ付福岡同伴佐久間遂談合否、御報可仕之處、あいにく此頃所勞ニ有之断り来候間、来一月早々相尋談合可仕ニ付、乍折御承知可被下候、以上

十二月卅日

二白、福岡氏御同道ニて今日参り候約束申入候處、病氣にて断り来り、甚以不行届ニ相成り恐入候、しかし御案しハ無御座候、委しくハ参殿之上可申上候間、御母様へ乍折御はなし置可被下候、以上

江藤様

古賀

御内々

編者註

① 「古賀定雄」は、明治二年七月八日、品川県権知事。明治四年五月十七日、品川県知事。明治四年五月二十日、佐賀藩大参事。明治四年十一月十四日、伊万里県参事。明治五年七月十二日、御用有之東京滞在。同年七月二十五日、宮内少丞。明治六年五月十七日、免官。同年十一月二十九日、足柄県参事。同年十

兼務を命じられ、その事業にあたることになった。開墾事業は明治二年三月十日付の小金原牧開墾布達を以つて具体的に開始された(『柏市史：現代史』)。

4 明治三年十一月十六日

寒氣難堪御坐候處、御一家様倍御安静可成御坐候、珍重奉恭賀候、陳者昨日木戸參議拙宅被罷出候處、同人被申聞候ニハ、先生御同伴いたし、同宅へ罷出候様被申聞ニ付、明後十八日退朝懸ニ、先生御誘いたし可罷出約束仕置き申候、右者一應日取之義、先生へ御打合之上可相決方、至當之義理ニ有之候處、談判之懸り不得止之次第有之、且先生ニハ何卒日柄幾重ニも御談可仕卜相心得、右様日取相極メ申候ハ者、其邊者平日之義ヲ以テ御海怒被成下、何卒御さしくりニ被下度、伏而仰テ奉願候、木戸氏ニも先生卜御談し可仕、達而之談話ニ付、何卒御さしくり之程、幾重ニも奉願候、此段爲可得貴意、勿々如此御坐候

十一月十六日

大木拝

江藤老臺

尚以、明日於

皇城御談し可申候得共、御含み被下迄、御談し置候、自然明後日御故障等も御坐候ハ、御知らセ被下度奉願候

編者註

① 『木戸孝九日記』明治三年十一月十八日条に「雨此風甚、九字過參 朝三字退出、今日榎村半九郎船越洋之助へ一書出す、大木民部大輔江藤中弁を招請す、広沢も亦來話、殿川一助着京又來訪、阿福小照ニ妓助酌、十字頃皆退散、二妓一泊して歸」とある。

5 明治「」年十二月二十四日

(巻封)「江藤様 大木」

甚以失敬之義ニ奉存候得ども、今日者副島宅へ罷出、彼是談判之次第も有之、後刻ら出浮可申心得ニ御坐候、就而ハ萬端之御都合ハ、僕不才なりといへども、決而よろしく可 (判断不能) 心得ニ御坐候ニ付、さし向きニ而ハ不思私我、先生為天下國家、何卒副島宅まで御出浮被下度奉願候、 (判断不能) 之都合も可有之候ども先以御断、何卒く御光駕被成度奉願候、頓首
十二月廿四日

6 「」年「」月「」日(巻包のみ)

(巻包)「京都一条辺り大宮西へ入ル中村吉之助」

江藤新平様 大木民平印

別而 (判断不能)

九、太田源二書翰

1 明治「」年「」月「」日

如来諭日々鬱陶敷御坐候處、益御多祥御勤務之条奉欣然候、陳ハ肥前生之義ニ付度々御投書被成下、早速森寺參館御答可申上之處、無其儀遅々頗恐懼之至ニ奉存候、實ハ一統相談候得共人員も相揃居候、旁當時ニ而者御不用ニも被為在候間、此段不悪先方へ被仰下度、何れ同人參上、委曲可申上候得共、右貴酬迄、如此御坐候、恐々頓首

即時

國之よし奉拝聞、憂慮消散、唯々恐多きハ東西御跋涉被為遊御苦配之思食
遙察申上、乍恐感涙罷在候、然處御改革ニ付彼是副島江藤亘りとも御吟味
不遠御榮出シ之處、両氏ニも近々上京相成候ハ而者不相濟之御都合ニ付、小
子早急(判談不能) □ 帰仕候様御両殿様も御内々ニ御沙汰被為在候由ニ而、今般態
と被仰越、感銘之至り如何トも可奉陳言様無御坐、謹而奉拝受候、有様ハ
家事之義も有之、帰心急促罷在候へとも、なにか紛々相生候由ニ付、嫌疑
も如何と猶餘候内、大躰之時勢も殊ニ大事之御場合ニ相移りみすく黙去
も難致、亦赤志苦痛之心中御憐察奉願候、併シ何れニせよ御着
鞆且

御両殿様御着府相成候ハ、帰省可奉願心得ニ罷在候處、當藩之御含メ難
有奉拝承候、素り御國事之義不肖之者萬千可奉汚御大事恐懼之至り御断申
上候得共、兎角早急帰国仕度候条運ひ次第、可成丈早々處分可仕候、左様
御合被成下度奉願候、此段貴報まで如此御坐候、不宣

三月廿一日

大木民平喬任(花押)

岩村右近様

張玄一様

編者註

① 岩村右近は岩村定高(一八二八〜一八九九)。佐賀藩の年寄、参政、家令を歴任。

明治二年七月佐賀藩権大参事、同八月開拓権判官、明治三年九月民政部権大丞。以
後地方官を歴任。

② 大木喬任は、明治元年一二月に東京在勤被仰付、同月東京府知事兼勤(本官は参
与・議事總裁取調御用)、明治二年三月二二日、當官ヲ以開墾掛被仰付候事、五
月一五日、參與被免東京府知事迄之通被仰付候事(枢密院高等官転免履歴書明
治ノ一)。

③ 明治二年一月、佐賀で藩政改革をめぐる議論が沸騰し、執政であった武雄領主鍋
島茂昌が辞職、再び佐賀へは来たらずと放言して武雄へ退去した。二月十六日、

3 明治「二九」年三月二十三日

在京都の鍋島直正へ国元参政より副島種臣の帰国を要請する書翰が届く。同二十
日、直正が副島を同道しての佐賀帰国を申請。同二十一日、帰国願裁可。同二十
三日、直正が京都を發駕、副島と江藤新平が扈從、同日大阪着。三月一日、直正
佐賀帰着。同二十八日、直正と副島が佐賀を出発。四月六日、直正が京都に帰
着(「武雄史」)、「枢密院高等官転免履歴書明治ノ一」贈正二位公御年譜地取。

④ 明治天皇は明治二年三月七日京都を發し、同二十八日に東京に到着。

本書中失念仕候付、今又申上候、高柳忠吉郎岸川源内之両人御さし出シ被
下間敷や、僕も罷帰候處ニ、誠ニとんでもない事ヲ存シ立、関東開墾之事
ヲ相始候、是ハ数十年之大業候處、始末如何と心痛仕候、御用ニも相成候
様可仕と奉存候へ共、先以御伺仕候、尚江藤ト御談合被下度、開墾之業ハ
天下ヲ廣クし而、藩及藩土工商ニ不拘奏之、(判談不能) □□□之丸出シ致シ御了見も
御座候得者、末ハ大分手廣ク可有之候、岸川杯ハ殊ニ熟達之由候得者、何卒
御さし出シ被成間敷や、御断し申上候、尚拝面可申述候、(判談不能) □□勿々

三月二十三日

編者註

① 高柳忠吉郎は、佐賀藩士。

② 岸川源内とは、佐賀藩士岸川源藏のことか。嘉永三年、伊王島・神ノ島築堡の工
事に着手するにあたって、現地を精密に調査するため、本島藤大夫・田代孫三郎
を両島増築掛に命じ、長崎深堀に派遣した。その随行員の一人として、手傳岸川
源藏が同行している(『鍋島直正公傳 第三編』四五五〜四五六頁)。

③ 「関東開墾之事」云々とは、小金原牧・佐倉牧開墾事業のこと。東京府判事・北
島秀朝が明治元年十一月頃、無産之貧民が直面する飢渴の救済するため、開拓事
業を行うべきとの建言書を上申したところ、それが採用され、北島が開墾局知事

2 明治「」年「」月「」日

拝啓、弥御安體被成御奉職、珍重奉大賀候、しかれハ昨日御倚頼仕置候末、

□□
(別紙下巻)

(後缺)

七、榎本六兵衛書翰

1 明治「」年「」月「」日

(封筒)「江藤様 榎本

閣下

八、大木喬任書翰

1 「幕末」三月二十六日

時下愈御安靜可成御座、珍重奉恭賀候、陳者昨日者能と御光駕被成下、御厚情萬々奉感謝候、案中阿州ノ懇々説諭有之候處、僕ニも如四如五申陳しをき、強て自身之事ヲ奉示か、子孫ニ属し、第一僕之不肖ヲ以て尚不被捨之義、一身にとり余り有ル之義ニ而、感佩之至りニ御坐候得者、尚篤と考へ候義も有之、様々申置き、且又府之事も結局不致候而者、人者兎もあれ心中之避ニ而不安杯申置き候得者、極處ニ者不至し而止申候、當時之處者格別何事も無之ニ付、急々と申ス義ニ者無之様中野も被申候得者、逼迫之模様とも不見受候得共、曖昧にて申候、大公閣下ノ御

直ニ御逼りとも御坐候而者、旧君臣之間不都合相生し候而者、泣血致候得者

右丈先生ノ御工面被下度奉願候、萬更不交之心底ニも無之候得共、右者篤と

熟考仕り、尚御打合セ申上候上ならで者勘弁も付兼、仲尼者司寇も去ル時ハ

去ルニ付、實ニ一朝夕之勘弁ハ付兼申義御燐察被下度、就而者今夕者御在宿

被成候哉、素り今夕ニ限り候義も無之ニ付、御さし支も御坐候ハ、無御服

藏御示し被下度、左候へ者何日御支へ無御坐候哉御しらせ被下度、又者今夕

御支へ無御坐候ハ、何時比御支へ無御坐候哉、旁御しらせ被下度深く奉願

候、萬端拝顔之上可申陳候、頓首

三月二十六日

2 明治二年三月二十一日

(包紙表)「至佐嘉

自東京

岩村右近様

張玄 一様

大木民平印

御用急用

(包紙裏)「封

御直被

一

一筆致啓上候、當月五日之尊簡今廿一日慥ニ落手奉拝承候、如仰今程不揃之氣候ニ御坐候處、各様愈御清適可被成珍重奉拝賀候、小子ニも無異消光罷在候得者、乍憚御放念被成下度奉願候、御國元御改革等等ニ而彼是御配慮可被成と奉遥察候、小子ニも去年来色々時勢相考候處、余り思慮ニ過き候而歟、唯一國杞憂之事のみ心ニままとひ、此上ハ何れ天下と國と相離レ候義ニも不可有之候得者、何れ一氣貫通仕候而社、天下御平定之御基根も相立可申、就而者不肖之身若シも御國家萬分之一とも相成ハト、不顧前後左右各様方江も心事申上置き、當春ハ早々何れニせよ一先帰省仕度奉存居候處、御國も少々御都合さし起り候よし承り、乍遠御想念ニ不堪罷在、併シ大殿様御初御帰

同、但山白米代米

一 同三石式斗三舛七夕

〆米六石九斗五舛四夕

内

御印蔵反米返分

米式石四斗

配分反米

同九斗

同

同壹石式斗

備返シ米返籠

同壹石式斗

〆米五石七斗

差 壹石式斗五舛四夕

此正銀貳百九拾六匁七分八厘

内

〆百五拾石三匁

右者袴地買入用

〆六百八拾匁

右者佛事入具其外用

〆七拾貳匁三分

右者小屋勘定御書所前

差

不足銀六百八匁五分式厘

已上

五、江口央助書翰

1 明治「一年七月二十八日

(前缺)

自余与^者格別相變、御都合も現ニ相分り居候得共、何分之御手當共ニ可有之哉と無念至極、空敷肝膽を碎、期限相待罷在義ニ御坐候、自然御救助之道も御座候半^者、自俣なから急便を以愚老^江一点之御内翰ニ而も被仰知被下度奉希候、恐惶謹言

江口央助(花押)

七月廿八日

江藤新平様

編者註

① 江口央助は、妻千代の父。

六、江藤新平書翰

1 明治六年十二月一日(草案)

拜啓寒氣漸く相趣候處、倍御清穆之筈奉拝賀候、然^者明日二日第十一字頃迄御見舞伺として後藤板垣副島^二弟四人參館可仕二付、殿下拜謁被仰付度、右^者先日土方へ弟等參館之節^者御知せ仕候様貴下^方御沙汰有之趣、同人^方示し有之候二付、前段申進候、若し就而^者明日參館御支も御坐候ハ、明日第十字迄、副島宅へ四人共先以相集候約束二付、此時限迄ニ、副島宅迄御知せ被下候様奉願候

金之事ヲ申シ立テ、三岡ヲローラクス、可惡之甚也、僕察之ノ智アリト雖モ、防之の智困窮、昨夜終宵思之候へとも、一向術計無之、悲哉、兒女子ト朝ニ立ツ、可慨可嘆、落涙數行、終宵不寐、以御答ニ至ル、何卒御計策奉願候、唯彼方銅錢ヲ鑄ルハ、極めて善事也、僕ニも十分見込可申候へども、何卒諸件十分御論別被下度奉願候、以上
十一月廿一日

御尋申上候、草卒

二月七日

江藤新平様

内啓

岩村右近

編者註

① 足立忠次郎は、『明治初期官員録・職員録集成』（柏書房、一九八一年）によれば、慶応四年七月に東京府判事附属兼応接、明治元年十二月に貨幣司知司事、次いで金銀座取締。明治二年五月に鉾山司知司事、六月以降同司の佐渡出張。

四、浦久平書翰

1 明治元年十一月

覚

ひかへ

一 正銀六百八匁五分貳厘

金ニシテ八両三歩三朱ト、銀七分七厘

二、岩村書翰

1 年月日不明

右之通、江藤新平、御當介其外□成取納越□□□、御□^(判紙不能)銀返納分、乍延引當節相納候条、夫々御引合被下度奉頼候事

辰

十一月

浦久平

野口藤太様

三、岩村右近書翰

1 明治「」年二月七日

一 白米七斗貳舛九夕

昨夕ハ草卒、扱ハ其砌御沙汰之今日尾張屋參集□^(判紙不能)限何時比ニ而可然や、

一 白米貳石九斗八舛八夕

江藤様

一九、上包紙

「上表

前橋県草莽

津田弘蔵

二〇、漢詩(官員來・草莽來・馬車行)

官員來

官員來絲竹催、妓婦孕兮娼婦胎、一六休暇樓欲摧、棹舟命駕任所適、漫飛
巨觥代征鏑、一月給俸石八兩、自謂未償吾功績、官員來雅宴開、書畫聲價
恰如雷、除去賒來無所裁、骨董癖士失魂魄、狡猾商客甘鼎鑊、法帖內筆百
玩器、東奔西走到處索、官員來多無才、未知蒼生草萊

草莽來

草莽來風波催、憎夷斬夷奇禍胎、巨鯨一吼大樹摧、衆庶東西失所適、海內
暫時聞鳴鏑、忽見錦旗表名分、虓虎捲地奏偉績、草莽來言路開、門前諫鼓
響如雷、吐哺握髮煩所裁、窮客銜淚訴落魄、壯士扼腕甘鼎鑊、比似萬犬吠
其聲、終無國手投奇策、草莽來無奇才、盍安一枝歸草莽

馬車行

轟然非砲即馬車、街衢狹溢我行沮、時見爺孃遮途哭、愛兒轆死骨如粉、雙
馬騰驤無空濶、飛塵冥々影已沒、遺恨髻奴擅橫行、無數冤屈人不許、轟然
非雷即馬車、驟馳製電止我輿、車中乘者賤即貴、數聲喝道付徒胥、人謂外
客伴娼妓、恰似衛公載南子、揚々後乘七八騎、身為夷隸甌不死、轟然人言
罔非車、方今天下多毀譽

編者註

① この漢詩は、大橋慎三によるもので、岩倉公旧蹟保存会对岳文庫所蔵「岩倉具視
關係文書」(八 岩倉具視伝記資料 4 岩倉具視關係資料 二 岩倉具視近親者
資料)に同詩が収蔵されている。

書翰の部

一、足立忠次郎書翰

1 明治元年十一月二十一日

後刻方參

僕二も

内可仕含御坐候二付、何卒御差急ぎ御參

内奉願候、三岡子、剛復^徳狼戾、智以テ非ヲ飾ル、滿朝之人不能察之、可歎々々、
會計東京合并、素リ不同意、且彼レ已ニ金銀改鑄之含ニテ、雛形トリ立、
御裁決ヲ乞テ、早速是迄之金銀一變之了見也、俗人未馴シテ、疑惑之時ニ
乘シ、必ス姦人偽物ヲ鑄、利ヲ市フ者不可勝數、遂ニ天下眞偽混雜、商賣
困窮可致候、三子ノ情ヲ察スルニ、唐金直如高直、鑄金之利なきヲ以テ、
更ニ形容ヲ變シ、名ケテ純金ヲ以テストイヘドモ、實ハ混雜シ、利ヲ計ル
ノ工面ナルベシ、左ナクバ今日用度困窮、鑄金已ニ利ナシト云ヒ、而シテ
古ノ善金同様ニ品位ヲ定ムト云、其情意不可解候、古ノ善金同様ニ純金ヲ
以テ通用ヲ正シクストノ事ナラ、更ニ形容ヲ變セストモ、今日之惡金銀ヲ
瘦スまでニ可有之候、彼レノ情意タトヒ天地鬼神ハアザムクトモ、御互ヲ
アサムカント欲ス、難哉矣、且姦人此ノ間ニ乘シ、屢鑄金ノ業ヲナセバ、
幾萬金ノ利ヲ貪リ可申哉、恐クハ天下ヲ取ル位ニ利ハ可有之候、故終始鑄

村地才一郎
 櫛山彌助(叙臣)
 勝屋新藏
 満岡勇之助
 牛島與助
 徳久幸次郎□
 古賀良三郎
 野中周藏
 横山(判禁不能) □ 藏
 八戸鐵三郎
 小戸亮六
 生田源八
 横尾理一
 中橋藏一郎
 石井源藏
 横尾寛藏
 徳永寛斐
 留守 □ 吉(判禁不能)
 大串權六
 高木太郎
 志波幸平
 横尾良之助
 松永權次郎
 勝屋雄藏
 柴原準吉
 花房重治
 高木弥十郎
 中島弼藏
 〰四十一人
 右征韓黨

下村謙ノ介
 井上新藏
 平田豊藏
 千布彈藏
 □渡達之進
 軍 監高柳典平
 鍋島平五郎
 藤瀬藏太郎
 蒲原權大夫
 川浪貧五郎
 伊東喜三
 田中六兵門
 大隊長石隈次左工門
 副大隊長鍋島克一
 千布寛藏
 北原彦四郎
 多久万太郎
 △
 會社頭取福地彦太郎
 直塚治部之允
 柴田宗九郎
 朝日陽 □(判禁不能)
 綾部新五郎
 石井兵藏
 石田善大夫
 副島善の進
 諸岡源九郎
 高木勘兵衛
 森兵右衛門
 松永(志)左右平
 川浪久藏

〰四十一人
 右憂國黨
 △印 死刑ニ成シ□
 □印 未タ捕縛ニ成ラサリシト

一七、覺書(明治)

地所

一事被御 □□(判禁不能) も宇内一手ニ而御 □□(判禁不能) 被相成兼候付、何レ之何局ノ事多
 端ニ有之、諸事書付 □□(判禁不能) 敷相成、役々之致事ニ歟と御座候付、 □□(判禁不能)
 夫小役ニ出込役々人数相増候上付不叶通相成候事
 一、村中祭祀之申談ハ
 一、作種ノ事能々申談可申事
 一、田地ノ出来立方両秋とも相改出書申ベキ事

一八、覺書

壹万八千人 一人扶持
 一日
 米九拾石
卷ケ月
 米貳千七百石
卷ケ年
 米三万貳千四百石

シテ擄ノ佛人來往シ自由ニ徘徊スルヲ幸ニ於テ許セリ、夫故ニ酒店ニ在リテ幸ノ兵卒ト共ニ飲酒歌謡シ、或ハ市ニ出デ食ヲ乞フ者アリ、決テ鬪争議論セシヲ不聞、経順ノ躰ニ相見ヘ候、「ミツツト云地ニテ擄ト成タル佛人ハ悉ク劍ヲ帶スルヲ許セリ、其故ハ此兵卒等能ク幸兵ニ向テ激戰セシ者ナリト云、近来擄擒之佛人殆三十萬余ニ相及、故ニ是ヲ幸國內地之農ニ配當シ耕作ヲ成サシム、其給料一日六ペンス凡ソ我ニテ二百文位ヲ日々幸政府ハ拂フト云、旅行之路傍數個ノ擄ト成タル佛人我戰衣ヲ着シテ耕スヲ見ル

◎ 過日パリスハ數萬老人女兒手ヲ携ヘ或ハ兒ヲ懷ニシテ幸兵之前ニ出來リ、頗リニ我腹ヲ撫シテ空腹之体ヲ示ス、幸ハ兵卒ヲ以テ是ヲ退ケントセシニ地上ニ伏シテ敢テ退クノ色ナシ、而シテ曰ク、パリス中ニ在リテ餓死センハ寧口砲丸ニ中リテ死セン事ヲ願フト、然レトモ無理ニ是ヲパリスニ追退ケシニ、無餘義畠中ノ草根ヲ菜粟ヲ採リ各退去レリト、右之勢ニ付パリス中ハ弥空虚ニ疲弊押テ知ルヘシ、乍併近日佛兵三四度ノ戰ニ幸ニ勝、稍勢力ヲ得タル模様、方今之姿ニテハパリス焦土トナリ、人民悉ク飢餓ニ及フトモ幸ニ不下ルノ論（此處）申、固激憤激烈、幸之情益烈シク相成候
細事不盡、敬白

日本ニ在ル佛朗西國公使館ニテ
一千八百七十二年十月二日
コイント君

日本政府ニヲヒテ我佛國司法ノ編制ヲ研究シ、且佛國刑制ニ關シタル説ヲ得ンタメ、今般司法卿江藤閣下ニ命シテ本國ニ趣カシム、依テ同氏ニ托シテ書ヲ閣下ニ呈ス

閣下ニ於テ江藤閣下ヲ懇切ニ請待アルヘキハ必然ノ事ナリ、余全ク日本政府ノ懇願ニ同意シタリ、因テ同氏ノ事ニ付余亦格別閣下ニ依頼ス、又同氏

職務上ノ事件ニ付テハ殊ニ便利ナラシメン事ヲ閣下ニ願フ也、恐惶敬白

ジユテテユランス

外国事務執政

コイントデレシユサト閣下

一五、太政官通達（明治六年九月十五日）

第三百十九号

来ル十七日

神宮神嘗祭ニ付、休暇候条、此旨相達候事

明治六年九月十五日

太政大臣三條実美

省使府縣

一六、佐賀の役征韓党憂国党名簿（明治七年）

- | | |
|--------|-----------|
| △江藤新平 | △島團右衛門 |
| □石井竹之進 | △副島謙助 |
| △山中一郎 | △重松基衛門 |
| 石井翼 | 大隊長馬渡雄左衛門 |
| 牟田源之助 | 市川彦吉 |
| 野田左藏 | 濱野源六 |
| △西弘藏 | △村山有藏 |
| △朝倉彈藏 | △中川寛之允 |
| △香月経五郎 | 荒木鐵ノ進 |
| 久富櫻之允 | 副大隊長成松珍平 |
| 松永新三郎 | 石井又四郎 |
| □山田平藏 | 大木忠ノ進 |
| 大庭權之助 | 相良甚七 |

迎モ曖昧之地ニテ^(虫喰)薩ノ命ヲ奉スト雖モ、中山王之爵位ヲ是ヲ支那^(虫喰)對ス、是迄薩ノ琉球ヲ領スル^(虫喰)外國ト交際スル法ノ如ク上貢ノ所アリトモ、國王ノ爵位支那^(虫喰)對スル内ハ支那ノ屬地ト云テ可ナランヤ、若此際ニ議論相生シ候ハ、何ヲ以テ我所属トスルノ證アラランヤ、方今之内此以テ速ニ其證ヲ得、外國^(虫喰)日本ノ所属タル事斷然イタシ居様相成度奉存候

◎ パリスニ在ル前田弘安ヨリ風船ニ托セシ一封ヲ得タリ、同人儀ハハリス中ニ在リ、已ニ糧食ニ乏シク馬肉犬ヲ殺シテ食スト云、惘然ニアラスヤ、早速手ヲ盡シ當地^(虫喰)可取寄之策相計ラヘ候得共、彼地ニ在ル英國人民サヘ^(虫喰)ルヲ許サス、故ニ已ニ方策相盡シ申候、同人身上ニ於テ危難之儀ハ有之間敷候得共、唯今飢餓之苦ミ傍視スルニ堪ヘス、憫察仕候

◎ 岩下新納兩幼士ハ兼テモンブラン^(虫喰)江御托シニ相成居候趣ニ付、白山ハ今白耳義ニ在リ、依テ多分此難ハ被御免候、半過日ヨリ白山之住所相尋居候得共、于今^(虫喰)相分リ不申、不日相知レ次第安否相伺含候御注文之白ブランケットハ床上之御用ニ爲有之歟、又ハ席上ニ御用ヒニ相成候歟不分明、床上之ブランケットニ枚買、一枚守嶋^(虫喰)江托シ、試ミニ相贈リ申候、御落手可被下候

◎ 昨年政府^(虫喰)英公使^(虫喰)御依頼相成英軍艦^(虫喰)爲御乗付ニ相成生徒之内、薩藩前田十衛右門洋中ニ於テ航海之際屠腹シテ死去セリ、何故歟狂氣之所業ト被察候

◎ 鐵道之事務ハ一向抄取不申趣、已ニ廟議ニ御決定之上、弥御造営可相成旨各藩縣ヘモ御布告ニ迄相成ル事ニ付、今更事業御廢止之儀出来申間敷、然ル上ハ一日モ速ニ成功相遂、費用相省キ候儀第一ト奉存候、

其故ハ品川八ツ山ノ傍富士艦宿陣イ^(虫喰)御取捨不相成趣、右ハ鐵道見通之線路ニテ速ニ御取捨無之テハ事業抄取ノ遅速ニ關係イタス場所、何故右様等閑ニ相成居候ヤ、実ニ遺憾ニ堪ヘ不申、御雇入ノ外國人ハ一日

モ事業ヲ遅延シテ永ク職業ヲ不失ヲ旨トスル儀ニ付、此方^(虫喰)鞭策不仕候テハ速ニ成功之期無覺束、此前魯國ニ於テモスコト云ル地^(虫喰)ペートルヒユルフ迄之鐵道ヲ造營セシニ、成功之期ニ至リテ最初之價積リニ幾倍之日數モ余程相費候趣、夫故英國ニテ出金セシ者トノ口事ニ相成、于今其終末相決シ不申、我鐵道ハ其例ニ比較セラレザル様致度モノニ有之、塩田ハ他^(虫喰)轉任致ス趣、其跡ハ誰奉命仕候ヤ、鐵道局ハ是非一人之首長アリテ正直ニ出納其他之事務ヲ鑑定不致候テハ、成功之日何程之御入費相掛リ候モ不分明、亦卑輩之小吏等奸ナキトモ難申、可注意之場所ト奉存候

◎ 鐵道之諸具ハ過日中ヨリ時々輸送致趣、定テ多少當着仕候半、横濱ヨリ東京迄英里ニシテ二十里、大坂^(虫喰)兵庫迄東京迄英里ニシテ二十里、都合英里四十里、其價凡ソ十萬ポンドニテ機械其他鐵道并ニ附屬之品等悉ク外國ニ於テ御買入可相成分被全備可仕、乍併其地造營之入費幾多ニ相及可申ヤ、御目的如何

◎ 西德二郎其他一人、過日来着直ニ發船已ニ魯國^(虫喰)着船相成候趣ニテ一封ヲ得タリ

◎ 此節大山弥助君其他數人來着、李佛戰地見物有之度趣、「プロイス公使其他トモ承合候共、迎モ方今戰地ニ趣ク儀難出来、失望之体氣ノ毒之至ニ候

◎ パリスハ糧道ヲ被斷、空船ヲ以テ僅カニ書信ヲ通スル而已、過日一個ノ空船パリスヨリ出テ空ヲ過ク、李兵夫レニ向テ發砲セシニ不誤の中シ、氣室ヲ射破リ、地ニ落シニ新報店ノ主人一人ニ數個ノ書状等在リシト、李兵是ヲ取り揚ケ、新報局ノ主人ハパリスニ再ヒ追ヒ送レリト云

◎ 亦一奇說在リ、パリス中ニ於テハ壯年之者方今少ナク相成、數人ノ婦女子ヲ集メテ隊ヲ成シ、練兵ノ法ヲ教ユト云フ、其空家ヲ不知

◎ 過日フランフラ上ヘ楮幣製造之儀ニ付出張致シ候處、彼地ヘ市街陸續

此三ヲ兼ヌルヲ上トス、學徳人望ノニヲ具スルヲ次トス、學徳ナク人望ナクタ、事理通達スルヲ下トス、學徳アリテ事理通達スルモノハ必ス人望アリ、學徳ナク事理通達セス、人望ノミアルモノナシ、此中兼三ノ人ハ六級已上トス、ニヲ具スルヲ講義トス、隨テアルヲ訓導トス、又兼三ノ中輕重アリ、重ヲ上トス、次ニ重ヲ中トス、輕ヲ下トス、又人撰伺書ニ畧シテ、ソノ人ノ能ヲ記セシムヘシ、三科ノ中相當タル義ヲ反復細問ノウヘ拜命アルヘシ

壬申六月

西養寺得聞、頓首拝具

一四、普仏戦争当時の報告書

(附)明治五年十月二日付、外国事務執政ゴントレシユサト宛仏國公使

ジユテテュランス書翰(翻訳)

萬里関外難陽隔夢一天風雨易成憂遙遠之地自然疎情ニ罷過候得共、益御清穆御奉職御多忙之筈奉雀躍候、発途前ハ旁御高配ニ預リ即御謝可申上候処、着握件々ノ雜務ニ被遊背本懷候段偏ニ御海容是祈、僕不相変碌々消光仕居候、御懷念被勞間敷候、新楮幣製造之儀ニ付而ハ着后直ニ事務ニ取掛リ、方々ノ^(其巻)人相撰種々手数相盡シ候得共、何様之方法ヲ以テ制シ候而モ連モ十八月以内ニハ成功難相成、巨數之事ニテ此ノ位之時日ハ相費候儀尤之儀ニハ候得共、方今御施行相成居候旧楮幣日々ニ贖造増加イタシ趣、然ル時ハ右新楮幣成功ノ上御施行相成迄ノ際ニハ何程ノ贖楮幣流通可仕ヤ、亦其爲メニ幾個ノ下民罪科ニ伏シ可申ヤ、旁勘考仕候處、一日モ速ニ旧楮幣御引換之儀即今之急務ニ有之間、御命令之數ヲ區分シ、或ハ大札ノ數ヲ増加シテ、小札之數ヲ減少シタシ候得ハ、少シニテモ日短縮可相成ト、數度工人等トモ會議イタシ候得共、何分十八月以内ニ制出之義出來不申、此儀ニ付テハ頗ル困却仕居候、乍併最早無余義事ニ付過日ヨリ「フランクホルト」

ト云ル地^江罷越、幸人^江ピドンドルフ^ナナル者兼テ歐羅巴數邦へ精妙奇細ノ楮幣製造致ス者ニ候間、同人^江下命仕候処、價等ハ「ロンドン」ニテ制シ候ヨリ格外之安價ニ有之、此一事ハ^(其巻)安心仕候、委細ハ公書ヲ以テ申上候間、御拜見被下候、尤危迫ノ時^(其巻)可相成、是執政等ノ畏ル、所ナリト云、四五日間ニ此儀ハ決定可仕、^(其巻)世界中之大騒亂之期至ルト愁絶此事ニ御座候、北地開拓之儀ハ如何実跡相上リ候ヤ、方今天下之形勢ヲ視考スルニ条理曲直悉ク兵力ノ盛ル方ニ帰シ、実ニ此迄遙聞シセシ歐羅巴ハ文明開化ノ域ナリト云ノ名而已ニシテ^(其巻)実皆私利之他ヲ出テス、即此節幸佛ノ戦争モ一二ノ名義アリト雖モ、其実ハ我國界ヲ廣ムルノ私心ヨリ出テ、最甚シキニ至テハ近傍之小國ヲ可分領ヲ密ニ約シ、即此迄幸國ハ其近傍數多之小國獨立ナル者ヲ悉ク我兵力ヲ以テ壓領シ、恣欲ノ最盛ナルト云可シ、如此暴權力ヲ恣ニ^(其巻)者アルトモ他ノ各國此ヲ制スル能ハス、是即此迄歐羅巴互ニ相約セシ分權之制度消廢セサレ、理非之不明瞭以謂也、嘆息ニアラスヤ、如斯之世態ニ至リテ方今天下ニ一ニテ争フ魯國^江對立シテ北地御開拓相成、競フテ民ヲ移住セシムルトモ雜居他ニ出シス、彼ハ教ユルニ法教ヲ以テ施スニ財貨ヲ以テス、假令雜居之地ト成ルトモ國力之盛ナル方ニ屬スル様終ニ相成候テハ、実ニ此迄許多御費用相成候モ畢竟水泡エ屬シ、却テ外國之謗リヲ免レズ、元來一地ニ兩國之人民住居シ兩國之制政アル事実曖昧、他日面倒ヲ生スルノ基ニ可有之、就テハ此迄五十一度ヲ境界ト定メシモ眩々之證跡モ無之事ニ付、仮令五十度或ハ四十九度ニ境界相定メテモ國堺ヲ断然スル儀方今之急務、故ニ當然之理ヲ以テ魯國へ御掛合ニ相成リ、兩國之有司立合之上ニテ國堺相定マリタシ、連モ五十一度ヲ矩鑑等スル事ハムツカシク、乍併方今天下之形勢紛擾之時ニ至リ寸地ヲ惜ンテ、亦后ノ大害ヲ胎スル勝ル可シ、國堺不相定内ハ何等ノ条理ヲ以テ侵入ノ害無之トモ難申、即今之形勢萬國公法モ公法ナラス、天下ノ正理モ亦理ナラザル事多シ、寛徐之時ニアラス、御一新以來琉球ハ如何之御所置相成候ヤ、是

是ニ監察之判を押し、直ニ府中之事なれハ、東京府へ遣し知縣事ニ關係致ス事なれハ、民政所へ遣ス、如此する時は、小民訴訟之時名主ニ手をとられ、又ハ小吏ニ手をとられする事無之之患ヒ少ク可相成ト可存候

一三、北海道開拓使關係史料(明治三年)

一、米老万石 但老石八兩積
リ、此金八万兩

長官始官祿之分

一、五万兩

役ニ往来入費筆紙墨等其外、官ニ相係候入用銀

一、五万兩

箱館石狩兩所裁判所、修理其外罪人召捕外国懸入費

一、十萬兩

窮民御扶助病院入費其外臨時備金共

二十八万兩也

一、兩府六港出入之稅

一、鮭鱒昆布其外之稅

右者品物にて納ル

一、東京大阪會所御取建之事

右者鮭鱒其外品物にて納候ニ付賣捌所也、右ヨリ取立候稅

右、三廉之稅銀ヲ以廻漕船買入、運輸之道相開

但、稅銀相増ニ随ヒ、廻船之員數相増可申事

一、右船出来立候得者、北海道江月二度位函往反致し可申事

一、役人仕組之事

右者八万兩より月給相嵩ミ不申様仕切付申候事

一、開拓之規則可相建之事

銘々自主之權ヲよく隨意開拓為致候事

一、箱館石狩^{則札幌}兩處へ開拓使重立候役所取建出張之事

一、判官箱館石狩へ老人宛相詰候事

但、半季或老ヶ年にて交代可致事

一、判官兩人東京詰之事

一、判官出張之節、規則書相渡、規則外之儀^者一々長官さしずヲ受、取計可申事

一、諸稅取立月々東京へ差送り可申事

一、會所取立ニ付仕法組之事

一、監察取建之事

右者長官之耳目ニシテ奏任官にて可任、北海道之事情政績^{ヤンレ}□□、且會計

之出入之證印を可致候事

一、長官東京ニ滞在會計之權をしめ、判官ニ指揮して北海道を開しむる事

一、會所にて金銀を運動し、船數を年々増加し、大ニ開拓之功ヲ可奏事

一、租稅之規則之事

一三、教導職人撰目的(明治五年六月)

教導職人撰目的

一二 學德

二三 人望

三三 事理通達

十一
集議院

長官 次官 大主典 權大主典 中少權官
以テ下議院ニ充ツ

編者註

① 本草案は江藤が朱筆にて書き込みを多数している。翻刻中、薄い字が朱筆の部分にあたる。

一〇、官制草案断簡(明治三年カ)

(前缺)

事務ヲ處置スル命ヲ奉スルヲ得ルナリ

一、奏任以上ノ官員ハ定數^員アリ、官省寮司^員ニ於テ小各繁閑^簡アリ、其繁ナル者ハ判任ノ官員ヲ増加シ閑其簡ナル者ハ奏任官數^員アルモ勤^務テ之ヲ減省スヘシ、且奏任官員増加スルニ至テハ預メ其事務繁多次第諸卿輔合議大臣議定セサレハ其人ヲ奏問スル能サルナリ、判任官増加ニ至テハ其長官ニ委任ス

大譯官

掌翻譯外國交通辭令文書及外客入朝參侍譯語

中譯官 少譯官

掌翻譯外國交通辭令文書

史生

省掌

使部

大辨務使

中辨務使

少辨務使

大記 權大記 少記 權少記

文章司

正 權正

大令史 權大令史 中令史 權中令史 少令史 權少令史

一一、官制草案断簡(明治三年カ)

(前缺)

官功績成否を見聞、探索之御處分有之度候事

右官ハ議參ニ而被相行度候事

一、共工官御取立有之、海内之工藝を掌らしめ、奇技ヲ出、以世用之便ニするもの有れハ、之を奨、以民之勸をなす
常繕修理之事を掌ル

營繕司 普請司

開工司 西洋器械 此官之所管也

一、驛通官御取立有之、水陸兩路、往來之書狀路程之飛脚船繼駕籠駄員人足、且ハ遠近を科り、銀數之多寡を裁断しすること、皆此官之所定ナリ

水路司

陸路司 此官所管也

一、訴詔所一ヶ所御取建有之、小監察出張いたし、其訴書を取り、其所之名主を呼出し、引合せの上、名主ニ判を為押、其書裏二月日を記し、

七 工部省

卿 一人

掌、參萬機總、判鑛山鐵道燈明臺等事、褒勸百工

大輔 一人 （以下、本條） 少輔 不可過二人

大録 權大録 中録 權中録 少録 權少録

史生

省掌

使部

八 文部省

正權 大令史權 中令史權 少令史權

褒工司司

卿 一人

掌、參萬機、總判教育事務及監督府藩縣學政

大輔 一人 少輔 不可過二人

大録 權大録 中録 權中録 少録 權少録 史生 省

掌

（以下、本條） 掌繕寫公文騰録書史

大博士 中博士 少博士

掌教試生徒

大助教 中助教 少助教

掌同博士

大寮長 中寮長 少寮長

掌監督學舍生徒

大得業生 中得業生 少得業生

掌授句讀

國書教導 （以下、本條） 漢書教導

洋書教導 （以下、本條） 醫書教導 （以下、本條）

九

驛通省

卿 （以下、本條） 大輔 少輔 大録權 中録權 少録權 史生 省掌

使部

當分民部合省

掌、總判水陸兩路驛傳及内外來往書函、計路程之遠近、定銀數之多寡、

兼督通川修橋等土木之業

十 土木司

正權 大令史權 中令史權 少令史權

十一 上議院

掌、議正廳議下問之事件、且得若刑罰不當斷訟、不公則、及各大臣諸卿輔

非違證議、具狀公奏

議長 大臣兼官

副議長 議員ヨリ人撰

議員 花族無官祿士卒民、賜相當官祿半、位官高者中選有識者、充

之

書記官 少史兼官

院掌 官掌兼官

使部 兼官

營繕司

正權 大令史權 中令史權 少令史權

出納司

正權 大令史權 中令史權 少令史權

海軍省四 管寮二司四

卿一人

掌、參萬機總判海軍事務兵學校等事

大輔 一人 少輔 不可過二人

大録 權大録 中録 權中録 少録 權少録

史生

省掌

使部

兵學寮兵學寮

頭權 助權 大屬權 中屬權 少屬權 大教授 少教授 大 少得業生 中得業生 少得業生

助教 中助教 少助教 大得業生 中得業生 少得業生

武庫司 正權 大令史權 中令史權 少令史權

造兵司 正權 大令史權 中令史權 少令史權

會計司 正權 大令史權 中令史權 少令史權

亂問司 正權 大令史權 中令史權 少令史權

正權 大令史權 中令史權 少令史權

陸軍省五 管寮一司四

卿一人

掌、參萬機、總判陸軍事務兵學校等事

大輔 一人 少輔 不可過二人

大録 權大録 中録 權中録 少録 權少録

史生

省掌

使部

同海軍同海軍

外務省六 管司一

卿一人

掌、參萬機、總判外國交際事務

大輔 一人 少輔 不可過二人

大録 權大録 中録 權中録 少録 權少録

大譯官 中譯官 少譯官

掌、翻譯外國交通辭令文章

大譯官、掌、外客入朝參侍譯語

史生

省掌

使部

大辨務使大辨務使 中辨務使 少辨務使 大記權 少記權

文書司

正權 大令史權 中令史權 少令史權

中宮職 三后皆同

大夫 一人

掌、督出納啓令

亮

大進 少進

史生

内膳司(以下、未詳)

正 權正 助 大令史權 中令史權 少令史權

内舍人局

長 助 權助 内舍人權

御廩局

長 助 權助 大馭者 中馭者 少馭者

宮内寮

掌、總判宮内庶務金穀用度

二 民部省 管寮一司四

卿 一人

掌、参萬機、總判地方護衛地理戸籍田野開拓勸奨農商

大輔 一人 少輔 不可過二人

大録 權大録 中録 權中録 少録 權少録

史生

省掌

使部

寺院寮(以下、未詳)

頭權 助權 大屬權 中屬權 少屬權

地理司

正權 大令史權 中令史權 少令史權

庶務司 正權 大令史權 中令史權 少令史權

農部寮 掌、桑褒牧農之事務

開墾司 掌、田野開墾之事務

三 大蔵省 管寮一司六

卿 一人

掌、参萬機、總判租稅造幣金穀出納

大輔 一人 少輔 不可過二人

大録 權大録 中録 權中録 少録 權少録

史生

省掌

使部

造幣寮(以下、未詳) 頭權 助權 大屬權 中屬權 少屬權

用度司 正權 大令史權 中令史權 少令史權

通商司 正權 大令史權 中令史權 少令史權

監督司 正權 大令史權 中令史權 少令史權

租稅司 正權 大令史權 中令史權 少令史權

正權 大令史權 中令史權 少令史權

少史 權少史

掌、受事記錄

主記

掌、同餘史生

舍人局

雅樂局

監部局

官掌

使部

大臣自代トシテ百官有司ノ私曲探索スルヲ掌ル

司法臺 管司二

尹 一人

掌參萬機、總判執法申律訴獄斷訟捕亡

大弼 一人 少弼 不可過二人

掌、參萬機、贊尹職務

大疏

權大疏

中疏

權中疏

少疏

權少疏

史生

臺省

大判事 二人

中判事 三人

少判事 四人

掌、案覆鞫狀、判諸争訟

大解部

中解部

少解部

掌、問窮争訟

速部司

正 大令史 權

權正 中令史 右同

助 少令史 右同

速部

囚獄司

正 權

助 權

大令史 權

中令史 權

少令史 權

中務省 管職一寮一司一

卿 一人 准大臣兼之

掌、參萬機、總判侍從、獻替、規諫、宣旨、勞問、及女王命婦宮人名

帳位記、禮儀進退黜涉

大輔 一人

掌贊成卿職務

少輔 不可過二人

掌、與大輔同

神祇官權大史以上、司法臺權臺疏以上、諸省且權大錄以上人ハ臨時受指

置事務命

大錄 不可過五人

權大錄 不可過十人

中錄 不可過十五人

權中錄 不可過

掌、受事上抄、勘署文案、檢出稽失、及傳達受付、餘省准此

少錄 權少錄 史生 少掌 人員不定、依時可有增減

侍從

次侍從

侍讀

大 典醫 中典醫 少典醫

八、会津藩処置に関する草案(明治三年九)

米二万石 午初年

同一万五千石 未二ヶ年目

同一万石 申三カ年

右之通被下置候条、若松ヲ始東京高田在住之者共一同支配地へ引移、未々迄家産相立候様処置可有之事

但、北海道江移住相成候分

一、若松ヲ始東京并高田藩江御預ケ人員、来ル三月限御扶助不被下候事

九、官制草案(明治三年)

神祇官 管寮一

伯 一人 左右大臣兼之

掌、参萬機、相祭典、知諸陵、監宣教、管祝部神戶、総判省中一切事務

大副 一人 少副 不可過二人

掌以て、参萬機、贊成以て、参萬機伯職務

大史 不可過三人、權大史 不可過五人、少史 不可過六人、權少史 依時可有、増減、少史 不可過

六人

掌、受事上抄、勘署文案、檢出稽失、知宿直

史生

掌、繕寫公文 餘史生准此

官掌

掌、通候人達書疏、檢使部

使部

宣教使

長官 一人 次官 一人 大主典 不可過五人 權大主典 不可過

十人

少主典 權少主典 人員不定、時依可有増

減

史生 使掌

大博士 權大博士 中博士 權中博士

少博士 權少博士 大講義生 中講義生

少講義生

諸陵寮

頭 權頭 助 權助 大属 權大属 少属 權少属

太政官

左大臣 一人

右大臣 一人

掌、補佐

天皇、統判立法施政司法條件、舉賢任能、獎督内外事務

准大臣 不可過三人

諸卿 諸輔

掌、贊成左右大臣職務

大辨 一人 中辨 二人 少辨 二人

掌、傳達受付、内外庶務、及知宿直

大史 權大史

掌、勘詔奏、造日誌、勘署文案、檢出稽失

一、旅勤渡方之事

内

○支度料

○旅行用

○諸入費

右一等官^ハ七等^ハ迄段取調可合之事

○御用向ニテ入費

是^者時々之吟味ニテ決スヘキ事

一、予メ銀預リヲ拵置、銀方ニ於テ受取之人^ハ相渡候事

一、右銀預リを受取人^ハ銀揃ヘ持参リ候得共、同局ヨリ即相渡シ、但し銀

受取之節^者其人^ハ右預リヘ受取判之事

(主役欠印)

證	何番
銀何百目 (監察或ハ全役印)	
右ハ官棒或ハ祿	
此銀受取 (受取■印)	
何月何日	雜務局 (局ノ印)

一、米渡方之事

右^者米蔵管ニテ可然歟

六、兵部省に関する意見書(明治二年)

大政機務關係之納言ニシテ別段兵部機務掛ト申^者名義如何可有之哉、且當節兵部卿辞表御差出相成候ニ付、當分兵部御兼任ニ候哉、左スレハ兵部省伺之通相成候哉、御差廻有之間敷候ヘ共、兵部省ヘ御出仕之節^者則同省卿之御職務迄之義ニ付、於同省御獨斷無^者勿論ニ奉存候、左スレハ隔日御出仕ニ

も及間敷歟、心得方も有之義ニ付、別書ニテ就キ何置度奉存候事

編者註

① 『明治史要』明治二年十一月二十三日条「大納言岩倉具視ニ兵部省御用掛ヲ命ス」、同年十二月二十三日条「是ヨリ先、兵部卿嘉彰親王、上奏シテ職ヲ辞ス。聽サス。是ニ至リ、其請ヲ申ネ、歐洲ニ赴キ、海軍學ヲ講習センコトヲ請フ。之ヲ聽シ、兵部卿ヲ罷ム。」

② 『明治天皇紀：卷二』明治二年同年十二月二十三日条「兵部卿嘉彰親王、夙に海軍に志し、親しく海外に航して一身を生徒の間に伍し、以て修學せんことを欲し、上表して辭職を請ふこと、春來既に三回に及べり、是の日、天皇、親王を召し、其の志を嘉尚し、其の請を聽したまふ」

七、会津降伏人之処置に関する草案(明治三年カ)

會津降伏人

一 三千人 東京

一 千五百人 榊原

一 三百人 若松

外右ヘ附属之婦女子其外一万三千余人

右之内ニ而北海道ヘ移住被

仰付候者幾千人歟、引除残り慶三郎ヘ引渡、尤數多之人數高三万石ニ而調^者相成間布ニ付、當分御見割候様扶持米被立下、追而開墾等銘々産業ニ基候様御所置可被仰付歟

略)：藩主直大は、既に七日を以て佐賀を發し、十日伊万里より、電流丸に塔じ十五日大阪に着する予定なりしが、未だ上船せざるに先ち、伏見鳥羽の警報に接し、事の意外なるに驚き、暫く出發を中止し、京阪の形勢を察せんが為め、其地に止まるに決し、同時に參政中野教馬を先發として大阪に至らしめ、直大出京延期の事を(補：深堀領主・鍋島)孫六郎に伝へたり。斯くて直大は、約旬日を伊万里に徒消した後、廿一日同地を抜錨し、廿七日大阪に着し、孫六郎をして翌日京都に入らしめ、自分は二月二日を以て始めて入京するに至りたりき。…(中略)…

三、覚書(石狩州・後志州云々)

石狩州

石狩郡之内初寒(ハツシヤ)

札幌郡

トユヒラカ川筋

川上

後志州

太櫓郡

四、官制草案(慶應四年・明治元年)

一 吟味評議人之撰擧之事

(判断不能)

右一 之内ニ而可然ものハ ツヘシ、
(判断不能) 此ものハ 覺

宜敷人物、平生之行状正、物慥成ものを可撰、朝廷上ノ救助ヲ受又ハ

人ノ奴婢ト成り候ものハオアリト雖、人物ニ而撰人主不得敷ニ充ツヘカラス

一 吟味評議吟味頭 人取立之事

右者諸評議人ヲ指揮之決定スル役を掌トルナリ

一 出火後家立之事

右者其區中ニ而身元相應之もの、夫々出銀為致、吟味人中ニ而借受、家を作り拵遣ハセ、其家ニ住居致候ものハ家員取立、月々敷幾年敷ニ而元利分段々可拂事

一 公事訴訟人別出入吟味之事 評議

一 男子女子共ニ書算等教育事

一 氏子改メ姓名改メ等之事

一 區中家業生産ニ就キ 吟味之事 (判断不能) 評議

五、藩政改革覚書草案(明治二年)

一、御側御遺料、毎年十二月ニ其月之相場ニテ代銀を以渡方之事

一、三ノ御丸右同

一、兩御前様右同

一、御子様右同

一、諸役所御遺料ハ季末々々銀ニテ渡方事

一、家禄ハ高之半ハ季末々々相場ニテ銀渡方、残り半ハ米ニテ渡方可相整、但し半高之米五十俵以上ニ相成候分ハ銀ニテ渡方事

附リ、本冬末銀ニテ取置人ハ願出次第、月相場を以御買入相成候事

一、官俸八月々相場を以代銀ニテ渡方之事

たからである。

- ④ 中野数馬。文政元年（二八一八）〜明治十四年（二八八一）。中野家は世々鍋島侯に仕えた名門で、「天保十年長兄神右衛門の養子となり、安政五年出仕して座席仰付けられ、諸役所相談人を命ぜられる。萬延より慶應に至る間尊攘の論盛にして内外多事の時に方り、藩主直正に従て国事に奔走し、或は長崎防備を講じ、或は長州征伐若くは北陸道出兵に際して軍事相談役となり、其他京都屋敷頭人となりて四方の志士と折衝し」た。維新後は、明治二年直大が藩知事に任じられた際執政に命じられ、のちに権大参事に転じた。そして、同三年六月上京議院に列せられたが、同四年の廢藩置県と共に辞職（『佐賀県歴史人名事典』）。

- ⑤ 大木民平は、大木喬任（一八三三〜一八九九）。慶應四年閏四月徴士。参与・外郎事務局判事、京都府判事、軍務官判事、同年九月議事体裁取調御用、十二月東京府判事、明治三年民部大輔、明治四年民部卿、初代文部卿、教部卿などを歴任して、明治六年参議となった。

- ⑥ 楠田知才は、楠田英世（一八三〇〜一九〇六）。明治三年二月大学大丞、同年閏十月大史、十一月国法会議出仕、明治四年八月司法少判事。

- ⑦ 石井龍右衛門は、石井松堂（一八二五〜一八八二）。佐賀藩士北島武兵衛政長の次男として生まれ、のちに藩士石井林太夫廣氏（三男家）の養子となった。

- 名は鉄、諱は成徳。藩校弘道館、ついで夏秋富雅に学び、弘道館助教を経て、私塾純粹社を主催した。門下生には、江藤をはじめ、大木喬任や大隈重信等などがいた。副島種臣とは親友の間柄であったといわれている。また、佐賀戦争後に『江藤新平伝』を執筆している。

- ⑧ 八隈八太郎は大隈八太郎こと、大隈重信か。

- ⑨ 徳久幸次郎は、徳久恒範の弟、徳久恒敏（弘化三〜明治十）。戊辰戦争では奥羽鎮撫総督使番役として東北各地を転戦した。明治四年佐賀藩権大属格に任じられたが、同五年二月左院少議生となり、ついで二等議生に任じられた。同七年の佐賀戦争では征韓党の一員として戦い、江藤と共に薩摩に逃れた。そこで、石井竹之助と共に薩摩に留めさせられ、桐野利秋の庇護を受けた。同十年に西南戦争が

起こると、薩摩に身を投じて各地を転戦した。同年四月七日、萩原堤（熊本県八代市）において戦死。享年三十二（『江藤南白』）。

- ⑩ 坂部晋三郎は、『義経同盟連盟帖』安政二年条、安政五年条、安政六年条に名が見える。

- ⑪ 嶋國右衛門（一八二二〜一八七四）は、佐賀藩士、諱は義勇。慶應四年七月、東京府権判事として判事の江藤新平と一緒に民政兼会計を担当、十二月には江藤と共に会計官判事となっている。

- ⑫ 坂田源之助は、坂田伯孝。慶應四年から明治二年神奈川裁判所・神奈川府、明治二年八月十八日大蔵省出納権正、明治四年七月二十九日出納大佑、明治四年八月十日出納寮出納助、同年十二月二十七日検査助、明治六年六月十五日大蔵省六等出仕、明治九年一月十三日大蔵少丞。（『百官履歴（二）』）

- ⑬ 「五月丸」とは、皐月丸。一八六三年イギリス・ラスコー製で、原名「エド」。慶應二年（一八六六）五月長崎において英商より購入した。本来は輪送船として建造されたものであったが、鉄製の大型艦であったので武装して軍艦として使用した。

- ⑭ 「甲子丸」は、一八五七年英国製で、原名「カルチーテ」。元治二年（一八六四）九月長崎において英商より購入。本来は輪送船として建造されたが、鉄製の大型艦であったので武装して軍艦として使用した。

- ⑮ 原次郎兵衛は、鍋島家秘蔵の砲術であった円極流の師範役で、代々石火矢頭人を任じられていた（『鍋島直正公伝』第三編）。

【参考】

- ① 的野半助『江藤南白』（原書房、一九二四／一九六八復刻）二九〇〜二九二頁

南白（補：江藤）は藩論一変と同時に藩命に依り、慶應三年十二月下旬、出京の途に上れり。尋で直大も亦翌四年正月七日を以て佐賀を發し、伊万里に出て、藩の汽船電流丸に塔じて向ひたり。

南白の着京日時は明白せざるも、彼は、此の機会を得て单身急行したるものなれば、遅くも歳末年始の間に着京したるは掩ふ可らざる事実なり。…（中

為致兼候御事も有之候由

一 正親町三條殿者実ニ秀才之御方之由、風評仕居候得共左迄者無之、押通才明之御方ニ而正直之御方之由

一 大原三位殿正直剛強、堂上方中ニ而者下情御通達と申事ニ而御座候、併秀才智謀之御方ニ而者無之哉之由

一 姉小路殿者未夕御壮年ニ而候得共、才氣能辨之御方之由ニ而、寵遇も衆列ニ而無之、殿下も一方被思召候由、併輕率之御失有之候共ニ而者無之哉之由

公卿方之御事ニ付密奏之筋有之、少々 (判読不能) □ 風有之間敷之事

二、掌中記(慶應四年春)

(表紙)「慶應四辰春

掌中記

江藤新平識」

一 慶應三年卯十二月廿九日、夜五ツ半時比、御城御目付方罷出候處、郡目付役被仰付候旨、御目付高木大助殿方内達

一 同年同月晦日、昼出勤之處、大御目付成富新兵衛殿方郡目付役被仰付候旨、御達有之候

一 慶應四年辰正月元日、御祝儀として御目見相整候

一 同月二日、朝出勤、當年始者
上様七日方御上洛被遊候ニ付、如形今日方出勤被相整候旨、一昨日歳暮廻達ニ成ル

一 同月三日、無事出勤、祝義廻勤

一 同月四日、無事同断

一 同月五日、右同断

一 同月六日、出勤之處誓詞被仰付、佐賀 (判読不能) □ 郡被相達、一順上京被仰付候旨、大御目付方被相達

一 同月七日、出勤之處、御目付野田清右衛門殿方中野数馬殿方御用被相達候事等も承り候様、其上在京之御目付相達候様被相含、晚暇乞逆被参候人数左ニ

大木民平殿、楠田知才殿、石井龍右衛門殿、八隈八太郎殿、徳久幸次郎殿、中嶋彦九郎殿、坂部晋三郎殿、嶋團右衛門殿、坂田源之助、福地六郎右衛門、副島藤七

晚、小田駈着

八日、伊万里中町京屋着

九日、五月丸乗込、晚京師之申来ル

十日、甲子丸へ又々乗移り

十一日、出船、御酒被為拝領

一 正月十一日、玄界洋ニ而数馬殿方被相達候儀、左之通

一、京撰景況之事

一、馬関鎖ヤ否之事 (判読不能)

一、原次郎兵衛殿其外 (判読不能) □ □ 聞 (判読不能) □、若其儀不出来候ハ、御船被乗込候ニ付而之談判

一、手明鐘五拾人右同断

編者註

① 高木大助。「慶應三丁卯年惣番秩禄」には、物成百石とある。

② 成富新兵衛。杉谷昭『鍋島関叟』(中公新書、一九九二)によると、明治二年、蓮池藩の徴士として出仕している。

③ 「上様七日」云々とあるのは、十二月に朝廷から藩主直大に対して「来辰正月より三月迄京都三箇月詰御警衛上京被仰付」と、三ヶ月間の京都の警衛を命じられ

一 薩州前断之胸億故歟、近来よく舉賢使能天下二稀なると申候、殊三郎

殿舉賢を第一之務と被致候由二而、元薩州の御附人筑前藩工藤右衛門

と申人、去春頃の歟亡命上、京仕居候処、薩州の被擧藤井良悦と改名、

同藩本多彌右衛門兩人一件方懸合命し被置、當春以来寄隅之諸浪人頭

之様致し居候、摠而當時良悦二者三郎殿供二而關東下向致し居候由、長

州八頗る舉賢と申事を目斗とハ致候由二候得とも、擧様甚惡敷、薩之

（前被不施）
□□□申事二御座候

一 薩州之義、堂上方其外江過分之御仕成有之、且寄隅浪人をも厚扶助相成

候由

一 豊後岡藩小河彌右衛門始四拾人、依主命亡命仕候由、右者中川様の豫薩

州江御申通相成居候由二而、右彌右衛門始格別之御仕成有之候由、右

岡之御趣意者小藩二而上洛出來兼、然し天下之御為二者盡力度と申事二

而、前断之通り御計ひ有之居候由

但し此事内心者當春薩之一擧二付而者天下之落着不量知、若し薩州成

功之時困亡命之故を以其賞二預り、又薩之功不立時者關東江後口暗

ク無のためや二而も可有之哉と申評も御坐候

（証紙 朱卷）
「キ」

一 前之結城筑後守村井修理少進兩人江薩州の取取庫備相成居候由、此兩

人者堂上方も頼母敷被思召、京都忠臣第一之評判を取居、諸藩之出入も

多ク、此人々之取成故歟、薩州是迄睨と仕出候事も無之候得共、只無

術と評判者宜敷有之候由

一 長州之義藩中衆議陣々二而一心同致不仕、尤うた上、京之砌隨分振起

りいたし居候由二候得共、同人退役以後者士氣相弛遊山等敷儀等往々被

行、且衆義粉々一時之御栄出も急埒不仕候申、「右之都合二付うたハ退

役之上國元引取塾居、其末公卿方江周旋致候ものハ桂小五郎二而、當時

ハ右御疑念も相開ケ候、併し小五郎もうた南説ナレ」將又當時同藩

御周旋之地定者是と申申計無之、先以公武御合躰之事を先務ナして攘夷

者第一議之事ナ相成居候、一躰前役うた栄出を受ず相成居候由二候得共、

大ニ致開港候と申事ナ而も無之、又攘夷ナ而も無之、是迄之末ナ付見

込無しナ周旋有之候事共ナ而も無之哉、尤天下之高論ナ困ルと申事ナ而

御座候、是者うた在勤之砌、通商航海之見込ナ相決建議ナ及候處、議論

相發、幕府之説ナ致從属候連、前段之通り朝廷向き不首尾ナ相成、藩

中不服ナ付、うた退役後、天下之高論ナ困ル之説を以申粉シ相防ギ居

候由之處、當時ナ而者右之説地論ナ相成、毎事高論を相求候付、前断衆

議粉々諸事急埒不仕候申、只々公武御合躰之事を先務ナして攘夷小第

士儀之事と申、右御合躰之周旋も見込不是と申事聞及ひ不申候、是前

段不首尾之事ナ困て形之通りナ移行因縁ナ而、要之薩小因長變議、長

小亦困之地論を弛め、直ニ本来之面目を失ひ候申に而、まして仕出候

事小無之、今小卑前段之義準にも不似合、
■
薩小西海道之執

權ナも相成内存、長も色々と内存在有之歟

一 肥後者来月九日頃、筑前者来月半比ハ出立御上洛之由、久留米者節角

御内命御願中二而同藩池尻茂左衛門柴原何某致奔走居候由、左候而

追々ハ又々所々江御内命下り候共二而者無之哉、尤御名前者差分り不申

候

一 薩州當春以来之費金凡拾萬兩余、當時在、京之人數三百人余、伏見大

坂二而五百人余、都合八百人余、長州在、京九百人余、當春以来是迄

之費金拾萬兩余之由

但右人數者上御家老の下汲樵辻算之候

一 近衛殿下ハ正直寛容之御方之由、併才明二者格別不被為在御方之由

一 轉法輪殿者格別評判も不仕候得共、一説二者堂上方第一等之御方二而可

有之由、摠而、宮様江節々御出有之、御密談度々及數刻二候由

一 中山大納言殿者才明之御方之由、併好利之御失有之候二付、正義一貫被

趣意ニ往々相悖り候付、右等之筋急度相改、亡中納言殿之遺志を相
守候様、右者夫々幕府ハ 叡念明達仕候通取計相成候様

薩州上洛之議、去冬安藤對馬守殿久世大和守殿被迫御讓位候事有之候
由、是ハ承久之故事調方を塙次郎へ被命候之處、次郎余り無勿体事と
相考、密々ニ右之様子近衛殿江 申上候末達叡聞候處、叡慮不穩、同殿ハ
幕吏之罪を糺候様薩州江 御頼入相成候、是ハ去年極月ニても有之候や、
素り薩州亡修理太夫様英邁ニシテ （前段不能） □ 天下ニ志し被為在候由ニ而、
國內議論大方名分始知り候人多く有之、薩州も初メ之程者 議論紛々、同
藩有馬新七其外深く慨嘆、三郎殿周旋を以て争候由ニ付、終ニ右御頼
之旨ニ應し候通相決候由

此時筑前浪人平野次郎卜申者も安藤久世之罪を糺し候義を薩江 死を以
御頼仕度迎、中山殿侍亡命田中河内之介其外一同入薩之處、最早御頼
之旨ニ應し候儀決定相成居候由ニ而、右浪士儀も略預其議候由、偕右
ニ付而之治定ハ三郎殿出馬暫時京都立寄、其末関東江 下向、安藤久世之
罪を糺シ、又九条関白殿、且所司代酒井若州ハ諸浪人之手ニ而攻寄候
筈、尤伏見ニ出張致居候薩藩ハ 之しらせ次第第一挙ニ攻立候通謀合置、
諸浪人凡三百人斗り洛中洛外ニ身を忍、薩之合圖を待居候筈之處、薩

二者長州藩永井（雅考） 二説レ、彼是猶豫日數を送候内、右浪人共兵糧ニ迫
り、又ハ最前之氣勢相弛、氣々區々ニ相成致分散、右之結構空敷相成
候由、偕此企ニ付而者玉葉其外武器一通拵方ニて浪士共ニも少々貯居候
金銭遣潰、只今ニハ甚だ難儀致流浪居候者不少由、且右企ニ頭立候浪
士ハ人相書を以テ幕府ハ 稠敷御穿鑿有之候由候得共、公然卜京攝之間
ニ横行罷在候由

一 最前薩同勢伏見參着之處、前件之通（雅考） 二被説付、三郎殿變議有之候
二付、薩藩有馬新七其外も余程致諫争候由候得共聞入無之ニ付、右新
七其外八人天下ニ對シ面目無之由、伏見寺田屋と申旅宿ニ而切腹可仕

いたし候半、三郎殿之命を受右切腹差留之ため駈付候同藩道嶋五郎太
夫と申す人を及切害ニ、各切腹いたし、尤外ニ新七同議山本四郎と申
人者京都ニて切腹仕候由、右一件を薩ハ 申唱候者、三郎殿之命ニ而新七
其外を打果シ全切腹ニ而者無之形ニ取成風評為致候由、訳者前段之通之
忠臣不服、諫争之末切腹いたし候旨有之候而者外聞不宜付、右之通申觸
候由ニ候得共、是ハ して諸方之浪士杯も無何と薩を疎し見限り候者も
數多有之候由

一 右之都合ニ而自然と薩長一和公武御合躰之周旋ニ相決、幕府江 相懸候儀
者薩州主と成 朝廷ニ相懸候御事者長州、是を請持候様談決、只今迄其
通ニ而御座候、右永井（雅考） うたと申ハ兼而久世侯之氣入ニ相成居候訳を以
て形之通り諸事相ツクロいて出來候由、且又諸國之浪士者幕府江 相關儀
ニ付、公武御合躰薩州も程能取扱、浪士も押鎮メ、且通商交易大ニ相
開キ、幕府之御趣意全相達候通り天下之ため差部り致周旋度旨、最初
右（雅考） うたハ 久世侯能々申通、早速上 京其旨を以段々榮出候半、右三郎
殿伏見參着、已ニ可及一挙處を前段之通り説付相鎮り居候半、

一 薩之隱密方藤井良悅と申人、右（雅考） うた儀最前久世侯と密談相成居候廉々
聞取、其旨及披露候ニ付、前之結城筑後守村井修理少進兩人ハ 長州者
幕府之御為而已相計、天下之御ため相成候儀無之旨致密奏候由、五月
末頃（雅考） ハ七月末頃迄 （判然不能） □ 比迄、是ハ 長州忽 朝廷向散々之御不首尾と
相成候由、是ニよつて同藩（日下） 久坂玄隨其外攘夷之正説ニよらす國辱を取
候と相憤り、右（雅考） うたを毎度可打果いたし候得共、終ニ所存を遂す、其
末（雅考） うた者退役之上先以國元引取蟄居、右等之故ニも候歟、薩長外向者
し候様有之候得共、内實者甚不和之由

一 薩州内存者西海道之執権等ニも相成度と申事ニ而者無之哉之由、右之都
合故歟薩長建議之末幕府江 之勅命ニケ条目ニ依豐太閤之典故、使治海之
大藩五國稱五大老為咨 （判然不能） □ 國政防禦夷狄處置と有之候趣

第四二二章 「史料翻刻」川浪家所蔵 江藤新平関係文書

島善高・星原大輔・齋藤洋子・重松優

書類の部

一、「京師其外二而」云々草案(文久二年)

京師其外二而見及聞 (同謀不能) 候廉々左之通二御坐候

一 朝廷御内決之御書付写取不相叶二付、記憶之書留

右者四月以来御栄出之根元、且者此後御栄出之礎基二而御坐候由、癸丑

甲寅以来外夷之事二付、幕吏其處置を失ヒ、未曾有之國辱を取り、加之國を患ル諸方之忠士を殺し言語二絶候振舞、且右忠士をして國之為

メ力を盡させざる事

朕遺感二不堪、此下戊午年以来之事蹟
一々觀念之法筋有之候

去年幕之老吏奏曰、方今之如ク

朝廷之御主意と関東之主意を相振り候而者、益天下不穩、終二

神州之御瑕瑾とも可相成、依之

和宮被降嫁大樹度、於然ハ全國一致仕候付、十年内二者夷狄退攘、御國

威復旧可仕と再三請而不止、抑

皇胤を以降嫁武臣二候義ハ 朕遺感難堪候共、

天祖以来代々

先皇御宇、數十萬年之間、外夷之悔を受候事如此甚事ハ無之、

朕力代ニ至りて若崩沈ニ至り候事等有之候ハ、上對

天祖、下對萬民、何以可謝乎、依之一姪之故を以、天下之重事とハ難

換と

觀念を被為決、其請俟不得止

和宮を降嫁大樹候、就而ハ若し十年内ニ幕府不奉 朕意候ハ、朕自ら卿等及四方之牧伯を率て雌雄を一戦ニ決し欲撃攘外夷新起天下、卿等能體之

右之本紙ハ俗文ニて無之眞片加ナニて御坐候、且朱書ニて薩長之両藩周旋方ニ付、写を以下ゲらるゝと有之候事

去月廿七日曇華院官様附諸大夫結城筑後守同侍村井修理少進兩人、姉小路殿江差上候書附之意味大概記憶之分、左二

只今迄之周旋之通二而ハ 公武御合体有御坐候、其詮早速ニ相見不申二付而ハ来ル十月兵庫開港之筈、右者

京都近キ御場所柄開港之議決而不相叶、御打攘ニも相成候通之目計相立、屹度周旋有之候様下命有御坐度、且又 朝廷之御秘事々々漏泄致候、右者官女方ハ相漏候事ニ而者能々御詮義被為在候方ニ而有御坐度旨

申上候由

一 大原殿関東下向勅命之振合、長州侯扱又嶋津三郎殿兩人ニ而周旋有之候様御内命之處、其砌長州侯ニ者御在京無之附、三郎殿計り下向相成居候処、東海道中ニて長州侯御行合相成筈之處、態と道を違へ御旅行ニ

附御逢無之、御上洛有之候由 此事機
詳悉し、其後生之ニケ条之勅命長州侯御請持

関東御下向相成候様御内命有之候由ニ候得共、色々と手を入、世子長門守様を御名代として去月三日ハ被差越候旨、尤ニケ条勅命之意味左

二、但写取不叶ニ附記憶之俣也

一 戊午以来 京都ニ而被捕候諸浪人、扱又上巳以来之水府浪人、且當正月之變ニ附而之浪人其外、為國家身を亡候者共、姓名出生不殘委細ニ書取、達

一 叡聞候様

水府亡前中納言殿誠忠之段厚ク

一 叡感被為在候付、被贈大納言之御旨

附り、水府當時之處、姦吏得時國中不行届之趣ニ而、亡中納言殿之

平成 16 年度～平成 18 年度 科学研究費補助金《基盤研究（B）（1）》研究成果報告書
【課題番号：16320094】

「江藤新平関係文書の総合調査」研究成果報告書

発行日：平成 19 年 3 月 1 日

発行者：江藤新平関係文書研究会（代表 島 善高）

〒169-8050

東京都新宿区西早稲田 1-6-1

早稲田大学社会科学総合学術院（島善高研究室）

TEL：03-5286-1440 FAX：03-5286-1440

印刷所：(株)早稲田総研 20号館MDコーナー

TEL：03-3208-5270 FAX：03-3208-5240